

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 5年 4月 5日	第197号
	発行所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋 市 役 所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長 発行人	

目 次	ページ
条 例	
○ 名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例 (緑土・総務課) (第15号)	44
○ 名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 (住都・建築指導課) (第16号)	46
○ 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (子青・総務課) (第17号)	55
○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例 (子青・総務課) (第18号)	57
○ 福祉事務所設置条例の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第19号)	59
○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第20号)	60
○ 名古屋市老人福祉施設条例の一部を改正する条例 (健福・総務課) (第21号)	62
○ 名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例 (消防・総務課) (第22号)	64
○ 名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例 (総務・総務課) (第23号)	69
○ 名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例 (総務・行政改革推進室) (第24号)	70
○ 名古屋市立学校設置条例等の一部を改正する条例 (教育・総務課) (第25号)	71
○ 名古屋市職員退職手当基金条例 (総務・給与課) (第26号)	74
○ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例 (総務・給与課) (第27号)	76
○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例 (住都・総務課) (第28号)	90
○ 名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例 (住都・総務課) (第29号)	93
○ 学生タウンなごや推進基金条例 (総務・総合調整室) (第30号)	96
○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例 (ス市・地域振興課) (第31号)	98
○ 名古屋市市税条例の一部を改正する条例 (財政・税制課) (第32号)	100

規	則		
○ 名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第21号)	103
○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則	(住都・建築指導課)	(第22号)	106
○ 名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則等の一部を改正する規則	(子青・総務課)	(第23号)	108
○ 公印規則の一部を改正する規則	(総務・法制課)	(第24号)	110
○ 名古屋市消防吏員服制等に関する規則の一部を改正する規則	(消防・総務課)	(第25号)	115
○ 名古屋市臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第26号)	117
○ 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課)	(第27号)	120
○ 名古屋市中小企業振興会館条例施行細則の一部を改正する規則	(経済・産業企画課)	(第28号)	122
○ 名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則	(財政・資産経営戦略室)	(第29号)	123
○ 名古屋市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(消防・総務課)	(第30号)	124
○ 消防法等施行細則の一部を改正する規則	(消防・総務課)	(第31号)	128
○ 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・市立大学室)	(第32号)	131
○ 名古屋市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(ス市・市民活動推進センター)	(第33号)	132
○ 名古屋市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	(ス市・市民活動推進センター)	(第34号)	133
○ 名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(教育・総務課)	(第35号)	135
○ 名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則等の一部を改正する規則	(ス市・スポーツ施設室)	(第36号)	136
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第37号)	138
○ 会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第38号)	158
○ 保健所長委任規則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第39号)	159
○ 名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則	(消防・総務課)	(第40号)	161
○ 名古屋市介護保険条例施行細則及び名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第41号)	166
○ 名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第42号)	168

○ 名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第43号)	170
○ 職員分限審査アドバイザーの設置に関する規則	(総務・人事課)	(第44号)	172
○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第45号)	174
○ 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第46号)	177
○ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第47号)	179
○ 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第48号)	181
○ 名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第49号)	183
○ 管理職手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第50号)	185
○ 初任給調整手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第51号)	189
○ 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第52号)	190
○ 宿日直手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第53号)	192
○ 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第54号)	193
○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第55号)	201
○ 被服貸与規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第56号)	203
○ 出納員等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・人事課)	(第57号)	209
○ 名古屋市情報公開条例施行細則の一部を改正する規則	(ス市・市政情報室)	(第58号)	211
○ 名古屋市個人情報保護条例施行細則	(ス市・市政情報室)	(第59号)	212
○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則	(会計・出納課)	(第60号)	248

告 示

○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定に関する告示の一部改正	(財政・税制課)	(第181号)	253
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第182号)	254
○ 市街地再開発組合の解散認可	(住都・都心まちづくり課)	(第183号)	322
○ 農用地利用集積計画について	(緑土・都市農業課)	(第184号)	323
○ 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除及び形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第185号)	325
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第186号)	326
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第187号)	327
○ 市営路外駐車場の使用料の収納事務の委託について	(住都・交通企画課)	(第188号)	329
○ 指定納付受託者の指定	(住都・交通企画課)	(第189号)	330

○ 景観重要建造物の指定について	(観光・歴史まちづくり推進室)	(第190号)	331
○ 指定管理者の指定について	(ス市・男女平等参画推進室)	(第191号)	332
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第192号)	333
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第193号)	350
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第194号)	352
○ 特定計量器定期検査の実施	(経済・産業企画課)	(第195号)	353
○ 都市景観保存樹の指定解除について	(観光・歴史まちづくり推進室)	(第196号)	355
○ ささしまライブ24土地区画整理事業の事業計画の変更	(住都・ささしまライブ24総合整備事務所)	(第197号)	356
○ 指定介護予防支援事業者の廃止	(健福・地域ケア推進課)	(第198号)	358
○ 指定介護予防支援事業者の指定	(健福・地域ケア推進課)	(第199号)	359
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第200号)	360
○ 名古屋市青少年交流プラザ(分館を除く。)の臨時開館について	(子青・青少年家庭課)	(第201号)	363
○ 令和5年度一般廃棄物処理実施計画	(環境・減量推進室)	(第202号)	364
○ 有松土地区画整理事業の事業計画の変更	(住都・緑都市整備事務所)	(第203号)	383

達

○ 名古屋市ホームレス援護施策推進本部規程の一部改正	(健福・総務課)	(第2号)	385
○ 名古屋市自殺対策推進本部規程の一部改正	(健福・総務課)	(第3号)	386
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第4号)	387
○ 区役所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第5号)	417
○ 区役所課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第6号)	420
○ 名古屋市東京事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第7号)	423
○ 名古屋市市税事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第8号)	424
○ 名古屋城総合事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第9号)	437
○ 名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第10号)	439
○ 名古屋市環境局工場処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第11号)	441
○ 名古屋市保健所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第12号)	442
○ 名古屋市厚生院処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第13号)	447
○ 名古屋市児童福祉センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第14号)	453
○ 名古屋市児童福祉施設処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第15号)	455

○ 名古屋市地域療育センター処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第16号)	457
○ 令和5年度における公所の分掌事務の特例に関する規程	(総務・行政改革推進室)	(第17号)	458
○ 副市長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第18号)	460
○ 区長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第19号)	464
○ 公所長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第20号)	465
○ 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(総務・給与課)	(第21号)	469
○ 職名及び補職名規程の一部改正	(総務・給与課)	(第22号)	479

市 会 達

○ 名古屋市会における名古屋市個人情報保護条例の施行に関する規程		(第1号)	481
○ 市会事務局職員の休憩時間の時限に関する規程の一部改正		(第2号)	482
○ 市会事務局事務局長以下代決規程の一部改正		(第3号)	485
○ 市会事務局情報あんしん条例施行規程の一部改正		(第4号)	486

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

○ 名古屋市議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任について		(第4号)	488
○ 名古屋市議会議員一般選挙における選挙長の事務を処理する場所について		(第5号)	490
○ 名古屋市議会議員一般選挙における開票事務と選挙会事務とを併せて行うことについて		(第6号)	492
○ 名古屋市議会議員一般選挙における選挙会を開催する場所及び日時について		(第7号)	493
○ 名古屋市議会議員一般選挙における選挙公報掲載文の掲載順序決定のくじを行う日時及び場所について		(第8号)	495
○ 名古屋市議会議員一般選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額について		(第9号)	496
○ 各種直接請求等に必要な数について		(第10号)	497

監 査 委 員 規 程

○ 名古屋市監査事務局規程の一部を改正する規程		(第1号)	499
○ 事務局長以下代決規程の一部を改正する規程		(第2号)	504
○ 名古屋市監査委員公印規程の一部を改正する規程		(第3号)	508
○ 名古屋市監査事務局職員の職名及び補職名規程の一部を改正する規程		(第4号)	509
○ 名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程の一部を改正する規程		(第5号)	510

教 育 委 員 会 規 則

○ 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則		(第1号)	522
----------------------------	--	-------	-----

○ 名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則	(第2号)	528
○ 名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則	(第3号)	530
○ 名古屋市図書館館則及び名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則	(第4号)	531
○ 名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則	(第5号)	533
○ 名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	(第6号)	535
○ 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則	(第7号)	537
○ 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則	(第8号)	539
○ 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則	(第9号)	543
○ 名古屋市博物館処務規則等の一部を改正する規則	(第10号)	545
○ 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則	(第11号)	548
○ 名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則	(第12号)	555
○ 名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則	(第13号)	557
○ 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則	(第14号)	558
○ 名古屋市美術館条例施行規則等の一部を改正する規則	(第15号)	568

教 育 委 員 会 告 示

○ 名古屋市立小学校の通学区域の変更について	(第6号)	570
○ 指定管理者の指定	(第7号)	571
○ 名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場の有料期間について	(第8号)	572

名 教 委 訓 令

○ 名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程の一部改正	(第1号)	573
○ 名古屋市立学校文書管理規程の一部改正	(第2号)	587
○ 名古屋市教育委員会職員証規程の一部改正	(第3号)	590
○ 名古屋市立学校に勤務する職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(第4号)	591

名 教 委 教 訓 令

○ 教育次長以下代決規程の一部改正	(第1号)	594
○ 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部改正	(第2号)	596

人 事 委 員 会 規 則

○ 名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(第10号)	603
---	--------	-----

人 事 委 員 会 達

○ 名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程の一部改正	(第1号)	604
○ 事務局長以下代決規程の一部改正	(第2号)	606
○ 事務局職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(第3号)	609

消 防 局 告 示

- 火災予防実施規程の一部改正について (第5号) 611
-

上 下 水 道 局 管 理 規 程

- 名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正 (第12号) 612
- 名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部改正 (第13号) 615
- 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程 (第14号) 619
- 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正 (第15号) 626
- 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正 (第16号) 627
- 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正 (第17号) 628
-

交 通 局 告 示

- 料金等徴収事務の委託についての一部改正について (第7号) 630
-

交 通 局 管 理 規 程

- 名古屋市交通局事務分掌規程の一部改正 (第2号) 632
- 交通局次長以下代決規程の一部改正 (第3号) 636
- 名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正 (第4号) 641
- 名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程等の一部改正 (第5号) 643
- 名古屋市交通局労働安全衛生管理規程の一部改正 (第6号) 650
- 産業医及び衛生管理医師就業規程 (第7号) 652
- 会計年度任用職員就業規程の一部改正 (第8号) 656
- 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部改正 (第9号) 658
- I Cカード乗車券取扱規程の一部改正 (第10号) 684
-

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課) 685
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課) 688
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課) 690
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課) 694
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課) 697
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課) 700
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経済・地域商業課) 703

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の 公告	(経済・地域商業課)	706
-------------------------------------	------------	-----

雑

報

○ 職員の懲戒処分	(消防・職員課)	707
○ 職員の懲戒処分	(消防・職員課)	708

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例（第15号）
 - 1 改正内容
 - 上前津駅自転車駐車場及び丸の内駅自転車駐車場を設置します。（別表第1関係）
 - 2 施行期日等
 - (1) 令和6年3月1日（以下「施行日」という。）から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。
 - (2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができること等の経過措置を定めます。

- 名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第16号）
 - 1 改正内容
 - (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、新設された許可制度及び認定制度に係る事務の手数料を定めます。（名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号。以下「施行条例」といいます。）第17条関係）
 - (2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定制度に係る事務等の手数料を定めます。（施行条例第17条関係）
 - (3) その他規定の整備を行います。（施行条例第17条並びに名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年名古屋市条例第41号）第8条の6から第8条の8関係）
 - 2 施行期日
 - 令和5年4月1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

- 名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第17号）
 - 1 改正内容
 - 令和 5年度の居宅訪問型保育事業の実施に伴い、家庭的保育者の要件を居宅訪問型保育事業に限り改正します。（第 2条関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（第18号）
 - 1 改正内容
 - (1) 名古屋市富田第三保育園、名古屋市千代田橋保育園及び名古屋市牧野原保育園を廃止します。（第 1条関係）
 - (2) こども家庭庁設置法の施行に伴う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）の改正に伴い、規定の整理を行います。（第 2条関係）
 - 2 施行期日
 - 別に規則で定める日から施行します。ただし、第 2条第 2項の改正規定は、令和 5年 4月 1日から施行します。

- 福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（第19号）
 - 1 改正内容
 - 福祉事務所所員の定数を定めます。（第 4条関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第20号）
 - 1 改正内容
 - (1) 出産育児一時金の額を変更します。（第 9条関係）

(2) 保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定方法を改めます。(第15条の2の2関係)

(3) 保険料の端数処理に係る規定の整備を行います。(第18条、第18条の5及び第18条の6関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。ただし、一部の規定は、令和6年4月1日から施行します。

○ 名古屋市老人福祉施設条例の一部を改正する条例(第21号)

1 改正内容

老人福祉施設の使用料及び手数料に関する規定を整備します。(第5条及び第6条関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

○ 名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例(第22号)

1 改正内容

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)による液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)の一部改正に伴い、液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査等に係る手数料の額を定めます。(第2条及び別表関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

○ 名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例(第23号)

1 改正内容

議員報酬の特例を定めるものです。

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例（第24号）
 - 1 改正内容
 - 令和 5年度における職員の定数を定めるものです。（第 1条関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 5年 4月 1日から施行します

- 名古屋市立学校設置条例等の一部を改正する条例（第25号）
 - 1 改正内容
 - (1) 名古屋市立高坂小学校及び名古屋市立しまだ小学校を統合し、名古屋市立たかしま小学校の設置等を行います。（別表小学校の表関係）
 - (2) 名古屋市立特別支援学校の名称を改めます。（別表特別支援学校の表関係）
 - (3) 名古屋市立比良西幼稚園を廃止します。（別表幼稚園の表関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 5年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 6年 4月 1日又は別に規則で定める日から施行します。

- 名古屋市職員退職手当基金条例（第26号）
 - 1 制定の趣旨
 - 職員の退職手当の財源に充てるため、名古屋市職員退職手当基金（以下「基金」という。）を設置します。（第 1条関係）
 - 2 内容
 - 基金の積立て、管理、益金の処理及び運用について必要な事項を規定します。（第 2条から第 5条関係）
 - 3 施行期日
 - 令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一

部を改正する条例（第27号）

1 改正内容

非常勤の職員に支給される報酬の額の改定等を行います。

(1) 非常勤の職員に支給される報酬の額の改定等を行います。（名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）別表第 2及び別表第 3関係）

(2) 組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）第12条の 3、第12条の19、第12条の25、第12条の28、第18条、別表第 2、別表第 5及び別表第 7関係）

(3) フレックスタイム制に関する規定の整備を行います。（職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第 2条関係）

2 関係条例の整理等

非常勤の職員に支給される報酬の額の改定等に伴い、名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第 5号）及び職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）の規定の整理等を行います。

3 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（第28号）

1 改正内容

(1) 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、個人情報の定義等に関して規定の整理を行います。（第 2条、第47条の 2、第48条の 2、第48条の 5、第50条から第53条関係）

(2) 市営住宅の入居者の資格に関して規定の整理を行います。（第 5条関係）

(3) 市営住宅の敷金に関して規定の整理を行います。（第 5条及び第16条関係）

(4) 市営住宅の公用開始に伴い、別表を改正します。（別表関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。ただし、入居手続等に関する規定は公布の日、別表の改正規定は別に規則で定める日から施行します。

○ 名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例（第29号）

1 改正内容

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、個人情報の定義等に関して規定の整理を行います。（第 2条、第26条の 2、第29条、第32条から第35条関係）
- (2) 定住促進住宅の入居者の資格に関して規定の整理を行います。（第 5条関係）
- (3) 定住促進住宅の敷金に関して規定の整理を行います。（第12条の 2関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。ただし、第12条の 2第 1項の改正規定は、同年 9月 1日から施行します。

○ 学生タウンなごや推進基金条例（第30号）

1 制定の趣旨

学生から選ばれるまちづくりの推進を図る資金に充てるため、学生タウンなごや推進基金（以下「基金」という。）を設置します。（第 1条関係）

2 主な内容

- (1) 基金の積立について定めます。（第 2条関係）
- (2) 基金の管理について定めます。（第 3条関係）
- (3) 基金から生じた収益の処理について定めます。（第 4条関係）
- (4) 基金の運用について定めます。（第 5条関係）

3 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（第31号）

1 改正内容

次のとおり新たにコミュニティセンターを設置します。（別表関係）

名 称	位 置
名古屋市平和コミュニティセンター	名古屋市中区平和一丁目14番22号

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。

○ 名古屋市市税条例の一部を改正する条例（第32号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

(1) 個人の市民税

ア 給与支払報告書等の光ディスク等による提出特例の事前承認が廃止されたことに伴い、規定の整理を行います。（第22条関係）

イ 長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限が延長されたことに伴い、規定の整理を行います。（附則第19条関係）

(2) 軽自動車税

軽自動車税の種別割について、環境性能に応じて税率を軽減する特例の適用期限が延長されたことに伴い、規定の整理を行います。（附則第17条関係）

(3) その他

規定の整理を行います。（附則第14条の 6、第16条の 2の 2及び第16条の 4関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（第21号）
 - 1 改正内容
 - 上前津駅自転車駐車場及び丸の内駅自転車駐車場の位置及び入出場の取扱い時間を定め、久屋大通駅自転車駐車場及び矢場町駅自転車駐車場の位置を改めます。（別表関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 6年 3月 1日から施行します。

- 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（第22号）
 - 1 改正内容
 - (1) 建築基準法（昭和25年法律第 201号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第12条、第13条及び第14条関係）
 - (2) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第18条の 2及び第18条の 3関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則等の一部改正について（第23号）
 - 1 改正内容
 - (1) こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4年法律第76号）により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が改正されたことに伴い、規定の整理を行います。
 - (2) その他規定の整理を行います。
 - 2 施行期日
 - 令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 公印規則の一部を改正する規則（第24号）

1 改正内容

- (1) あらかじめ公印の押印を必要とする様式等に係る事前押印について、規定の整備を行います。（第 4条関係）
- (2) 公印又はその印影に係る事故報告について、規定の整備を行います。（第11条関係）
- (3) 公印の管守、使用状況等に係る報告又は調査について、規定の整備を行います。（第12条関係）
- (4) 権限移譲に伴い、産業保安事務専用の市長印の用途を拡大するとともに、事務の円滑化のため、罹災証明事務専用の区長印を作成します。（別表関係）
- (5) その他規定の整備等を行います。（第 3条、第 6条から第 8条まで、第13条、第14条、別表及び第 2号様式関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ 名古屋市消防吏員服制等に関する規則の一部を改正する規則（第25号）

1 改正内容

- (1) 消防航空隊員が着用する被服の仕様を変更することに伴い、規定の整備を行います。（第 3条及び第 5条関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（本則関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第26号）

1 改正内容

衛生検査所登録証明書について、規定の整備を行います。（第 1号様式関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則（第27号）

1 改正内容

(1) 名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部改正により、名古屋市芝保育園、名古屋市山下保育園及び名古屋市太子保育園を廃止するため、規定の整備を行います。（第 2条及び附則第 3項関係）

(2) 名古屋市丸池保育園について、4歳以上児の定員を減少させるため、規定の整備を行います。（第 2条及び附則第 3項関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市中企業振興会館条例施行細則の一部を改正する規則（第28号）

1 改正内容

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4年法律第76号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 9条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則（第29号）

1 改正内容

(1) 名古屋市土地開発公社における清算業務の収束に伴い、規定の整理を行います。（別表第 1 関係）

(2) 令和 5年度組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第63条、第70条及び第72条）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第30号）

- 1 改正内容

- 立入りのための身分を示す証明書の様式を削り、充填設備による充填の休止の届書について様式を加えます。（第 2条及び別記様式関係）

- 2 施行期日

- 令和 5年 4月 1日から施行します。ただし、第 2条の改正規定は、同月 3日から施行します。

- 消防法等施行細則の一部を改正する規則（第31号）

- 1 改正内容

- (1) 火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）第28条に基づく標識について、規定の整備を行います。（別表関係）

- (2) 消防長の名称変更に伴い、規定の整理を行います。（本則及び別表関係）

- 2 施行期日

- 令和 5年 4月 1日から施行します。

- 公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則（第32号）

- 1 改正内容

- 地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第 221号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 10条関係）

- 2 施行期日

- 令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の施行期日

を定める規則（第33号）

1 内容

名古屋市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（令和 5年名古屋市条例第14号）の施行期日を令和 5年 4月 1日と定めるものです。

○ 名古屋市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則（第34号）

1 改正内容

(1) 特定非営利活動促進法関係手続のオンライン化に伴う縦覧・閲覧方法の変更により、提出書類に係る規定の整備を行います。（第 3条、第 7条、第15条、第26条、第 3号様式、第 7号様式及び第15号様式関係）

(2) 特定非営利活動促進法施行条例の改正に伴い、規定の整理を行います。（第23条、第24条及び第25条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第35号）

1 改正内容

授業料補助対象者の区分を、非勤労生徒の父母の算定基準額による区分から非勤労生徒の保護者等の算定基準額による区分に改めます。（第 2条及び第 3条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則等の一部を改正する規則（第36号）

1 改正内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第37号）

1 改正内容

(1) 効率的・効果的な行政運営をめざして行政組織の見直しを進め、役割や機能の低下した組織について統合・廃止を行うとともに、新たな行政課題に対応するため、令和 5年度の組織改正等を行います。（第 1条、第 2条、第 5条、第 6条、第 8条、第 9条及び第10条関係）

(2) 組織の最小単位の拡大の段階的实施に伴い、規定を整備します。（第 4条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則（第38号）

1 改正内容

組織の最小単位の拡大の段階的实施に伴い、規定を整備します。（第 3条及び第 4条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 保健所長委任規則の一部を改正する規則（第39号）

1 改正内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）の一部改正等に伴い、規定を整備します。（本則関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則（第40号）

1 改正内容

消防局の組織改正に伴い、規定の整備を行います。（第 2条から第 8条

まで、第10条から第13条まで及び附則関係)

2 関係規則の整理

消防局の組織改正に伴い、名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）、職員安全衛生管理規則（昭和60年名古屋市規則第107号）、次世代育成支援対策推進法施行令第2項の規定に基づき特定事業主を定める規則（平成17年名古屋市規則第25号）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第1条第2項の規定に基づき特定事業主を定める規則（平成27年名古屋市規則第103号）、予算の編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例施行細則（平成22年名古屋市規則第114号）、名古屋市予算規則（昭和39年名古屋市規則第33号）、消防吏員の階級等に関する規則（昭和38年名古屋市規則第83号）、名古屋市消防局消防職員委員会に関する規則（平成8年名古屋市規則第105号）、名古屋市消防表彰条例施行細則（昭和23年名古屋市規則第72号）、消防職員公務災害等見舞金支給規則（平成17年名古屋市規則第201号）、名古屋市消防吏員及び消防団員救慰条例施行細則（昭和42年名古屋市規則第63号）、名古屋市消防団規則（昭和38年名古屋市規則第97号）、名古屋市消防団員服制規則（平成10年名古屋市規則第19号）、名古屋市危険物規制規則（平成12年名古屋市規則第19号）、名古屋市石油コンビナート等災害防止法施行細則（昭和53年名古屋市規則第100号）、名古屋市火薬類取締法施行細則（平成29年名古屋市規則第67号）及び名古屋市高圧ガス保安法施行細則（平成30年名古屋市規則第29号）の規定の整理を行います。

3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

- 名古屋市介護保険条例施行細則及び名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則（第41号）

1 改正内容

- (1) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。
- (2) 保険料の減免について、規定の整備を行います。

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則（第42号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市厚生院の入所定員を変更します。（第 2条関係）
- (2) 特別養護老人ホームの手数料、診療時間及び休診日に関する規定を整備します。（第 9条の 2及び第 9条の 4関係）
- (3) その他規定の整理を行います。（第15条及び第21条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第43号）

1 改正内容

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）の一部改正等に伴い、規定の整理を行います。（第10条、第18条、第13号様式、第13号様式の 2及び第15号様式関係）
- (2) 死亡届の対象となる入院形態について規定の整備を行います。（第18条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 職員分限審査アドバイザーの設置に関する規則（第44号）

1 制定の趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第28条第 1項（第 2号を除く。）の規定による職員の分限を公正かつ適正に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 174条第 1項の規定により、職員の分限に関

する事項について、調査を行い、市長に提言する職員分限審査アドバイザーを設置することを定めます。（第 1 条第 1 項関係）

2 主な内容

(1) 職員分限審査アドバイザーの選任方法について定めます。（第 1 条第 2 項関係）

(2) 職員分限審査アドバイザーの任期について定めます。（第 1 条第 3 項関係）

(3) 職員分限審査アドバイザーの庶務について定めます。（第 2 条関係）

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（第45号）

1 改正内容

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 7 条の 2、第29条及び別表第 5 の 2 関係）

(2) 初任給の見直しに伴い、規定の整備を行います。（別表第 2 関係）

(3) 昇給制度の改正に伴い、規定の整備を行います。（第16条及び別表第 7 関係）

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第16条の 2 関係）

(5) その他、規定の整理を行います。（第14条及び第20条関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（第46号）

1 改正内容

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3 条の 2 及び第23条関係）

- (2) 昇給制度の改正に伴い、規定の整備を行います。（第12条及び別表第4関係）
- 2 施行期日
令和 5年 4月 1日から施行します。
- 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第47号）
 - 1 改正内容
報酬の減額の取扱いについて、規定の整理を行います。（第 3条関係）
 - 2 施行期日
令和 5年 4月 1日から施行します。
- 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第48号）
 - 1 改正内容
 - (1) 組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 1条の 4及び第 4条関係）
 - (2) 給与の減額の取扱いについて、規定の整理を行います。（第14条関係）
 - (3) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（附則第 3項関係）
 - 2 施行期日
令和 5年 4月 1日から施行します。
- 名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則（第49号）
 - 1 改正内容
 - (1) 移転料の額について、規定の整備を行います。（第12条及び別表第 3関係）
 - (2) 組織改正に伴い、規定の整理を行います。（別表第 1関係）
 - (3) その他、規定の整理を行います。（別表第 1関係）
 - 2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ 管理職手当規則の一部を改正する規則（第50号）

1 改正内容

組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（別表第 1関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ 初任給調整手当規則の一部を改正する規則（第51号）

1 改正内容

(1) 医師等に係る初任給調整手当の特例について、規定の整備を行います。
（附則第 3項及び附則第 4項関係）

(2) 組織改正に伴い、規定の整理を行います。（附則第 3項関係）

(3) その他、規定の整理を行います。（附則第 5項から附則第 7項まで関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則（第52号）

1 改正内容

(1) 福祉業務手当の対象について、規定の整理を行います。（第24条関係）

(2) 組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 2条、第 8条、第15条、第21条、第24条及び第29条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 宿日直手当規則の一部を改正する規則（第53号）

1 改正内容

組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 4 条関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則（第54号）

1 改正内容

雇用保険法（昭和49年法律第 116号）の一部改正等に伴い、規定の整備等を行います。（第 2 条、第 7 条、第 8 条の 2 から第 9 条まで、第12条の 3 から第12条の 5 まで、附則第 4 項及び様式第 4 号から様式第 6 号まで関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（第55号）

1 改正内容

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正等に伴い、規定の整理を行います。（附則第 2 項関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 被服貸与規則の一部を改正する規則（第56号）

1 改正内容

(1) 事務事業の見直しに伴い、貸与する被服の変更等を行います。（別表関係）

(2) 組織改正に伴い、規定の整理を行います。（別表関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

- 出納員等に関する規則の一部を改正する規則（第57号）
 - 1 改正内容
 - 令和 5年度組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 1条、第 6条から第 8条まで、別表第 1及び別表第 2関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市情報公開条例施行細則の一部を改正する規則（第58号）
 - 1 改正内容
 - 行政文書の交付に要する費用の指定納付受託者による納付に対応するため、規定の整備を行います。（第 9条関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市個人情報保護条例施行細則（第59号）
 - 1 制定の趣旨
 - 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第 507号）及び名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号）の施行に関し必要な事項を定めるため、名古屋市個人情報保護条例施行細則（平成17年名古屋市規則第85号）の全部を改正するものです。
 - 2 主な内容
 - (1) 個人情報ファイル簿の記載事項等について定めます。（第 3条、第 4条及び第 5条関係）
 - (2) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の手續等について定めます。（第 6条から第23条関係）
 - (3) 個人情報の取扱いに係る協議等及び名古屋市個人情報保護審議会への報告について定めます。（第24条及び第25条関係）
 - (4) 名古屋市個人情報保護審議会の運営等について定めます。（第26条か

ら第30条関係)

3 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則（第60号）

1 改正内容

- (1) 現金出納員の検査について、規定を整備します。（第60条の 2関係）
- (2) 定期支払ができる経費について、規定を整備します。（第64条関係）
- (3) 委任状の記載内容及び様式について、規定を整備します。（第67条及び第51号様式関係）
- (4) 繰替払ができる経費について、規定を整備します。（第86条関係）
- (5) 組織改正に伴い、現金出納員及び物品出納員の規定を整備します。（第44条、第 165条、別表第 1、別表第 1の 2及び別表第 2関係）
- (6) 口座振替登録票の様式について、規定を整備します。（第76号様式及び第76号様式の 2関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

達 の あ ら ま し

- 名古屋市ホームレス援護施策推進本部規程の一部を改正する規程（第 2号）
 - 1 改正内容
令和 5年度の組織改正に伴い、規定の整備を行います。（別表関係）
 - 2 施行期日
令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市自殺対策推進本部規程の一部を改正する規程（第 3号）
 - 1 改正内容
令和 5年度の組織改正等に伴い、規定の整備を行います。（別表関係）
 - 2 施行期日
令和 5年 4月 1日から施行します。

- 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 4号）
 - 1 改正内容
令和 5年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条関係）
 - 2 施行期日
令和 5年 4月 1日から施行します。

- 区役所処務規程の一部を改正する規程（第 5号）
 - 1 改正内容
 - (1) 令和 5年度の区役所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条及び第 2条関係）
 - (2) 組織の最小単位の拡大の段階的实施に伴い、規定を整備します。（第 2条及び第 3条関係）
 - 2 施行期日
令和 5年 4月 1日から施行します。

- 区役所課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 6号）

1 改正内容

令和 5年度の区役所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条
関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市東京事務所処務規程の一部を改正する規程（第 7号）

1 改正内容

東京事務所に設置する主査の人数を見直します。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市市税事務所処務規程の一部を改正する規程（第 8号）

1 改正内容

市税事務所出張所の移転統合等に伴い、規定を整備します。（第 3条及
び第 4条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋城総合事務所処務規程の一部を改正する規程（第 9号）

1 改正内容

名古屋城総合事務所の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 3条関
係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程の一部を改正する規程（第10
号）

1 改正内容

名古屋市中心卸売市場本場及び名古屋市中心卸売市場北部市場の組織改

正に伴い、規定を整備します。（第 3 条及び第 4 条関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市環境局工場処務規程の一部を改正する規程（第11号）

1 改正内容

猪子石工場の運転第四係を廃止します。（第 3 条関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市保健所処務規程の一部を改正する規程（第12号）

1 改正内容

保健所の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 3 条、第 4 条及び第 5 条関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市厚生院処務規程の一部を改正する規程（第13号）

1 改正内容

厚生院の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 3 条及び第 4 条関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉センター処務規程の一部を改正する規程（第14号）

1 改正内容

児童福祉センターの組織改正に伴い、規定を整備します。（第 3 条関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉施設処務規程の一部を改正する規程（第15号）

1 改正内容

保育園の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 3 条及び第 4 条の 2 関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市地域療育センター処務規程の一部を改正する規程（第16号）

1 改正内容

(1) 題名を「名古屋市西部地域療育センター処務規程」に改めます。（題名関係）

(2) 名古屋市北部地域療育センターを民間移管することに伴い、規定を整備します。（第 1 条関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 令和 5 年度における公所の分掌事務の特例に関する規程（第17号）

1 制定の趣旨

組織の最小単位の拡大の段階的实施に伴い、公所の分掌事務の特例を定めるものです。

2 主な内容

対象の公所において、分掌事務により柔軟に対応できるよう特例を定めます。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 副市長以下代決規程の一部を改正する規程（第18号）

1 改正内容

教育委員会事務局教育次長が補助執行する市長の権限に属する事務の変更等に伴い、規定を整備します。（第 5 条、第11条、第13条、第14条、第14条の 2、第15条、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 区長以下代決規程の一部を改正する規程（第19号）

1 改正内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号）の一部改正等に伴い、規定を整備します。（別表第 1及び別表第 4関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 公所長以下代決規程の一部を改正する規程（第20号）

1 改正内容

令和 5年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 3条、別表第 1、別表第 2及び別表第 3関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程（第21号）

1 改正内容

(1) フレックスタイム制に関する規定の整備を行います。（第 3条、別表第 3及び別表第 4関係）

(2) 厚生院に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 1及び別表第 2関係）

(3) 児童福祉センター、西部児童相談所及び東部児童相談所に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 1及び別表第 2関係）

(4) 農業センターに勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 1及び別表第 2関係）

(5) 大江破碎工場に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、

規定の整備を行います。（別表第 2 関係）

(6) 八事霊園・斎場管理事務所に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 2 関係）

(7) あげぼの学園に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 2 関係）

(8) 区役所市民課に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 2 関係）

(9) 区役所健康安全課に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 2 関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

○ 職名及び補職名規程の一部を改正する規程（第22号）

1 改正内容

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1 条から第 3 条及び別表関係）

(2) 組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3 条関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

教育委員会規則のあらまし

- 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則（第 1号）
 - 1 改正内容
 - 効率的・効果的な行政運営をめざして行政組織の見直しを進め、新たな行政課題に対応するため、令和 5 年度の組織改正を行います。（第 2条、第 3条及び第 9条関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則（第 2号）
 - 1 改正内容
 - (1) 名古屋市子ども適応相談センターの所属を新しい学校づくり推進部とします。（第 1条関係）
 - (2) 名古屋市子ども適応相談センターに事務係を設置します。（第 2条から第 4条関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則（第 3号）
 - 1 改正内容
 - 名古屋市学校事務センターに主査（学校事務改善に係る企画調整）を設置します。（第 4条及び別表第 1関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市図書館館則及び名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則（第 4号）
 - 1 改正内容
 - (1) 名古屋市東図書館等の管理を指定管理者に行わせることに伴い、規定

の整備を行います。

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

- 2 関係規則の整理

公所と称する規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第23号）について、1の改正に伴い、規定の整理を行います。

- 3 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

○ 名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則（第5号）

- 1 改正内容

- (1) 名古屋市教育センターの組織及び分掌事務を変更します。（第2条関係）
- (2) 再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第1関係）

- 2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

○ 名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則（第6号）

- 1 改正内容

名古屋市立特別支援学校の名称変更に伴い、規定の整理を行います。（別表関係）

- 2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

○ 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則（第7号）

- 1 改正内容

名古屋市立緑高等学校等の生徒定員を変更します。（別表関係）

- 2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

○ 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則（第 8号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市立特別支援学校の名称変更に伴い、規定の整理を行います。
（第 2条、別表及び第 1号様式関係）
- (2) 名古屋市立特別支援学校の高等部の生徒定員を変更します。（別表関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則（第 9号）

1 改正内容

- (1) 満 3歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある幼児の入園の時期について、規定の整備を行います。（第 8条関係）
- (2) 子育て支援の充実を図るため、名古屋市立第一幼稚園等の預かり保育の預かり時間等を変更します。（第20条及び別表第 3関係）
- (3) 名古屋市立第三幼稚園の学級数を変更します。（別表第 1関係）
- (4) 名古屋市立桶狭間幼稚園の園児定員及び学級数を変更します。（別表第 1関係）
- (5) 名古屋市立比良西幼稚園の廃止に伴い、規定の整理を行います。（別表第 1関係）
- (6) その他規定の整理を行います。（第 6条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市博物館処務規則等の一部を改正する規則（第10号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市博物館条例（昭和52年名古屋市条例第 8号）の一部改正に伴い、名古屋市博物館処務規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第20号）の規定を整備します。（第 3条関係）

(2) 名古屋市美術館条例（昭和63年名古屋市条例第 7号）の一部改正に伴い、名古屋市美術館処務規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第24号）の規定を整備します。（第 3条関係）

(3) 名古屋市科学館条例（昭和37年名古屋市条例第27号）の一部改正及び令和 5年度の組織改正に伴い、名古屋市科学館処務規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第 4号）の規定を整備します。（第 3条及び第 4条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則（第11号）

1 改正内容

博物館法（昭和26年法律第 285号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則（第12号）

1 改正内容

(1) 名古屋市博物館条例（昭和52年名古屋市条例第 8号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（第 3条関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第 8条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則（第13号）

1 改正内容

会議を公開しないことができる事件について、規定の整備を行います。（第 6条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則（第14号）

- 1 改正内容

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の一部改正等に伴い、規定の整理を行います。
- (2) 職員の早出遅出勤務について、規定の整備を行います。
- (3) 再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。

- 2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市美術館条例施行規則等の一部を改正する規則（第15号）

- 1 改正内容

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。

- 2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

名 教 委 訓 令 の あ ら ま し

- 教育次長以下代決規程の一部を改正する規程（第 1号）
 - 1 改正内容
 - (1) 令和 5年度の教育委員会事務局の組織改正に伴い、規定の整備を行います。（別表第 2関係）
 - (2) その他規定の整備を行います。（別表第 1及び別表第 2関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 2号）
 - 1 改正内容
 - 令和 5年度の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 1条及び第 2条関係）
 - 2 施行期日
 - 令和 5年 4月 1日から施行します。

名教委教訓令のあらまし

- 名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程の一部を改正する規程（第1号）
 - 1 改正内容
 - (1) 名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第9条、第39条、第41条及び第3章関係）
 - (2) 組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第32条関係）
 - (3) その他規定の整理を行います。（目次関係）
 - 2 施行期日等
 - (1) 令和5年4月1日から施行します。
 - (2) この規程の施行の際現に開示請求等があった行政文書の保存期間の延長については、なお従前の例によります。

- 名古屋市立学校文書管理規程の一部を改正する規程（第2号）
 - 1 改正内容
 - (1) 名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市情報あんしん条例施行細則の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第26条及び第29条関係）
 - (2) 組織改正に伴い、規定の整理を行います。（第20条関係）
 - 2 施行期日等
 - (1) 令和5年4月1日から施行します。
 - (2) この規程の施行の際現に開示請求等があった学校文書の保存期間の延長については、なお従前の例によります。

- 名古屋市教育委員会職員証規程の一部を改正する規程（第3号）
 - 1 改正内容
 - 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第2条関係）
 - 2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市立学校に勤務する職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程（第 4号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市立学校に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 1及び別表第 2関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

令和 5年 4月 1日から施行します。

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第15号

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市有料自転車駐車場条例（平成27年名古屋市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

金山総合駅自転車駐車場

」

を

「

金山総合駅自転車駐車場

上前津駅自転車駐車場

」

に、

「
伏見駅自転車駐車場
」

を

「
伏見駅自転車駐車場
丸の内駅自転車駐車場
」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日までにこの条例の規定により新たに設置される施設の指定管理者の指定をしようとする場合は、この条例による改正後の名古屋市有料自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）第13条第1項の規定にかかわらず、市長は、同条第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。
- 3 新条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続並びに新条例第13条及び前項の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第16号

名古屋市建築基準法施行条例及び名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

(名古屋市建築基準法施行条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第16号の次に次の 1 号を加える。

(16)の 2 法第52条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査

建築物の容積率の特例認定申請手数料 27,000円

第17条第20号の次に次の 1 号を加える。

(20)の 2 法第55条第 3 項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査

建築物の高さの特例許可申請手数料 160,000円

第17条第21号中「第55条第 3 項」を「第55条第 4 項」に、「高さの」を「

高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同条第25号、第26号の11及び第27号の3中「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同条第36号ア中「既存建築物を除く」を「建築等（法第86条第1項に規定する建築等をいう。第36号の3において同じ。）をするものに限る」に改め、同条第36号の3ア中「既存建築物を除く」を「建築等をするものに限る」に改め、同条第37号中「建築物の建築」を「建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等」に改め、同号ア中「を除く」を「以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る」に改め、同条第37号の2中「建築物の建築」を「建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等」に改め、同号ア中「を除く」を「以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等をするものに限る」に改め、同条第37号の3中「建築物の建築」を「建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等」に改め、同号ア中「を除く」を「以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等をするものに限る」に改め、同条第45号の5ア(イ)中「一戸建以外の住宅」を「その他の建築物」に、「に係る住戸の数」を「に係る次に掲げる部分」に、「のaに定める額（建築物の全部について認定の申請をする場合（住戸の部分以外の部分がない場合を除く。）においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次のb又はcに定める額の手数料を加算した額）」を「に定める額の合算額」に改め、同号ア(ウ)を削り、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 一戸建の住宅

- a 誘導仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。以下この号、次号、第45号の10及び第45号の11において同じ。）に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 19,100円
- b 誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 37,100円

第17条第45号の5イ(イ)中「一戸建以外の住宅」を「その他の建築物」に、「に係る住戸の数」を「に係る次に掲げる部分」に、「のaに定める額（建

建築物の全部について認定の申請をする場合（住戸の部分以外の部分がない場合を除く。）においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次の b、c 又は d に定める額の手数料を加算した額）」を「に定める額の合算額」に改め、同号イ（イ） d を同号イ（イ） e とし、同号イ（イ） c 中「（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）」を削り、同号イ（イ） c を同号イ（イ） d とし、同号イ（イ） b を同号イ（イ） c とし、同号イ（イ） a 中「部分」の次に「（誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）」を加え、同号イ（イ） a を同号イ（イ） b とし、同号イ（イ） b の前に次のように加える。

a 住戸の部分（誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

(a) 住戸の数が1のもの	19,100円
(b) 住戸の数が1を超え5以内のもの	35,900円
(c) 住戸の数が5を超え10以内のもの	51,900円
(d) 住戸の数が10を超え25以内のもの	74,600円
(e) 住戸の数が25を超え50以内のもの	112,600円
(f) 住戸の数が50を超え100以内のもの	170,300円
(g) 住戸の数が100を超え200以内のもの	242,600円
(h) 住戸の数が200を超え300以内のもの	313,400円
(i) 住戸の数が300を超えるもの	356,500円

第17条第45号の5イ（ウ）を削り、同条第45号の6ア（イ）中「一戸建以外の住宅」を「その他の建築物」に、「に係る住戸の数」を「に係る次に掲げる部分」に、「の a に定める額（建築物の全部について認定の申請をする場合（住戸の部分以外の部分がない場合を除く。）においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次の b 又は c に定める額の手数料を加算した額）」を「に定める額の合算額」に改め、同号ア（ウ）を削り、同号イ（ア）を次のように改める。

(ア) 一戸建の住宅

a 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 10,100円

- b 誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 19,200円

第17条第45号の6イ(イ)中「一戸建以外の住宅」を「その他の建築物」に、「に係る住戸の数」を「に係る次に掲げる部分」に、「のaに定める額（建築物の全部について認定の申請をする場合（住戸の部分以外の部分がない場合を除く。）においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次のb、c又はdに定める額の手数料を加算した額）」を「に定める額の合算額」に改め、同号イ(イ)中dをeとし、cをdとし、bをcとし、同号イ(イ)a中「部分」の次に「（誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）」を加え、同号イ(イ)aを同号イ(イ)bとし、同号イ(イ)bの前に次のように加える。

- a 住戸の部分（誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

- | | |
|-------------------------|----------|
| (a) 住戸の数が1のもの | 10,100円 |
| (b) 住戸の数が1を超え5以内のもの | 19,000円 |
| (c) 住戸の数が5を超え10以内のもの | 27,700円 |
| (d) 住戸の数が10を超え25以内のもの | 40,200円 |
| (e) 住戸の数が25を超え50以内のもの | 61,300円 |
| (f) 住戸の数が50を超え100以内のもの | 93,900円 |
| (g) 住戸の数が100を超え200以内のもの | 135,200円 |
| (h) 住戸の数が200を超え300以内のもの | 174,200円 |
| (i) 住戸の数が300を超えるもの | 197,000円 |

第17条第45号の6イ(ウ)を削り、同条第45号の10ア(イ)中「一戸建以外の住宅」を「その他の建築物」に、「に係る住戸の数」を「に係る次に掲げる部分」に、「のaに定める額（建築物の全部について認定の申請をする場合（住戸の部分以外の部分がない場合を除く。）においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次のb又はcに定める額の手数料を加算した額）」を「に定める額の合算額」に改め、同号ア(ウ)を削り、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 一戸建の住宅

- a 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 19,100円
- b 誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 37,100円

第17条第45号の10イ(イ)中「一戸建以外の住宅」を「その他の建築物」に、「に係る住戸の数」を「に係る次に掲げる部分」に、「のaに定める額(建築物の全部について認定の申請をする場合(住戸の部分以外の部分がない場合を除く。))においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次のb、c又はdに定める額の手数料を加算した額)」を「に定める額の合算額」に改め、同号イ(イ)中dをeとし、cをdとし、bをcとし、同号イ(イ)a中「部分」の次に「(誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合)」を加え、同号イ(イ)aを同号イ(イ)bとし、同号イ(イ)bの前に次のように加える。

- a 住戸の部分(誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合)
 - (a) 住戸の数が1のもの 19,100円
 - (b) 住戸の数が1を超え5以内のもの 35,900円
 - (c) 住戸の数が5を超え10以内のもの 51,900円
 - (d) 住戸の数が10を超え25以内のもの 74,600円
 - (e) 住戸の数が25を超え50以内のもの 112,600円
 - (f) 住戸の数が50を超え100以内のもの 170,300円
 - (g) 住戸の数が100を超え200以内のもの 242,600円
 - (h) 住戸の数が200を超え300以内のもの 313,400円
 - (i) 住戸の数が300を超えるもの 356,500円

第17条第45号の10イ(ウ)を削り、同条第45号の11ア(イ)中「一戸建以外の住宅」を「その他の建築物」に、「に係る住戸の数」を「に係る次に掲げる部分」に、「のaに定める額(建築物の全部について認定の申請をする場合(住戸の部分以外の部分がない場合を除く。))においては、住戸の部分以外

の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次の b 又は c に定める額の手数料を加算した額) 」を「に定める額の合算額」に改め、同号ア (ウ) を削り、同号イ (ア) を次のように改める。

(ア) 一戸建の住宅

a 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 10,100円

b 誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 19,200円

第17条第45号の11イ (イ) 中「一戸建以外の住宅」を「その他の建築物」に、「に係る住戸の数」を「に係る次に掲げる部分」に、「の a に定める額 (建築物の全部について認定の申請をする場合 (住戸の部分以外の部分がない場合を除く。)) においては、住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次の b、c 又は d に定める額の手数料を加算した額) 」を「に定める額の合算額」に改め、同号イ (イ) 中 d を e とし、c を d とし、b を c とし、同号イ (イ) a 中「部分」の次に「(誘導仕様基準以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合) 」を加え、同号イ (イ) a を同号イ (イ) b とし、同号イ (イ) b の前に次のように加える。

a 住戸の部分 (誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合)

(a) 住戸の数が 1 のもの 10,100円

(b) 住戸の数が 1 を超え 5 以内のもの 19,000円

(c) 住戸の数が 5 を超え 10 以内のもの 27,700円

(d) 住戸の数が 10 を超え 25 以内のもの 40,200円

(e) 住戸の数が 25 を超え 50 以内のもの 61,300円

(f) 住戸の数が 50 を超え 100 以内のもの 93,900円

(g) 住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの 135,200円

(h) 住戸の数が 200 を超え 300 以内のもの 174,200円

(i) 住戸の数が 300 を超えるもの 197,000円

第17条第45号の11イ (ウ) を削り、同条第45号の12ア (イ) 中「一戸建以外の

住宅」を「その他の建築物」に、「に係る住戸の数」を「に係る次に掲げる部分」に、「の a に定める額に住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次の b 又は c に定める額の手数料を加算した額（住戸の部分以外の部分がない場合においては、a に定める額）」を「に定める額の合算額」に改め、同号ア（ウ）を削り、同号イ（ア）a 中「モデル住宅法（」の次に「一戸建の住宅における」を加え、「第 1 条第 1 項第 2 号イ（2）（i）」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ（2）」に改め、同号イ（イ）中「一戸建以外の住宅」を「その他の建築物」に、「に係る住戸の数」を「に係る次に掲げる部分」に、「の a 又は b に定める額に住戸の部分以外の部分について当該部分の床面積の合計に応じ次の c、d 又は e に定める額の手数料を加算した額（住戸の部分以外の部分がない場合においては、a 又は b に定める額）」を「に定める額の合算額」に改め、同号イ（イ）a 中「フロア入力法（」の次に「一戸建以外の住宅における」を加え、「第 1 条第 1 項第 2 号イ（2）（ii）」を「第 1 条第 1 項第 2 号イ（2）」に改め、同号イ（ウ）を削る。

（名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第 2 条 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年名古屋市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 6 の見出し中「等を有する建築物」を「を有する建築物等」に改め、同条第 1 項第 2 号中「第 52 条第 6 項」を「第 52 条第 6 項第 1 号」に改め、「並びに」の次に「同項第 2 号に規定する」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(3) 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第 1 項において同じ。）の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事（建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の 4 の 6 第 1 項各号に掲げる工事に限る。次条第 1 項において同じ。）を行う建築物で、当該工事によりその容積率が第 4 条の規定による限度を超えることが構造上やむを得ないもの

第8条の6第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第3号の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

第8条の6の次に次の2条を加える。

(建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物の建蔽率の特例)

第8条の7 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で、当該工事によりその建蔽率が第5条の規定による限度を超えることが構造上やむを得ないものであって、市長が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、その許可の範囲内において、同条の規定による限度を超えるものとすることができる。

- 2 前項の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の意見を聞かなければならない。

(再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う建築物の高さの特例)

第8条の8 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。）の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事（建築基準法施行規則第10条の4の9第1項各号に掲げる工事に限る。）を行う建築物で、当該工事によりその高さが第8条の規定による限度を超えることが構造上やむを得ないものであって、市長が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、その許可の範囲内において、同条の規定による限度を超えるものとすることができる。

- 2 前項の工事は、その目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の意見を聞かなければならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の5、第45号の6及び第45号の10から第45号の12までの改正規定は、公布の日から施行する。

名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第17号

名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第 2条の表中

「

保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育士	を
------------------------------------	-----	---

」

「

保育士（特区法第12条の 5 第 5項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育士（居宅訪問型保育事業を行う場所にあつては、保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者）	に改める。
---	---	-------

」

附 則

この条例は、令和 5年 4月 1日から施行する。

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第18号

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1条第 1項の表中

「

〃	名古屋市野南保育園	名古屋市西区野南町68番地
〃	名古屋市富田第三保育園	名古屋市中川区戸田明正一丁目 405番地

を

」

「

〃	名古屋市野南保育園	名古屋市西区野南町68番地
---	-----------	---------------

に、

」

〃	名古屋市荒輪井保育園	名古屋市中村区荒輪井町 1丁目 112番地	を
〃	名古屋市千代田橋保育園	名古屋市千種区千代田橋二丁目 5番12号	

〃	名古屋市荒輪井保育園	名古屋市中村区荒輪井町 1丁目 112番地	に、
---	------------	--------------------------	----

〃	名古屋市旭出保育園	名古屋市緑区旭出一丁目 517番 地	を
〃	名古屋市牧野原保育園	名古屋市名東区牧の原一丁目 1303番地	

〃	名古屋市旭出保育園	名古屋市緑区旭出一丁目 517番 地	に
---	-----------	-----------------------	---

改める。

第 2条第 2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号ア中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同項第 3号ア中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第 2条第 2項の改正規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第19号

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

福祉事務所設置条例（昭和26年名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項中「 1,080人」を「 1,086人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5年 4月 1日から施行する。

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第20号

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第 9条第 1項中「 408,000円」を「 488,000円」に改め、同項ただし書中「 42万円」を「50万円」に改める。

第15条の 2の 2第 3項中「20万円」を「22万円」に改める。

第18条第 3項を削る。

第18条の 5第 4項を削り、同条の次に次の 1条を加える。

（保険料の端数処理）

第18条の 6 保険料の確定金額のうち基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額又は介護納付金賦課額に10円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

2 第18条第 2項第 2号又は前条第 2項の規定により算定した各納期の納付額に 100円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て最初の納期の納付額に合算するものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和 5年 4月 1日から施行する。ただし、第18条第 3項を削る改正規定並びに第18条の 5第 4項を削る改正規定及び同条の次に 1条を加える改正規定並びに附則第 4項の規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第 9条第 1項の規定は、令和 5年 4月 1日以後における出産から適用し、同日前における出産については、なお従前の例による。
- 3 新条例第15条の 2の 2第 3項の規定は、令和 5年度分の保険料から適用し、令和 4年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 4 新条例第18条、第18条の 5及び第18条の 6の規定は、令和 6年度分の保険料から適用し、令和 5年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

名古屋市老人福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第21号

名古屋市老人福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第 5条の見出しを「（使用料等）」に改め、同条第 1項中「使用料」の次に「及び手数料（以下「使用料等」という。）」を加え、同項第 1号中「及び介護福祉施設サービス」を「又は介護福祉施設サービス」に改め、同項中第 2号を第 3号とし、第 1号の次に次の 1号を加える。

(2) 特別養護老人ホームにおいて診療を受ける者

ア 使用料

診療料 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額

イ 手数料

文書料 1通につき 3,500円以下で市長の定める額

第 5条第 2項中「前項第 1号」の次に「及び第 2号（イを除く。）」を加え、

「介護保険法」を「健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、介護保険法その他の法令等」に、「及び介護福祉施設サービス」を「、介護福祉施設サービス又は診療」に、「次の各号」を「次に」、「使用料」を「使用料等」に改め、同項ただし書中「第2号」を「第1号イ」に、「使用料」を「使用料等」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 短期入所生活介護又は介護福祉施設サービスを受ける者

ア 介護保険法の定めるところにより算定した額

イ 前項第1号イに規定する規則で定める額

(2) 診療を受ける者 健康保険法、国民健康保険法その他の法令等の定めるところにより算定した額

第5条第3項中「及び」の次に「第2号並びに」を加え、「使用料」を「使用料等」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「使用料」を「使用料等」に、「減額」を「減免」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5年 3月28日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第22号

名古屋市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

名古屋市消防関係事務手数料条例（昭和34年名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 1項中第37号を第48号とし、第29号から第36号までを11号ずつ繰り下げ、第28号の次に次の11号を加える。

- (29) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第 149号。以下「液化石油ガス法」という。）第 3条第 1項の規定による液化石油ガス販売事業に係る登録（以下「液化石油ガス販売事業に係る登録」という。）
- (30) 液化石油ガス法第 3条の 2第 3項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧（以下「液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧」という。）
- (31) 液化石油ガス法第29条第 1項及び第32条第 1項の規定による保安機関の認定又は液化石油ガス法第33条第 1項の規定による保安機関の保安業務

に係る一般消費者等の数の増加の認可（以下「保安機関の認定又は保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可」という。）

(32) 液化石油ガス法第35条の 6第 1項の規定による保安確保機器の設置及び管理の方法の認定（以下「保安確保機器の設置及び管理の方法の認定」という。）

(33) 液化石油ガス法第36条第 1項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可（以下「貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可」という。）

(34) 液化石油ガス法第37条の 2第 1項の規定による貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可（以下「貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可」という。）

(35) 液化石油ガス法第37条の 3第 1項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査（以下「貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査」という。）

(36) 液化石油ガス法第37条の 4第 1項の規定による充・設備による液化石油ガスの充・の許可（以下「充・設備による液化石油ガスの充・の許可」という。）

(37) 液化石油ガス法第37条の 4第 3項において準用する液化石油ガス法第37条の 2第 1項の規定による充・設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可（以下「充・設備の変更の許可」という。）

(38) 液化石油ガス法第37条の 4第 4項において準用する液化石油ガス法第37条の 3第 1項の規定による充・設備の完成検査（以下「充・設備の完成検査」という。）

(39) 液化石油ガス法第37条の 6第 1項の規定による充・設備の保安検査（以下「充・設備の保安検査」という。）

別表高圧ガスの製造施設又は第 1種貯蔵所の完成検査の項中「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第 149号。以下「液化石油ガス法」という。）」を「液化石油ガス法」に改め、同表容器に充・する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等の項の次に次のように加える。

液化石油ガス販売事業に係る登録		31,000円
液化石油	登録簿の謄本の交付	

油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧		1通につき 630円
	登録簿を閲覧に供する事務	1回につき 460円
保安機関の認定又は保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可	保安機関の認定	34,000円と 6,900円に新たに行う保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
	保安機関の認定の更新	14,000円と 6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
	保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可	20,000円と 6,900円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合計額
保安確保	申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が 1,000戸未満の場合	55,000円

機器の設置及び管理の方法の認定	申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が 1,000戸以上10,000戸未満の場合	80,000円
	申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が10,000戸以上の場合	98,000円
貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可		21,000円に貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
貯蔵施設又は特定供給設備の変更の許可		15,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額
貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	液化石油ガス法第36条第 1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備	31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧法第20条第 1項又は第 3項の規定により完成検査を受け、又は自ら行い、高圧法第 8条第 1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と 5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を

		乗じて得た額との合計額
	液化石油ガス法第37条の 2第 1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備	24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と 5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
	充・設備による液化石油ガスの充・の許可	28,000円に充・設備の数を乗じて得た額
	充・設備の変更の許可	17,000円に変更に係る充・設備の数を乗じて得た額
充・設備の完成検査	液化石油ガス法第37条の 4第 1項の許可に係る充・設備	36,000円に充・設備の数を乗じて得た額
	液化石油ガス法第37条の 4第 3項において準用する液化石油ガス法第37条の 2第 1項の許可に係る充・設備	27,000円に変更に係る充・設備の数を乗じて得た額
	充・設備の保安検査	27,000円に検査に係る充・設備の数を乗じて得た額

附 則

この条例は、令和 5年 4月 1日から施行する。

名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月28日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第23号

名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例（平成28年名古屋市条例第47号）の一部を次のように改正する。

「平成28年4月1日から平成35年3月31日までの間における」を削り、「かわらず」の次に「、当分の間」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第24号

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例

名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「11,758人」を「11,646人」に改め、同条第3号中「2,198人」を「2,177人」に改め、同条第5号中「2,432人」を「2,403人」に改め、同条第6号中「12,962人」を「13,069人」に、「10,900人」を「11,046人」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市立学校設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第25号

名古屋市立学校設置条例等の一部を改正する条例

(名古屋市立学校設置条例の一部改正)

第1条 名古屋市立学校設置条例(昭和37年名古屋市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

「

名古屋市立野並小学校	名古屋市天白区野並一丁目60番地
名古屋市立高坂小学校	名古屋市天白区高坂町89番地

」を
「

名古屋市立野並小学校	名古屋市天白区野並一丁目60番地
------------	------------------

」に、
「

名古屋市立しまだ小学校	名古屋市天白区御前場町351番地
-------------	------------------

」を
「

名古屋市立たかしま小学校	名古屋市天白区高坂町89番地
--------------	----------------

」に
改める。

別表特別支援学校の表中

名古屋市立西養護学校	名古屋市中川区小本一丁目19番38号	を
名古屋市立南養護学校	名古屋市熱田区三本松町23番26号	
名古屋市立南養護学校分校	名古屋市南区中割町2丁目10番地	
名古屋市立天白養護学校	名古屋市天白区植田山二丁目101番地	
名古屋市立守山養護学校	名古屋市守山区小幡一丁目14番6号	

名古屋市立西特別支援学校	名古屋市中川区小本一丁目19番38号	に
名古屋市立南特別支援学校	名古屋市熱田区三本松町23番26号	
名古屋市立南特別支援学校分校	名古屋市南区中割町2丁目10番地	
名古屋市立天白特別支援学校	名古屋市天白区植田山二丁目101番地	
名古屋市立守山特別支援学校	名古屋市守山区小幡一丁目14番6号	

改める。

別表幼稚園の表中

名古屋市立おりべ幼稚園	名古屋市北区織部町1番地の9	を
名古屋市立比良西幼稚園	名古屋市西区清里町39番地	

「 | 名古屋市立おりべ幼稚園 | 名古屋市北区織部町1番地の9 | 」に

改める。

第2条 名古屋市立学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中

名古屋市立たかしま小学校	名古屋市天白区高坂町89番地	」を
名古屋市立たかしま小学校	名古屋市天白区御前場町351番地	

改める。

(名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例(令和4年名古屋市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表特別支援学校の表の改正規定中

「 | 名古屋市立守山養護学校 | 名古屋市守山区小幡一丁目14番6号 | 」を

「 | 名古屋市立守山養護学校 | 名古屋市守山区小幡一丁目14番6号 |
| 名古屋市立若宮高等特別支援学校 | 名古屋市天白区古川町76番地 | 」

を

「 | 名古屋市立守山特別支援学校 | 名古屋市守山区小幡一丁目14番6号 | 」を

「 | 名古屋市立守山特別支援学校 | 名古屋市守山区小幡一丁目14番6号 |
| 名古屋市立若宮高等特別支援学校 | 名古屋市天白区古川町76番地 | 」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中別表小学校の表の改正規定は令和6年4月1日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

名古屋市職員退職手当基金条例をここに公布する。

令和5年3月30日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第26号

名古屋市職員退職手当基金条例

(設置の目的)

第1条 職員の退職手当の財源に充てるため、名古屋市職員退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月30日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第27号

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成15年名古屋市条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（附属機関の委員等）

番号	区分	報酬の額	旅費	所管	
1	防災会議委員及び専門委員	日額 12,600円	8級	防災危機管 理局	
2	国民保護協議会委員	日額 12,600円	8級		
3	特別職報酬等審議会 会長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	総務局	
4	情報保護アドバイザー	日額 12,600円	8級		
5	法制アドバイザー	日額 12,600円	8級		
6	行政不服審査会 会長 委員及び臨時委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級		
7	公文書等専門委員	日額 12,600円	8級		
8	経営アドバイザー	日額 15,300円	8級		
9	外郭団体経営検討委員	日額 12,600円	8級		
10	職員分限審査アドバイザー	日額 12,600円	8級		
11	職員倫理審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級		
12	職員傷病審議会委員	日額 19,800円	8級		
13	公務災害補償等審査会 会長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級		
14	公立大学法人評価委員会委員及 び臨時委員	日額 12,600円	8級		
15	入札監視等委員会委員	日額 12,600円	8級		財政局
16	空家等対策審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級		スポーツ市 民局
17	町名、町界審議会委員、特別委 員及び臨時委員	日額 12,600円	8級		
18	指定特定非営利活動法人審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級		
19	情報公開審査会 会長及び委員長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級		
20	個人情報保護審議会 会長及び委員長 委員及び専門委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級		
21	消費生活審議会委員及び臨時委 員	日額 12,600円	8級		
22	男女平等参画苦情処理委員	日額 12,600円	8級		
23	男女平等参画審議会				

	会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
24	スポーツ推進委員	年額 19,800円	6級	
25	スポーツ推進審議会委員	日額 12,600円	8級	
26	障害者スポーツセンター運営審議会委員	日額 12,600円	8級	
27	大規模小売店舗立地審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	経済局
28	名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	観光文化交流局
29	伝統的建造物群保存地区保存審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
30	環境審議会委員及び専門委員	日額 12,600円	8級	環境局
31	地域環境審議会委員	日額 11,700円	7級	
32	環境影響評価審査会委員及び特別委員	日額 12,600円	8級	
33	公害健康被害認定審査会委員	日額 19,800円	8級	
34	住居の不良堆積物対策審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
35	社会福祉審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	健康福祉局
36	災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額 12,600円	8級	
37	高齢者施策推進協議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
38	民生委員推薦会委員	日額 12,600円	8級	
39	地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
40	介護認定審査会委員	日額 16,200円	8級	
41	福祉有償運送運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
42	障害者施策推進協議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
43	精神保健福祉審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
44	精神医療審査会委員	日額 19,800円	8級	
45	精神保健指定医	日額 19,800円	8級	
46	透析療法審査委員会委員	日額 10,000円	8級	
47	障害者差別解消調整委員会委員	日額 12,600円	8級	
48	障害支援区分認定等審査会委員	日額 16,200円	8級	
49	国民健康保険運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
50	保健所運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
51	感染症予防協議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	

52	感染症診査協議会 委員 部会委員	日額 12,600円 日額 19,800円	8級 8級	
53	予防接種健康被害調査委員会委員及び臨時委員	日額 19,800円	8級	
54	衛生研究所等疫学倫理審査委員会委員	日額 12,600円	8級	
55	指定難病審査会委員及び臨時委員	日額 19,800円	8級	
56	食の安全・安心推進会議委員及び特別委員	日額 12,600円	8級	
57	人とペットの共生推進協議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
58	なごや子ども・子育て支援協議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	子ども青少年局
59	子育て支援企業認定審査会委員	日額 12,600円	8級	
60	障害児早期療育指導委員会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
61	発達障害者支援体制整備検討委員会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
62	中央療育センター等倫理審査委員会委員	日額 12,600円	8級	
63	児童虐待事例検証委員会委員	日額 12,600円	8級	
64	障害児保育指導委員会委員	日額 12,600円	8級	
65	子どもの権利擁護委員	1時間 10,000円	8級	
66	いじめ問題再調査委員会 委員長 委員、臨時委員及び調査員	日額 17,600円 日額 15,300円	8級 8級	
67	都市計画審議会 会長 委員、臨時委員及び専門委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
68	都市高速道路調査専門委員	日額 15,300円	8級	
69	広告・景観審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
70	交通問題調査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
71	建築紛争調停委員会委員	日額 12,600円	8級	
72	建築審査会 会長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
73	開発審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	

74	土地利用審査会 会長 委員	日額	13,500円	8級	緑政土木局	
		日額	12,600円	8級		
75	土地区画整理審議会 会長 委員	日額	13,500円	8級		
		日額	12,600円	8級		
76	土地区画整理事業評価員	日額	12,600円	8級		
77	市街地再開発審査会 会長 委員	日額	13,500円	8級		
		日額	12,600円	8級		
78	放置自動車廃物判定委員会委員	日額	12,600円	8級		
79	自転車等駐車対策協議会委員	日額	12,600円	8級		
80	緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会委員	日額	12,600円	8級		
81	緑の審議会 会長 委員及び専門委員	日額	13,500円	8級		
		日額	12,600円	8級		
82	東山動植物園再生専門委員	日額	12,600円	8級		
83	子どもいきいき学校づくり推進 審議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級		教育委員会 事務局
84	産業教育審議会 委員 専門員	日額	12,600円	8級		
		日額	5,400円	8級		
85	いじめ対策検討会議 会長 委員	日額	13,500円	8級		
		日額	12,600円	8級		
86	社会教育委員	日額	12,600円	8級		
87	文化財調査委員会委員及び臨時 委員	日額	12,600円	8級		
88	図書館協議会委員	日額	12,600円	8級		
89	博物館協議会委員	日額	12,600円	8級		
90	美術館協議会委員	日額	12,600円	8級		
91	科学館協議会委員	日額	12,600円	8級		
92	指定管理者選定委員会委員及び 臨時委員	日額	12,600円	8級	関係局	

備考 旅費の欄中「級」は、給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。

別表第3 (その他の非常勤の特別職の職員)

番号	区分	報酬の額	旅費	所管
1	災害対策委員		区政協力委員としての級に準ずる。	防災危機管理局
2	災害救助地区本部員		4級とする。ただし、区政協力委員を兼務する者にあつては、その級に準ずる。	
3	市政資料館館長	日額 29,760円	9級	総務局
4	情報化推進参与	日額 15,630円	8級	
5	総括産業医	月額 117,000円	7級	
6	産業医	1回 21,400円	7級	
7	総括衛生管理医師	月額 21,400円	7級	
8	衛生管理医師	1時間 21,400円	7級	
9	名古屋市政策顧問	日額 15,630円	9級	財政局
10	区政協力委員 市区政協力委員議長協議 会議長、副議長及び会計 区政協力委員協議会議 長及び副議長 学区区政協力委員会委員 長 区政協力委員		8級 7級 5級 4級	スポーツ市民局
11	客員起業家	日額 50,000円	8級	経済局
12	歴史的建造物保存活用アドバイザー	日額 12,600円	8級	観光文化交流局
13	名古屋城調査研究センター 所長	月額 117,000円	8級	
14	名古屋城建造物専門員	日額 21,400円	7級	
15	生物多様性推進参与	日額 15,630円	8級	環境局
16	公害保健嘱託医	日額 21,400円	7級	
17	厚生統計調査調査員	日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額に、1,000円を上限として任命権者が定める額に調査対象数を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、任命権者が別に定める厚生統計調査を行う者については日額とし、		健康福祉局

		8,000円を上限として任命権者が定める額とする。		
18	厚生統計調査指導員	日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額とする。		
19	福祉施設嘱託医師	日額 21,400円		
20	厚生院嘱託医	日額 49,400円		
21	社会福祉事務所嘱託医	月額 117,000円	7級	
22	民生委員 市民生委員連盟理事長及び副理事長 区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長 民生委員協議会会長 民生委員		8級 7級 5級 4級	
23	認知症施策推進参与	日額 15,630円	8級	
24	知的障害者更生相談所嘱託医	日額 49,400円		
25	身体障害者更生相談所判定医師	日額 49,400円		
26	特別児童扶養手当認定嘱託医	日額 21,400円		
27	保護課嘱託医	月額 117,000円		
28	国民健康保険移送費審査嘱託医	日額 21,400円		
29	保健環境委員 市保健環境委員会会長及び副会長 区保健環境委員会会長及び副会長 学区保健環境委員会会長 学区保健環境委員会副会長 保健環境委員		8級 7級 5級 5級 4級	
30	保健所嘱託医	日額 21,400円	7級	
31	国民健康・栄養調査員 医師 管理栄養士 保健師その他	日額 21,400円 日額 6,400円 日額 6,400円		
32	配偶者暴力防止参与	日額 15,630円	8級	子ども青少年局
33	児童虐待対策参与	日額 15,630円	8級	
34	児童相談所参与	日額 15,630円	8級	
35	児童福祉施設嘱託医師 嘱託医師 地域療育センター嘱託医師	日額 21,400円 日額 49,400円		
36	保育所嘱託医 産後休暇明け園等 一般園	年額 402,500円 年額 251,600円		
37	統合保育スーパーバイザー	1回 8,300円		

38	児童扶養手当等嘱託医	日額 21,400円		
39	児童相談所スーパーバイザー	1時間 6,800円		
40	児童相談所児童福祉専門員	日額 21,400円		
41	エリア支援保育所担当歯科医	1回 21,500円	7級	
42	子どもの権利擁護機関参与	日額 15,630円	8級	
43	子どもの権利擁護機関専門調査員	1時間 8,600円	7級	
44	児童委員		民生委員としての級に準ずる。	
45	景観アドバイザー	日額 12,600円	8級	住宅都市局
46	農業土木委員 農業土木委員（重要） 農業土木委員（一般） 農業土木委員補助員	年額とし、17,730円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、8,865円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、4,925円に担当地区数を乗じて得た額とする。		緑政土木局
47	特別支援教育スーパーバイザー	1回 21,400円	7級	教育委員会 事務局
48	特別支援教育アドバイザー	1回 15,000円	4級	
49	ことばのアドバイザー	1回 15,000円	4級	
50	幼児教育アドバイザー	1回 15,000円	4級	
51	いじめ対策検討会議調査員	日額 12,600円	8級	
52	学校産業医	月額 200,000円	7級	
53	学校衛生管理医師	1回 21,400円	7級	
54	学校医 内科 眼科及び耳鼻咽喉科 精神科 精神科（特別支援学校）	年額とし、284,000円に460円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、241,000円に460円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、241,000円に24,600円に相談回数を乗じて得た額を加算した額とする。	7級 7級 7級	
55	学校歯科医	年額とし、241,000円	7級	

		円に 460 円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。		
56	学校薬剤師	年額とし、205,400円に 4,640円に学級数を乗じて得た額を加算した額とする。	7 級	
57	子ども適応相談センター参与	日額 15,630円	8 級	
58	子ども適応相談センター嘱託医師	1 回 21,400円	7 級	
59	子ども適応相談センターセラピスト	1 回 18,500円	7 級	
60	博物館長	日額 29,760円	9 級	
61	博物館参与	日額 15,630円	8 級	
62	美術館長	日額 29,760円	9 級	
63	美術館参与	日額 15,630円	8 級	
64	科学館長	日額 29,760円	9 級	
65	教育センター嘱託弁護士	1 回 25,900円	7 級	
66	教育センター嘱託医師	1 回 21,400円	7 級	
67	教育センター特別教育相談員	1 回 21,400円	7 級	
68	教育センター嘱託心理士	1 回 18,500円	7 級	
69	教育センター嘱託社会福祉士	1 回 18,500円	7 級	
70	消防局産業医	1 回 21,400円	7 級	消防局
71	消防局衛生管理医師	1 回 21,400円	7 級	
72	消防団員（基本消防団） 市消防団連合会長	年額とし、41,700円に 8,000円を上限として市長が定める額に出場回数に乗じて得た額を加算した額とする。	8 級	
	区消防団連合会長（市消防団連合会長である者を除く。）	年額とし、41,700円に 8,000円を上限として市長が定める額に出場回数に乗じて得た額を加算した額とする。	7 級	
	消防団長（市消防団連合会長又は区消防団連合会長である者を除く。）	年額とし、41,700円に 8,000円を上限として市長が定める額に出場回数に乗じて得た額を加算した額とする。	5 級	
	副団長	年額とし、38,400	4 級	

	部長	円に 8,000 円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、35,100 円に 8,000 円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4 級
	班長	円に 8,000 円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、31,800 円に 8,000 円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4 級
	団員	円に 8,000 円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、28,500 円に 8,000 円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4 級
73	消防団員（機能別消防団） 名古屋市マイスター消防団の業務に従事する者	1 回 5,000 円を上限として市長が定める額とする。	消防団員（基本消防団）としての級に準ずる。
	名古屋市大学生消防団の業務に従事する者	1 回 1,000円	4 級

- 備考 1 旅費の欄中「級」は、給与条例別表第 1 行政職給料表の職務の級をいう。
- 2 1 の項災害対策委員には、第 7 条に定める費用弁償のほか、月額 2,509 円を支給する。
- 3 10 の項区政協力委員には、第 7 条に定める費用弁償のほか、市区政協力委員議長協議会議長、副議長及び会計、区政協力委員協議会議長及び副議長並びに学区区政協力委員会委員長にあっては月額 3,501 円、区政協力委員にあっては月額 2,509 円を支給する。
- 4 22 の項民生委員には、第 7 条に定める費用弁償のほか、市民生委員連盟理事長及び副理事長、区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長並びに民生委員協議会会長にあっては月額 3,501 円、民生委員にあっては月額 2,509 円を支給する。
- 5 29 の項保健環境委員には、第 7 条に定める費用弁償のほか、市保健環境委員会会長及び副会長、区保健環境委員会会長及び副会長並びに学区保健環境委員会会長にあっては月額 3,501 円、学区保健環境委員会副会長及び保健環境委員にあっては月額 2,509 円を支給す

る。
6 44の項児童委員には、第7条に定める費用弁償のほか、月額
2,509円を支給する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年名古屋市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第12条の3第1項第4号中「生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第3号に規定する医療保護施設(以下「医療保護施設」という。)」を「食品衛生検査所」に改める。

第12条の19第1項第1号を削り、同項第2号中「特別養護老人ホーム」の次に「(以下「特別養護老人ホーム」という。)」を加え、「施設における入院患者若しくは」及び「、解剖前の死体若しくは解剖後の死体」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項中「同項第1号に掲げる業務に従事した場合にあっては日額410円、同項第2号又は第3号に掲げる業務に従事した場合にあっては」を削る。

第12条の25第1項中「医療保護施設の病棟に勤務する看護師その他」を「特別養護老人ホームに勤務する看護師のうち」に改める。

第12条の28第1項第1号ア中「第7条」を「第7条第1項」に改め、同号ウ中「生活保護法」の次に「(昭和25年法律第144号)」を加え、「、医療保護等」を削る。

第18条第1項中「入院患者」を「入所者」に改める。

別表第2備考第1項ただし書中「消防長」を「消防局長」に改める。

別表第5 2 医療職給料表(2)備考第1項及び別表第5 3 医療職給料表(3)備考第1項中「医療保護施設等に勤務する」を削る。

別表第7 6 医療職給料表(1)級別基準職務表2級の項中「厚生院附属病院の部長若しくは副部長」を「厚生院の部長」に改め、同表3級の項中「若しくは副所長又は厚生院附属病院の長若しくは副病院長」を「又は副所長」に改める。

(職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 任命権者は、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職

員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、1月を超えない範囲内で人事委員会規則で定める期間ごとの期間につき第1項（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、第2項）に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条中名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表第3の改正規定（3の項、60の項、62の項及び64の項に係る部分に限る。）は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表第3 3の項、60の項、62の項及び64の項の規定にかかわらず、市長が定める者に対するこれらの規定の適用については、なお従前の例による。

（名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「施行日から令和5年3月31日までの間（以下「特定期間」という。）における」を削り、「については、」の次に「当分の間、」を加え、「100分の190」を「100分の200」に、「「1月当たりの加算額」」を「「1月当たり加算額」」に、「1月当たりの加算額と基礎額に100分の200を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から1月当たりの加算額」を「基礎額に100分の190を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において「特定1月

当たり加算額」という。)と1月当たり加算額から特定1月当たり加算額」に改める。

附則第4項中「特定期間」を「施行日から令和5年3月31日までの間」に改める。

附則第7項中「特定期間における」を削り、「については、」の次に「当分の間、」を加え、「100分の190」を「100分の200」に、「1月当たりの加算額」を「1月当たり加算額」に、「1月当たりの加算額と基礎額に100分の200を乗じて得た額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から1月当たりの加算額」を「基礎額に100分の190を乗じて得た額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「特定1月当たり加算額」という。)と1月当たり加算額から特定1月当たり加算額」に改める。

附則第8項中「特定期間」を「施行日から令和5年3月31日までの間」に改める。

(職員退職手当条例の一部改正)

- 4 職員退職手当条例(昭和31年名古屋市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「18日」の次に「(1月間の日数(名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加える。

(職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 前項の規定による改正後の職員退職手当条例第2条第2項の規定は、施行日以後の期間における退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第28号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 6 章 罰則（第50条—第53条）」を削る。

第 2 条中第 5 号から第 7 号までを削り、第 4 号の 2 を第 5 号とし、第 4 号の 3 を第 6 号とし、第 4 号の 4 を第 7 号とし、第 4 号の 5 を第 8 号とする。

第 5 条第 1 項第 7 号中「未納の家賃」を「かつ、市営住宅又は定住促進住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務」に、「があるもの」を「に係る債務者」に改め、同条第 2 項に次の 1 号を加える。

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める市営住宅に入居しようとする者

第16条第 3 項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務」に改める。

第47号の 2 中「個人情報」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15

年法律第57号) 第2条第1項に規定する個人情報(をいう。)」を加える。

第48条の2を次のように改める。

第48条の2 削除

第48条の5を次のように改める。

第48条の5 削除

第6章を削る。

別表中

「

五 条 荘	西区那古野一丁目
-------	----------

を

」

「

菊 元 荘	西区新道二丁目
五 条 荘	西区那古野一丁目

に改

」

める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、別表の改正規定は規則で定める日から施行する。

第2条 この条例の規定により新たに設置する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為は、当該市営住宅に係る改正規定の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係るこの条例による改正前の名古屋市営住宅条例(以下「旧条例」という。)第48条の2第2項及び第48条の5第2項の規定による業務に関して知り得た旧条例第2条第5号に規定する個人情報をみだりに

他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行前において管理代行業務（旧条例第2条第4号の3に規定する管理代行業務をいう。以下同じ。）に従事していた者

(2) この条例の施行前において指定管理業務（旧条例第2条第4号の5に規定する指定管理業務をいう。以下同じ。）に従事していた者

2 前項第1号及び第2号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号に規定する個人情報データファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において保有していた旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 この条例の施行前において管理代行業務又は指定管理業務を行っていた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。

5 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前において指定管理業務に従事していた者については、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋条例第56号）附則第2条第6項及び同条第7項の規定は、適用しない。

名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第29号

名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例

名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号から第 5 号までを削り、第 2 号の 2 を第 3 号とし、第 2 号の 3 を第 4 号とする。

第 5 条第 5 号中「未納の家賃」を「かつ、定住促進住宅又は市営住宅の賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務」に、「があるもの」を「に係る債務者」に改める。

第12条の 2 第 1 項中「3 月分」を「1 月分」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項を同条第 4 項とする。

第23条第 2 項中「第12条の 2 第 3 項から第 5 項」を「第12条の 2 第 2 項から第 4 項」に、「同条第 3 項」を「同条第 2 項」に改め、「と、「家賃」とある

のは「駐車場の使用料」を削る。

第26条の2中「個人情報」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）」を加える。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

第32条から第35条までを削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第12条の2第1項の改正規定、同条第2項を削る改正規定及び同条第3項を第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする改正規定は、同年9月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の名古屋市定住促進住宅条例第12条の2第1項の規定は、一部施行日以後に入居の決定のあった者から徴収する敷金について適用し、一部施行日前に入居の決定のあった者から徴収する敷金については、なお従前の例による。

第3条 この条例の施行前において指定管理業務（名古屋市定住促進住宅条例第2条第2号の3に規定する指定管理業務をいう。以下同じ。）に従事していた者に係るこの条例による改正前の名古屋市定住促進住宅条例（以下「旧条例」という。）第29条第2項の規定による業務に関して知り得た旧条例第2条第3号に規定する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 前項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報データファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 3 第1項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 4 この条例の施行前において指定管理業務を行っていた法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本項の罰金刑を科する。
- 5 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前において指定管理業務に従事していた者については、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋条例第56号）附則第2条第6項及び同条第7項の規定は、適用しない。

学生タウンなごや推進基金条例をここに公布する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第30号

学生タウンなごや推進基金条例

(設置の目的)

第1条 学生から選ばれるまちづくりの推進（以下「学生タウンなごやの推進」という。）を図る資金に充てるため、学生タウンなごや推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、学生タウンなごやの推進のための寄附金及び市長が必要と認められた額を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第31号

名古屋市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表中

名古屋市千早コミュニティセンター	名古屋市中区新栄一丁目48番16号	を
名古屋市千早コミュニティセンター	名古屋市中区新栄一丁目48番16号	
名古屋市平和コミュニティセンター	名古屋市中区平和一丁目14番22号	に

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

名古屋市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市条例第32号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第22条第7項中「によって」を「により」に、「が、地方税法施行令第48条の9の8第1項で定めるところにより市長の承認を受けた場合又は第1項、第3項若しくは第4項の規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項（以下この項において「記載事項」という。）を記録した光ディスク等（法第317条の6第5項第2号にいう光ディスク等をいう。以下この項において同じ。）を提出した場合には」を「は」に、「記載事項を記録した光ディスク等」を「給与支払報告書記載事項又は公的年金等支払報告書記載事項を記録した光ディスク等（法第317条の6第5項第2号にいう光ディスク等をいう。）」に改める。

附則第14条の6第3項中「附則第15条第15項本文」を「附則第15条第14項本

文」に改め、同条第4項中「附則第15条第15項ただし書」を「附則第15条第14項ただし書」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第10項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第3号」を「附則第15条第25項第3号」に改め、同条第14項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第16項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第17項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第16条の2の2を削る。

附則第16条の4第3項を削る。

附則第17条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項に規定する3輪以上のガソリン軽自動車」を「附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「

2,000円」と、同号ウ(ア) a中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項に規定する」を「附則第30条第4項の規定の適用を受ける」に改め、「3輪以上のガソリン軽自動車」の次に「(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)」を加え、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ウ(ア) a中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第19条第2項及び第3項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(個人の市民税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の名古屋市市税条例(以下「新条例」という。)第22条第7項の規定は、施行日以後に提出すべき同項に規定する報告書について適用し、施行日前に提出すべきこの条例による改正前の名古屋市市税条例第22条第7項に規定する報告書については、なお従前の例による。
(軽自動車税に関する経過措置)
- 3 新条例附則第17条第2項から第4項までの規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第21号

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則（平成27年名古屋市規則第101号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

久屋大通駅自転車駐車場	久屋大通	名古屋市東区東桜一丁目2番	午前0時から午後12時まで
-------------	------	---------------	---------------

」

を

「

久屋大通駅自転車駐車場	久屋大通	名古屋市東区泉一丁目22番	午前0時から午後12時まで
-------------	------	---------------	---------------

」

に、

「

金山総合駅自転車駐車場	金山総合駅北口	名古屋市中区金山一丁目1702番1	午前0時から午後12時まで
	金山総合駅南口	名古屋市熱田区金山町一丁目101番	午前5時から翌日の午前1時まで

」

を

「

金山総合駅自転車駐車場	金山総合駅北口	名古屋市中区金山一丁目1702番1	午前0時から午後12時まで
	金山総合駅南口	名古屋市熱田区金山町一丁目101番	午前5時から翌日の午前1時まで
上前津駅自転車駐車場	上前津	名古屋市中区大須四丁目17番	午前0時から午後12時まで

」

に、

「

矢場町駅自転車駐車場	矢場町	名古屋市中区大須四丁目1番1	午前0時から午後12時まで
------------	-----	----------------	---------------

」

を

「

丸の内駅自転車駐車場	丸の内	名古屋市中区錦一丁目4番	午前0時から午後12時まで
矢場町駅自転車駐車場	矢場町	名古屋市中区大須三丁目1番1	午前0時から午後12時まで

」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第22号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表の4項左欄中「第55条第3項各号」を「第55条第3項若しくは第4項各号」に改め、「第57条の4第1項ただし書」の次に「、法第58条第2項」を加える。

第13条第1項の表の1項左欄中「第14条第1項」を「第8条の7第1項又は地区計画条例第14条第1項」に改め、同表の3項左欄中「第8条の6第1項」の次に「、地区計画条例第8条の8第1項」を加える。

第14条第1項の表の2項左欄中「第55条第2項」を「第52条第6項第3号、法第55条第2項」に改める。

第18条の2第1項中「第10条の4の5第1項第3号」を「第10条の4の10第1項第3号」に改め、同条第2項中「第10条の4の5第1項第4号」を「第10条の4の10第1項第4号」に改める。

第18条の3第1項中「第10条の4の8第1項第2号」を「第10条の4の13第1項第2号」に改め、同条第2項中「第10条の4の8第1項第3号」を「第10条の4の13第1項第3号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第23号

名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則等の一部を改正する規則

(名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則（平成19年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第 8条第 1項第 4号キ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(名古屋市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成26年名古屋市規則第 101号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式の 4注 1の項中「第19条第 1項第 1号」を「第19条第 1号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同様式注 2の項中「第19条第 1項第 2号」を「第19条第 2号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同様式注 3の項中「第19条第 1項第

3号」を「第19条第 3号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 4号様式（裏）注 1の項中「第19条第 1項第 1号」を「第19条第 1号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同様式（裏）注 2の項中「第19条第 1項第 2号」を「第19条第 2号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同様式（裏）注 3の項中「第19条第 1項第 3号」を「第19条第 3号」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

（名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則の一部改正）

第 3条 名古屋市ひとり親家庭等医療費助成条例施行細則（昭和53年名古屋市規則第 102号）の一部を次のように改正する。

第 5条の 2中「次の各号」を「次」に改め、同条第 3号中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

（名古屋市乳幼児医療費助成条例施行細則等の一部を改正する規則の一部改正）

第 4条 名古屋市乳幼児医療費助成条例施行細則等の一部を改正する規則（平成18年名古屋市規則第 162号）の一部を次のように改正する。

附則第 3項中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「同条第15項」を「同条第17項」に改める。

附 則

この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。

公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第24号

公印規則の一部を改正する規則

公印規則（昭和37年名古屋市規則第 9号）の一部を次のように改正する。

第 3条の見出しを「（押印手続）」に改め、同条に次の 1項を加える。

- 4 意思決定を伴わない出納員印の使用については、前 3項の規定は、適用しない。ただし、施行すべき文書に誤りがないことを確認した上で押印し、公印使用記録簿等により使用状況を明らかにしておかなければならない。

第 4条を次のように改める。

（事前押印）

- 第 4条 即時に施行を要することその他の事情によりあらかじめ公印の押印を必要とする様式等については、前条の規定にかかわらず、管守者の承認を得て、当該様式等に公印を押印することができる。

- 2 前項の規定により押印した様式等については、不正に使用されることのないよう管理し、使用状況を明らかにしておかなければならない。

第 6条に次の 1項を加える。

2 管守者は、その管守する公印につき次に掲げるところにより、総務局長に報告しなければならない。

(1) 新調又は改刻したときは新印の印影、その管守の場所その他につき当該新印の使用開始日前 5日までに、廃止したときは廃印の印影、その措置その他につき当該廃印の使用廃止後速やかに、それぞれ公印（新調・改刻・廃止）報告書（別記第 2号様式）を用いて報告すること。

(2) 管守の場所を変更したときは、速やかにその旨を報告すること。

第 7条を次のように改める。

第 7条 削除

第 8条第 4項中「前条」を「第 6条第 2項」に改める。

第11条の見出しを「（特例）」に改め、同条を第13条とし、第10条の次に次の 2条を加える。

（事故報告）

第11条 管守者又は公印の印影を管理する者は、公印又は当該印影の不正使用、偽造使用又は紛失、盗難その他の事故があったときは、速やかに事情を明らかにしてその旨を総務局長に報告しなければならない。この場合において、当該印影を管理する者にあつては、その公印の管守者を經由するものとする。

（調査）

第12条 総務局長は、公印の管守、使用状況等について、管守者等に対し報告を徴し、又は調査することができる。

本則に次の 1条を加える。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表中「行政部法制課長」を「行政DX推進部法制課長」に改め、同表市長印の項用途の欄中「及び高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの規制事務」を「、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの規制事務及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガスの規制事務」に改め、同表区長印の項中

やまと古字	方 21	名古屋市長 区	一般文書用（ 区役所支所専用）	区役所支 所区民生 活課長		を
		（何）支所				

やまと古字	方 21	名古屋市長 区	一般文書用（ 区役所支所専用）	区役所支 所区民生 活課長		に改
		（何）支所				
やまと古字	方 21	罹災証明	罹災証明書、 被災証明書及 び被災届出証 明書（いずれ も電子印を使 用するものに 限る。）専用	スポーツ 市民局 地域振興 部 区政課長		
		区長印				
		事務専用				

め、同表市税事務所長印の項中

「

やまと古字	方 21	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="517 725 750 837">名古屋市 市税事務所長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 837 750 949">税務証明専用 ()</td> </tr> </table>	名古屋市 市税事務所長	税務証明専用 ()	税務証明事務 専用	市税事務 所管理課 長・出張 所長	<p>かつこ内に記入する字句は、当該市税事務所長印の管守者の属する市税事務所又は市税事務所出張所の名称並びに市税事務所が所管する区域に設置する税務窓口の所在する区役所又は区役所支所の名称に基づき市長が別に定める。</p>
名古屋市 市税事務所長							
税務証明専用 ()							
やまと古字	方 21	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="517 1442 750 1576">名古屋市 市税事務所長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1576 750 1666">(何) 出張所</td> </tr> </table>	名古屋市 市税事務所長	(何) 出張所	一般文書用 (市税事務所出張所専用)	市税事務所出張所 長	
名古屋市 市税事務所長							
(何) 出張所							

を

」

「

やまと 古字	方 21	<div data-bbox="517 622 746 853" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 名古屋市 市税事務所長 税務証明専用 () </div>	税務証明事務 専用	市税事務 所管理課 長	括弧内に 記入する 字句は、 当該市税 事務所長 印の管守 者の属す る市税事 務所又は その所管 する区域 に設置す る税務窓 口の所在 する区役 所若しく は区役所 支所の名 称に基づ き市長が 別に定め る。
-----------	------	--	--------------	-------------------	--

に改

」

める。

第 2号様式及び第 3号様式を削る。

第 4号様式中「(第 3条第 3項)」を「等の紙決裁の場合の原議への公印使用承認表示方法」に、「1年の公印使用見込(実績)数」を「1年度の公印使用見込数(廃止にあっては、廃止した年度の公印使用実績数)」に改め、同様式を第 2号様式とする。

附 則

この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。ただし、第 4条の改正規定は、公布の日から施行する。

名古屋市消防吏員服制等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 3月28日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第25号

名古屋市消防吏員服制等に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市消防吏員服制等に関する規則（平成元年名古屋市規則第 103号）の一部を次のように改正する。

本則中「消防長」を「消防局長」に改める。

第 2条第 1項第 2号中「特定災害活動服」の次に「、航空服」を加える。

第 3条第 2項中「又は特定災害に係る警防業務」を「、特定災害に係る警防業務又は航空機の運航による消防業務」に改める。

第 4条第 1項中「、救急救命研修所及び消防学校」を「及び救急救命研修所」に改める。

第 5条第 1項中「若しくは特定災害に係る警防業務」を「、特定災害に係る警防業務若しくは航空機の運航による消防業務」に、「又は特定災害に係る警防業務」を「、特定災害に係る警防業務又は航空機の運航による消防業務」に改める。

附 則

この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。

名古屋市臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 3月28日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第26号

名古屋市臨床検査技師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市臨床検査技師等に関する法律施行細則（平成 9年名古屋市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式（裏）を次のように改める。

(裏)

登録（変更） 年 月 日	検査業務の内容	名古屋市長 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市臨床検査技師等に関する法律施行細則の規定に基づいて交付されている証明書は、この規則による改正後の名古屋市臨床検査技師等に関する法律施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 3月28日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第27号

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉施設条例施行細則（平成17年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 2条第 2項の表中

「

名古屋市丸池保育園	20人	20人	50人	90人	を
-----------	-----	-----	-----	-----	---

」

「

名古屋市丸池保育園	20人	20人	25人	65人	に
-----------	-----	-----	-----	-----	---

」

改め、

「

名古屋市芝保育園	20人	20人	50人	90人	、
----------	-----	-----	-----	-----	---

」

「

名古屋市山下保育園	20人	20人	50人	90人
-----------	-----	-----	-----	-----

」 及

び

「

名古屋市太子保育園	20人	20人	50人	90人
-----------	-----	-----	-----	-----

」 を

削る。

附則第 3項の表中「、名古屋市山下保育園」、「、名古屋市芝保育園」、「、名古屋市太子保育園」及び「、名古屋市丸池保育園」を削り、「名古屋市比良西保育園」の次に「、名古屋市丸池保育園」を加える。

附 則

この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。

名古屋市中企業振興会館条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 28 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第28号

名古屋市中企業振興会館条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市中企業振興会館条例施行細則（昭和58年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項第 1 号キ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第29号

名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則

名古屋市公有財産規則（平成16年名古屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第63条中「財政局財政部資産経営戦略室」を「財政局財政部財産管理課」に改める。

第70条第4項中「財政局参事（資産経営戦略）」を「財政局参事（資産経営）」に改める。

第72条中「財政局財政部資産経営戦略室」を「財政局財政部資産経営課」に改める。

別表第1の2の項中「、名古屋市土地開発公社」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 3月30日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第30号

名古屋市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第 1条 名古屋市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（平成24年名古屋市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「平成 9年通商産業省令第11号」の次に「。以下「省令」という。」を加える。

第 3条中「消防長」を「消防局長」に改め、同条を第 4条とする。

第 2条中「別記様式」を「第 1号様式」に改め、同条の次に次の 1条を加える。

（充・設備の休止の届出）

第 3条 省令第81条第 2項の規定による届出は、充・設備休止届書（第 2号様式）により行わなければならない。

別記様式中「名古屋市消防長」を「名古屋市消防局長」に改め、同様式備考第 2号中「消防長」を「消防局長」に改め、同様式を第 1号様式とし、同

様式の次に次の 1 様式を加える。

第 2号様式 (第 3条関係)

充・設備休止届書

年 月 日	
(宛先) 名古屋市長	
届出者	
住 所	
氏 名	
電 話 ()	
使用の本拠の名称	
使用の本拠の所在地	電話 ()
許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
休 止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
休 止 の 理 由	
備 考	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

第 2条 名古屋市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

第 2条中「第 1号様式」を「経済産業省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3年経済産業省令第77号）別記様式」に改める。

第 3条中「第 2号様式」を「別記様式」に改める。

第 1号様式を削り、第 2号様式を別記様式とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。ただし、第 2条の規定は、同月 3日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第 1条の規定による改正前の名古屋市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の規定に基づいて発行されている立入証明書は、同条の規定による改正後の名古屋市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則の規定に基づいて発行されたものとみなす。

消防法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 3月30日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第31号

消防法等施行細則の一部を改正する規則

消防法等施行細則（昭和37年名古屋市規則第45号）の一部を次のように改正する。

本則中「消防長」を「消防局長」に改める。

第 8条の 3第 1項中「き損」を「毀損」に改める。

第 9条の 3第 2項中「次の各号」を「次」に改める。

別記第 1中「名古屋市消防長」を「名古屋市消防局長」に改め、同別記備考第 2号中「消防長」を「消防局長」に改める。

別記第 1の 2及び別記第 2（表）中「名古屋市消防長」を「名古屋市消防局長」に改める。


別記第 3、別記第 3の 2、別記第 5及び別記第20の 2中「（あて先）名古屋市消防長」を「（宛先）名古屋市消防局長」に改める。

別表中

「 危険物品持込み厳禁 DANGEROUS GOODS PROHIBITED 」	25以上	50以上	赤	白	を
---	------	------	---	---	---

「 危険物品持込み厳禁 NO DANGEROUS GOODS 」	25以上	50以上	赤	白	に、
「  禁 煙 NO SMOKING  火気厳禁 NO OPEN FLAME 危険物品持込み厳禁 NO DANGEROUS GOODS 」	25以上	50以上	赤 記号の 周囲は 白	白 記号は 黒、斜 めの帯 及び円 形帯は 赤	

「  喫煙所 SMOKING AREA 」	30以上	10以上	白	黒	を
「 喫煙所 SMOKING AREA 」	30以上	10以上	白	黒	
喫煙所の床への着色その他の方法により、喫煙所と喫煙所以外の場所を容易に識別できるようにすること。					

<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="text-align: center;"> <p>喫煙所</p> <p>SMOKING AREA</p> </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>注：健康増進法（平成14年法律第 103号）第33条第 2項に規定する喫煙専用室標識をもってこれに代えることができる。</p> </div>	30以上	10以上	白	黒	に改
---	------	------	---	---	----

める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の消防法等施行細則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて発行されている立入証票及び立入許可の証票は、この規則による改正後の消防法等施行細則（以下「改正後規則」という。）の規定に基づいて発行されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて提出されている申請書及び届は、改正後規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて表示されている標識は、改正後規則の規定に基づいて表示されたものとみなす。

公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第32号

公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則の一部を
改正する規則

公立大学法人名古屋市立大学の業務運営等に関する規則（平成18年名古屋市規則第 106 号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第 1 章第 7 節」を「第 1 章第 8 節」に、「キャッシュ・フロー計算書」を「純資産変動計算書」に、「行政サービス実施コスト計算書」を「キャッシュ・フロー計算書」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年3月30日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第33号

名古屋市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の
施行期日を定める規則

名古屋市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（令和5年名古屋市条例第14号）の施行期日は、令和5年4月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第34号

名古屋市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市特定非営利活動促進法施行細則（平成24年名古屋市規則第78号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第7条第2項を削る。

第15条第2項を削る。

第23条第1項中「第13条第2項」を「第14条第2項」に改める。

第24条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第25条中「第15条第2項」を「第16条第2項」に改める。

第26条を削り、第27条を第26条とする。

第3号様式中「第3条第1項」を「第3条」に改める。

第7号様式中「第7条第1項」を「第7条」に改める。

第15号様式中「第15条第1項」を「第15条」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第35号

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を
改正する規則

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第 102 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 6 号中「者と生計を一にする父母（その者を地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項第 9 号又は第 292 条第 1 項第 9 号に規定する扶養親族とする他の親族があるときは、当該他の親族を含む。」を「保護者等（」に、「の父母」を「の保護者等」に改め、同条第 2 項中「父母」を「保護者等」に改める。

第 3 条第 1 項各号中「父母」を「保護者等」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第36号

名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則等の一部を改正する規則

(名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則の一部改正)

第1条 名古屋市障害者スポーツセンター条例施行細則(昭和56年名古屋市規則第53号)の一部を次のように改正する。

第4条第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(名古屋市総合体育館条例施行細則の一部改正)

第2条 名古屋市総合体育館条例施行細則(令和2年名古屋市規則第72号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(名古屋市体育館条例施行細則の一部改正)

第3条 名古屋市体育館条例施行細則(令和2年名古屋市規則第73号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行細則の一部改正)

第4条 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例施行細則(令和2年名古屋市規則第74号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(名古屋市志段味スポーツランド条例施行細則の一部改正)

第5条 名古屋市志段味スポーツランド条例施行細則(令和2年名古屋市規則第77号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(名古屋市プール条例施行細則の一部改正)

第6条 名古屋市プール条例施行細則(令和2年名古屋市規則第78号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(名古屋市名城庭球場条例施行細則の一部改正)

第7条 名古屋市名城庭球場条例施行細則(令和2年名古屋市規則第79号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号キ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第37号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「行政部」を「行政DX推進部」に、「人材育成・コンプライアンス推進室」を「コンプライアンス推進室」に、「資産経営戦略室」を「
財産管理課
資産経営課」
に改める。

第2条防災危機管理局危機対策室の項第2号中「関すること」の次に「（地域防災室の主管に属するものを除く。）」を加え、同条総務局総務課の項第8号中「他局室部課公所」を「局内他部課室公所」に改め、同局の項中「行政部」を「行政DX推進部」に改め、同局行政DX推進部デジタル改革推進課の項第2号中「デジタルトランスフォーメーション」を「DX」に改め、同局職員部人事課の項中第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

(6) 人材育成の総合的な企画及び推進に関すること。

(7) 職員の研修その他の能力開発に関すること。

(8) 市民サービス改善及び業務改善に関すること。

第2条総務局職員部の項中「人材育成・コンプライアンス推進室」を「コンプライアンス推進室」に改め、同部コンプライアンス推進室の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り上げ、第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、同条財政局総務課の項第3号中「局内他部課室」を「局内他部課公所」に改め、同局財政部財政課の項第7号中「部内他課室」を「部内他課」に改め、同部資金課の項中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 歳入の確保に係る特命事項の処理に関すること。

第2条財政局財政部の項中「資産経営戦略室」を「財産管理課」に改め、同部財産管理課の項第1号中「総合調整」を「総括」に改め、同課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を削り、同部の項に次のように加える。

資産経営課

(1) アセットマネジメントの推進に関すること。

(2) 公有財産の活用に関すること。

第2条財政局税務部税制課の項中第9号から第12号までを削り、第13号を第9号とし、同条スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室の項第1号中「スポーツ振興室」の次に「及びスポーツ戦略室」を加え、同条経済局イノベーション推進部次世代産業振興課の項第1号中「関すること」の次に「（他局室部課公所の主管に属するものを除く。）」を加え、同条環境局環境企画部環境企画課の項第5号中「の保全及び持続可能な利用」を削り、同課の項第7号及び第8号を次のように改める。

(7) 環境保全に係る国際的な連携に関すること。

(8) 環境審議会及び地域環境審議会に関すること。

第2条環境局環境企画部脱炭素社会推進課の項に次の1号を加える。

(6) 地域脱炭素施策の推進に関すること。

第2条環境局ごみ減量部資源化推進室の項中第2号を第3号とし、第1号の

次に次の 1 号を加える。

(2) 食品ロスの削減に関すること。

第 2 条健康福祉局総務課の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同局監査課の項第 4 号中「関すること」の次に「(局内他部課の主管に属するものを除く。)」を加え、同課の項に次の 2 号を加える。

(8) 福祉総合情報システムの運用及び管理に関すること。

(9) D X の推進に係る調整に関すること。

第 2 条健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課の項第 6 号を次のように改める。

(6) ひきこもり等の支援に関すること。

第 2 条健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 15 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同局生活福祉部保護課の項第 4 号中「関すること」の次に「(医療連携推進室の主管に属するものを除く。)」を加え、同局健康部保健医療課の項中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 局長の指定する厚生統計調査(人口動態統計及び保健統計に限る。)に係る企画及び調整に関すること。

第 2 条健康福祉局健康部健康増進課の項中第 11 号を第 12 号とし、第 8 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) ひきこもりの支援に係る連絡調整に関すること(地域ケア推進課の主管に属するものを除く。)

第 2 条健康福祉局健康部医療連携推進室の項第 3 号を次のように改める。

(3) 医療連携に係る特命事項の処理に関すること。

第 2 条健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部新型コロナウイルス感染症対策室の項中第 4 号及び第 5 号を削り、同条子ども青少年局総務課の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 局長の指定する業務の改善に関すること。

第 2 条子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課の項中第 7 号を第 12 号とし、第 6 号の次に次の 5 号を加える。

(7) 障害児の療育等に関すること(健康福祉局の主管に属するものを除く。)

- (8) 障害児に係る施設の設置の計画及び手続に関すること。
- (9) 障害児に係る施設の認可及び運営に関すること。
- (10) 指定障害児通所支援事業者の指定及び運営に関すること。
- (11) 指定障害児相談支援事業者の指定に係る審査及び運営に関すること。

第2条子ども青少年局保育部保育運営課の項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 市立の保育所の民間移管に関すること。
- (3) 市立の保育所の改修等に関すること。

第2条子ども青少年局保育部保育運営課の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同課の項第5号中「及び認可外保育施設等」を「並びに認可外保育施設等」に改め、同号を同課の項第6号とし、同課の項第4号中「関すること」の次に「（保育企画室の主管に属するものを除く。）」を加え、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 医療的ケア児の支援に関すること（保育企画室の主管に属するものを除く。）。

第2条子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室の項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 児童福祉システムの標準化に関すること。

第2条子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室の項中第7号を第6号とし、同条住宅都市局建築指導部開発指導課の項第2号中「規制」の次に「等」を加え、同局都市整備部耐震化支援室の項第1号中「、宅地」を削り、同条緑政土木局企画経理課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同局技術指導課の項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 局所管事業に係る情報化施策の企画及び推進に関すること。

第2条緑政土木局都市農業課の項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 農地振興に関すること。
- (3) 都市農業の振興に関すること。

第2条緑政土木局都市農業課の項第5号中「人・農地プラン」を「地域計画」

に改め、同課の項中第18号を削り、第17号を第20号とし、第16号を第19号とし、第15号を第18号とし、第14号の次に次の3号を加える。

- (15) 畜産技術の研究及び指導に関すること。
- (16) 家畜の生産奨励及び生産指導に関すること。
- (17) 家畜（愛玩用動物を除く。）の防疫に関すること。

第2条緑政土木局都市農業課の項に次の1号を加える。

- (21) その他農畜産業に関すること。

第2条緑政土木局緑地部緑地事業課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同課の項に次の1号を加える。

- (11) 緑の審議会に関すること。

第4条中「を含む。」の次に「次項において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

2 課の分掌事務に的確かつ柔軟に対応するため必要があるときは、前項及び次条第4項の規定にかかわらず、局長が指定する課に、これらの規定に基づく規程に定める係の分掌事務又は主査の分担事項によらないで、当該課の分掌事務を行わせることができる。

第5条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条第7項中「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とする。

第6条第8項中「参事（医療連携推進）」を「参事（健康危機管理対応力強化に係る総合調整）、参事（医療連携推進）」に改め、同条第16項を削る。

第8条第1項中「第5条第5項」を「第5条第4項」に改め、同項の表財政局の項中「資産経営戦略」を「資産経営」に改め、同表環境局北名古屋工場に係る総合調整の項を削り、同表健康福祉局の項中

医療連携推進	1	医療連携の推進に関する事	1
	2	医療関係施設に係る特命事項の処理に関する事	
	3	緑市民病院に係る調整に関する事	
	4	前3号に掲げる事項に係る予算執行等に関する事	

を

健康危機管理 対応力強化に 係る総合調整	1	局長の指定する健康危機管理対応力の強化に係る総合調整に関する事	1
医療連携推進	1	医療連携の推進に関する事	1
	2	医療関係施設に係る特命事項の処理に関する事	
	3	医療連携に係る特命事項の処理に関する事	
	4	前3号に掲げる事項に係る予算執行等に関する事	

に改める。

第9条第1項中「第5条第5項」を「第5条第4項」に改め、同項の表総務局行政部の項を次のように改める。

行政D X推進 部	組織定員	1 局長の指定する行財政改革の企画及び総合調整に関すること。 2 局長の指定する事務事業及び公の施設の見直しの推進に関すること。 3 局長の指定する外郭団体の指導調整の総括に関すること。 4 局長の指定する行政評価の企画及び総括に関すること。 5 局長の指定する行政組織に関すること。 6 局長の指定する職員の定員管理に関すること。	1
	D Xの推進	1 局長の指定するD Xの推進に関すること。 2 局長の指定する情報化施策の総合的な企画及び推進に関すること。	1

第9条第1項の表総務局職員部内部統制等の項を次のように改める。

人材確保・ 育成	1 人材の確保に関すること。 2 局長の指定する人材育成の総合的な企画及び推進に関すること。 3 局長の指定する職員の研修その他の能力開発に関すること。 4 局長の指定する市民サービス改善及び業務改善に関すること。	1
-------------	--	---

第9条第1項の表総務局企画部の項中

企画・水に係る施策の調整	1 東海各県との連絡調整に関する事	1	を
	2 SDGsの推進に係る調整に関する事		
	3 水に係る施策の調整に関する事		
	4 局長の指定する事項に係る企画及び連絡調整に関する事		

企画・水に係る施策の調整	1 東海各県との連絡調整に関する事	1	に改め、同局総
	2 SDGsの推進に係る調整に関する事		
	3 水に係る施策の調整に関する事		
	4 局長の指定する事項に係る企画及び連絡調整に関する事		
指定都市間の連絡調整	1 指定都市市長会に係る連絡に関する事	1	
	2 指定都市市長会に係る特命事項の処理に関する事		

合調整部の項中

公民連携推進に係る企画調整	1 公民連携推進に係る企画及び調整に関する事	1	を
	2 大学等と連携した政策の推進に関する事		

「

公民連携推進に係る企画調整	1 公民連携推進に係る企画及び調整に関すること。 2 大学等と連携した政策の推進に関すること。	1
事業調整	1 アジア・アジアパラ競技大会の開催都市業務に関すること。 2 アジア・アジアパラ競技大会の競技会場に係る企画及び総合調整に関すること。 3 アジア・アジアパラ競技大会の選手村に係る総合調整に関すること。	1

に改め、同局市

」

立大学部の項中

「

市立大学病院	1 市立大学病院に係る企画及び調整に関すること。	1
--------	--------------------------	---

を

」

「

市立大学に係る特命事項の処理	1 市立大学に係る特命事項の処理に関すること。	1
市立大学病院	1 市立大学病院に係る企画及び調整に関すること。	1

に改め、同表財

」

政局財政部資産経営に係る企画調整の項を次のように改める。

資産経営	1 局長の指定するアセットマネジメントの推進に関すること。 2 局長の指定する公有財産の活用に関すること。	1
------	--	---

第9条第1項の表財政局財政部再編整備事業推進の項を削り、同部資産経営の推進の項を次のように改める。

資産経営の 推進	1 資産経営に係る施策の推進に関する こと。	19
	2 資産経営の推進に係る連絡調整に関 すること。	

第9条第1項の表財政局税務部住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の支給に係る調整の項を削り、同表経済局産業労働部の項中

「

新型コロナ ウイルス感 染症対策に 係る事業者 支援等	1 新型コロナウイルス感染症対策に係 る事業者支援等に関する こと。	2
	2 前号に掲げる事項に係る経理に関す ること。	

を

「

産業振興に 係る特命事 項の処理	1 産業振興に係る特命事項の処理に関 すること。	1
新型コロナ ウイルス感 染症対策に 係る事業者 支援等	1 新型コロナウイルス感染症対策に係 る事業者支援等に関する こと。	1
	2 前号に掲げる事項に係る経理に関す ること。	

に改め、同局商

業・流通部市場のあり方検討の項を次のように改める。

市場整備推 進	1 局長の指定する中央卸売市場の整備 の推進に関する こと。	1
------------	--------------------------------------	---

第9条第1項の表環境局環境企画部の項中

生物多様性に係る連携推進	1	生物多様性の主流化の推進に関すること。	1
	2	生物多様性に係る国内外の地方公共団体等との連携の推進に関すること。	
	3	外来生物の対策に係る企画及び調整に関すること。	

を

生物多様性に係る企画調整	1	生物多様性に係る施策の企画及び総合調整に関すること。	1
	2	生物多様性なごや戦略実行計画の推進に関すること。	
	3	生物多様性の主流化の推進に関すること。	
	4	生物多様性に係る国内外の地方公共団体等との連携の推進に関すること。	
	5	外来生物の対策に係る企画及び調整に関すること。	
地域脱炭素施策の推進	1	地域脱炭素施策の推進に関すること。	1

に改め、同表健

康福祉局の項中

高齢福祉部	持続可能な敬老パス制度の構築	1	持続可能な敬老パス制度の構築に関すること。	1
-------	----------------	---	-----------------------	---

を

	システム標準化等	1 福祉総合情報システムの標準化に関すること。 2 DXの推進に係る調整に関すること。	1	に改め、
高齢福祉部	持続可能な敬老パス制度の構築	1 持続可能な敬老パス制度の構築に関すること。	1	

同局高齢福祉部住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等の項を次のように改める。

ひきこもり等支援	1 ひきこもり等の支援に関すること。	1
----------	--------------------	---

第9条第1項の表健康福祉局高齢福祉部厚生院に係る連絡調整の項を次のように改める。

厚生院に係る連絡調整	1 厚生院に係る連絡調整に関すること（生活福祉部及び健康部の主管に属するものを除く。）。	1
------------	--	---

第9条第1項の表健康福祉局障害福祉部総合リハビリテーションセンターのあり方検討の項を次のように改める。

総合リハビリテーションセンターに係る企画調整	1 総合リハビリテーションセンターに係る企画及び調整に関すること。	1
------------------------	-----------------------------------	---

第9条第1項の表健康福祉局生活福祉部厚生院に係る総合調整の項を次のように改める。

厚生院に係る特命事項の処理	1 厚生院に係る特命事項の処理に関すること。	1
---------------	------------------------	---

第9条第1項の表健康福祉局生活福祉部の項中

援護事業・ 保護施設	1 住居のない者の援護に関する事	1	を
	2 保護施設の運営に係る企画及び調整に関する事		
	3 無料低額宿泊所に係る届出及び指導監督に関する事		
	4 日常生活支援住居施設の認定に関する事		

援護事業・ 保護施設	1 住居のない者の援護に関する事	1	に改め、同局健
	2 保護施設の運営に係る企画及び調整に関する事		
	3 無料低額宿泊所に係る届出及び指導監督に関する事		
	4 日常生活支援住居施設の認定に関する事		
システム標 準化等に係 る調整	1 生活保護システムの標準化に関する事	1	
	2 DXの推進（保護課の主管に属するものに限る。）に関する事		

康部健康危機管理対応力強化に係る調整の項を次のように改める。

健康危機管 理対応力強 化に係る調 整	1 局長の指定する健康危機管理対応力の強化に係る調整に関する事	1
------------------------------	---------------------------------	---

第9条第1項の表健康福祉局健康部の項中

精神保健・いのちの支援	1 局長の指定する精神保健に関すること。	1	を
	2 自殺対策に関すること。		
	3 精神保健福祉審議会に関すること。		

精神保健・いのちの支援	1 局長の指定する精神保健に関すること。	1	に改め、同局健
	2 自殺対策に関すること。		
	3 精神保健福祉審議会に関すること。		
ひきこもり支援に係る連絡調整	1 ひきこもり支援に係る連絡調整に関すること（高齢福祉部の主管に属するものを除く。）。	1	

康部医療関係施設に係る特命事項の処理の項を次のように改める。

医療関係施設に係る特命事項の処理	1 医療関係施設に係る特命事項の処理に関すること。	3
------------------	---------------------------	---

第9条第1項の表健康福祉局健康部緑市民病院に係る調整の項を次のように改める。

医療連携に係る特命事項の処理	1 医療連携に係る特命事項の処理に関すること。	1
----------------	-------------------------	---

第9条第1項の表健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部の項を次のように改める。

新型コロナ ウイルス感 染症対策	1 局長の指定する新型コロナウイルス 感染症対策に関すること。	9
新型コロナ ウイルスワ クチンに係 る調整	1 局長の指定する新型コロナウイルス ワクチンに係る調整に関すること。	5

第9条第1項の表子ども青少年局子育て支援部の項中

「

女性福祉	1 配偶者等からの暴力の被害者その他 の女性の自立支援に係る相談及び指導 の総括に関すること。	1
	2 配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護等に関する法律による相談、指 導その他の援助に関すること。	
	3 前2号に掲げる事項に係る経理に関 すること。	

を

」

女性福祉	1 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び指導の総括に関する事。 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による相談、指導その他の援助に関する事。 3 前2号に掲げる事項に係る経理に関する事。	1
障害児・発達支援	1 障害児の療育等に関する事（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。 2 障害児に係る施設の設置の計画及び手続に関する事。 3 障害児に係る施設の認可及び運営に関する事。 4 指定障害児通所支援事業者の指定及び運営に関する事。 5 指定障害児相談支援事業者の指定に係る審査及び運営に関する事。 6 地域療育センターに関する事。	1

に改め、同局保

育部保育所の民間移管の項を次のように改める。

保育所の民間移管・改修等	1 局長の指定する市立の保育所の民間移管に関する事。 2 局長の指定する市立の保育所の改修等に関する事。	2
--------------	--	---

第9条第1項の表子ども青少年局子ども未来企画部の項中

子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理	1 局長の指定する子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理に関する事	1	を
----------------------	------------------------------------	---	---

子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理	1 局長の指定する子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理に関する事	1	に改め、同表住
児童福祉システム標準化に係る調整	1 児童福祉システムの標準化に係る調整に関する事	1	

宅都市局都市整備部中志段味に係る特命事項の処理の項を次のように改める。

中志段味事業推進	1 中志段味地区における事業の推進に関する事	1
----------	------------------------	---

第9条第1項の表緑政土木局道路等の危機管理・水防の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同局の項中

技術評価等	1 局所管事業に係る総合評価落札方式の技術的な審査に関する事。 2 局長の指定する大規模な工事等の検査に関する事。 3 局長の指定する工事に係る技術上の調査及び指導に関する事。	1	を
-------	--	---	---

技術評価等	1 局所管事業に係る総合評価落札方式の技術的な審査に関する事 2 局長の指定する大規模な工事等の検査に関する事 3 局長の指定する工事に係る技術上の調査及び指導に関する事	1		に改め、同局の
情報化施策 推進	1 局所管事業に係る情報化施策の企画及び推進に関する事	1		

項中

	農業振興	1 局長の指定する農地振興に関する事 2 第2条緑政土木局都市農業課の分掌事務中第6号から第14号まで、第16号及び第17号に掲げる事	1	を
--	------	--	---	---

	農業振興	1 局長の指定する農地振興に関する事 2 第2条緑政土木局都市農業課の分掌事務中第6号から第14号まで、第19号及び第20号に掲げる事	1	に改め、
	農業企画	1 局長の指定する都市農業の振興に関する事 2 第2条緑政土木局都市農業課の分掌事務中第15号から第18号までに掲げる事	1	

同局緑地部名城公園・名古屋城整備に係る連絡調整の項を次のように改める。

名城公園・ 名古屋城整 備に係る連 絡調整	1 名城公園及び名古屋城の整備に係る 連絡調整に関すること。	2
--------------------------------	-----------------------------------	---

第9条第2項中「総務局行政部」を「総務局行政DX推進部」に改める。

第10条中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 経営会議設置等に関する規則（平成13年名古屋市規則第129号）の一部を次のように改正する。

第6条中「総務局行政部行政改革推進室」を「総務局行政DX推進部行政改革推進室」に改める。
- 3 外郭団体経営検討委員の設置に関する規則（平成21年名古屋市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務局行政部行政改革推進室」を「総務局行政DX推進部行政改革推進室」に改める。
- 4 法制アドバイザーの設置に関する規則（平成15年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務局行政部法制課」を「総務局行政DX推進部法制課」に改める。
- 5 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「総務局行政部法制課」を「総務局行政DX推進部法制課」に改める。

第4条第2項中「総務局行政部長」を「総務局行政DX推進部長」に、「総務局行政部法制課長」を「総務局行政DX推進部法制課長」に改め、同条第5項中「総務局行政部デジタル改革推進課長」を「総務局行政DX推進部デジタル改革推進課長」に改める。

第6条第2項中「総務局行政部長」を「総務局行政DX推進部長」に、「総務局行政部デジタル改革推進課長」を「総務局行政DX推進部デジタル改革推進課長」に改める。

第37条第2項中「総務局行政部長」を「総務局行政DX推進部長」に改める。

第41条第4項中「総務局行政部法制課」を「総務局行政DX推進部法制課」に改める。

- 6 名古屋市市政資料館条例施行細則（平成元年名古屋市規則第96号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第4項中「総務局行政部市政資料館」を「総務局行政DX推進部市政資料館」に改める。

- 7 名古屋市職員倫理審査会規則（平成16年名古屋市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第5条中「総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室」を「総務局職員部コンプライアンス推進室」に改める。

- 8 名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例施行規則（平成26年名古屋市規則第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室長」を「総務局職員部コンプライアンス推進室長」に改め、「、総務局職員部主幹（内部統制等）」を削り、「総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室推進係長」を「総務局職員部コンプライアンス推進室推進係長」に、「総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室主査」を「総務局職員部コンプライアンス推進室主査」に改める。

会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第38号

会計管理者補助組織規則の一部を改正する規則

会計管理者補助組織規則（昭和39年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 課の分掌事務に的確かつ柔軟に対応するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、室長が指定する課に、同項に定める係の分掌事務及び主査の分担事項によらないで、当該課の分掌事務を行わせることができる。

第4条中「前条」を「前条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

保健所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第39号

保健所長委任規則の一部を改正する規則

保健所長委任規則（昭和28年名古屋市規則第7号）の一部を次のように改正する。

本則第1号の2を本則第1号の3とし、本則第1号を本則第1号の2とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 地域保健法第21条第1項による要請に関すること。

本則第18号中「第6条第1項」の次に「から第3項までの規定」を加える。

本則第19号中「第14条まで」の次に「、第44条の3の3及び第50条の4」を、「受理」の次に「及び請求」を加える。

本則第20号中「第8項」を「第10項」に改める。

本則第24号中「第26条の3」の次に「（第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項において準用する場合を含む。）」を加える。

本則第24号の2中「第44条の3及び第50条の2」を「第44条の3第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第50条の2第1項、第2項及び第4項」に改め

る。

本則第25号中「第44条の7」を「第44条の11」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第40号

名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則

名古屋市消防局組織規則（昭和38年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

本則中「消防長」を「消防局長」に改める。

第 3条中「消防学校」を「消防学校
教務課」に改める。

第 4条第 1項中「、救急救命研修所及び学校」を「及び救急救命研修所」に改め、同項予防部規制課の項第10号を次のように改める。

(10) 液化石油ガスの規制及び指導に関すること。

第 4条第 1項消防学校の項を次のように改める。

消防学校

教務課

(1) 職員及び消防団員の教育訓練に関すること。

(2) 職員の研修の指導に関すること。

- (3) 防災技術訓練センター等の管理に関する事。
- (4) 消防音楽隊による防火思想の普及高揚に関する事。
- (5) 防災教育に関する事。
- (6) 教務等に係る愛知県消防学校との調整に関する事。

第 5条を次のように改める。

(係の設置)

第 5条 課（特別消防隊、消防航空隊及び救急救命研修所を含む。以下この条において同じ。）に、別に定めるところにより係を置くことができる。

2 課の分掌事務に的確かつ柔軟に対応するため必要があるときは、前項及び次条第 3項の規定にかかわらず、消防局長が指定する課に、これらの規定に基づく規程に定める係の分掌事務及び主査の分担事項によらないで、当該課の分掌事務を行わせることができる。

第 6条中第 2項を削り、第 3項を第 2項とし、第 4項を第 3項とし、第 5項を第 4項とする。

第 8条を次のように改める。

第 8条 削除

第10条第 1項中「第 6条第 4項」を「第 6条第 3項」に改める。

第11条第 1項中「第 6条第 4項」を「第 6条第 3項」に改め、同項の表総務部の項中

「

災害対応に係る連絡調整	1 災害対応に係る連絡調整に関する事。	1
-------------	---------------------	---

を

」

「

災害対応に係る連絡調整	1 災害対応に係る連絡調整に関する事。	1
消防団施設整備	1 消防団施設の管理に関する事。	1

に改め、同表救

	2 消防団機械器具の整備保全 に関すること。	
--	---------------------------	--

」

急部新型コロナウイルス感染症対策に係る救急業務の調整の項を削る。

第12条及び附則第 2項中「第 6条第 5項」を「第 6条第 4項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 2 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 1中

「	”	消防長	を
			」
「	”	消防局長	に改める。
			」

- 3 次に掲げる規則の規定中「消防長」を「消防局長」に改める。
 - (1) 職員安全衛生管理規則（昭和60年名古屋市規則第 107号）第28条及び附則第 4項
 - (2) 次世代育成支援対策推進法施行令第 2項の規定に基づき特定事業主等を定める規則（平成17年名古屋市規則第25号）本則の表消防長の項
 - (3) 消防吏員の階級等に関する規則（昭和38年名古屋市規則第83号）第 3条
 - (4) 名古屋市消防訓練礼式に関する規則（平成元年名古屋市規則第25号）本則
 - (5) 名古屋市消防局消防職員委員会に関する規則（平成 8年名古屋市規則第 105号）第 5条第 1項、第 6条の 2第 1項、第 8条第 4項、第 9条から第 9条の 3まで及び第11条
 - (6) 名古屋市消防団員服制規則（平成10年名古屋市規則第 100号）第 2条
 - (7) 名古屋市危険物規制規則（平成12年名古屋市規則第19号）第22条

(8) 名古屋市火薬類取締法施行細則（平成29年名古屋市規則第67号）第15条

(9) 名古屋市高圧ガス保安法施行細則（平成30年名古屋市規則第29号）第5条

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令第1条第2項の規定に基づき特定事業主等を定める規則（平成27年名古屋市規則第103号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

「

消防長	消防長が任命する職員
-----	------------

」

を

「

消防局長	消防局長が任命する職員
------	-------------

」

に改める。

5 次に掲げる規則の規定中「、消防長」を削る。

(1) 予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例施行細則（平成22年名古屋市規則第114号）第2条第2項

(2) 名古屋市予算規則（昭和39年名古屋市規則第33号）第2条

6 名古屋市消防表彰条例施行細則（昭和23年名古屋市規則第72号）の一部を次のように改正する。

本則中「消防長」を「消防局長」に改める。

第3条中「次の各号によってこれを」を「次に掲げるところにより」に、「授与する。」を「授与すること。」に改める。

第1号様式及び第2号様式中「名古屋市消防長」を「名古屋市消防局長」に改める。

7 消防職員公務災害等見舞金支給規則（平成17年名古屋市規則第201号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「消防長」を「消防局長」に改める。

別記様式中「名古屋市消防長」を「名古屋市消防局長」に改める。

- 8 この規則の施行の際現に前項の規定による改正前の消防職員公務災害等見舞金支給規則（次項において「改正前規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、同項の規定による改正後の消防職員公務災害等見舞金支給規則（次項において「改正後規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 9 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。
- 10 名古屋市消防吏員及び消防団員救慰条例施行細則（昭和42年名古屋市規則第63号）の一部を次のように改正する。
- 第2条第1項中「消防長」を「消防局長」に、「消防署長（消防局の課長、特別消防隊長、消防航空隊長、救急救命研修所長及び消防学校長を含む。）」を「所属長」に改める。
- 第5条第3項中「及び消防長並びに消防長」を「、消防局長及び消防局長」に改める。
- 11 名古屋市消防団規則（昭和38年名古屋市規則第97号）の一部を次のように改正する。
- 第17条第2項及び第18条第1項中「消防長」を「消防局長」に、「行なう」を「行う」に改める。
- 第24条及び第26条中「消防長」を「消防局長」に改める。
- 12 名古屋市石油コンビナート等災害防止法施行細則（昭和53年名古屋市規則第100号）の一部を次のように改正する。
- 別記様式中「名古屋市消防長」を「名古屋市消防局長」に改め、同様式備考第2号中「消防長」を「消防局長」に改める。
- 13 この規則の施行の際現に前項の規定による改正前の名古屋市石油コンビナート等災害防止法施行細則の規定に基づいて発行されている立入証明書は、同項の規定による改正後の名古屋市石油コンビナート等災害防止法施行細則の規定に基づいて発行されたものとみなす。

名古屋市介護保険条例施行細則及び名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第41号

名古屋市介護保険条例施行細則及び名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市介護保険条例施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

附則第 6条を削る。

(名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 1条の 3中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第 3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附則第20条中「令和 5年 3月」を「令和 6年 3月」に改め、「全部」の次に「（市長が別に定める場合にあつては、その 2分の 1に相当する額）」を加える。

附則第21条を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1条の規定並びに第 2条中名古屋市国民健康保険条例施行細則附則第20条の改正規定（「全部」の次に「（市長が別に定める場合にあつては、その 2分の 1に相当する額）」を加える部分に限る。）及び附則第21条を削る改正規定並びに次項の規定は、令和 5年 4月 1日（以下「一部施行日」という。）から施行し、第 2条の規定による改正後の名古屋市国民健康保険条例施行細則第 1条の 3の規定は、令和 4年10月 1日から適用する。
- 2 令和 4年度分以前の保険料については、第 1条の規定による改正前の名古屋市介護保険条例施行細則（以下「旧介護保険条例施行細則」という。）附則第 6条の規定及び第 2条の規定による改正前の名古屋市国民健康保険条例施行細則（以下「旧国民健康保険条例施行細則」という。）附則第21条の規定は、一部施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧介護保険条例施行細則附則第 6条第 1項中「ときは、令和 2年 2月から令和 5年 3月」とあるのは「ときは、令和 2年 2月から令和 5年 8月」と、旧国民健康保険条例施行細則附則第21条第 1項中「ときは、令和 2年 2月から令和 5年 3月」とあるのは「ときは、令和 2年 2月から令和 5年11月」とする。

名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第42号

名古屋市老人福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市老人福祉施設条例施行細則（昭和41年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 9条の 3」を「第 9条の 4」に改める。

第 2条の表中「 300人」を「 200人」に改める。

第 9条の 2の見出しを「（使用料等）」に改め、同条第 2項中「前項」を「第 1項」に改め、同項を同条第 3項とし、同条第 1項の次に次の 1項を加える。

2 条例第 5条第 1項第 2号イに規定する手数料の額は、次のとおりとする。

文書料

診断書 1通 1,300円以上 3,500円以下

証明書 1通 300円以上 1,000円以下

第 2章中第 9条の 3の次に次の 1条を加える。

（診療時間及び休診日）

第 9条の 4 特別養護老人ホームの診療時間は、午前 9時から午後 4時までと

する。

2 特別養護老人ホームの休診日は、次に掲げる日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 1月 2日、同月 3日及び12月29日から同月31日まで

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前 2項の規定にかかわらず、臨時に、診療時間を変更し、又は休診日に診療を行い、若しくは休診日以外の日に診療を行わないことができる。

第15条第 1項中「第 5条第 1項第 2号」を「第 5条第 1項第 3号」に改める。

第21条第 2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号中「（昭和23年法律第 178号）」を削り、同項第 3号中「 1月 3日」を「同月 3日」に、「12月 31日」を「同月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第43号

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成 8年名古屋市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1項中「同条第 4項後段」を「同条第 3項後段」に改める。

第18条中「若しくは第 3項」を「、第 2項若しくは第 3項後段」に改め、「第33条の 7第 1項」の次に「若しくは第 2項後段」を加える。

第13号様式（表）中 「第 1項」 「第 1項」
第33条 第 3項 を 第33条 第 2項 に改める。

第13号様式の 2（表）中「第33条第 4項後段」を「第33条第 3項後段」に改める。

第15号様式中

「
①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族 ②家庭裁判所で免ぜられた
法定代理人、保佐人、補助人 ③精神上の障害により同意又は不同意の意思表示を行うに当たっ
て必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 ④未成年者
」

を

「
①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族 ②家庭裁判所で免ぜられた
法定代理人、保佐人、補助人 ③本人に対して児童虐待、高齢者虐待若しくは障害者虐待を行っ
た者、身体に対する暴力等を行った配偶者又はこれらに準ずる者 ④精神の機能の障害により本
人の入院及び処遇についての意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を
適切に行うことができない者 ⑤未成年者
」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている届等は、この規則による改正後の名古屋市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

職員分限審査アドバイザーの設置に関する規則をここに公布する。

令和 5年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第44号

職員分限審査アドバイザーの設置に関する規則

(設置)

第 1条 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条第 1 項（第 2 号を除く。）の規定による職員の分限を公正かつ適正に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 174条第 1項の規定により、職員の分限に関する事項について、調査を行い、市長に提言する職員分限審査アドバイザー若干人を置く。

2 職員分限審査アドバイザーは、法律、人事、労務その他に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。

3 職員分限審査アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

(庶務)

第 2条 職員分限審査アドバイザーの庶務は、総務局職員部人事課において処理する。

附 則

この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第45号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第7条の2中「第6条第12項」を「第6条第11項」に改める。

第14条中「第18条又は」を削る。

第16条第5項中「並びに職員の定年に達する日の属する年度」を削る。

第16条の2中「第3条ただし書」を「第6条第2項第1号」に、「同項」を「条例第6条第6項」に改める。

第20条第1項中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改める。

第29条の見出し及び同条中「附則第18項」を「附則第17項」に改める。

別表第2初任給表1行政職給料表の備考第3項中「採用した者」を「採用した職員」に改め、同表の備考第5項中「37号給」の次に「（職務経験者採用試験採用者にあつては、2級31号給）」を加え、同項を同表の備考第7項とし、同表の備考第4項中「40号給」の次に「（職務経験者採用試験採用者にあつて

は、2級34号給)」を加え、同項を同表の備考第6項とし、同表の備考第3項の次に次の2項を加える。

- 4 任用規則第6条第1項第4号に規定する職務経験者採用試験により採用した職員（以下「職務経験者採用試験採用者」という。）（第6項又は第7項の適用を受ける者を除く。）の初任給は、2級21号給とする。
- 5 本表の適用を受ける職務経験者採用試験採用者に第5条の2の規定を適用する場合における試験又は職種欄の「初級」の区分の初任給は、2級3号給とする。

別表第5の2上限号給表中「第6条第12項第1号」を「第6条第11項第1号」に、「第6条第12項第2号」を「第6条第11項第2号」に、「第6条第12項第3号」を「第6条第11項第3号」に、「第6条第12項第4号」を「第6条第11項第4号」に改める。

別表第7昇給号給数表特に良好の欄中「3」を「1」に改め、同表良好の欄中「2」を「0」に改め、同表良好でないの欄中「1以下」を「0」に改め、同表備考第2項中「3」を「1」に、「4」を「2」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（以下「改正後規則」という。）第16条第5項の規定の適用については、当分の間、同項中「翌年度」とあるのは、「翌年度並びに職員の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第3項に規定する旧条例定年に達する日の属する年度」とする。
- 3 施行日の前日現に在職する職員のうち、改正後規則別表第2初任給表1行政職給料表の規定の適用を受けて新たに採用される職員との権衡を著しく失ふることとなるものについては、別に定めるところにより、その者の職務の級及び号給を調整することができる。

4 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第27項の規定の適用を受ける職員に対する改正後規則別表第7昇給号給数表の規定の適用については、同表特に良好の欄中「1」とあるのは「2」と、同表良好の欄中「0」とあるのは「1」と、同表備考第2項中「1」とあるのは「2」と、「2」とあるのは「3」とする。

（初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

5 初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則（昭和34年名古屋市規則第59号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の表中「186,600」を「188,000」に、「192,100」を「193,500」に改める。

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第46号

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第69号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「第6条第12項」を「第6条第11項」に改める。

第12条第5項中「並びに職員の定年に達する日の属する年度」を削る。

第23条の見出し及び同条中「附則第18項」を「附則第17項」に改める。

別表第4昇給号給数表特に良好の欄中「3」を「1」に改め、同表良好の欄中「2」を「0」に改め、同表良好でないの欄中「1以下」を「0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（以下「改正後規則」という。）第12条第5項の規定の適用については、当分の間、同項中「翌年度」とあるのは、「翌年度並びに職員の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第3項に規定する旧条例定年に達する日の属する年度」とする。

3 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第27項の規定の適用を受ける職員に対する改正後規則別表第4昇給号給数表の規定の適用については、同表特に良好の欄中「1」とあるのは「2」と、同表良好の欄中「0」とあるのは「1」とする。

（技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

4 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成29年名古屋市規則第62号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「職員の定年に達する日の属する年度」を「職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）附則第13項において準用する同条例第6条第6項の規定の適用を受ける者」に改める。

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第47号

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（令和元年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条第7号」の次に「、第8号」を加え、「同号の規定により職務に専念する義務を免除された場合は、」を「同条第8号の規定により職務に専念する義務を免除された場合にあつてはその免除された日数（時間単位で免除された場合は、当該職員の1日当たりの正規の勤務時間（1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。）をもって1日と換算する。）が同規則第3条第1項第4号イに定める日数を超えたときに限り、同規則第2条第21号の規定により職務に専念する義務を免除された場合にあつては」に、「場合に限る」を「ときに限る」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第48号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年名古屋市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第1条の4第3項中「消防長」を「消防局長」に改める。

第4条第1項第2号中「医療保護施設に勤務する薬剤師及び」を「薬剤師、」に改める。

第14条第2項中「第2条第7号」の次に「、第8号」を加え、「同号の規定により職務に専念する義務を免除された場合は、」を「同条第8号の規定により職務に専念する義務を免除された場合にあつてはその免除された日数（時間単位で免除された場合は、当該職員の1日当たりの正規の勤務時間（1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。）をもって1日と換算する。）が職免規則第3条第1項第4号イに定める日数を超えたときに限り、職免規則第2条第21号の規定により職務に専念する義務を免除された場合にあつては」に、「場合に限る」を「ときに限る」に改め、同条第4項中「第3条第

2 項」を「第 3 条第 1 項第 4 号ウに掲げる場合に該当して免除された日数（免除された時間について当該職員の 1 日当たりの正規の勤務時間（1 時間に満たない端数があるときは、1 時間に切り上げる。）をもって 1 日と換算する。）及び同条第 2 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第 40 号）附則第 3 項若しくは第 4 項又は第 8 項若しくは第 9 項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の職員の給与に関する条例施行規則第 14 条第 1 項の規定の適用については、同項中「又は第 9 号の 2 の 2」とあるのは「、第 8 号又は第 9 号の 2 の 2」と、「免除された場合」とあるのは「免除された場合（同条第 8 号の規定により職務に専念する義務を免除された場合にあつては、その免除された日数（時間単位で免除された場合は、当該職員の 1 日当たりの正規の勤務時間（1 時間に満たない端数があるときは、1 時間に切り上げる。）をもって 1 日と換算する。）が職免規則第 3 条第 1 項第 4 号イに定める日数を超えたときに限る。））」とする。

（職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 3 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 29 年名古屋市規則第 47 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「にある者」の次に「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を加える。

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第49号

名古屋市旅費条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市旅費条例施行規則（昭和27年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書中「には」を「については」に、「次の区分により移転料を」を「同条の規定による額を超えない範囲内において市長が定める額を移転料として」に改め、同項アからウまでを削る。

別表第1医療職給料表(1)の欄中「厚生院附属病院の部長及び」を「厚生院診療科部長及び」に、「厚生院附属病院の部長等」という。）を除く。）及び3級1号給から32号給まで」を「厚生院診療科部長等」という。）を除く。）並びに3級1号給から32号給まで及び2級」に、「厚生院附属病院の部長等に限る。）、3級1号給から32号給まで（区役所保健福祉センター所長を除く。）並びに2級17号給以上」を「厚生院診療科部長等に限る。）並びに3級1号給から32号給まで及び2級17号給以上（区役所保健福祉センター所長を除く。）」に、「厚生院附属病院の部長等を除く」を「厚生院診療科部長等及び

区役所保健福祉センター所長を除く」に改め、同表備考第6項中「厚生院附属病院の部長及び」を「厚生院診療科部長及び」に、「厚生院附属病院の部長等」という。）を除く。）及び」を「厚生院診療科部長等」という。）を除く。）並びに」に、「厚生院附属病院の部長等に限る。）」を「厚生院診療科部長等に限る。）」並びに」に、「（区役所保健福祉センター所長を除く。）並びに2級17号給以上」を「及び2級17号給以上（区役所保健福祉センター所長を除く。）」に改め、「3級（区役所保健福祉センター所長を除く。）」の次に「及び2級（厚生院診療科部長等に限る。）」を加え、「厚生院附属病院の部長等を除く。）」とあるのは「2級」を「厚生院診療科部長等及び区役所保健福祉センター所長を除く。）」とあるのは「2級（厚生院診療科部長等及び区役所保健福祉センター所長を除く。）」に改める。

別表第3に次の1号を加える。

13 第12条ただし書に規定する移転料 その支払を証明するに足る書類

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項の改正規定及び別表第1の改正規定（区役所保健福祉センター所長に係る部分に限る。）並びに次項の規定は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋市旅費条例施行規則別表第1（区役所保健福祉センター所長に係る部分に限る。）の規定及び次項の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成30年4月1日からこの規則の公布の日の前日までの間におけるこの規則による改正前の名古屋市旅費条例施行規則第12条第1項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「により」とあるのは、「により（市長が別に定める職員の移転にあつては、市長が別に定めるところにより）」とする。

管理職手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第50号

管理職手当規則の一部を改正する規則

第1条 管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1 教育委員会事務局内部部局の項中「2級」の次に「又は行政職等給料表の職務の級5級」を加える。

第2条 管理職手当規則の一部を次のように改正する。

別表第1 市長の事務局内部部局の項中「及び医療企画調整官」を削り、同表市長の事務局区役所及び区役所支所の項中「健康安全課長（職員の任用に関する規則別表第1 職種区分表に掲げる医事職の職にある者に限る。以下「6種健康安全課長」という。）」を「主幹（医務総括）」に、「保健管理課長及び6種健康安全課長」を「及び保健管理課長」に改め、「主幹」の次に「（主幹（医務総括）を除く。）」を加え、同表市長の事務局その他市税事務所の項中「及び出張所長」を削り、同表市長の事務局その他厚生院の項中「、附属病院長及び附属病院副病院長」を削り、「附属病院の部

「

室長並びに附属病院の 技師長、薬剤科部長及 び看護部長	7種
主幹及び附属病院の副 看護部長	8種

を

」

「

主幹	8種
----	----

に改め、同表市長の事務部局その他の

」

「

西部地域療育センター	所長	6種
	副所長	8種
北部地域療育センター	所長	6種
	副所長	8種

を

」

「

西部地域療育センター	所長	6種
	副所長	8種

に、

」

「

ポンプ施設管理事務所	所長	6種
農業センター	所長	7種

を

」

「

ポンプ施設管理事務所	所長	6種
------------	----	----

に改め、同表

」

消防局内部部局の項中「消防長」を「消防局長」に、「救急救命研修所長及び消防学校教頭」を「及び救急救命研修所長」に改め、同表監査事務局の

「
 項中

課長及び室長	5種
--------	----

 を
 」

「

課長及び室長	5種
主幹	7種

 に改め、同表教育委員会事務局内部部
 」

局の項中「又は行政職等給料表の職務の級5級」を削り、同表教育委員会事務局その他の項中

「

野外教育センター	指導主事甲	10種
子ども適応相談センター	指導主事甲	10種
	所長	12種
	指導主事乙	14種

 を
 」

「

子ども適応相談センター	指導主事甲	10種
	所長	12種
	指導主事乙	14種
野外教育センター	指導主事甲	10種

 に改める。
 」

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の管理職手当規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(管理職手当規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 3 管理職手当規則の一部を改正する規則（令和4年名古屋市規則第101号）

の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 4 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第 3 項又は第 4 項の規定により採用された職員に対する新規則別表第 1 の規定の適用については、同表教育委員会事務局内部部局の項中「職務の級 2 級」とあるのは、「職務の級 2 級又は職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第 40 号）附則別表第 1 及び附則別表第 2 の職務の級 5 級」とする。

初任給調整手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第51号

初任給調整手当規則の一部を改正する規則

初任給調整手当規則（昭和37年名古屋市規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「医療保護施設」を「厚生院」に改める。

附則第4項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第52号

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当規則（平成15年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第3号に規定する医療保護施設（以下「医療保護施設」という。）」を「食品衛生検査所」に改め、「、厚生院（医療保護施設に限る。）」を削る。

第8条第1項中「農業センター畜産普及係」を「都市農業課生産振興係」に改める。

第15条第1項を削り、同条第2項中「第12条の19第1項第2号」を「第12条の19第1項第1号」に改め、「特別養護老人ホーム」の次に「（以下「特別養護老人ホーム」という。）」を加え、同項を同条第1項とし、同条第3項中「同条第1項第2号」を「同条第1項第1号」に改め、同項を同条第2項とする。

第21条第1項中「医療保護施設の病棟に勤務する看護師その他」を「特別養

護老人ホームに勤務する看護師のうち」に改め、「厚生院（医療保護施設に限る。）の病棟又は」を削る。

第24条第1項第9号中「、西部地域療育センター」を「又は西部地域療育センター」に改め、「又は北部地域療育センター」を削り、「ともに」を「共に」に改め、同条第2項中「、医療保護等」を削り、「次に掲げる」を「厚生院（救護施設に限る。）における入所者の生活扶助を行う生活指導員若しくは看護師の業務又は生活指導員若しくは看護師と共に直接入所者の生活扶助を行う介護員の」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「看護師の業務又は看護師と共に」を「医師若しくは看護師の業務又は医師若しくは看護師と共に入所者の機能回復の指導を行う理学療法士若しくは作業療法士若しくは」に改め、同条第5項第1号中「第12条第2項及び第4項」を「第12条第3項及び第5項」に改め、同項第3号中「中央療育センター診療相談係」の次に「、同センター主査（地域療育センターに係る企画調整）」を、「行う」の次に「保育士、保育員、」を加え、同項第5号中「又は北部地域療育センター」を削り、同条第9項第2号を削り、同項第3号中「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第10項第14号中「第2項第1号に掲げる」を「第2項に規定する」に改め、同項第15号から第21号までを次のように改める。

(15)から(21)まで 削除

第24条第10項第22号中「600円」の次に「（医師の業務にあつては、370円）」を加え、同項第38号を次のように改める。

(38) 削除

第24条第10項第39号中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同条第11項中「第2項第1号」を「第2項」に改め、同条第12項第7号中「第2項第1号に掲げる」を「第2項に規定する」に改め、同条第14項中「第2項第1号」を「第2項」に改め、同条第15項を削る。

第29条第1項中「、西部地域療育センター又は北部地域療育センター」を「又は西部地域療育センター」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

宿日直手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第53号

宿日直手当規則の一部を改正する規則

宿日直手当規則（平成15年名古屋市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「医療保護施設」を「厚生院」に、「入院患者」を「入所者」に、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第54号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（昭和31年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第4項」を「第5項」に、「第7項第3号」を「第8項第3号」に改め、「。第3項」の次に「及び第4項」を加え、同条第2項中「18日」の次に「（1月間の日数（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加え、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同項ただし書中「第1項第2号」を「同号」に改め、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項中「第7項第4号」を「第8項第4号」に、「第7項の」を「第8項の」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第1項又は第3項の規定による」を「基本手当に相当する」に改め、

同項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項又は第3項の規定による退職手当（以下「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「、第2号」を「、同号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項又は前項の規定による退職手当（以下「基本手当に相当する退職手当」という。）の支給に係る退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員（以下「退職の日後に事業を開始した職員等」という。）がその旨を申し出た場合は、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から支給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、支給期間に算入しない。

第7条中「第8条の2第4項に規定する受給期間延長通知書」を「第8条の2第5項又は第8条の3第3項の規定により受給期間延長等通知書」に、「提出」を「提示」に改める。

第8条の2第1項中「受給期間延長申請書（様式第4号）に」を「受給期間延長等申請書（様式第4号）に医師の証明書その他の疾病又は負傷（傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。）その他やむを得ない理由に該当することの事実を証明することができる書類及び」に改め、同条第2項中「に規定する申出は、」を「の申出は、当該申出に係る者が」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の」に改め、同条第6項中「記入したうえ」を「記載した上」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に、「その旨」を「、その旨」に、同項第1号中「受給期間延長申請書」を「その者が提出した受給期間延長等申請書」に、「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に、同項第2号中「受給期間延長通知書」を「交付を受けた受給期間延長等通知書」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「に規定する」を「の」に、「受給期間延長通知書」を「受給期間延長等通知書」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項ただし書の場合における第1項の申出は、受給期間延長等申請書に天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由を証明することができる書類を添えなければならない。

第8条の2に次の2項を加える。

8 第1項の申出は、代理人に行わせることができる。この場合において、代理人は、その資格を証明する書類に同項に規定する書類を添えて同項の局又は区に提出しなければならない。

9 前項の規定は、第6項の規定による届出について準用する。

第8条の2の次に次の1条を加える。

(支給期間の特例の申出)

第8条の3 第2条第4項の規定による申出は、受給期間延長等申請書に登記事項証明書その他退職の日後に事業を開始した職員等に該当することの事実を証明することができる書類及び受給資格者証を添えて受給資格者がその退職時に所属していた局又は区に提出することによって行うものとする。

2 前項の申出（以下この条において「特例申出」という。）は、当該特例申出に係る者が第2条第4項に規定する事業を開始した日又は当該事業に専念し始めた日の翌日から起算して、2月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 特例申出をした者が退職の日後に事業を開始した職員等に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長等通知書を交付するとともに、受給資格者証に必要な事項を記載し、返付する。

4 前項の規定により受給期間延長等通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を退職時に所属していた局又は区に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) その者が提出した受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があった場合 交付を受けた受給期間延長等通知書

(2) 第2条第4項に規定する事業を廃止し、又は休止した場合 交付を受けた受給期間延長等通知書及び受給資格者証

- 5 前項の書類の提出を受けたときは、当該書類に必要な事項を記載した上、返付する。
- 6 前条第 8 項の規定は、特例申出及び第 4 項の規定による届出について準用する。
- 第 9 条第 1 項第 3 号中「第 2 条第 4 項又は第 5 項」を「第 2 条第 5 項又は第 6 項」に改める。
- 第 10 条第 2 項中「第 9 条」を「前条」に改める。
- 第 12 条の 3 第 1 項中「第 2 条第 6 項第 1 号」を「第 2 条第 7 項第 1 号」に、「同条第 7 項第 1 号」を「第 8 項第 1 号」に改める。
- 第 12 条の 4 第 1 項中「第 2 条第 7 項第 3 号」を「第 2 条第 8 項第 3 号」に、「第 2 条第 7 項第 5 号」を「第 2 条第 8 項第 5 号」に改める。
- 第 12 条の 5 第 1 項中「第 2 条第 4 項第 1 号」を「第 2 条第 5 項第 1 号」に改める。
- 附則第 4 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「第 2 条第 6 項」を「第 2 条第 7 項」に改める。
- 様式第 4 号及び様式第 5 号を次のように改める。

受給期間延長等申請書

申請者	氏名			台帳番号	
	住所又は居所	電話			
退職年月日	年 月 日				
この申請書を提出する理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由 {				
上記の理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称			診療担当者	
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで				
上記のとおり申請します。 年 月 日 (宛先) 名古屋市長 <div style="text-align: right;">元の勤務先 局 部 課 氏名</div>					
※ 処理欄	延長期間 年 月 日から 年 月 日まで				

- (備考) 1 職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間が3年を超えるときは、最大限3年間まで認められるものである。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

受給期間延長等通知書

申請者氏名		台帳番号	
申請受理年月日	年 月 日		
受給期間延長等の理由	ア 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため イ 事業を開始等したため 具体的理由 ()		
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	年 月 日から 年 月 日まで		
延長等後の受給期間満了年月日	年 月 日		
上記のとおり受給期間を延長等する。 年 月 日 <div style="text-align: right;">名古屋市長 氏 名</div>			

- (備考) 1 受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があったとき（例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があったとき）には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。
- 2 受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格者証に添えてこの通知書を提出すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 6 号中

「

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの
----------	--------------------------	-----------------------------	--	---

を

」

「

1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	6 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練
----------	--------------------------	-----------------------------	--	---	---

に改

」

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定及び次項の規定は、令和5年4月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の失業者の退職手当支給規則（以下「改正後規則」という。）第2条第2項の規定は、一部施行日以後の期間における退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について適用し、一部施行日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。
- 3 改正後規則第2条第4項の規定は、施行日以後に同項に規定する退職の日

後に事業を開始した職員等に該当するに至った者について適用する。

- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の失業者の退職手当支給規則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書及び届は、改正後規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて交付されている通知書は、改正後規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 6 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第55号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（令和4年名古屋市規則第107号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「「対応して、当該各号に定める割合（）」とあるのは「対応して、当該各号に定める割合（暫定再任用職員のうち、職務の級4級の括弧内の金額を適用する者については100分の6、）」と、」及び「、「については、」とあるのは「については」と」を削り、「第9号の職員のうち職務の級5級」との次に「、「又は同項」とあるのは「、同項」と」を、「暫定再任用職員のうち職務の級5級」との次に「、「職にある者」とあるのは「職にある者又は暫定再任用職員のうち職務の級4級にある者」と、同項第7号中「前項各号に掲げる」とあるのは「前項に規定する」と」を、「及び暫定再任用職員」との次に「、同項第5号中「に掲げる者」とあるのは「に掲げる者（暫定再任用職員のうち職務の級4級にある者を除く。）」と、同項第6号中「第1項

各号に掲げる」とあるのは「第1項に規定する」とを加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市規則第56号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和36年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

「

◎制服（上・冬）	3年
◎制服（下・冬）	3年
シャツ（夏）（2着）	3年
シャツ（冬）（3着）	3年
エプロン	3年
ズボン又はスカート（夏）	3年

を」

別表1 甲類区役所の項中

シャツ（夏）	1年	に改める。
シャツ（盛夏）	1年	
エプロン	3年	

別表2 乙類健康福祉局の項中「厚生院附属病院に勤務する理学療法士」を「厚生院管理課に勤務する理学療法士」に改め、「並びに同病院リハビリテーション科に勤務する副部長」を削り、「、厚生院附属病院（薬剤科を除く。）に勤務する副院長及び部長、同病院第一診療科、第二診療科、第三診療科及び第四診療科に勤務する者」を「及び診療科部長」に、「厚生院管理部管理課に勤務する主査（栄養管理）」を「厚生院管理課に勤務する主査（栄養管理）」に改め、「並びに厚生院附属病院薬剤科に勤務する者（業務士を除く。）」を削り、「厚生院管理部管理課に勤務する主査（介護）並びに同課介護係及び厚生院附属病院看護部」を「厚生院管理課に勤務する主査（介護）及び同課介護係」に、「厚生院管理部管理課に勤務し」を「厚生院管理課に勤務し」に、

厚生院附属病院に勤務する業務士及び介護員	○予防衣	1年	を
厚生院附属病院検査科に勤務する者（部長を除く。）	ズボン 白衣	1年 1年	
中央看護専門学校（管理課を除く。）に勤務する者	○看護衣（上・半袖） ○看護衣（下）	1年 1年	

中央看護専門学校（管理課を除く。）に勤務する者	○看護衣（上・半袖） ○看護衣（下）	1年 1年	に改め、同
-------------------------	-----------------------	----------	-------

類緑政土木局の項中「主査（リニア関連工事等調整）及び技師」の次に「並びに路政部道路利活用課境界測量総括係、東部方面境界測量係及び西部方面境界測量係に勤務する係長及び技師」を加え、「路政部道路利活用課境界測量総括係、東部方面境界測量係及び西部方面境界測量係並びに」を削り、「同課生産振興係に勤務する係長及び技師」の次に「（畜産指導又は家畜防疫業務を行う者を除く。）」を加え、「農業センターに勤務する者（主査（農業センターの運営改善）、業務技師及び業務士並びに管理係に勤務する係長及び主事を除く。）」を「都市農業課に勤務する主査（畜産指導・家畜防疫）並びに同課生産振興係に勤務する主事、技師及び獣医師（畜産指導又は家畜防疫業務を行う者に限る。）」に改める。

別表3 丙類健康福祉局の項中

「

動物愛護センターに勤務する技士	帽子	2年	を
	○作業服（上）	2年	
	○作業服（下・夏）	3年	
	○作業服（下・冬）	3年	
	シャツ（盛夏）（3着）	3年	
	◎防寒衣	4年	
	安全靴	3年	

」

「

八事霊園・斎場管理事務所に勤務する業務士	作業服（上）	3年	に改め、同
	作業服（下・夏）	3年	
	作業服（下・冬）	3年	
	シャツ（夏）（2着）	3年	
動物愛護センターに勤務する技士	帽子	2年	
	○作業服（上）	2年	
	○作業服（下・夏）	3年	
	○作業服（下・冬）	3年	
	シャツ（盛夏）	1年	

	◎防寒衣	4年
	安全靴	3年

類緑政土木局の項中

土木事務所に勤務し、 道路の補修作業を行う 業務技師及び技士	帽子	3年
	○作業服（上）（2着）	3年
	○作業服（下・夏）（2着）	3年
	○作業服（下・冬）（2着）	3年
	シャツ（夏）（2着）	2年
	安全靴（2足）	4年
土木事務所に勤務し、 緑地の補修作業を行う 業務技師及び技士、東 山総合公園管理課に勤 務する業務技師及び技 士並びに同総合公園東 山植物園緑地造園係に 勤務する業務技師	帽子	3年
	○作業服（上）（2着）	3年
	○作業服（下・夏）（2着）	3年
	○作業服（下・冬）（2着）	3年
	シャツ（夏）（2着）	2年
	地下足袋（2足）	1年
安全靴（2足）	4年	

を

土木事務所に勤務し、 道路の補修作業を行う 業務技師及び技士	○作業服（上）（2着）	3年
	○作業服（下・夏）（2着）	3年
	○作業服（下・冬）（2着）	3年
	シャツ（夏）（2着）	2年
	安全靴（2足）	4年
土木事務所に勤務し、 緑地の補修作業を行う 業務技師及び技士	○作業服（上）（2着）	3年
	○作業服（下・夏）（2着）	3年
	○作業服（下・冬）（2着）	3年
	シャツ（夏）（2着）	2年

に、

	地下足袋（2足）	1年
	安全靴（2足）	4年

「

農業センター管理係及び東山総合公園東山植物園指導園芸係に勤務する業務技師及び業務士	帽子	3年
	○作業服（上）（2着）	3年
	○作業服（下・夏）（2着）	3年
	○作業服（下・冬）（2着）	3年
	シャツ（夏）（2着）	2年
	長靴	2年
農業センター畜産普及係に勤務する業務技師	帽子	3年
	○作業服（上）（2着）	3年
	○作業服（下・夏）（2着）	3年
	○作業服（下・冬）（2着）	3年
	シャツ（盛夏）（2着）	2年
	長靴	1年

を

「

東山総合公園管理課及び同総合公園東山植物園緑地造園係に勤務する業務技師及び技士	帽子	3年
	○作業服（上）（2着）	3年
	○作業服（下・夏）（2着）	3年
	○作業服（下・冬）（2着）	3年
	シャツ（夏）（2着）	2年
	地下足袋（2足）	1年
	安全靴（2足）	4年
東山総合公園東山植物園指導園芸係に勤務する業務技師	帽子	3年
	○作業服（上）（2着）	3年
	○作業服（下・夏）（2着）	3年
	○作業服（下・冬）（2着）	3年
	シャツ（夏）（2着）	2年

に改める。

	長靴	2年
--	----	----

」

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の被服貸与規則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて貸与している被服の取扱いについては、次項の規定の適用を受けるものを除き、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則別表2乙類緑政土木局の項の規定に基づきシャツ（盛夏）を貸与されている職員（路政部道路利活用課境界測量総括係、東部方面境界測量係及び西部方面境界測量係に勤務する係長及び技師に限る。）に対してこの規則による改正後の被服貸与規則（以下「改正後規則」という。）別表2乙類緑政土木局の項の規定に基づき貸与するシャツ（夏）の最初の貸与する期日は、改正後規則第6条の規定にかかわらず、現に貸与されているシャツ（盛夏）の保存期間が満了する日の直後の同条に規定する期日とする。

出納員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第57号

出納員等に関する規則の一部を改正する規則

出納員等に関する規則（昭和53年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「及び第 6条」を削り、「その」を「会計規則第 6条に規定するその」に改め、「並びに名古屋市立病院財務規則（令和 3年名古屋市規則第53号。以下「財務規則」という。）第 2条に規定する企業出納員」を削る。

第 6条を削る。

第 7条中「及び前条」を削り、同条を第 6条とし、第 8条を第 7条とする。

別表第 1現金出納員 1出納員の表総務局の項第 1号中「職員部安全衛生課、」及び「、同部統計課」を削り、同項第 2号中「及び東京事務所次長」を削り、同表財政局の項第 1号中「同部資産経営戦略室」を「同部財産管理課」に、「特別滞納整理室及び出張所」を「市外滞納整理課及び特別滞納整理室」に改め、同表スポーツ市民局の項第 1号中「総務課」の次に「、地域振興部住民課」を加え、同表子ども青少年局の項第 1号中「、北部地域療育センター」を削り、

同表緑政土木局の項第 1号中「、ポンプ施設管理事務所及び農業センター」を「及びポンプ施設管理事務所」に改める。

別表第 2物品出納員 1出納員の表本庁の項第 1号中「総務局行政部行政改革推進室、職員部人材育成・コンプライアンス推進室」を「総務局行政DX推進部行政改革推進室、職員部コンプライアンス推進室」に改め、「、財政局財政部資産経営戦略室」を削り、同項第 2号中「消防航空隊航空係長」を「消防航空隊航空消防係長」に、「消防学校教務係長」を「消防学校教務課教務係長」に改め、同表公所財政局の項第 1号中「、室及び出張所」を「及び室」に改め、同表公所健康福祉局の項第 3号を次のように改める。

3 厚生院管理課長

別表第 2物品出納員 1出納員の表公所教育委員会事務局の項第 2号中「学校事務センター」の次に「、子ども適応相談センター」を加え、同項第 3号中「、子ども適応相談センター教育相談部長」を削り、「見晴台考古資料館副館長」の次に「、秀吉清正記念館主査」を加える。

附 則

この規則は、令和 5年 4月 1日から施行する。

名古屋市情報公開条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第58号

名古屋市情報公開条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市情報公開条例施行細則（平成12年名古屋市規則第124号）の一部を次のように改正する。

第9条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを後納させることができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市個人情報保護条例施行細則をここに公布する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第59号

名古屋市個人情報保護条例施行細則

名古屋市個人情報保護条例施行細則（平成17年名古屋市規則第85号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。第24条を除き、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（地方公共団体等行政文書から除かれるものが管理される施設）

第2条 令第16条第2号の規定により市長が指定する施設は、名城公園名古屋城（名古屋城内有料公園施設を含む。）とする。

（本人の数が少数である個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第3条 実施機関は、本人の数が1人以上である個人情報ファイルについて、条例第3条の規定に基づく個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

(個人情報ファイル簿の記載事項)

第4条 個人情報ファイル簿(条例第29条の規定により作成されるものを除く。)には、法第75条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 法第75条の規定に基づく個人情報ファイル簿又は条例第3条の規定に基づく個人情報ファイル簿の別
- (2) 記録情報に特定個人情報が含まれているときは、その旨
- (3) 記録情報について第24条第2項第3号に掲げる取扱いが行われているときは、その旨
- (4) 記録情報について利用目的以外の目的のための利用又は提供が経常的に行われているときは、その旨
- (5) 記録情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)をしているときは、その旨

(個人情報ファイル簿を備えて置く事務所)

第5条 令第21条第5項の規定により実施機関が個人情報ファイル簿を備えて置く事務所は、市民情報センター(以下「センター」という。)とする。

(開示請求の手續)

第6条 法第77条第1項の規定による開示請求書の提出は、保有個人情報開示請求書(第1号様式)により、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる場所(以下「受付場所」という。)を経由して行うものとする。

- (1) 実施機関が本市が設立した地方独立行政法人以外である場合 センター
- (2) 実施機関が本市が設立した地方独立行政法人である場合 当該実施機関が定める場所又はセンター

(保有個人情報開示決定通知書等)

第7条 法第82条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合につき、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定をした場合 保有個人情報開示

決定通知書（第2号様式）

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 保有個人情報一部
開示決定通知書（第3号様式）

(3) 保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をした場合 保有個人情報不
開示決定通知書（第4号様式）

（開示決定等の期限の延長通知書）

第8条 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延
長通知書（第5号様式）により行うものとする。

2 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知
書（第6号様式）により行うものとする。

（開示請求に係る事案の移送の通知書）

第9条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送
通知書（第7号様式）により行うものとする。

（第三者保護に関する手続）

第10条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、意見照会書（第8号
様式）により行うものとする。

2 法第86条第1項又は第2項の規定による意見書の提出は、保有個人情報の
開示決定等に関する意見書（第9号様式）により行うものとする。

3 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報開示決定に係る通知書
（第10号様式）により行うものとする。

（保有個人情報の開示場所）

第11条 法第87条第1項の開示は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に
掲げる場所（以下「開示場所」という。）において行うものとする。ただし、
開示場所において開示することに支障がある場合その他やむを得ない事由が
ある場合には、この限りでない。

(1) 実施機関が本市が設立した地方独立行政法人以外である場合 センター

(2) 実施機関が本市が設立した地方独立行政法人である場合 当該実施機関
が定める場所

（保有個人情報の開示の実施）

第12条 法第87条第1項の規定により保有個人情報が記録された地方公共団体

等行政文書の閲覧（電磁的記録にあつては、これに準ずる方法であつて同項の規定により実施機関が定めるものを含む。次項及び第4項において同じ。）をする者は、当該地方公共団体等行政文書を汚損し、又は破損してはならない。

2 実施機関又は市長は、前項の規定に違反する者に対し、当該地方公共団体等行政文書の閲覧の中止を命ずることができる。

3 法第87条第1項の規定による地方公共団体等行政文書の写しの交付の部数は、地方公共団体等行政文書1件につき1部とする。

4 法第87条第1項の規定による地方公共団体等行政文書の閲覧は、1回とする。ただし、実施機関が適当と認めるときは、この限りでない。

（開示の実施の方法等の申出）

第13条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（第11号様式）により受付場所を経由して行うものとする。

（費用の納付時期）

第14条 条例第6条第2項に規定する費用は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを後納させることができる。

（写しの送付に要する費用の納付方法）

第15条 令第28条第4項の規則で定める方法は、名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）に定める納入通知書による納付その他市長が定める方法とする。

（訂正請求の手續）

第16条 法第91条第1項の規定による訂正請求書の提出は、保有個人情報訂正請求書（第12号様式）により受付場所を経由して行うものとする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第17条 法第93条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合につき、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定をした場合 保有個人情報訂正決定通知書（第13号様式）

(2) 保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定をした場合 保有個人情報一

部訂正決定通知書（第14号様式）

(3) 保有個人情報の全部の訂正をしない旨の決定をした場合 保有個人情報不訂正決定通知書（第15号様式）

（訂正決定等の期限の延長通知書）

第18条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第16号様式）により行うものとする。

2 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（第17号様式）により行うものとする。

（訂正請求に係る事案の移送の通知書）

第19条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第18号様式）により行うものとする。

（提供先への訂正の通知）

第20条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報の訂正に係る通知書（第19号様式）により行うものとする。

（利用停止請求の手続）

第21条 法第99条第1項の規定による利用停止請求書の提出は、保有個人情報利用停止請求書（第20号様式）により受付場所を経由して行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第22条 法第101条第1項及び第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合につき、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定をした場合 保有個人情報利用停止決定通知書（第21号様式）

(2) 保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定をした場合 保有個人情報一部利用停止決定通知書（第22号様式）

(3) 保有個人情報の全部の利用停止をしない旨の決定をした場合 保有個人情報不利用停止決定通知書（第23号様式）

（利用停止決定等の期限の延長通知書）

第23条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第24号様式）により行うものとする。

2 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延

長通知書（第25号様式）により行うものとする。

（個人情報取扱いに係る協議）

第24条 実施機関は、次に掲げる個人情報の取扱いを行おうとするときは、その内容について市長と協議しなければならない。ただし、市長が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 次に掲げる場合を除き、個人情報を本人以外の者から取得すること。

ア 本人の同意を得ているとき。

イ 法令又は条例に基づくとき。

ウ 出版、報道等により、公にされているものから取得するとき。

エ 個人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

オ 所在不明、心神喪失等の理由により、本人から取得することが困難なとき。

カ 争訟、選考、指導、相談、交渉、顕彰等に係る事務を行う場合において、本人から取得したのでは当該事務の目的の達成が損なわれ、又は当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずると認められるとき。

キ 他の実施機関又は市会から取得することに相当の理由があると認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

ク 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人（本市が設立した地方独立行政法人を除く。）、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいい、本市の公の施設を管理するものに限る。）その他公共的団体等から取得することが事務又は事業の執行上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(2) 要配慮個人情報を取得すること（法令又は条例に基づく場合を除く。）。

(3) 法第69条第2項第4号の規定により保有個人情報を提供すること（専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供する場合及び本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合を除く。）。

2 実施機関は、次に掲げる個人情報の取扱いを行おうとするときは、その内

容について市長に報告しなければならない。ただし、市長が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 新たに個人情報の電子計算機処理をし、又は個人情報の電子計算機処理に係る記録項目その他個人情報の保護に関する事項について重要な変更をすること。
 - (2) 要配慮個人情報の電子計算機処理をすること（法令又は条例に基づく場合を除く。）。
 - (3) 実施機関又は市会以外のもの（実施機関が本市が設立した地方独立行政法人である場合にあっては、当該実施機関以外のもの）との間で、通信回線による電子計算機の結合を伴う個人情報の電子計算機処理をすること。
- 3 前2項の実施機関が市長である場合におけるこれらの規定の適用については、第1項中「実施機関は」とあるのは「局（名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）第1条に規定する局及び室、区役所並びに会計室をいう。以下この条において同じ。）の長は」と、「市長」とあるのは「スポーツ市民局長」と、前項中「実施機関は」とあるのは「局の長は」と、「市長」とあるのは「スポーツ市民局長」とする。

（審議会への報告）

第25条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その内容を名古屋市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。

- (1) 前条第1項各号又は第2項各号に掲げる個人情報の取扱いを行ったとき（同条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定により協議又は報告を行わなかったときを除く。）。
- (2) 法第81条（条例第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により開示請求、訂正請求又は利用停止請求を拒否したとき。
- (3) 権利の濫用と認められることを理由として開示請求、訂正請求又は利用停止請求を拒否したとき。

（諮問をした旨の通知）

第26条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、審議会諮問通知書（第26号様式）により行うものとする。

（会議及び議事）

第27条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る専門委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（小委員会）

第28条 条例第18条に規定する小委員会に委員長を置き、会長がこれを指名する。

2 条例第17条第2項及び第3項の規定は、小委員会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

（庶務）

第29条 審議会の庶務は、スポーツ市民局において処理する。

（委任）

第30条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に要配慮個人情報（当該情報のうち、名古屋市個人情報保護条例による改正前の名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第9条に規定する要注意情報を除く。次項において同じ。）を取り扱っている実施機関は、この規則の施行後速やかに、市長と第24条第1項の規定による協議をしなければならない。

3 この規則の施行の際現に要配慮個人情報の電子計算機処理をしている実施機関は、この規則の施行後速やかに、市長に第24条第2項の規定による報告をしなければならない。

4 前2項の実施機関が市長である場合におけるこれらの規定の適用について

は、附則第2項中「実施機関は」とあるのは「局（名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）第1条に規定する局及び室、区役所並びに会計室をいう。次項において同じ。）の長は」と、「市長」とあるのは「スポーツ市民局長」と、前項中「実施機関は」とあるのは「局の長は」と、「市長」とあるのは「スポーツ市民局長」とする。

<h2 style="margin: 0;">保有個人情報開示決定通知書</h2>	
<p style="margin: 0;">年 月 日</p>	
<p style="margin: 0;">様</p>	
<p style="margin: 0;">実施機関</p>	
<p style="margin: 0;">印</p>	
<p style="margin: 0;">年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。</p>	
<p style="margin: 0;">開示する保有個人情報</p>	
<p style="margin: 0;">開示する保有個人情報の利用目的</p>	
<p style="margin: 0;">開示の実施の方法等</p>	
<p style="margin: 0;">備 考</p>	

- 注 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

<h2 style="margin: 0;">保有個人情報一部開示決定通知書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">様</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">実施機関</p> <div style="text-align: right; margin: 0;">印</div> <p style="margin: 0;">年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。</p>	
開示する保有個人情報	
不開示とした部分とその理由	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示の実施の方法等	
備 考	

- 注 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示してください。

- 備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
備考	

備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき
教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

<h2 style="margin: 0;">保有個人情報開示決定等期限延長通知書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">様</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">実施機関</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">印</p> <p style="margin: 0;">年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。</p>	
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の開示決定等の期限	年 月 日
延長後の期間	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号）第5条の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の開示決定等の期限	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期限	年 月 日 ※この日までに、可能な部分について開示決定等を行います。
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

本件開示請求に係る開示決定等については、移送先の行政機関等において行われます。

移送した事案に係る 保有個人情報の名称 等	
移送先の行政機関の 長等	
移 送 を し た 日	年 月 日
移 送 を し た 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

意見照会書

年 月 日

様

実施機関



あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	(電話番号)
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

意見照会書

年 月 日

様

実施機関



あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定の適用理由	(適用区分) <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
意見書の提出先	(電話番号)
意見書の提出期限	年 月 日
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

<h2 style="margin: 0;">保有個人情報の開示決定等に関する意見書</h2>	
年 月 日	
(宛先) 実施機関	
ふ り が な 氏名又は名称 <small>(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)</small>	
住所又は居所 <small>(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)</small>	
年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。	
開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) の具体的理由
連 絡 先	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報開示決定に係る通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで開示請求のありました、あなたに関する情報が含まれている保有個人情報について、次のとおり開示決定をしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示決定をした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

- 備考1 行政不服審査法第82条第2項の規定に基づく教示及び取消訴訟の提起に関する事項について情報提供を行うものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

<h2 style="margin: 0;">保有個人情報の開示の実施方法等申出書</h2>	
<p style="text-align: center;">(宛先) 実施機関</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p>
<p>〒 住所又は居所 ふりがな 氏 名 電話番号</p>	
<p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。</p>	
<p>1 保有個人情報（一部）開示決定通知書の番号等</p>	<p>日 付： _____ 年 月 日</p> <p>文書番号： _____ 第 _____ 号</p>
<p>2 希望する開示の実施方法</p>	<p>(1) 閲覧 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 (_____)</p> <p>(2) 写しの交付 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 (_____)</p> <p>ア 写しの郵送 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない</p> <p>イ 電磁的記録媒体による写しの交付 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない</p> <p>※保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合に限ります。</p> <p>(3) 視聴・聴取 <input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 (_____)</p>
<p>3 開示の実施を希望する日</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日

様

実施機関

印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正をすることと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	<p style="text-align: center;">(訂正内容)</p> <p style="text-align: center;">(訂正理由)</p>
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

<h2 style="margin: 0;">保有個人情報一部訂正決定通知書</h2> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">実施機関</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 印 </div> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおりその一部について訂正をすることと決定しましたので通知します。</p>	
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
一部について訂正をしないこととした理由	
備 考	

- 備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報不訂正決定通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことと決定しましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
備 考	

備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき
教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の訂正決定等の期限	年 月 日
延長後の期間	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の訂正決定等の期限	年 月 日
訂正決定等をする期限	年 月 日
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日

様

実施機関




年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり移送しましたので通知します。

本件訂正請求に係る訂正決定等については、移送先の行政機関等において行われます。

移送した事案に係る 保有個人情報の名称 等	
移送先の行政機関の 長等	
移送をした日	年 月 日
移送をした理由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

<h2 style="margin: 0;">保有個人情報の訂正に係る通知書</h2>	
年 月 日	
様	
実施機関	
	
年 月 日付けで提供しました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により、年 月 日付けで次のとおり訂正をしましたので、同法第97条の規定により通知します。	
訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	
訂正請求の趣旨	
訂正の内容	
訂正の理由	
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先)
実施機関

請求者 氏
住所又は居所
ふりがな
氏名
電話番号

名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号）第7条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項		
2 利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)	
3 本人確認等	(1) 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
	(2) 請求者の本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
	(3) 本人の状況等	(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の ^{ふりがな} 氏名 ウ 本人の住所又は居所
	(4) 代理人の請求資格確認書類	(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） イ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。


<h1>保有個人情報利用停止決定通知書</h1>	
年 月 日	
様	
実施機関	
印	
年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、 次のとおり利用停止をすることと決定しましたので通知します。	
利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする 内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)
備 考	

備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき
教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報一部利用停止決定通知書	
年 月 日	
様	
実施機関	
印	
<p>年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおりその一部について利用停止をすることと決定しましたので通知します。</p>	
利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	<p>(利用停止の内容)</p> <p>(利用停止の理由)</p>
一部について利用停止をしないこととした理由	
備考	

- 備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき
 教示を行うものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

<h2 style="margin: 0;">保有個人情報不利用停止決定通知書</h2>	
年 月 日	
様	
実施機関	
	
年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、 次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので通知します。	
利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	
備 考	

- 備考1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき
 教示を行うものとする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長前の利用停止決 定等の期限	年 月 日
延 長 後 の 期 間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延 長 の 理 由	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

<h2 style="margin: 0;">保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書</h2>	
<p style="margin: 0;">年 月 日</p>	
<p style="margin: 0;">様</p>	
<p style="margin: 0;">実施機関</p>	
<p style="margin: 0;">印</p>	
<p style="margin: 0;">年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。</p>	
<p style="margin: 0;">利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等</p>	
<p style="margin: 0;">延長前の利用停止決 定等の期限</p>	<p style="margin: 0;">年 月 日</p>
<p style="margin: 0;">利用停止決定等をす る期限</p>	<p style="margin: 0;">年 月 日</p>
<p style="margin: 0;">法第103条の規定 （利用停止決定等の 期限の特例）を適用 する理由</p>	
<p style="margin: 0;">備 考</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

審議会諮問通知書

年 月 日

様



開 示 決 定 等
 訂 正 決 定 等
 利 用 停 止 決 定 等
 年 月 日付けの 開示請求に係る不作為に係る審査請求について、
 訂正請求に係る不作為
 利用停止請求に係る不作為

次のとおり名古屋市個人情報保護審議会に諮問をいたしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

保有個人情報の名称等	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
事務担当課	(電話番号)
備考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第60号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第44条第1項中「同事務所出張所並びに」を削る。

第60条の2第1項中「会計管理者」を「市会計管理者」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市会計管理者は、必要があると認めるときは、区における現金出納員が行う会計事務について、区会計管理者をして前項の検査をさせることができる。

第64条第1項中「次の各号に掲げる経費」を「次の要件を満たす経費（口座振替の方法により支払うものに限る。）」に改め、同項第3号を削る。

第67条第1項中「委任状（第51号様式）」を「提出年月日、委任者及び代理人の住所及び氏名並びに委任事項を記載した委任状（以下「委任状」という。）」に改める。

第86条の見出しを「（繰替払）」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1

項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

令第164条第5号の規定に基づき、繰替払をすることができる経費は、指定納付受託者が納付しなければならない歳入等（法第231条の2の2に規定する歳入等をいう。）に係る手数料とし、当該歳入等を繰り替えて使用させることができる。

第165条第1項中「厚生院管理部管理課」を「厚生院管理課」に改める。

別表第1出納員の項中「同事務所特別滞納整理室及び同事務所出張所」を「同事務所市外滞納整理課及び同事務所特別滞納整理室」に、「消防局並びに」を「消防局及び」に改め、

「

1 市税事務所出張所の分掌事務に係る現金の収納に関する事務及び供託有価証券の受領に関する事務。ただし、通知書等及び納税に関する書類によって収納する収納金に係る事務については、市会計管理者は必要があると認めるときは自ら行うことができる。	市税事務所出張所
2 市税事務所出張所の職員が補助執行する他市税事務所の長の権限に属する事務に係る収納金の収納に関する事務	

を削

」

り、「市税事務所徴収課」の次に「、同事務所市外滞納整理課」を加える。

別表第1の2中「厚生院管理部管理課」を「厚生院管理課」に改める。

別表第2出納員の項中「、室及び出張所」を「及び室」に、「、救急救命研修所及び学校」を「及び救急救命研修所」に改める。

第47号様式から第59号様式までを次のように改める。

第47号様式から第59号様式まで 削除

第76号様式及び第76号様式の2を次のように改める。

第76号様式（第 112 条）

口座振替登録票（法人・団体用）													
（宛先）名古屋市長 私が名古屋市から受ける支払金は、他の受領方法を申し出たものを除き、 下記の口座へ振り込んでください。													
記													
口座振替登録番号										異動区分	1新規	2変更	3取消
債権者（請求者）													
住所	〒 —												
フリガナ													
法人名 又は 団体名													
代表者	職名	氏名											
振込口座													
金融機関コード								店舗コード					
金融機関名							銀行 金庫 組合	店舗名	本店 支店 出張所				
預金種目	1 普通 2 当座 9												
口座番号													
口座名義人 (カタカナ)													
口座名義人 (漢字)													
上記の内容の問合せ先													
部署名	名前						電話番号						
添付書類 新規登録又は振込口座の変更の場合は、通帳表紙の裏側の写し など金融機関名・店舗名・口座番号・口座名義人が確認できる ものを添付又は提示してください。													

（日本産業規格 A 4）

第76号様式の2 (第 112 条)

口座振替登録票 (個人用)											
(宛先) 名古屋市長											
私が名古屋市から受ける支払金は、他の受領方法を申し出たものを除き、下記の口座へ振り込んでください。											
記											
口座振替登録番号								異動区分	1新規	2変更	3取消
債権者 (請求者)											
住所	〒 -										
フリガナ											
氏名											
振込口座											
金融機関コード						店舗コード					
金融機関名						銀行 金庫 組合	店舗名	本店 支店 出張所			
預金種目	1 普通 2 当座 9										
口座番号											
口座名義人 (カタカナ)											
口座名義人 (漢字)											
上記の内容の問合せ先											
電話番号											
添付書類 新規登録又は振込口座の変更の場合は、通帳表紙の裏側の写しなど金融機関名・店舗名・口座番号・口座名義人が確認できるものを添付又は提示してください。											

(日本産業規格 A 4)

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市会計規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和 5 年度に係る会計手続から適用し、令和 4 年度に係る会計手続については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市会計規則第 112 条の規定に基づいて提出されている口座振替登録票は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

名古屋市告示第 181 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定
に関する告示の一部改正

平成20年名古屋市告示第 567 号の一部を次のように改正します。

令和 5 年 3 月 27 日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

社会福祉法人桔梗福祉会	名古屋市守山区大字下志段味字北荒田2344 番 2
-------------	------------------------------

」

を

「

社会福祉法人桔梗福祉会	名古屋市守山区東禅寺1103番地
-------------	------------------

」

に改める。

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第182号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和5年3月16日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和5年3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 令和5年度名古屋市一般会計予算
- 2 令和5年度名古屋市国民健康保険特別会計予算
- 3 令和5年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算
- 4 令和5年度名古屋市介護保険特別会計予算
- 5 令和5年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 6 令和5年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算
- 7 令和5年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算
- 8 令和5年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算
- 9 令和5年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算
- 10 令和5年度名古屋市用地先行取得特別会計予算
- 11 令和5年度名古屋市公債特別会計予算
- 12 令和5年度名古屋市水道事業会計予算
- 13 令和5年度名古屋市工業用水道事業会計予算
- 14 令和5年度名古屋市下水道事業会計予算
- 15 令和5年度名古屋市自動車運送事業会計予算
- 16 令和5年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

名古屋市財政局財政部財政課

令和 5 年度名古屋市一般会計予算

令和 5 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,412,048,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		614,193,000
	1 市 民 税	291,791,000
	2 固 定 資 産 税	234,745,000
	3 軽 自 動 車 税	3,090,000
	4 市 た ば こ 税	16,839,000
	5 事 業 所 税	16,615,000
	6 都 市 計 画 税	51,113,000
2 地 方 譲 与 税		6,163,100
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,072,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,337,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	250,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	466,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	100
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	38,000
3 県 税 交 付 金		96,303,000
	1 利 子 割 交 付 金	154,000
	2 配 当 割 交 付 金	3,517,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,499,000
	4 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	648,000
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	10,015,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	64,605,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	87,000
	8 環 境 性 能 割 交 付 金	1,879,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	12,899,000
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		9,000

款	項	金額 千円
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	9,000
5 地方特例交付金		3,228,000
	1 地方特例交付金	3,110,000
	2 新型コロナウイルス 感染症対策 地方税減収補填 特別交付金	118,000
6 地方交付税		6,200,000
	1 地方交付税	6,200,000
7 交通安全対策特別交付金		800,000
	1 交通安全対策特別交付金	800,000
8 使用料及び手数料		39,147,222
	1 使用料	30,053,049
	2 手数料	5,729,369
	3 診療収入	1,895,187
	4 介護収入	739,411
	5 支援収入	730,206
9 国庫支出金		260,888,308
	1 負担金	212,892,567
	2 補助金	47,227,539
	3 委託金	768,202
10 県支出金		93,378,766
	1 負担金	53,018,141
	2 補助金	35,579,718
	3 委託金	4,780,907
11 財産収入		7,269,971
	1 財産運用収入	2,485,383
	2 財産売却収入	4,784,588
12 寄附金		8,783,648

款	項	金額 千円
	1 寄 附 金	8,783,648
13 繰 入 金		48,741,412
	1 他 会 計 繰 入 金	18,958,029
	2 基 金 繰 入 金	29,783,383
14 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
15 諸 収 入		111,111,572
	1 延滞金、加算金及び過料	143,594
	2 預 金 利 子	7,685
	3 他会計貸付金元利収入	246,242
	4 貸 付 金 元 利 収 入	70,904,691
	5 受 託 事 業 収 入	1,551,362
	6 収 益 事 業 収 入	9,206,141
	7 雑 入	29,051,857
16 市 債		115,831,000
	1 市 債	115,831,000
歳 入 合 計		1,412,048,000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		1,858,827
	1 議 会 費	1,858,827
2 総 務 費		22,025,161
	1 総 務 管 理 費	7,455,985
	2 財 務 管 理 費	5,580,249
	3 選 挙 費	554,277
	4 統 計 調 査 費	134,232
	5 徴 税 費	7,196,043
	6 防 災 危 機 管 理 費	1,104,375
3 健 康 福 祉 費		396,158,215
	1 社 会 福 祉 費	120,302,360
	2 老 人 福 祉 費	66,409,251
	3 生 活 保 護 費	86,457,045
	4 国 民 年 金 費	453,478
	5 国 民 健 康 保 険 費	25,189,055
	6 介 護 保 険 費	35,535,489
	7 公 衆 衛 生 費	54,095,615
	8 環 境 衛 生 費	2,173,062
	9 保 健 所 費	5,290,682
10 衛 生 研 究 所 費	252,178	
4 子 ども 青 少 年 費		179,176,818
	1 子 ども 青 少 年 費	179,176,818
5 環 境 費		30,740,712
	1 環 境 保 全 費	3,486,061
	2 環 境 事 業 費	27,254,651
6 ス ポ ー ツ 市 民 費		21,858,999

款	項	金額 千円
	1 市民生活費	1,098,797
	2 区役所費	7,958,210
	3 スポーツ費	12,801,992
7 経済費		83,056,757
	1 産業費	82,699,965
	2 工業研究所費	356,792
8 観光文化交流費		9,667,675
	1 観光交流費	3,310,748
	2 文化交流費	4,285,652
	3 名古屋城費	2,071,275
9 緑政土木費		76,728,623
	1 土木管理費	4,067,560
	2 道路橋りょう費	25,643,967
	3 街路費	6,023,288
	4 治水費	9,612,202
	5 緑政費	30,062,379
	6 農政費	1,319,227
10 住宅都市費		40,080,308
	1 都市計画費	16,328,775
	2 住宅費	23,751,533
11 消防費		10,626,987
	1 消防費	10,626,987
12 教育費		81,539,947
	1 教育総務費	10,737,077
	2 小学校費	18,057,149
	3 中学校費	12,856,920
	4 高等学校費	1,579,369

款	項	金額 千円
	5 幼稚園費	178,366
	6 特別支援学校費	2,106,168
	7 大学費	22,934,890
	8 私学振興費	5,757,899
	9 生涯学習費	7,332,109
13 職員費		271,481,734
	1 議会職員費	440,659
	2 総務職員費	14,798,094
	3 財政職員費	7,490,174
	4 防災危機管理職員費	534,902
	5 健康福祉職員費	23,549,870
	6 子ども青少年職員費	22,991,873
	7 環境職員費	13,381,048
	8 スポーツ市民職員費	14,112,502
	9 経済職員費	1,984,416
	10 観光文化交流職員費	1,440,965
	11 緑政土木職員費	11,187,661
	12 住宅都市職員費	6,709,203
	13 消防職員費	22,479,855
	14 教育職員費	130,380,512
14 公債費		131,813,614
	1 公債費	131,813,614
15 諸支出金		55,133,623
	1 公営企業会計支出金	55,133,623
16 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		1,412,048,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
9 緑政土木費	1 土木管理費	道路の復旧	30,000
	2 道路橋りよう費	道路及び橋りようの維持・整備	2,600,000
	3 街路費	街路の整備	1,400,000
	4 治水費	河川及び排水路の維持・整備	2,200,000
	5 緑政費	公園の維持・整備	500,000
		東山総合公園の維持・整備	500,000
10 住宅都市費	1 都市計画費	都市整備	1,100,000
		土地区画整理事業	200,000
	2 住宅費	市営住宅の建設	500,000
		市設建築物の施設営繕	300,000
11 消防費	1 消防費	消防車両の購入	1,302,272

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
福祉総合情報システムの標準化に向けた調査	令和 6 年度	11,000
保険年金システムの開発・保守業務委託	令和 6 年度 から 令和10年度 まで	2,906,000
前津福祉会館複合化整備事業者選定支援業務委託	令和 6 年度	2,000
生活保護システムの標準化に向けた調査	令和 6 年度	2,000
植田寮の改築	令和 6 年度	2,434,000
八事斎場の再整備	令和 6 年度 から 令和10年度 まで	19,550,000
千種保健センターの改築	令和 6 年度 から 令和10年度 まで	2,827,000
千種保健センター仮設庁舎の賃借	令和 6 年度 から 令和11年度 まで	263,000
港保健センター南陽分室改築の設計	令和 6 年度	19,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
児童福祉システムの標準化に向けた調査	令和6年度	3,000
前津児童館複合化整備事業者選定支援業務委託	令和6年度	2,000
公立保育所のリニューアル改修工事	令和6年度	346,000
玉野川学園改築の設計	令和6年度	39,000
環境配慮行動促進事業	令和6年度	11,000
可燃・不燃・粗大ごみ及びプラスチック資源の収集委託	令和6年度 から 令和10年度 まで	5,344,000
ごみ収集車両等の購入	令和6年度	114,000
南陽工場の焼却設備更新等工事	令和6年度 から 令和8年度 まで	42,291,000
西資源センターの移転改築	令和6年度	731,000
猪子石工場大規模改修の発注仕様書等作成業務委託	令和6年度 から 令和7年度 まで	30,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
住民記録システムの開発・保守業務委託	令和6年度 から 令和10年度 まで	2,500,000
千種区役所の改築	令和6年度 から 令和10年度 まで	6,846,000
千種区役所仮設庁舎の賃借	令和6年度 から 令和11年度 まで	703,000
南陽支所改築の設計	令和6年度	79,000
南陽地区会館移転改築の設計	令和6年度	38,000
総合体育館レインボーホールの改修工事	令和6年度 から 令和7年度 まで	10,724,000
瑞穂公園ラグビー場の改修工事	令和6年度 から 令和7年度 まで	4,208,000
名東スポーツセンターのトイレ改修工事	令和6年度	159,000
名東スポーツセンターの天井等落下防止対策工事	令和6年度	607,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
昭和スポーツセンターのトイレ改修工事	令和6年度	189,000
昭和スポーツセンターの天井等落下防止対策工事	令和6年度	452,000
新障害者スポーツセンター建設の設計	令和6年度	171,000
港サッカー場の改修工事	令和6年度 から 令和7年度 まで	4,287,000
名城庭球場の整備	令和6年度 から 令和7年度 まで	638,000
東山公園テニスセンターの改修工事	令和6年度 から 令和7年度 まで	5,981,000
中小企業振興会館の空調設備等改修工事	令和6年度	147,000
ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策 経営支援資金の貸付利率の引き下げ	令和6年度 から 令和16年度 まで	1,082,000
国際展示場第2展示館改築事業者選定 支援業務委託	令和6年度	17,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
国際会議場の整備・運営	令和6年度 から 令和28年度 まで	53,200,000
国際会議場整備事業モニタリング支援 業務委託	令和6年度 から 令和8年度 まで	75,000
有松歴史的建造物利活用支援事業	令和6年度	30,000
能楽堂の天井等落下防止対策工事	令和6年度	33,000
名古屋城本丸搦手馬出周辺の石垣修復 工事	令和6年度 から 令和8年度 まで	1,266,000
名古屋城二之丸庭園の余芳再建工事	令和6年度	67,000
金シャチ横丁における博物館基本計画 の策定	令和6年度	35,000
千種土木事務所の移転改築	令和6年度 から 令和10年度 まで	1,660,000
道路維持作業用車両の購入	令和6年度	53,000
久田良木川排水機場の発電機整備	令和6年度	488,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
舗装道の補修	令和6年度	800,000
道路照明の賃借	令和6年度 から 令和15年度 まで	430,000
高蔵こ線橋の耐震補強	令和6年度	35,000
街路樹の維持管理	令和6年度	90,000
県道春日井長久手線の整備	令和6年度	80,000
名城公園北園・地下鉄名城公園駅間地下横断歩道の整備	令和6年度 から 令和7年度 まで	1,639,000
側溝改良	令和6年度	130,000
本宮新橋の改築	令和6年度	80,000
両郡橋の改築	令和6年度	80,000
交通安全施設の整備	令和6年度	260,000
新守山自転車駐車場の屋根等改修工事	令和6年度	13,000
新瑞橋駅自転車駐車場の天井改修工事	令和6年度	42,000
都市計画道路四谷通隼人町線の整備	令和6年度	160,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
水分橋の改築	令和6年度	70,000
枇杷島橋の改築	令和6年度	100,000
都市計画道路守山本通線及び一般国道302号・名古屋鉄道瀬戸線立体交差化工事	令和6年度 から 令和8年度 まで	2,128,000
堀川の整備	令和6年度	500,000
境川の整備	令和6年度	30,000
排水施設整備	令和6年度	200,000
大江川の盛土工事	令和6年度	845,000
公園遊具等の更新工事	令和6年度	111,000
東山動植物園獣舎等の整備	令和6年度 から 令和7年度 まで	657,000
東山動植物園温室後館の整備	令和6年度	43,000
連節バスの購入	令和6年度	117,000
名港中央インターチェンジ改良の調査	令和6年度	39,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
アジア・アジアパラ競技大会選手村後 利用基盤整備	令和6年度 から 令和7年度 まで	684,000
市営住宅の建設	令和6年度 から 令和8年度 まで	3,776,000
市設建築物の機能保全改修	令和6年度	1,459,000
指令管制室等の改修工事	令和6年度 から 令和7年度 まで	193,000
港消防署南陽出張所移転改築の設計	令和6年度	15,000
橘小学校複合化整備事業者選定支援業 務委託	令和6年度	13,000
小学校校舎等のリニューアル改修工事	令和6年度	112,000
小学校の埋設給排水管改修工事	令和6年度	57,000
中学校スクールランチ管理システムの 開発・保守業務委託	令和6年度 から 令和11年度 まで	407,000
中学校校舎等のリニューアル改修工事	令和6年度	38,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
中学校のスクールランチ用エレベーター更新工事	令和6年度	210,000
中学校公害対策関係校の空調設備改修工事	令和6年度	130,000
中学校の埋設給排水管改修工事	令和6年度	141,000
高等学校校舎等のリニューアル改修工事	令和6年度	576,000
中央高等学校の空調設備改修工事	令和6年度	481,000
高等学校空調設備の賃借	令和6年度 から 令和19年度 まで	149,000
中学生涯学習センター複合化整備事業者 選定支援業務委託	令和6年度	6,000
千種区役所等複合庁舎内図書館の整備	令和6年度 から 令和10年度 まで	446,000
科学館B 6型蒸気機関車の修復	令和6年度 から 令和7年度 まで	220,000

(変更分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
大曾根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (令和4年第1号議決)	令和4年度から 令和5年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、366千円を限度として補償する。	令和5年度から 令和6年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、264千円を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (令和4年第1号議決)	令和4年度から 令和25年度まで	275,861,000 外に利息相当額	令和5年度から 令和26年度まで	270,781,000 外に利息相当額
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (令和4年第1号議決)	令和4年度から 令和24年度まで	32,049,000	令和5年度から 令和25年度まで	27,535,000

第 4 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
防災施設整備費	10,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
社会福祉施設整備費	12,000			
老人福祉施設整備費	814,000			
生活保護施設整備費	827,000			
公衆衛生施設整備費	607,000			
保健所整備費	44,000			
子ども青少年施設整備費	845,000			
環境保全施設整備費	49,000			
廃棄物処理施設整備費	3,108,000			
区役所整備費	923,000			
地域振興施設整備費	128,000			
スポーツ施設整備費	6,380,000			
観光交流施設整備費	115,000			
文化交流施設整備費	502,000			
名古屋城整備費	305,000			
公共土木事業費	25,474,000			
公園緑地整備費	16,355,000			
農業振興施設整備費	468,000			
住宅建設費	3,530,000			
施設営繕費	3,561,000			
消防施設整備費	4,509,000			
教育センター整備費	917,000			
義務教育施設整備費	7,080,000			
高等学校整備費	202,000			
特別支援学校整備費	569,000			
生涯学習施設整備費	609,000			
都市高速鉄道事業補助金	217,000			
高速道路建設資金貸付金	2,170,000			
高速道路事業出資金	837,000			
市立大学施設整備補助金	3,820,000			
市立大学施設整備資金貸付金	3,909,000			
高速度鉄道事業補助金	703,000			
高速度鉄道事業出資金	3,232,000			
臨時財政対策債 調整債	3,000,000 20,000,000			
計	115,831,000			

令和5年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

令和5年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ209,460,671千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		184,271,615
	1 保 険 料	44,854,666
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	7,900
	4 県 支 出 金	138,662,507
	5 諸 収 入	746,541
2 繰 入 金		25,189,055
	1 他 会 計 繰 入 金	25,189,055
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		209,460,671

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		209,440,671
	1 事 業 費	209,440,671
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		209,460,671

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
保険年金システムの開発・保守業務委託	令和 6 年度 から 令和10年度 まで	4,083,000

令和5年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,651,433千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		32,394,427
	1 保 険 料	31,128,029
	2 手 数 料	1
	3 諸 収 入	1,266,397
2 繰 入 金		31,257,005
	1 他 会 計 繰 入 金	31,257,005
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		63,651,433

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		63,631,433
	1 事 業 費	63,631,433
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		63,651,433

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
保険年金システムの開発・保守業務委託	令和6年度 から 令和10年度 まで	2,126,000

令和5年度名古屋市介護保険特別会計予算

令和5年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ225,036,032千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 險 収 入		183,117,579
	1 保 險 料	43,368,884
	2 手 数 料	24,798
	3 国 庫 支 出 金	51,389,395
	4 支 払 基 金 交 付 金	57,558,702
	5 県 支 出 金	30,612,598
	6 財 産 収 入	523
	7 諸 収 入	162,679
2 繰 入 金		39,688,858
	1 他 会 計 繰 入 金	35,535,489
	2 基 金 繰 入 金	4,153,369
3 繰 越 金		2,229,595
	1 繰 越 金	2,229,595
歳 入	合 計	225,036,032

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介 護 保 險 費		225,016,032
	1 事 業 費	222,785,915
	2 基 金 積 立 金	2,230,117
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	225,036,032

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
要介護認定調査の委託	令和 6 年度 から 令和10年度 まで	969,000

令和5年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金 貸付金特別会計予算

令和5年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,091,541千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 収 入		848,541
	1 事 業 収 入	848,541
2 繰 越 金		243,000
	1 繰 越 金	243,000
歳 入 合 計		1,091,541

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金		1,091,541
	1 事 業 費	1,091,541
歳 出 合 計		1,091,541

令和5年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

令和5年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,203,108千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(歳出予算の流用)

第4条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		4,886,782
	1 使用料及び手数料	2,611,818
	2 財 産 収 入	10
	3 繰 入 金	307,119
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	450,834
	6 市 債	1,517,000
2 食肉流通施設収入		4,316,326
	1 使用料及び手数料	446,904
	2 財 産 収 入	478
	3 繰 入 金	2,571,057
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	951,886
	6 市 債	346,000
歳 入 合 計		9,203,108

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		4,886,782
	1 事 業 費	2,175,538
	2 整 備 費	1,744,072
	3 他 会 計 繰 出 金	967,072
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		4,316,326
	1 市 場 費	2,086,068
	2 と 畜 場 費	1,254,959
	3 他 会 計 繰 出 金	975,199
	4 予 備 費	100
歳 出	合 計	9,203,108

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
本場・北部市場機能向上整備基本計画の策定	令和 6 年度	31,000
本場青果卸棟の照明設備改修工事	令和 6 年度	47,000
北部市場青果棟の空調設備改修工事	令和 6 年度	221,000
北部市場水産棟仲卸店舗のシャッター改修工事	令和 6 年度	203,000
北部市場関連商品棟の耐震改修工事	令和 6 年度	49,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (令和 4 年第 6 号議決)	令和 4 年度 から 令和 7 年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和 5 年度 から 令和 8 年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
中央卸売市場整備費 食肉流通施設整備費	1,517,000 346,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	1,863,000			

令和5年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算

令和5年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ543,487千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業収入		100,026
	1 財 産 収 入	26
	2 寄 附 金	100,000
2 繰 入 金		275,461
	1 他 会 計 繰 入 金	267,461
	2 基 金 繰 入 金	8,000
3 市 債		168,000
	1 市 債	168,000
歳 入	合 計	543,487

歳 出

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業費		543,487
	1 事 業 費	344,781
	2 他 会 計 繰 出 金	98,680
	3 基 金 積 立 金	100,026
歳 出	合 計	543,487

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
木造天守閣昇降技術の開発	令和 6 年度 から 令和 8 年度 まで	63,140

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
名古屋城天守閣事業費	168,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和5年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

令和5年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ128,076千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		20,565
	1 国庫支出金	3,565
	2 諸収入	17,000
2 繰入金		106,511
	1 他会計繰入金	106,511
3 市債		1,000
	1 市債	1,000
歳入合計		128,076

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		128,076
	1 事業費	90,871
	2 他会計繰出金	37,205
歳出合計		128,076

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
市街地再開発事業費	1,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

令和5年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

令和5年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,158,131千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓地整備事業収入		306,242
	1 使 用 料	306,242
2 公園整備事業収入		851,889
	1 他 会 計 繰 入 金	372,889
	2 市 債	479,000
歳 入 合 計		1,158,131

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓地整備事業費		306,242
	1 事 業 費	64,000
	2 他 会 計 繰 出 金	242,242
2 公園整備事業費		851,889
	1 事 業 費	648,840
	2 他 会 計 繰 出 金	203,049
歳 出 合 計		1,158,131

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公園整備事業費	479,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

令和5年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

令和5年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,354,302千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		6,329,904
	1 繰 入 金	35,586
	2 振 替 収 入	5,463,318
	3 市 債	831,000
2 都市開発用地取得資金収入		15,024,397
	1 繰 入 金	434,240
	2 振 替 収 入	14,286,157
	3 市 債	304,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入	合 計	21,354,302

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		6,329,705
	1 取 得 費	839,000
	2 他 会 計 繰 出 金	5,490,705
2 都市開発用地取得費		15,024,397
	1 取 得 費	307,000
	2 他 会 計 繰 出 金	14,717,397
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出	合 計	21,354,302

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	100,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	831,000 304,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	1,135,000			

令和5年度名古屋市公債特別会計予算

令和5年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ453,622,897千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		213,059,000
	1 公 債	213,059,000
2 財 産 収 入		577,295
	1 財 産 運 用 収 入	577,295
3 繰 入 金		239,961,600
	1 他 会 計 繰 入 金	210,038,940
	2 基 金 繰 入 金	29,922,660
4 繰 越 金		25,000
	1 繰 越 金	25,000
5 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		453,622,897

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		170,239,000
	1 起 債 額 繰 出	170,239,000
2 公 債 費		283,383,897
	1 公 債 償 還 金	232,690,887
	2 公 債 事 務 費	696,115
	3 基 金 積 立 金	49,996,895
歳 出 合 計		453,622,897

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	42,820,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

令和5年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画 給水量 年間 278,160,000 立方メートル
(1日 760,000 立方メートル)

給水戸数 1,381,000 戸

(2) 主要な建設改良事業 水道基幹施設整備及び配水管網整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
				千円
第1款	水道事業収益			54,204,326
第1項	営業収益			52,001,864
第2項	営業外収益			2,129,519
第3項	特別利益			72,943

		支	出	
				千円
第1款	水道経営費			55,651,826
第1項	営業費用			49,102,597
第2項	営業外費用			6,489,229
第3項	特別損失			50,000
第4項	予備費			10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額22,455,858千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

		収 入
		千円
第1款	資本的収入	11,906,295
第1項	企業債	9,500,000
第2項	出資金	452,000
第3項	他会計貸付金返還金	137,715
第4項	基金収入	1,674
第5項	基金繰入金	45,570
第6項	その他資本収入	1,769,336

		支 出
		千円
第1款	資本的支出	34,362,153
第1項	建設改良費	27,895,276
第2項	償還金	6,465,203
第3項	投資	1,674

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設維持管理	令和6年度	200,000千円
水道施設建設	令和6年度から令和11年度まで	12,000,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 水道基幹施設整備費にあてるため

限度額	9,500,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、2,400,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第8条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、50,886 千円、115,143 千円及び 65,052 千円である。

（他会計からの補助金）

第9条 エネルギー価格高騰に伴う電力費の増加経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、700,000 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、452,000 千円である。

令和5年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 給水量 年間 23,021,400 立方メートル
(1日 62,900 立方メートル)
事業所数 110 カ所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
			千円
第1款	工業用水道事業収益	1,052,577	
第1項	営業収益	927,373	
第2項	営業外収益	124,704	
第3項	特別利益	500	

		支 出	
			千円
第1款	工業用水道経営費	1,082,391	
第1項	営業費用	1,001,839	
第2項	営業外費用	79,052	
第3項	特別損失	500	
第4項	予備費	1,000	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額503,256千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	98,208
第1項	出 資 金	2,051
第2項	その他資本収入	96,157

支 出		千円
第1款	資本的支出	601,464
第1項	建設改良費	463,749
第2項	他会計借入金返還金	137,715

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設維持管理	令和6年度	100,000千円
工業用水道施設建設	令和6年度	100,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、200千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,051千円である。

令和5年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 29,177 ヘクタール(15水処理センター、43ポンプ所)
処理水量 年間446,886,000 立方メートル
(1日 1,221,000 立方メートル)
水洗便所の改造 500 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
				千円
第1款	下水道事業収益			80,963,411
第1項	営業収益			71,697,166
第2項	営業外収益			9,261,245
第3項	特別利益			5,000
		支	出	
				千円
第1款	下水道経営費			82,862,682
第1項	営業費用			75,574,816
第2項	営業外費用			7,247,866
第3項	特別損失			30,000
第4項	予備費			10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 38,584,606 千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額920 千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

		収 入	千円
第1款	資本的収入		35,975,041
第1項	企業債		23,000,000
第2項	国庫補助金		10,000,000
第3項	その他資本収入		2,961,621
第4項	水洗便所改造資金貸付事業収入		13,420

		支 出	千円
第1款	資本的支出		74,558,727
第1項	建設改良費		46,155,554
第2項	償還金		28,390,673
第3項	水洗便所改造資金貸付事業費		12,500

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理	令和6年度	400,000 千円
下水道建設	令和6年度から令和9年度まで	35,000,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため
限 度 額	23,004,000 千円

	下水道事業建設費	23,000,000千円
	水洗便所改造資金貸付金	4,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、3,900,000千円と定める。

（他会計からの負担金）

第8条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、32,101,568千円、3,473,546千円、197,020千円、96,889千円、137,489千円、15,000千円及び69,417千円である。

（他会計からの補助金）

第9条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,165千円である。

2 エネルギー価格高騰に伴う電力費の増加経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,200,000千円である。

令和5年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|----------|------|------|-------------------|
| (1) 経営計画 | 車両数 | | 1,014 両 |
| | 運転キロ | 年間 | 35,941,200 キロメートル |
| | | (1日) | 98,200 キロメートル) |
| | 乗車人員 | 年間 | 107,787,000 人 |
| | | (1日) | 294,500 人) |
- (2) 主要な建設改良事業 乗合自動車購入及び停留所施設整備

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	千円
第1款	自動車運送事業収益		25,741,443
第1項	営業収益		19,111,091
第2項	営業外収益		6,630,352
		支 出	千円
第1款	自動車運送事業費		27,258,638
第1項	営業費用		27,105,125
第2項	営業外費用		143,513
第3項	予備費		10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,562,658千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

		収 入
		千円
第1款	資本的収入	3,806,794
第1項	企業債	3,727,000
第2項	その他資本収入	79,794

		支 出
		千円
第1款	資本的支出	5,369,452
第1項	建設改良費	3,844,413
第2項	企業債償還金	1,515,039
第3項	予備費	10,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
御器所ステーション ビルの消防設備等改 修工事	令和6年度	42,000千円
丸の内会館の消防設 備改修工事	令和6年度	3,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	自動車運送事業整備費にあてるため
限 度 額	3,727,000千円

起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、102,713千円である。

（他会計からの補助金）

第10条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,424,442千円である。

- 2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、4,405,000千円である。
- 3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、441,115千円である。
- 4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、129,096千円である。

5 車両の抗ウイルス加工に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、4,471千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,300,000千円と定める。

令和5年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|---------------|-------------|------|------------------|
| (1) 経営計画 | 車両数 | | 782両(135編成) |
| | 運転キロ | 年間 | 66,685,200キロメートル |
| | | (1日) | 182,200キロメートル) |
| | 乗車人員 | 年間 | 426,280,200人 |
| | | (1日) | 1,164,700人) |
| | | | |
| (2) 主要な建設改良事業 | 車両改良及び駅施設整備 | | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費3,506,718千円の財源の一部にあてるため、企業債(資本費負担緩和分)911,000千円を借り入れる。

収 入		千円
第1款	高速度鉄道事業収益	88,263,567
第1項	営業収益	79,740,258
第2項	営業外収益	8,523,309
支 出		千円
第1款	高速度鉄道事業費	84,565,514
第1項	営業費用	77,695,381
第2項	営業外費用	6,860,133

千円

第 3 項 予 備 費 10,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債 1,358,000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 29,935,553 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入

千円

第 1 款 資 本 的 収 入	19,530,978
第 1 項 企 業 債	13,620,000
第 2 項 出 資 金	3,232,000
第 3 項 一 般 会 計 補 助 金	1,771,541
第 4 項 国 庫 補 助 金	633,000
第 5 項 県 補 助 金	30,000
第 6 項 そ の 他 資 本 収 入	244,437

支 出

千円

第 1 款 資 本 的 支 出	48,108,531
第 1 項 建 設 改 良 費	17,314,471
第 2 項 企 業 債 償 還 金	30,784,060
第 3 項 予 備 費	10,000

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	令和 6 年度から令和 10 年度まで	21,000,000 千円

東山線可動式ホーム 柵（5 駅）の部品交 換	令和 6 年度から令和 7 年度まで	220,000 千円
桜通線可動式ホーム 柵（6 駅）の部品交 換	令和 6 年度から令和 7 年度まで	180,000 千円
地下鉄電気設備の維 持補修	令和 6 年度	110,000 千円

（企業債）

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費及び利子支払にあてるため	
限度額	14,531,000 千円	
	高速度鉄道事業建設改良費	12,262,000 千円
	高速度鉄道事業特例債	1,358,000 千円
	高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債	911,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行	
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、35,000,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の
流用

(他会計からの負担金)

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、
190,213千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 高速度鉄道事業特例債の元金償還にあてるため、一般会計からこの会
計が補助を受ける金額は、4,049,000千円である。

2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計から
この会計が補助を受ける金額は、864,251千円である。

3 高速度鉄道事業特別減収対策企業債の利子支払にあてるため、一般会計か
らこの会計が補助を受ける金額は、7,400千円である。

4 建設改良費（建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。）
にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,887,630千
円である。

(他会計からの出資金)

第11条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額
は、3,232,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、300,000千円と定める。

名古屋市告示第 183号

市街地再開発組合の解散認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第 4項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の解散を認可しました。

令和 5年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 組合の名称
錦二丁目 7番地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市中区錦二丁目16番 1号
- 3 組合設立認可の年月日
平成29年11月20日
- 4 組合解散認可の年月日
令和 5年 3月27日

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課

名古屋市告示第 184号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和 5年 3月28日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所
平田 朱美
名古屋市守山区下志段味二丁目1205番地 リヴィエールS 203号
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所
松原 正司
名古屋市守山区大字上志段味字山の田 983番地の 4
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
名古屋市守山区大字上志段味字東谷2110番19、畑、392.00平方メートル
名古屋市守山区大字上志段味字東谷2110番 428、畑、75.00平方メートル
- 4 設定する利用権
 - (1) 種類 使用貸借権
 - (2) 内容 畑として使用
 - (3) 存続期間 令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
 - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積
なし
 - (2) 農作業従事の状況
農業従事日数： 150日、農業従事者： 1人

(3) 農機具の保有状況

鋤： 1、鎌： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 185号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の解除及び形質変更時
要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第 6条第 4項の規定に基づき、令和
4年名古屋市告示第 512号により指定した区域の一部を解除し、同法第11条第
1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域に指定します。

令和 5年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 要措置区域の指定を解除し形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市千種区不老町 1番の一部
- 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置
舗装

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 186号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市中川区清船町 2丁目 1番 3の一部、 1番 4の一部、 1番 6の一部、
1番 7の一部、 1番 9の一部、 1番13の一部、 1番15の一部及び 1番16の
一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 187号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

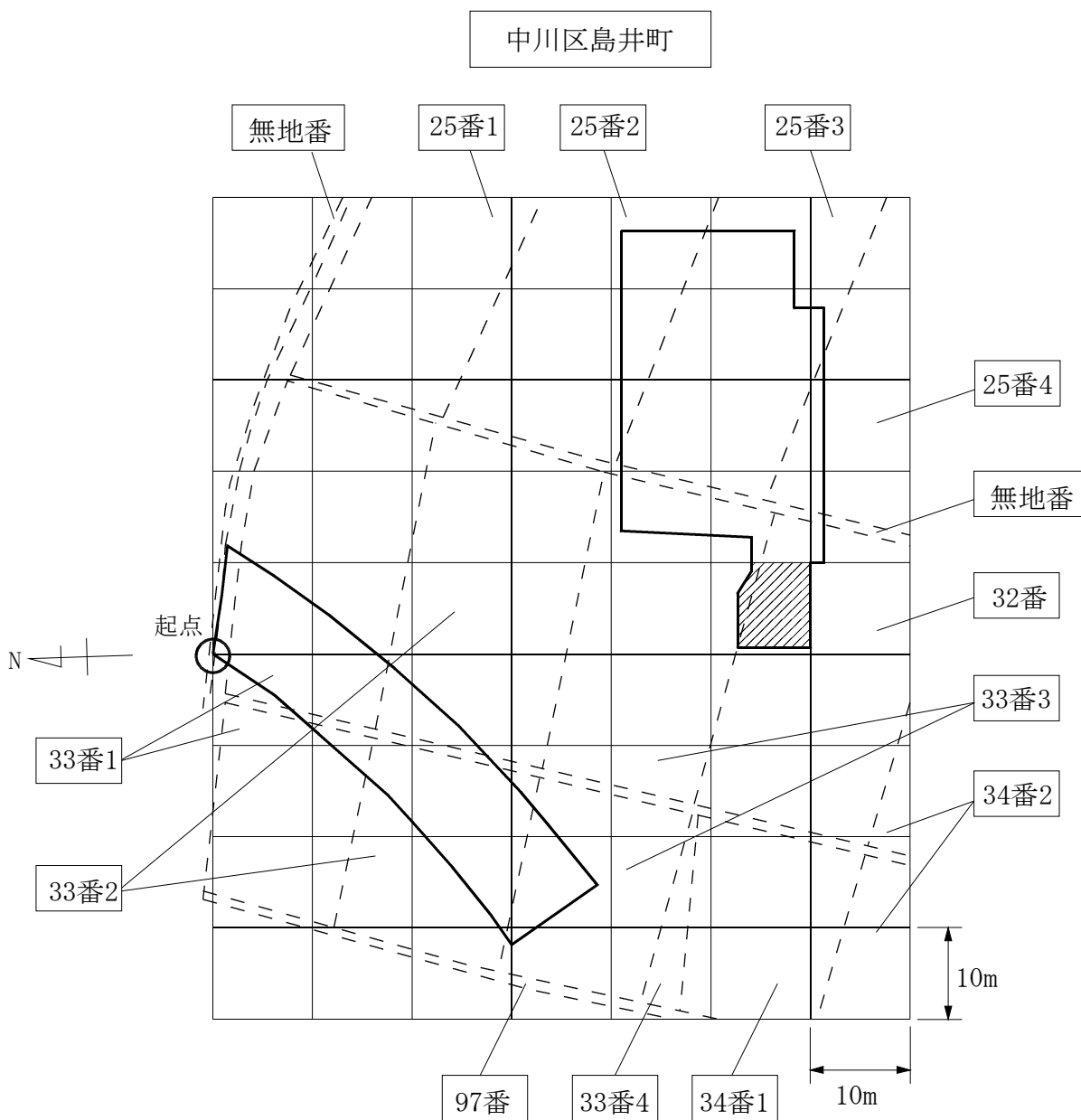
1 指定する区域

名古屋市中川区島井町25番 2の一部、25番 3の一部、25番 4の一部、32番の一部、33番 3の一部及び33番 3地先（詳細は別紙のとおり）


2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物


名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

 : 調査対象地 - - - : 筆の境界

起点 : (X : -93243.707、 Y : -31805.853)

 : 形質変更時要届出区域
(ふっ素及びその化合物 (土壤溶出量基準不適合))

名古屋市告示第 188 号

市営路外駐車場の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158 条第 1 項の規定により、次のように施設の使用料の収納事務を委託しましたので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

令和 5 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託に係る施設の名称及び委託した相手方

施設の名称	委託した相手方
名古屋市営久屋駐車場	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商グループ 代表者 名鉄協商株式会社 代表取締役 小林 昌 弘
名古屋市営大須駐車場	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商グループ 代表者 名鉄協商株式会社 代表取締役 小林 昌 弘
名古屋市営古沢公園駐車場	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商グループ 代表者 名鉄協商株式会社 代表取締役 小林 昌 弘

2 収納事務を委託した使用料 上記施設の使用料

3 委託期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画課

名古屋市告示第 189 号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、
次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 5 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名称	主たる事務所の所在地
名鉄協商株式会社	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

名古屋市営久屋駐車場、名古屋市営大須駐車場及び名古屋市営古沢公園駐
車場の使用料

3 指定納付受託者に納付させる始期

令和 5 年 4 月 1 日

名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画課

名古屋市告示第 190号

景観重要建造物の指定について

景観法（平成16年法律第 110号）第19条第 1項の規定により、景観重要建造物を次のとおり指定しました。

令和 5年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

指定番号	指定年月日	名 称	所 在 地
18号	令和 5年 3月29日	善光寺別院 願王寺	名古屋市西区中小田井一丁目 377 番地

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第 191 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 5 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市男女平等参画 推進センター	名古屋市守山区小幡南一丁目 9 番15号 有限会社アイ・ティー・オー 取締役 伊 藤 克 恵

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室

名古屋市告示第192号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項、第10条第1項及び第18条の規定に基づき、次のように市道路線の認定及び廃止並びに道路の区域の決定及び変更を行い、令和5年3月29日から供用の開始及び廃止を行います。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

1 路線の認定、道路の区域決定及び供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	道路の区域			摘要
			区間	延長 キロメートル	幅員 メートル	
市道	1	上志段味第172号線	名古屋市守山区大字上志段味字所 下1060番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字山 ノ田1003番の9地先まで	0.056	6.00	第1 附图
	2	上志段味第173号線	名古屋市守山区大字上志段味字所 下1097番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字山 ノ田1012番の2地先	0.099	6.00	
	3	上志段味第174号線	名古屋市守山区大字上志段味字所 下1089番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字所 下1097番地先	0.043	6.00	

4	上志段味第175号線	名古屋市守山区大字上志段味字所下1097番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字所下1111番の1地先まで	0.072	6.00
5	上志段味第176号線	名古屋市守山区大字上志段味字洞田1136番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字所下1113番地先まで	0.129	6.00
6	勝手塚線第2号	名古屋市守山区大字上志段味字青り掛1322番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字洞田1117番地先まで	0.220	16.00 ～ 18.00
7	上志段味第177号線	名古屋市守山区大字上志段味字庚申302番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字道光331番地先まで	0.115	9.00
8	上志段味第178号線	名古屋市守山区大字上志段味字道光311番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字羽根544番の1地先まで	0.169	6.00
9	上志段味第179号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根前581番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字羽根前593番の3地先まで	0.168	6.00
10	上志段味第180号線	名古屋市守山区大字上志段味字所下1060番の4地先から 名古屋市守山区大字上志段味字洞田1147番地先まで	0.215	6.00
11	上志段味第181号線	名古屋市守山区大字上志段味字山ノ田1003番の9地先から 名古屋市守山区大字上志段味字洞田1133番の4地先まで	0.147	6.00
12	上志段味第182号線	名古屋市守山区大字上志段味字山ノ田1012番の3地先から 名古屋市守山区大字上志段味字洞田1117番地先まで	0.135	6.00

13	上志段味第183号線	名古屋市守山区大字上志段味字洞田1144番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字洞田1150番地先まで	0.015	6.00	
14	上志段味第184号線	名古屋市守山区大字上志段味字道光327番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字羽根560番地先まで	0.078	6.00	
15	上志段味第185号線	名古屋市守山区大字上志段味字庚申303番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字道光310番の1地先まで	0.124	6.00	
16	上志段味第186号線	名古屋市守山区大字上志段味字庚申302番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字道光307番地先まで	0.113	6.00	
17	上志段味第187号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根571番の4地先から 名古屋市守山区大字上志段味字羽根前594番の2地先まで	0.076	6.00	
1	福德色田第1号線	名古屋市北区福德町字色田18番の2地先から 名古屋市北区光音寺町字野方1919番の115地先まで	0.213	6.00	第2 附区
2	中切新田第1号線	名古屋市北区中切町字新田885番の3地先から 名古屋市北区中切町字新田885番の29地先まで	0.095	6.00	
1	鳴海大清水第2号線	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番の2411地先から 名古屋市緑区水広二丁目327番の2地先まで	0.232	6.00	第3 附区
2	鳴海水広下第1号線	名古屋市緑区鳴海町字水広下14番の6地先から 名古屋市緑区鳴海町字大清水69番の2425地先まで	0.216	6.00	

	1	鳴海前之輪第1号線	名古屋市緑区鳴海町字前之輪278番地先から 名古屋市緑区鳴海町字前之輪153番の1地先まで	0.146	6.00	第4図
	2	鳴海前之輪第2号線	名古屋市緑区鳴海町字前之輪153番の23地先から 名古屋市緑区鳴海町字前之輪153番の23地先まで	0.010	4.00	
	1	十一番町第4号線	名古屋市中川区十一番2丁目12番地先から 名古屋市中川区福川町5丁目2番の2地先まで	0.100	7.27	第5図

2 路線の認定、道路の区域決定

道路の種類	整理番号	路線名	道路の区域			摘要
			区間	延長 キロメートル	幅員 メートル	
市道	18	上志段味自転車歩行者道第11号線	名古屋市守山区大字上志段味字所下1056番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字所下1071番地先まで	0.047	6.00	第1図
	19	上志段味自転車歩行者道第12号線	名古屋市守山区大字上志段味字所下1071番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字所下1060番地先まで	0.036	6.00	
	20	上志段味自転車歩行者道第13号線	名古屋市守山区大字上志段味字安川原7番の19地先から 名古屋市守山区大字上志段味字道光309番の1地先まで	0.395	4.00 ～ 8.08	
	21	上志段味自転車歩行者道第14号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根前579番の3地先から 名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1572番の1地先まで	0.170	4.01 ～ 7.96	

3 路線の一部廃止及び供用廃止

整理 符号	路線名	起 終 点 点	摘 要
ア	熱田新田東組東西 支線第57号	起点 名古屋市中川区十一番町2丁目10番の2地先 終点 名古屋市中川区福川町5丁目2番の2地先	第 6 附 図
ア	鳴海町第478号線	起点 名古屋市緑区鳴海町字前之輪153番の6地先 終点 名古屋市緑区鳴海町字前之輪153番の23地先	第 7 附 図
ア	野田第69号線	起点 名古屋市中村区野田町字柳下50番地先 終点 名古屋市中村区野田町字柳下50番地先	第 8 附 図

4 路線の廃止

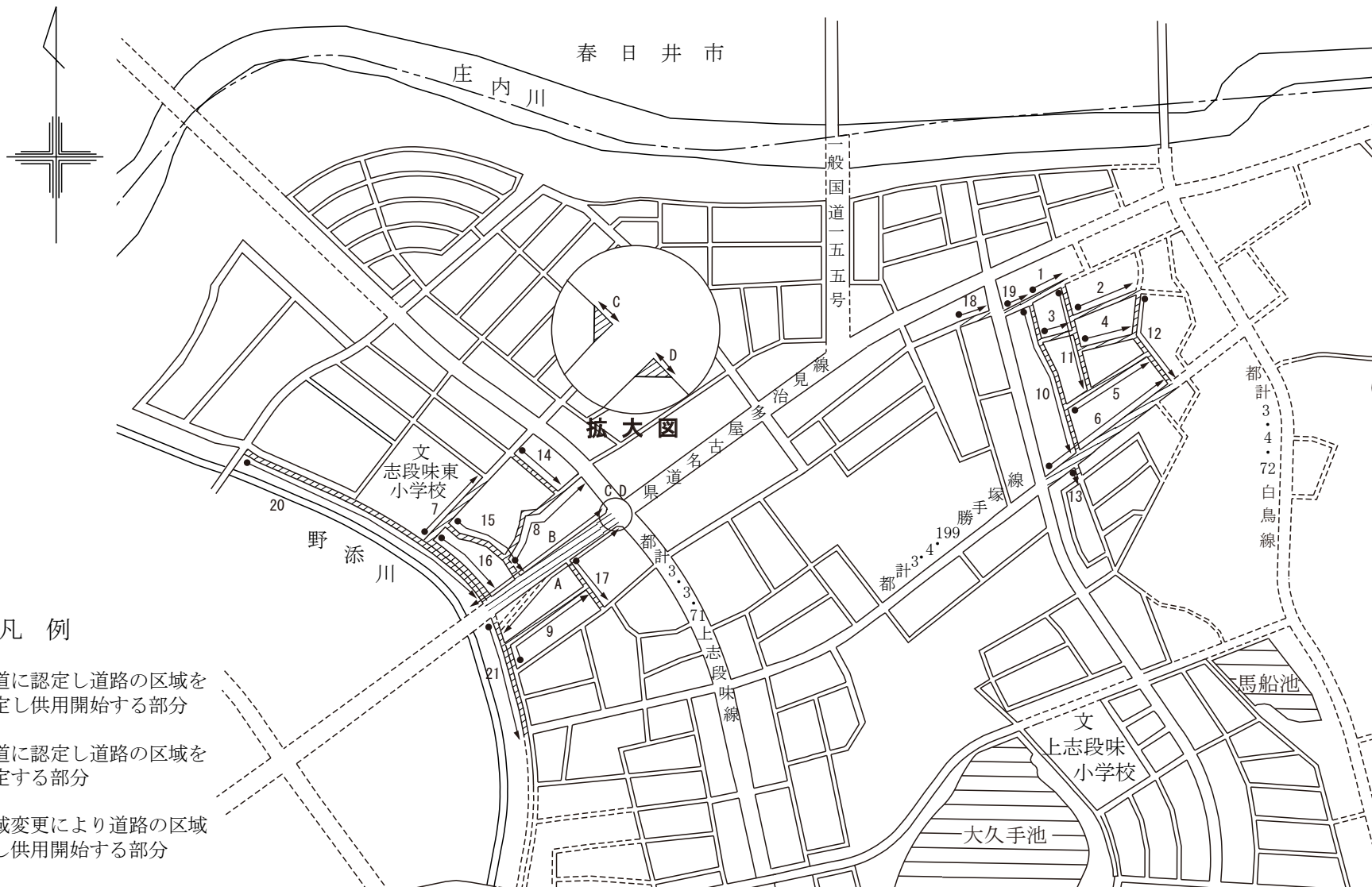
整理 番号	路線名	起 終 点 点	摘 要
1	河岸町第11号線	起点 名古屋市瑞穂区河岸町4丁目64番地先 終点 名古屋市瑞穂区河岸町4丁目64番地先	第 9 附 図
1	万場北畑第2号線	起点 名古屋市中川区万場五丁目109番の1地先 終点 名古屋市中川区万場五丁目115番地先	第 10 附 図
1	瀬古屋敷6号線	起点 名古屋市守山区瀬古東三丁目1141番地先 終点 名古屋市守山区瀬古東三丁目1141番地先	第 11 附 図
2	瀬古屋敷11号線	起点 名古屋市守山区瀬古東三丁目1147番地先 終点 名古屋市守山区瀬古東三丁目1147番地先	

5 道路の区域変更及び供用開始



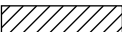
道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域			摘要		
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル		幅員 メートル	
県道	A	名古屋多治見線	名古屋市守山区大字上志段味字道光309番の1地先から	前	0.237	9.37 ～ 10.37	第1 附 図	
	後			0.237	9.37 ～ 28.00			
	B		名古屋市守山区大字上志段味字羽根540番の6地先まで	後	0.214	25.00 ～ 28.00		
市道	C	上志段味線第3号	名古屋市守山区大字上志段味字羽根541番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字羽根566番の2地先まで	前	0.010	26.00	隔切りの拡幅	
				後	0.010	26.00		
	D	上志段味線第2号	名古屋市守山区大字上志段味字羽根前601番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字羽根前601番地先まで	前	0.010	26.00		隔切りの拡幅
				後	0.010	26.00		
	A	鳴海大清水第1号線	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番の51地先から 名古屋市緑区鳴海町字水広下14番の6地先まで	前	0.076	2.82 ～ 7.00	第3 附 図	
				後	0.076	6.00 ～ 7.85		
A	鳴海町第478号線	名古屋市緑区鳴海町字前之輪159番の1地先から 名古屋市緑区鳴海町字前之輪159番の1地先まで	前	0.014	平均 2.70	第4 附 図		
			後	0.014	4.10 ～ 4.15			

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1附図




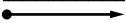
凡例

- 
 市道に認定し道路の区域を決定し供用開始する部分
 1~17
- 
 市道に認定し道路の区域を決定する部分
 18~21
- 
 区域変更により道路の区域とし供用開始する部分
 A~D

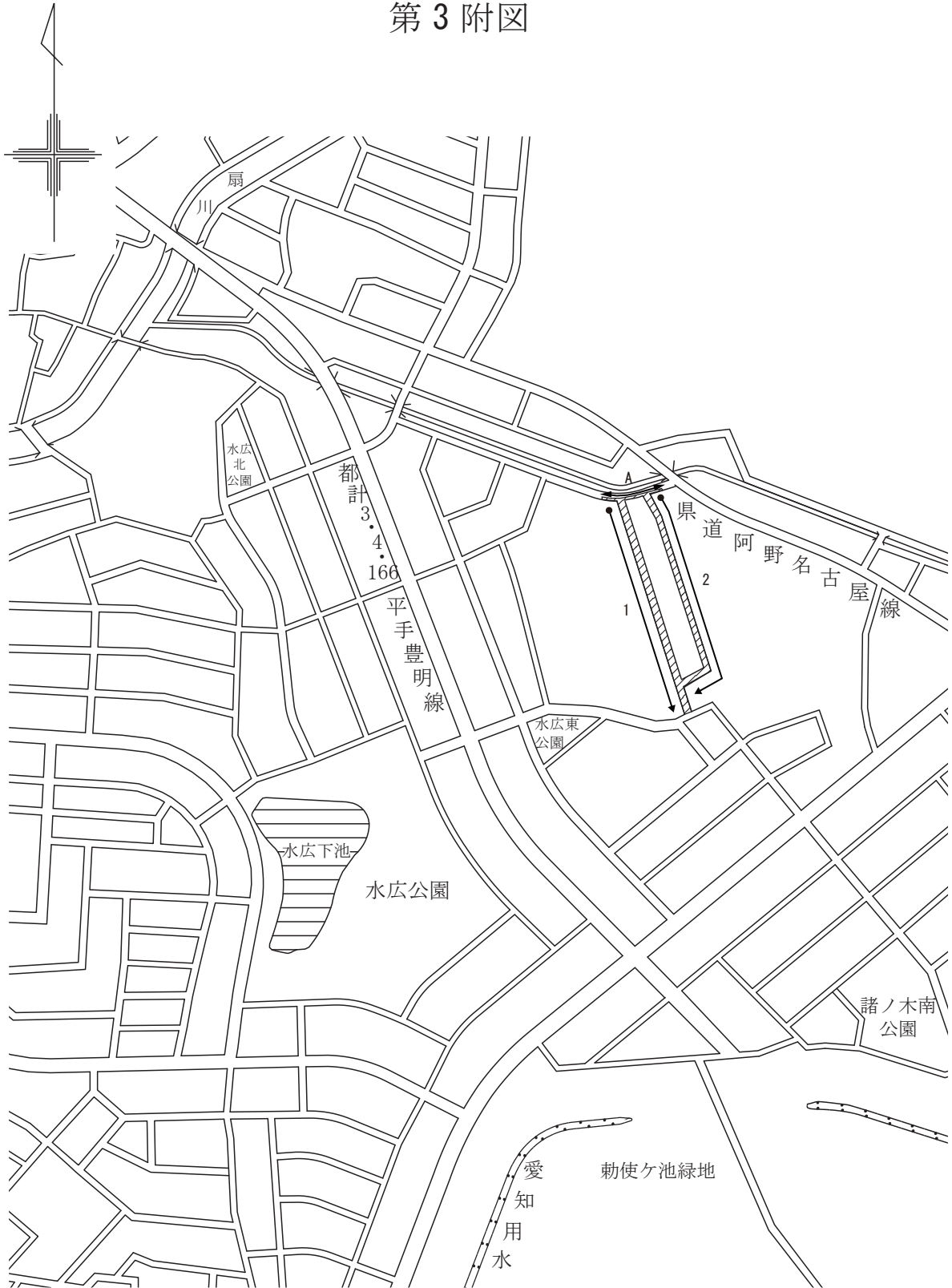
第2附図



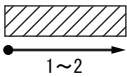
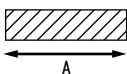
凡例

-  市道に認定し道路の区域を
 決定し供用開始する部分

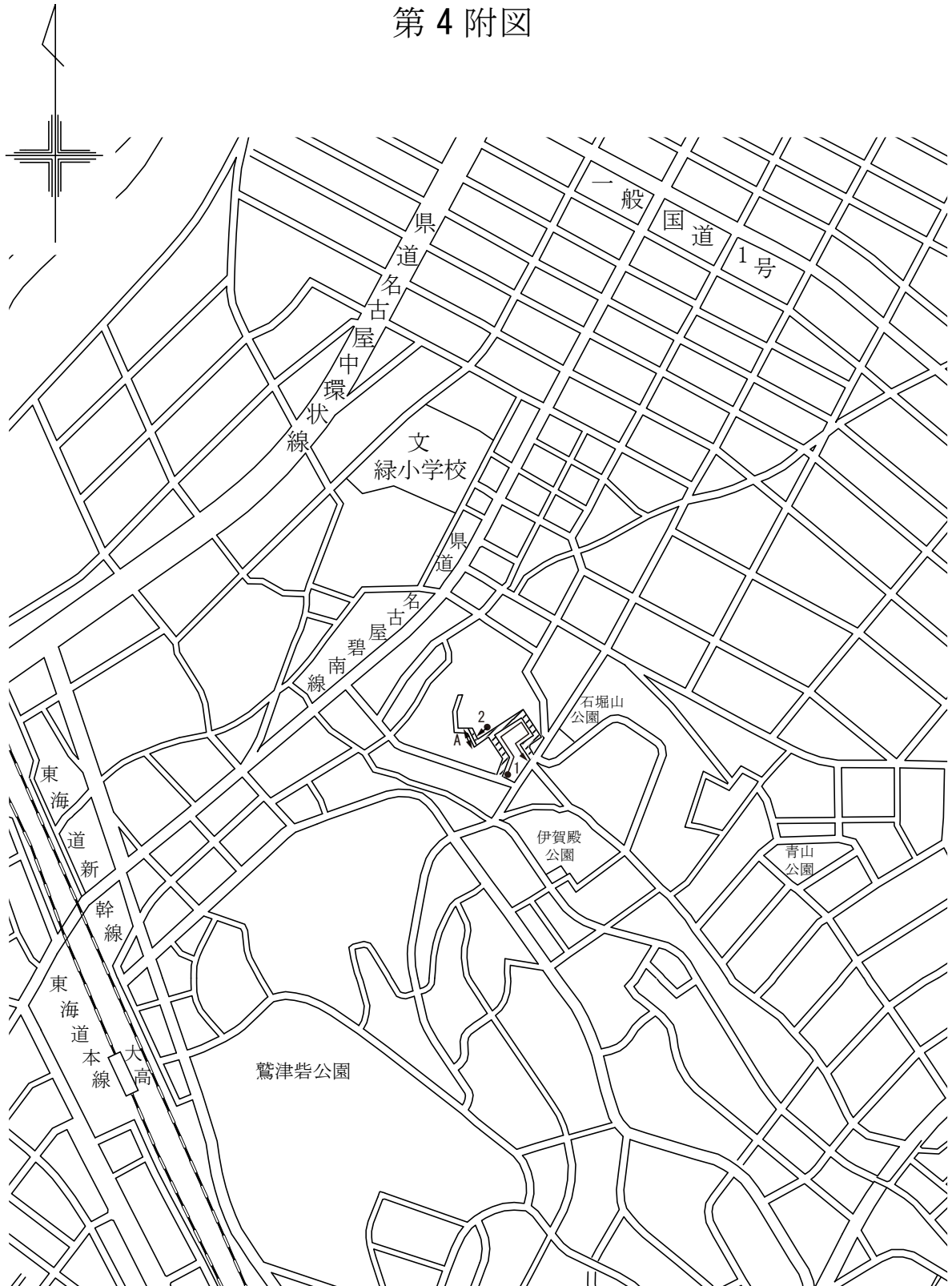
第3附図



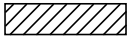
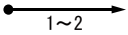
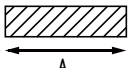
凡例

- 
市道に認定し道路の区域を決定し供用開始する部分
- 
区域変更により道路の区域とし供用開始する部分

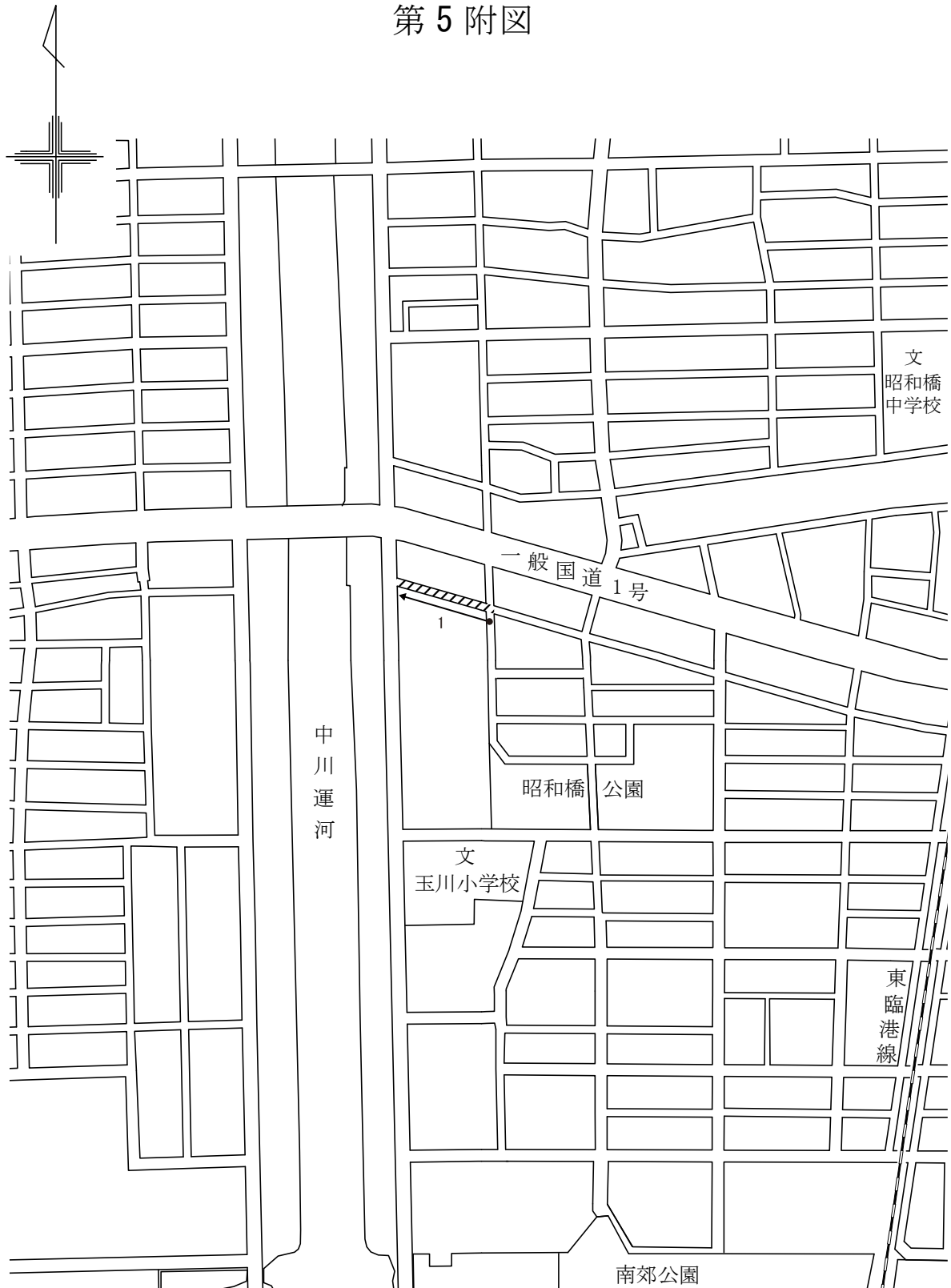
第4附図



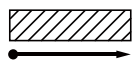
凡例

- 
市道に認定し道路の区域を決定し供用開始する部分
- 
1~2
- 
区域変更により道路の区域とし供用開始する部分

第5 附図

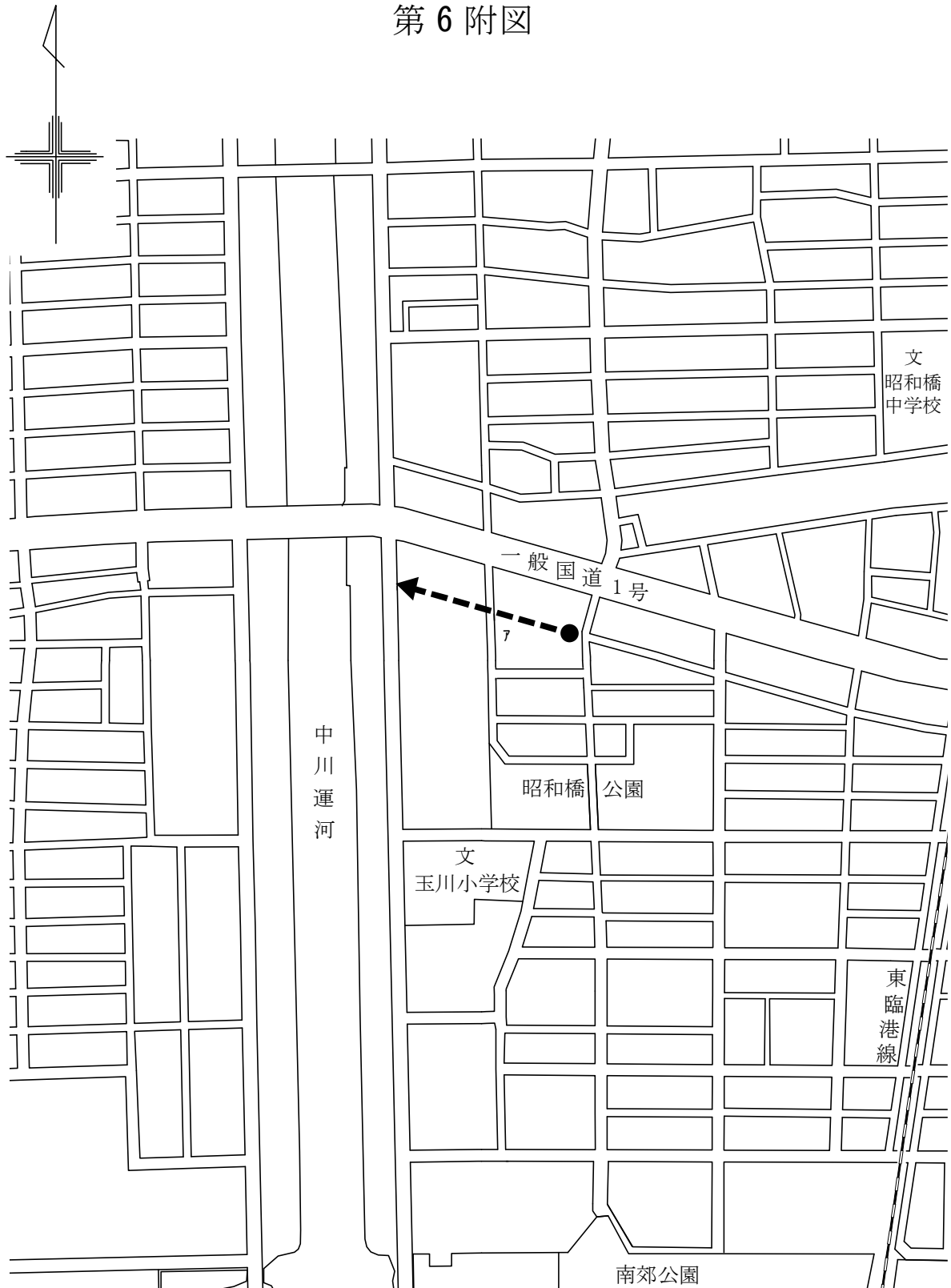


凡 例



市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

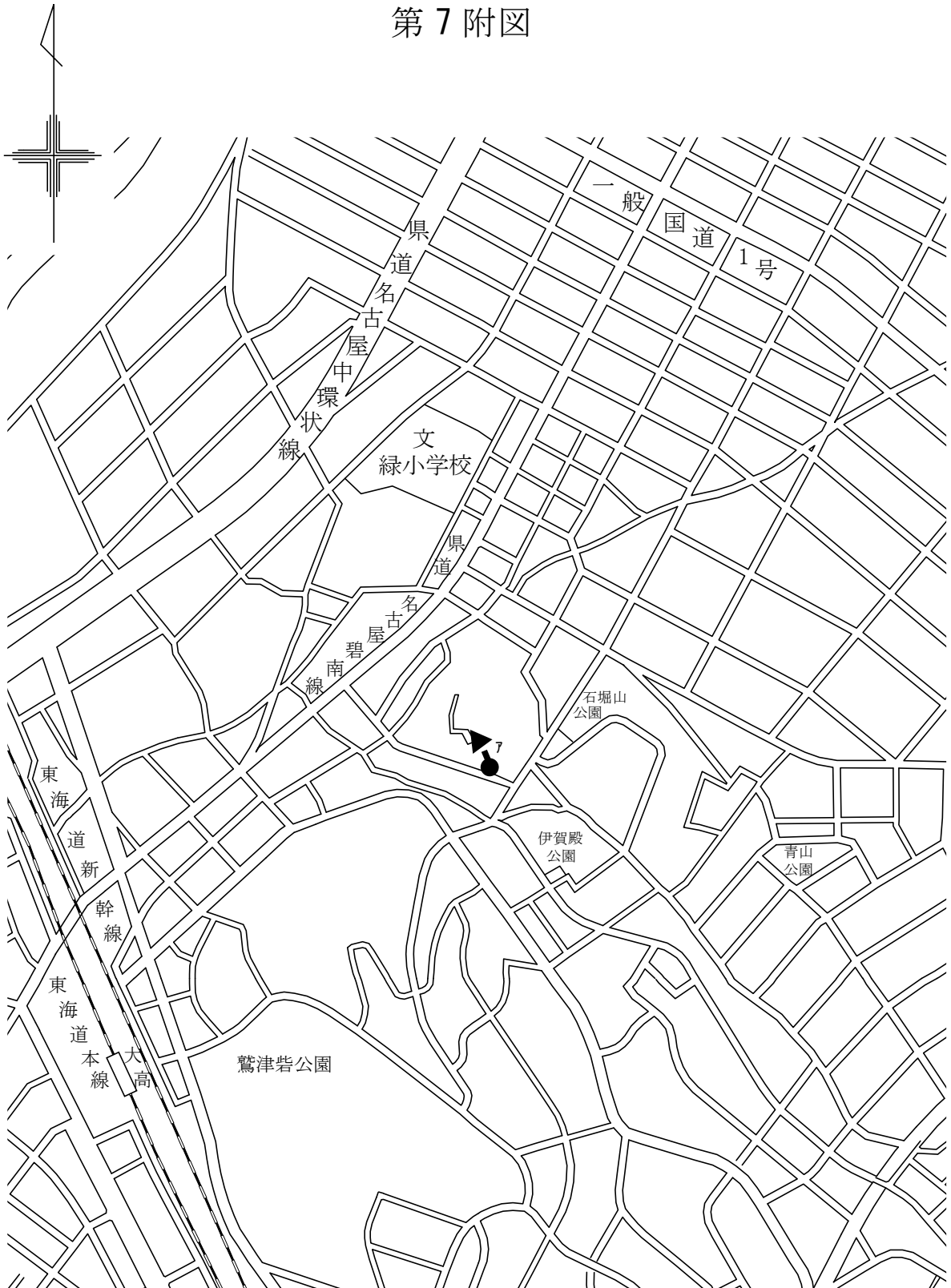
第 6 附図



凡 例

●——→ 一部廃止し供用廃止する部分

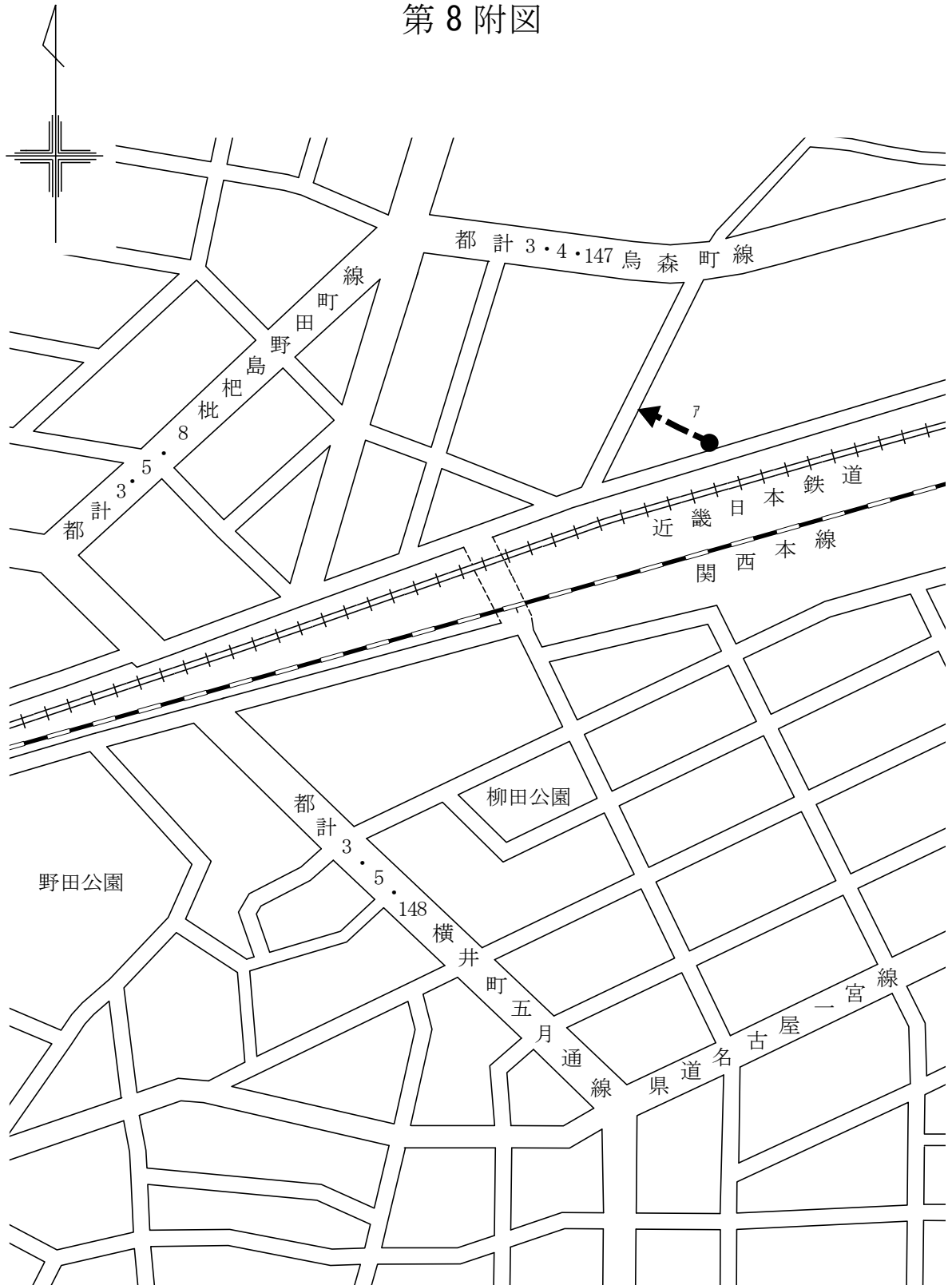
第7附図



凡例

 一部廃止し供用廃止する部分

第 8 附図



凡 例

●- - - -> 一部廃止し供用廃止する部分

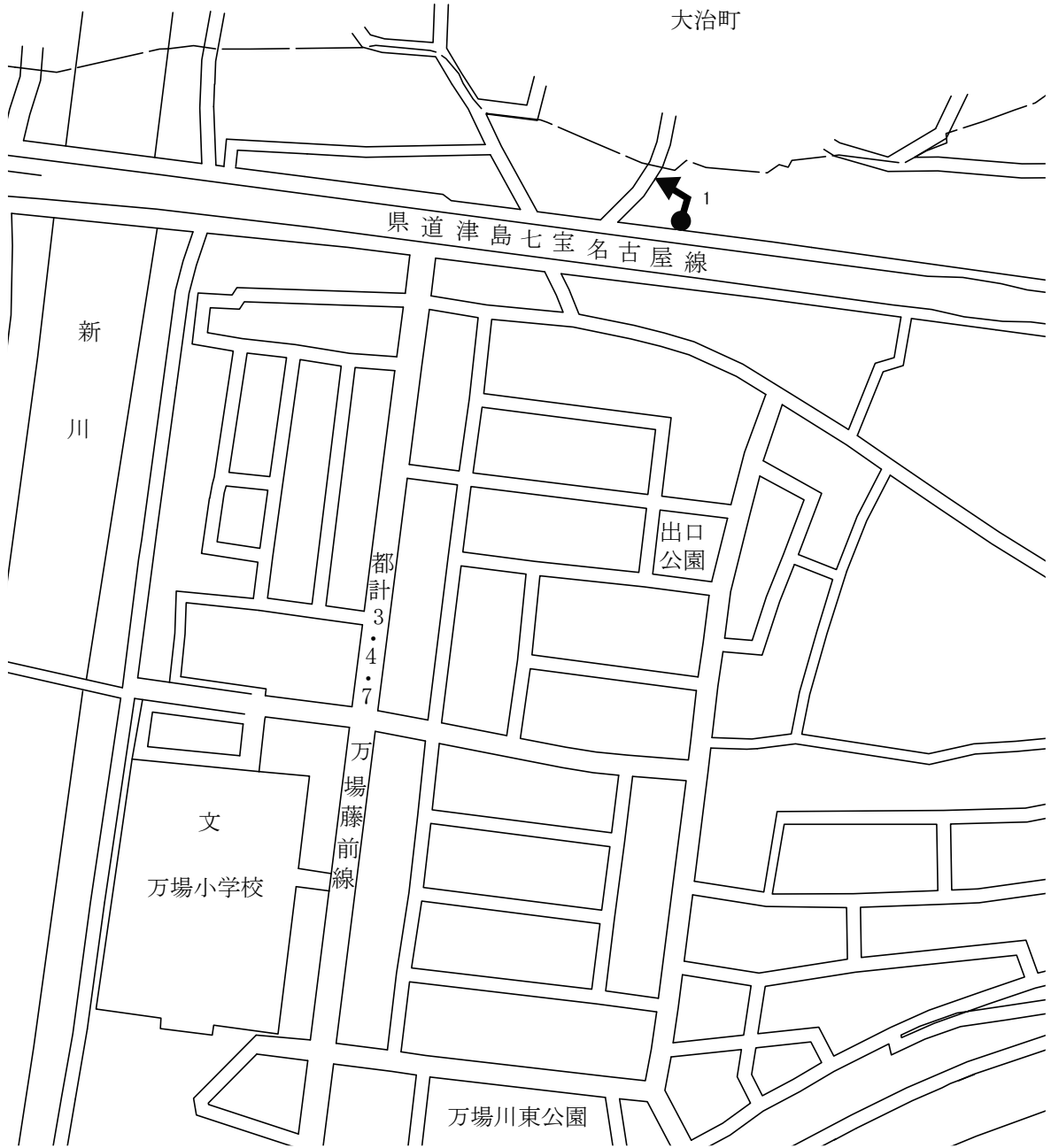
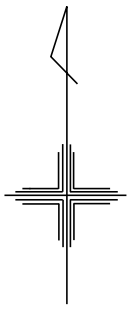
第9 附図



凡 例

●→ 廃止する路線

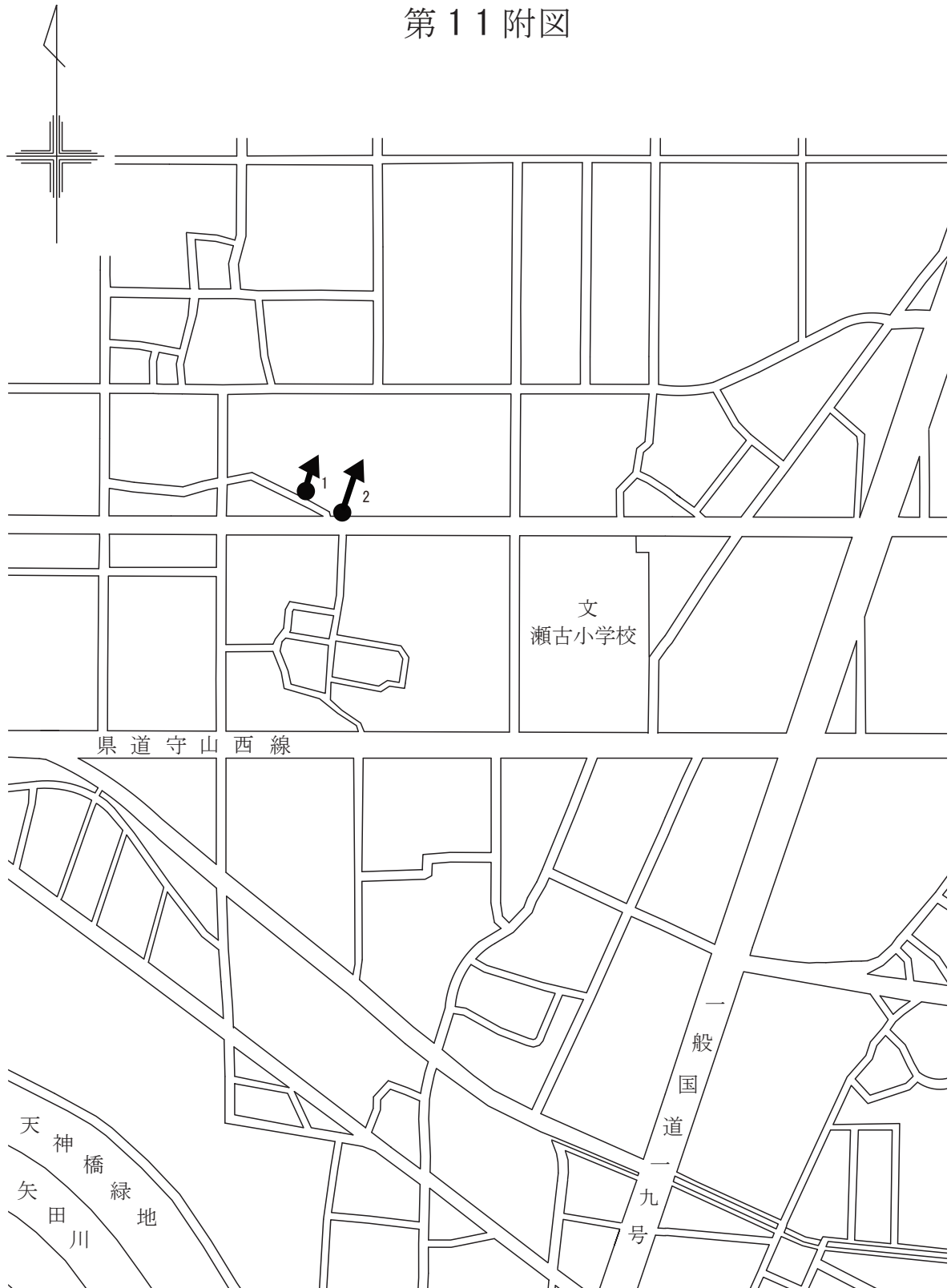
第10 附図




凡 例

 廃止する路線

第11 附図



凡例

 廃止する路線

名古屋市告示第193号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項及び第18条第2項の規定に基づき、令和5年3月29日から次のように自転車歩行者専用道路を指定し、道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年3月29日

名古屋市長 河村 たかし

自転車歩行者専用道路の指定及び道路の供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	区 間	摘 要
市道	1	上志段味自転車歩行者道第11号線	名古屋市守山区大字上志段味字所下1056番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字所下1071番地先まで	附 図
	2	上志段味自転車歩行者道第12号線	名古屋市守山区大字上志段味字所下1071番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字所下1060番地先まで	
	3	上志段味自転車歩行者道第13号線	名古屋市守山区大字上志段味字安川原7番の19地先から 名古屋市守山区大字上志段味字道光309番の1地先まで	
	4	上志段味自転車歩行者道第14号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根前579番の3地先から 名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1572番の1地先まで	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



名古屋市告示第 194号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 5年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

許可年月日及び 許可番号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住所及び氏名
令和 4年 8月10日 4指令住開指第39号	名古屋市中川区富田町 大字供米田字外河田 1290番 2	名古屋市東区矢田五丁目 9番59号 A L E X 201号 竹内美帆
令和 4年12月19日 4指令住開指第79号	名古屋市瑞穂区雁道町 三丁目12番	東京都杉並区西荻北二丁 目 1番11号 株式会社三栄建築設計 代表取締役 小池 学
令和 4年11月18日 4指令住開指第67号	名古屋市守山区西城二 丁目 908番	名古屋市中区栄四丁目 5 番 3号 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 林 知秀

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 195 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 5 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 定期検査を行う区域
中村区

- 2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

- 3 実施の期日及び場所

検 査 日	検 査 場 所
5 月 15 日（月）	中村スポーツセンター（駐車場）
5 月 25 日（木）	御田中学校（ランチルーム通用門： ランチルーム）
5 月 29 日（月）	六反コミュニティセンター（談話室）
6 月 7 日（水）	日比津小学校（東門：体育館）
6 月 9 日（金）	日吉小学校（東門：体育館）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その

所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 196号

都市景観保存樹の指定解除について

名古屋市都市景観条例（昭和59年名古屋市条例第17号）第24条第 4項の規定により、次の樹木について都市景観保存樹の指定を解除しました。

令和 5年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 名称

雨池のヤマザクラ

2 所在地

名古屋市守山区弁天が丘1861番地

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市告示第 197号

ささしまライブ24土地区画整理事業の事業計画の変更

名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第 9項の規定により、次のとおり公告します。

なお、施行地区及び設計の概要を表示する図書は、同条第13項において準用する同条第10項の規定により、この告示の日から換地処分公告の日まで、名古屋市中村区太閤一丁目19番 7号名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所において、午前 8時45分から午後 5時15分まで一般の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

令和 5年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施行者の名称

名古屋市

2 事業施行期間

（変更前）平成12年 3月30日から令和 8年 3月31日まで

（変更後）平成12年 3月30日から令和10年 3月31日まで

3 施行地区

名古屋市中村区運河町、下米野町 1丁目、下広井町 1丁目、平池町 4丁目、牧野町字六反田、名駅南一丁目、名駅南四丁目及び名駅南五丁目の各一部
名古屋市中川区西日置町字一畝町田、字上鵜垂、字北鵜垂及び字流の各全部

名古屋市中川区運河町、運河通 1丁目、月島町、西日置町字長島、福住町、名駅南四丁目及び名駅南五丁目の各一部

- 4 土地区画整理事業の名称
名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理事業
- 5 事務所の所在地
名古屋市中村区太閤一丁目19番 7号
- 6 事業計画決定の年月日
平成12年 3月30日
- 7 変更の年月日
令和 5年 3月29日

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部
ささしまライブ24総合整備事務所

名古屋市告示第 198号

指定介護予防支援事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第 115条の25第 2項の規定により、指定介護予防支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 5年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	届出受理 年月日	サービスの種類
社会福祉法人 名古屋市社会 福祉協議会	名古屋市北区 東部いきいき 支援センター	名古屋市北区平 安二丁目 1番10 号第 5水光ビル 2階	令和 5年 2月28日	介護予防支援事 業

名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

名古屋市告示第 199号

指定介護予防支援事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第 115条の22第 1項の規定により、指定介護予防支援事業者として、次のとおり指定しました。

令和 5年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月 日	サービスの種類
社会福祉法人 紫水会	名古屋市北区 東部いきいき 支援センター	名古屋市北区平 安二丁目 1番10 号第 5水光ビル 2階	令和 5年 4月 1日	介護予防支援事 業

名古屋市健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課

名古屋市告示第200号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和5年3月30日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更

道路の種類	整理符号	路線名	道路の区域			摘要	
			区間	変更の前後別	延長 キロメートル		幅員 メートル
県道	A	名古屋一宮線	名古屋市中村区太閤通6丁目36番地先から	前	0.522	8.20 ～ 14.40	第1図
			名古屋市中村区道下町2丁目52番地先まで	後	0.522	14.54	

2 道路の供用開始

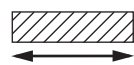
道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	桶狭間勅使線第8号	名古屋市長久区大根山一丁目501番地先から 名古屋市長久区大根山一丁目501番地先まで	第2図
	2	桶狭間勅使線第9号	名古屋市長久区文久山1番の21地先から 名古屋市長久区桶狭間神明1番地先まで	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1附図

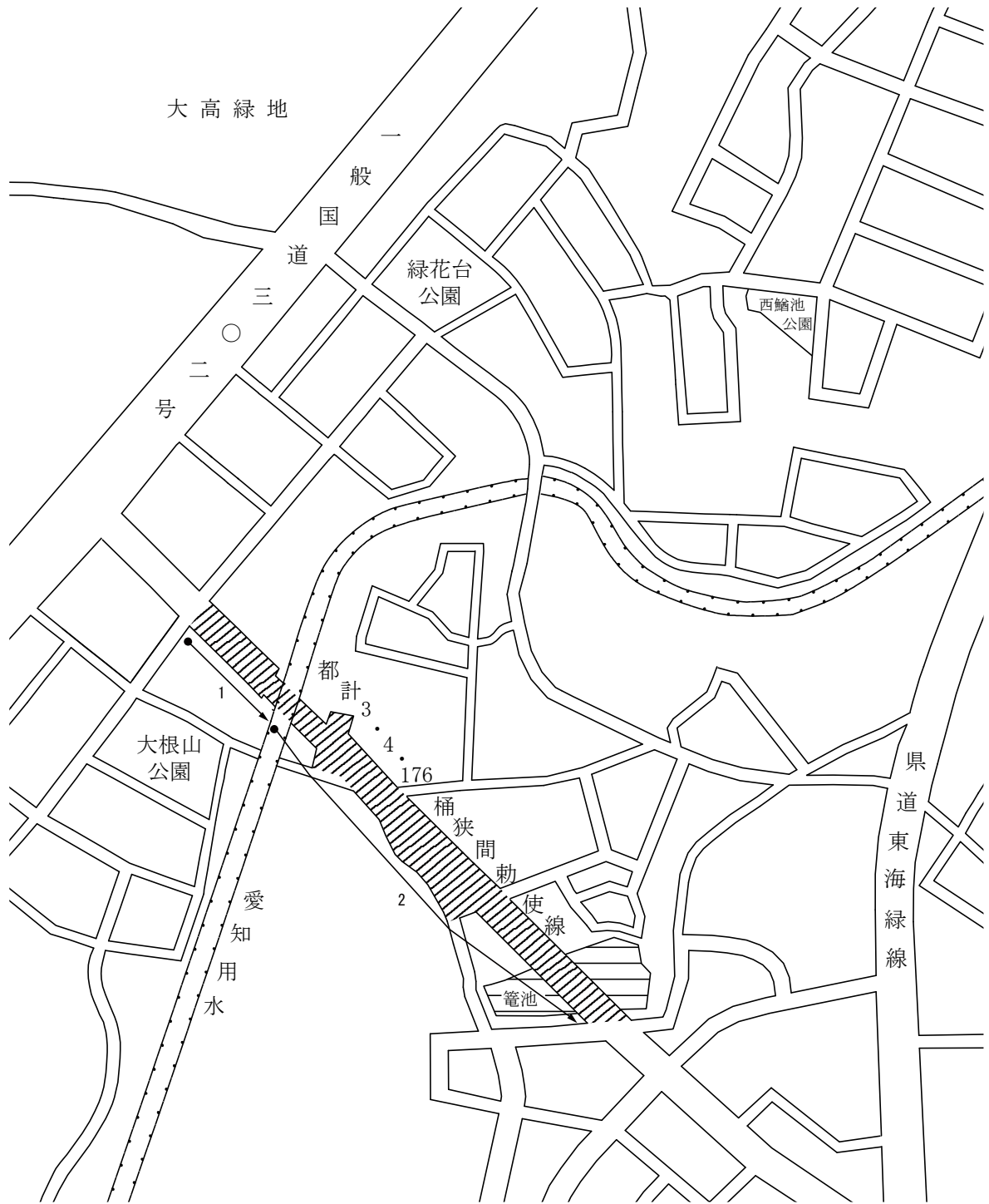


凡例

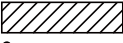



区域変更により道路の区域とする部分

第2附図



凡例

 道路の供用を開始する部分


名古屋市告示第 201号

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）の臨時開館について

名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則（平成19年名古屋市規則第85号）第2条第2項の規定により、次のとおり休館日に臨時に開館します。

令和 5年 3月30日

名古屋市長 河 村 たかし

1 臨時に開館する施設

名古屋市青少年交流プラザ（分館を除く。）

2 臨時に開館する日

令和 5年 7月18日（火）

令和 5年 7月24日（月）

令和 5年 7月31日（月）

令和 5年 8月14日（月）

令和 5年 8月21日（月）

令和 5年 8月28日（月）

令和 5年 9月19日（火）

令和 5年10月10日（火）

令和 6年 1月 9日（火）

令和 6年 2月13日（火）

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第 202 号

令和 5 年度一般廃棄物処理実施計画

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 5 年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定め、これを告示します。

令和 5 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 令和 5 年度一般廃棄物排出見込み

区 分	総 量
ごみ及び資源	752,613 t / 年
し尿及び浄化槽汚泥	30,851kl / 年

2 ごみ処理計画

(1) 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）推進

「名古屋市第 5 次一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3 R の取組を推進します。

ア 2 R（リデュース・リユース）の推進施策

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に定める発生抑制、再使用、再生利用、熱回収及び適正処分の優先順位に基づいて取組を進めます。

法整備による拡大生産者責任の強化を求めるため、引き続き国に対し法整備の働きかけを行うとともに、消費者の選択という行動を通し、製造業者や小売業者に働きかけ、2 R の取組を推進します。

(ア) 発生抑制の推進施策

協定方式による独自の「レジ袋有料化」を平成21年4月に全市拡大し、全国に先駆けて取組を進めてきました。令和2年7月から全国一律のレジ袋有料化が始まりましたが、これを受けてより一層レジ袋削減の取組を進めるとともに、レジ袋以外にもペットボトルを始めとした使い捨て飲料容器の削減を進めるため、マイボトル・マイカップの利用を促進するなど、市民の大量生産・大量消費型ライフスタイルの転換を促すための広報等を実施します。

また、近年世界的な問題となっているプラスチックごみによる海洋汚染を始め、気候変動問題、資源・廃棄物制約問題に対応するために策定した「プラスチック削減指針」に基づき、使い捨てプラスチック削減の広報等を実施します。

食品ロス削減の取組として、家庭での食材の使いきり・料理の食べきり・消費期限と賞味期限の正しい理解を広げるための広報や、消費しきれない食品の提供を呼びかける「フードドライブ」を推進するとともに、飲食店等の食品ロス削減に向けた「食べ残しゼロ協力店」登録制度を引き続き周知拡大します。

また、10月の食品ロス削減月間には、食品ロスに対する理解と関心を深めるための募集キャンペーン等を実施します。

さらに、生ごみの発生抑制の取組としては、生ごみの水切りを広く呼びかけるとともに、個人・地域での生ごみ堆肥化の取組を促進します。

(イ) 再使用の推進施策

インターネットオークション、フリマアプリ、リサイクルショップ等、民間のリユースの仕組みが広がりを見せていることを踏まえ、市民がリユース品をより身近に感じ利用が促進されるよう意識啓発に努めます。

また、リユース家具の展示・販売、アップサイクルなど、ものを長く大切に使う意識の醸成につながる講座の開催、リユース食器の貸出、地域におけるフリーマーケットの開催支援等、市民のリユースの取組

を支援するとともに普及・啓発に努め、「使い捨て型ライフスタイル」からの転換を図ります。

イ 分別・リサイクルの推進施策

さらなるごみ減量を推進するため、「分かりやすい・分けやすい分別区分の観点から、資源分別率が低迷している紙製容器包装と雑がみの一括収集を令和5年4月から開始します。

空きびん、空き缶、ペットボトル、紙製容器包装・雑がみのステーション収集を行うほか、プラスチック製容器包装の各戸収集や、ペットボトル、紙パック、小型家電、充電式家電、食用油、水銀使用製品（蛍光管及び水銀体温計・水銀温度計）の拠点回収を行います。

さらに、集団回収実施団体の登録制度を引き続き実施し、その回収活動の一層の活性化を図るとともに、集団資源回収の円滑な実施のために古紙の持ち去り防止の取組を進め、市民の自主的な資源化の取組を促進します。

ごみ減量の取組を着実に推進するため、家庭廃棄物については特に資源分別率が低下しているプラスチック製容器包装及び紙製容器包装並びに、資源分別率が1割程度にとどまっている衣類・布類及び雑がみを重点品目に、学生や外国人など市政の情報が伝わりにくい市民や、分別ルールが定着しにくい共同住宅の居住者等を重点対象に位置づけ、「ごみ減量・資源化ガイド」等を活用して効果的な広報・啓発を行います。

事業系一般廃棄物については、紙類と生ごみのさらなる資源化を進めるため、大規模事業所に対しては立入調査による指導を中心に、中小事業所に対してはテナントビルのオフィス・店舗等への個別啓発に取り組み、分別・リサイクルを推進します。

(2) ごみ処理計画

ア 収集・運搬計画

(ア) 家庭廃棄物

市は、次の区分に応じて家庭廃棄物を収集及び運搬するものとします。

古紙類（新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック等の資源化可能

な紙類)、空きびん類、衣類・布類及び金属類については、集団回収等の市民の自主的な取組により、資源化を図るものとします。

区 分	内 容
可燃ごみ	紙くず、 ^{ちゅうがい} 厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品（コンセントを使用する電気製品を除く。）、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（発火性危険物及び資源の項(1)から(6)までに該当するもの除く。)
発火性危険物	ヘアスプレー、殺虫剤、カセット式ガスボンベ等のスプレー缶類、使い捨てライター、加熱式たばこ・電子たばこ、固形燃料（缶入りのもの）等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの（電池類に該当するもの除く。)
不燃ごみ	ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品、焼却灰等の燃やすことができないごみ及びプラスチック製品のうちコンセントを使用する電気製品で、30センチメートル角以下のもの（発火性危険物及び資源の項(1)から(6)までに該当するものを除く。)
粗大ごみ	家具、電気製品、自転車、古材等の大型のごみで、30センチメートル角を超えるもの
蛍光管・水銀体温計等	水銀使用製品のうち、次に掲げるもの (1) 蛍光管 (2) 水銀体温計・水銀温度計
電池類	アルカリ・マンガン乾電池、リチウム電池、ボタン電池、小型充電式電池（モバイルバッテリー含む）
資 源	(1) 空きびん（飲食料用及び化粧品用に限る。） (2) 空き缶（飲食料用に限る。） (3) ペットボトル（ペットボトルマークのついた飲料、酒、みりん類、しょうゆ用、めんつゆ、酢、ノンオイルドレッシング等に使われたものに限る。） (4) 紙パック（原材料にアルミニウムを使用していないものに限る。） (5) プラスチック製容器包装 (6) 紙製容器包装・雑がみ (7) 小型家電（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）の対象品目の

	<p>うち縦15センチメートル、横40センチメートル、奥行25センチメートル以下のもの)</p> <p>(8) 充電式家電（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の対象品目のうち充電式電池を使用した小型家電より大型のもの)</p> <p>(9) 食用油（植物性油に限る。）</p>
環境美化ごみ	<p>環境美化上収集が必要なごみで、次に掲げるもの</p> <p>(1) 町美運動により排出されるごみ</p> <p>(2) ボランティア袋の配付対象活動により排出されるごみ</p> <p>(3) 路上等で死んでいる所有者がいない犬・猫等の死体</p> <p>(4) 自治会、町内会、保健環境委員会、老人会、子ども会、地域女性会、消防団等の地域住民が主催する無料で参加できる行事の開催に伴い排出されるごみ</p> <p>(5) 不法投棄によりやむを得ず収集するごみ</p>

このほか、排出者自ら処理施設に搬入すること（以下「自己搬入」という。）ができるものとします。

また、引越し・遺品整理等に伴い多量に発生するごみ及び屋内からの運び出しが伴うごみ（以下「一時多量ごみ等」という。）については、市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）に、収集及び運搬を委託できるものとします。

(イ) 事業系一般廃棄物

a 事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自ら適正に処理することができない場合は、自己搬入又は許可業者に、次の区分に応じて収集及び運搬を委託するものとします。

病院等から排出される感染性一般廃棄物については、感染性産業廃棄物と併せて産業廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとします。

研究機関等の実験に伴って生じた実験動物の死体等については、市外の一般廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとします。

古紙類等の資源化可能なものについては、資源化事業者に引き渡すなどして資源化するものとします。

区 分	内 容
可 燃 ご み	紙くず、 ^{ちゅうかい} 厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品（コンセントを使用する電気製品を除く。）、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（古紙類等の資源化可能なもの及び発火性危険物を除く。また、プラスチック製品、皮革くず、ゴムくずについては、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。）
発 火 性 危 険 物	使い捨てライター、固形燃料（缶入りのもの）、リチウム電池（充電できないもの）、加熱式たばこ・電子たばこ等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの（スプレー缶類を除く。また、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。）
不 燃 ご み	(1) ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品等の燃やすことができないごみ及びプラスチック製品のうちコンセントを使用する電気製品で30センチメートル角以下のもの（空きびん、空き缶等の資源化可能なもの、発火性危険物、スプレー缶類及び蛍光管・水銀体温計等を除く。また、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。） (2) 木製家具等の木くず又はふとん、畳等の繊維くずで30センチメートル角を超えるもの
食 品 廃 棄 物 等	残飯・野菜くずなどの ^{ちゅうかい} 厨芥類等
剪 定 枝 葉 ・ 芝 草 等	^{せん} 剪定枝・刈草・落葉等

- b スプレー缶類、蛍光管・水銀体温計等、空きびん、空き缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装・雑がみ及び小型家電については、市に収集、運搬及び処分を委託することができるものとします。ただし、その性状が家庭廃棄物と同等のものに限り、蛍光管・水銀体温計等及び小型家電については発生量が家庭廃棄物と同等、その他の品目については品目別の発生量が1収集日に

つき45リットル（スプレー缶類は1週間につき20リットル）の指定袋1袋相当を限度とします。

(ウ) 動物の死体

家庭等で飼われていた犬・猫等の死体を一般廃棄物として処理する場合は、排出者が市の指示する場所に搬入したものを市が処分する又は市が収集、運搬及び処分することとします。

(エ) 本市が収集しない一般廃棄物

区 分	内 容
排出禁止物	<ul style="list-style-type: none"> (1) 水銀、硫酸、塩酸、農薬、劇薬、毒性の強い薬品等の有害性のあるもの (2) ガスボンベ、火薬、発煙物等の危険性のあるもの (3) シンナー、ベンジン、ガソリン等の引火性の強いもの (4) 著しく悪臭を発するもの (5) 液状のもの (6) 土砂、ガレキ、鉄塊、鋼製のロープ、自動車用タイヤ、自動二輪車、原動機付自転車、FRP船、消火器、自動車用鉛蓄電池、大型耐火金庫、大型モーター、ピアノ、FRP浴槽、大型電気温水器、自動車等の収集若しくは処理が著しく困難であるもの又は市の処理施設の機能に支障が生ずるもの (7) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器 (8) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータ（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第5条第1項の規定に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を目的として収集するものを除く。）
その他収集しないごみ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 火災ごみ (2) 工作物の除去に伴って排出された廃木材

(オ) 収集・運搬計画

区 分		収集・運搬主体	収集区域	収集回数	収集方法	運搬先 (注6)	年間量	
市収集 (注1)	可燃ごみ (注2)	市	全市域	週2回	指定袋による原則各戸収集	焼却・熔融施設	373,735 t	
	不燃ごみ			破碎施設		17,269 t		
	粗大ごみ			月1回	事前申込制による原則各戸収集	破碎施設	9,705 t	
	蛍光管・水銀体温計等			随時	拠点回収	△資源化施設	112 t	
	電池類			週1回	透明・半透明袋による原則各戸収集	△資源化施設	355 t	
	環境美化ごみ			随時		破碎施設 埋立処分場	1,317 t 7 t	
	資源			空きびん	週1回	収集容器によるステーション収集	選別施設 一時保管施設	3,670 t 10,141 t
				空き缶		指定袋（一部区は収集容器）によるステーション収集	○選別等施設 一時保管施設	1,434 t 1,643 t
				ペットボトル	週1回	指定袋によるステーション収集	○選別・保管施設	9,844 t
				紙パック	週2回	拠点回収		
				紙製容器包装・雑がみ	週1回	指定袋によるステーション収集	△選別・保管施設	10,529 t
				プラスチック製容器包装		指定袋による原則各戸収集	△選別・保管施設	26,926 t
				小型家電・充電式家電	随時	拠点回収	—	307 t
				食用油			—	62 t
許可業者収集	可燃ごみ (注2)	許可業者	随時	指定袋による収集(注5)	焼却・熔融施設	158,980 t		
	不燃ごみ				破碎施設 埋立処分場	2,726 t 37 t		
	実験動物の死体等				△焼却施設	12 t		
	食品廃棄物等 (注3)				△資源化施設	25,070 t		

自己搬入	可燃ごみ	排出者				焼却・溶融施設	59,750 t
	不燃ごみ					破碎施設	5,905 t
	せん 剪定枝葉・芝 草等（注4）					埋立処分場	3,722 t
						△資源化施設	29,324 t

（注1）ごみ及び資源の排出（環境美化ごみ及び収集方法が拠点回収を除く。）については、収集日当日の朝、8時（中区は7時（粗大ごみは除く。））までに排出することとします。

発火性危険物を排出する場合は、指定袋の代わりに、透明・半透明の袋も使用できます。

資源を排出する場合は、当分の間、指定袋の代わりに、透明・半透明の袋も使用できます。

（注2）発火性危険物を含みます。

（注3）一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

（注4）一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

（注5）一時多量ごみ等は除きます。

（注6）運搬先の欄中○の付いている施設は市及び民間の施設を、△の付いている施設は民間の施設を、その他の施設は市の施設を表します。

小型家電、充電式家電及び食用油については、回収拠点で直接、資源化事業者引き渡します。

イ 中間処理計画

(ア) 焼却・溶融処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	可燃ごみ	市	372,841 t
	発火性危険物 (使い捨てライター等)		155 t
許可業者収集	可燃ごみ		158,980 t
自 己 搬 入	可燃ごみ		59,750 t
	不燃ごみ	37 t	

焼却処理後	焼却灰	20,500 t
破碎処理後	破碎残渣	34,063 t

(イ) 破碎処理計画

区 分		処理主体	年 間 処 理 量
市 収 集	不燃ごみ	市	17,269 t
	粗大ごみ		9,705 t
	環境美化ごみ		1,317 t
許 可 業 者 収 集	不燃ごみ		2,726 t
自 己 搬 入	不燃ごみ		5,869 t

(ウ) 選別等処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	発火性危険物	市	638 t
	空きびん		13,811 t
	空き缶		3,077 t
	ペットボトル		9,844 t
	紙パック		31 t
	紙製容器包装・雑がみ		10,529 t
	プラスチック製容器包装		26,926 t
	蛍光管・水銀体温計等		112 t
	電池類		355 t

ウ 最終処分計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	環境美化ごみ	市	7 t
許 可 業 者 収 集	不燃ごみ		37 t

自己搬入	不燃ごみ	3,605 t
焼却・溶融処理後	焼却灰	12,221 t
	溶融飛灰	5,542 t
破砕処理後	破砕不燃物	1,180 t

エ 資源化計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	発火性危険物（スプレー缶類等）	市	483 t
	空きびん		13,611 t
	空き缶		2,892 t
	ペットボトル（キャップ含む）		7,887 t
	紙パック		29 t
	紙製容器包装・雑がみ（その他古紙含む）		10,253 t
	プラスチック製容器包装		22,935 t
	小型家電・充電式家電		307 t
	食用油		62 t
	紙回収		259 t
	蛍光管・水銀体温計等		112 t
	電池類		355 t
許可業者収集 （注1）	食品廃棄物等	許可業者	25,070 t
自己搬入 （注2）	剪定枝葉・芝草等		29,324 t
焼 却 ・ 溶 融 処 理 後	焼却灰	市	8,000 t
	溶融スラグ		41,745 t
	溶融メタル		6,452 t

	溶融飛灰	5,548 t
破 碎 処 理 後	金属回収	1,642 t

(注1) 一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(注2) 一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(3) 施設の概要

ア 本市が設置する施設の概要

(ア) 焼却・溶融施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
猪子石工場	名古屋市千種区香流橋一丁目101番	ストーカ式	600 t / 24 h
富田工場	名古屋市中川区吉津四丁目3208番地	ストーカ式	450 t / 24 h
五条川工場	愛知県あま市中萱津奥野	ストーカ式	560 t / 24 h
鳴海工場	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	シャフト炉式 ガス化溶融炉	530 t / 24 h
北名古屋工場	愛知県北名古屋市二子四反地15番地1	シャフト炉式 ガス化溶融炉	660 t / 24 h

(イ) 破碎施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
大江破碎工場	名古屋市港区本星崎町字南4047番地の13	横型回転式 破 碎 機	400 t / 5 h
愛岐処分場 小規模破碎施設	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	2軸せん断式 回転破碎機	20 t / 5 h
北名古屋工場	愛知県北名古屋市二子四反地15番地1	2軸せん断式 回転破碎機	50 t / 5 h

(ウ) 埋立処分場

名 称	所 在 地	埋立面積	埋立容量
-----	-------	------	------

愛岐処分場	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	252,590m ²	4,440,000m ³
第二処分場	名古屋市港区潮風町67番地	11,300m ²	96,000m ³

(エ) 選別・保管施設

名称	所在地	設備規模
西資源センター	名古屋市西区新木町61番地及び十方町36番地の2	空きびん 30 t / 日 空き缶 15 t / 日 ペットボトル 4 t / 日
港資源選別センター	名古屋市港区正徳町6丁目69番地の1	空きびん 20 t / 日 空き缶 10 t / 日
南リサイクルプラザ	名古屋市南区元塩町6丁目8番地の5	空きびん 23 t / 日 空き缶 13 t / 日 ペットボトル 9 t / 日 紙パック 2 t / 日

(オ) 保管施設

名称	所在地	設備規模
鳴海工場内保管施設	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	空きびん 22 t / 日 空き缶 6 t / 日

イ 処理計画にかかる本市以外の者が設置する処理施設の概要

(ア) 焼却灰資源化施設

名称	設置場所	区分
中部リサイクル株式会社	名古屋市港区昭和町18番41、42、43、48、49	焼却灰・溶融飛灰
太平洋セメント株式会社	三重県いなべ市藤原町東禅寺1361番地の1	焼却灰
三重中央開発株式会社	三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地	
三池製錬株式会社	福岡県大牟田市新開町2番地1	溶融飛灰

メルテック株式会社	神奈川県横須賀市長坂二丁目2番1号
	栃木県小山市大字梁2333番地29

(イ) 食品廃棄物等資源化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部有機リサイクル株式会社	名古屋市守山区花咲台二丁目1102番	食品廃棄物等
株式会社ケミカルフォース	名古屋市港区潮見町37番10	
双葉興業株式会社	愛知県北名古屋市六ツ師大島131番地1	
オオブユニティ株式会社	愛知県大府市横根町惣作236番1、240番1、240番6、243番1	
株式会社大栄工業	三重県伊賀市真泥字東山5024番地の4 外3筆	
株式会社エイゼン	愛知県半田市鶉ノ池町104番8	
株式会社バイオクラシックス半田	愛知県半田市松堀町60番1	
株式会社小栴屋	愛知県海部郡飛島村木場二丁目80番	

(ウ) 破砕施設

名 称	設 置 場 所	区 分
名古屋港木材倉庫株式会社	名古屋市南区加福町2丁目2番	剪定枝葉・芝草等

(エ) 焼却施設

名 称	設 置 場 所	区 分
-----	---------	-----

株式会社 海部清掃	愛知県あま市西今宿平割二 6番地	使い捨てライター等
株式会社 美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾 1195番地の1	実験動物の死体等

(オ) その他（選別・圧縮・梱包・保管等）施設

名称	設置場所	区分
コスモリサイクル株式会社	愛知県稲沢市福島町沢西95番地の1	発火性危険物及び空き缶
株式会社 ヤマショー金属	愛知県弥富市楠一丁目8番	発火性危険物
永一産商 株式会社	愛知県海部郡飛島村木場 2丁目106番地	蛍光管・水銀体温計等
野村興産 株式会社	大阪府大阪市西淀川区中島 2丁目4番143号 北海道北見市留辺蘂町富士 見217番地1	
永一産商 株式会社	愛知県海部郡飛島村木場 2丁目106番地	電池類
野村興産 株式会社	北海道北見市留辺蘂町富士 見217番地1	
有限会社 サイテック	愛知県北名古屋市鍛冶ケ一 色字襟44番地の2	空きびん
循環資源 株式会社	愛知県豊田市貝津町西向畑 7番24号	
株式会社中西	愛知県豊明市栄町高根103 番地	
大成金属 株式会社	名古屋市南区忠次一丁目8 番15号	空き缶

株式会社 石川マテリアル	名古屋市緑区鳴海町字杜若 20番地	
朝日金属 株式会社	名古屋市北区六が池町 555 番地	
神鋼環境メンテ ナンス株式会社	名古屋市港区昭和町13番地	プラスチック製容器 包装
東海資源 株式会社	名古屋市西区見寄町44番地	ペットボトル
株式会社宮崎	名古屋市港区十一屋二丁目 53番地	
株式会社 オノセイ	名古屋市南区弥次エ町 2 丁 目31番地の 1	
大幸商事 株式会社	名古屋市守山区太田井 3 番 5 号	ペットボトル及び紙 製容器包装・雑がみ
株式会社宮崎	名古屋市港区十一屋二丁目 10番地	紙製容器包装・雑が み
	愛知県清須市西堀江2460番 地	
株式会社 藤川紙業	名古屋市昭和区福江二丁目 11番25号	
リメイキング 株式会社	名古屋市南区元塩町 6 丁目 16番 1	

(カ) 埋立処分場

名 称	設 置 場 所	区 分
衣浦港 3 号地廃 棄物最終処分場	愛知県知多郡武豊町字三号 地 1 番地	焼却灰等

3 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 処分計画及び担当事業所

ア 収集・運搬及び処分計画

区 分	収 集 ・ 運 搬					処 分
	主 体	収集区域	収集回数	収集方法	年 間 量	
し 尿	市	全市域	月2回 程 度	各戸収集	8,674kl	下 水 道 投 入
浄化槽 汚 泥	許可業者		随 時		22,177kl	

(注) ディスポーザ排水処理システム（生ごみを粉砕し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体）の排水処理槽の清掃に伴って生じた汚泥は、浄化槽汚泥とみなします。

イ 収集担当事業所

収集担当事業所	収 集 担 当 区
北 環 境 事 業 所	千種、東、北、西、中、守山及び名東
中 川 環 境 事 業 所	中村、熱田、中川及び港
緑 環 境 事 業 所	昭和、瑞穂、南、緑及び天白

(2) 施設の概要

名称	所 在 地	対 象 廃棄物	設備能力	前処理後の 処分方法
下飯田 作業場	名古屋市北区辻本通1丁目 39番地	し 尿	150kl/日	下 水 道 投 入
内田橋 作業場	名古屋市熱田区伝馬二丁目 32番10号		150kl/日	
港 作業場	名古屋市港区竜宮町21番地	し尿・ 浄化槽 汚 泥	200kl/日	

4 参考

(1) 一般廃棄物の市内民間施設での処理（本市委託を除く）

区 分	処理方法	年 間 量	
		市内発生	市外発生

許可業者 収 集	食品廃棄物等 (注1)	飼料化	4,473 t	1,889 t
		堆肥化	14,389 t	757 t
自己搬入	焼却灰等	溶 融	/	20,113 t
	プラスチック製 容器包装	圧縮梱包		653 t
	剪定枝葉・芝草等 (注2)	破 碎	29,324 t	76 t

(注1) 一部、自己搬入、他市町村長の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集・運搬及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(注2) 一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(2) 市内で発生した一般廃棄物の市外民間施設での処理

区 分		処理方法	年 間 量
市 収 集	発火性危険物	選別等	638 t
	空きびん		10,142 t
	空き缶		563 t
	紙製容器包装・雑がみ		1,841 t
	蛍光管・水銀体温計等		112 t
	電池類		355 t
市収集・自己搬入	使い捨てライター等	焼 却	192 t
許可業者収集	実験動物の死体等	焼 却	12 t
	食品廃棄物等 (注)	資源化	6,208 t
焼却・溶融処理後	焼却灰等	埋 立	12,500 t
		資源化	8,439 t

(注) 一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(3) 市外で発生した一般廃棄物の中間処理物の本市処理施設での最終処分

区 分		処理方法	年 間 量
多 治 見 市	溶融飛灰等	埋 立	1,100 t

名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室

名古屋市告示第 203号

有松土地区画整理事業の事業計画の変更

名古屋都市計画事業有松土地区画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第 9項の規定により、次のとおり公告します。

令和 5年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施行者の名称

名古屋市

2 事業施行期間

（変更前）平成 2年12月 4日から令和 5年 3月31日まで

（変更後）平成 2年12月 4日から令和 8年 3月31日まで

3 施行地区

名古屋市緑区有松町大字有松字往還北、字往還南、字橋東北、字橋東南及び字長坂南並びに大字桶狭間字高根並びに鳴海町字有松裏及び字米塚の各一部

4 土地区画整理事業の名称

名古屋都市計画事業有松土地区画整理事業

5 事務所の所在地

名古屋市中区金山二丁目15番16号

6 事業計画決定の年月日

平成 2年12月 4日

7 変更の年月日

令和 5年 3月31日

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市達第 2号

庁 中 一 般
区 役 所

名古屋市ホームレス援護施策推進本部規程（平成13年名古屋市達第33号）の一部を次のように改正する。

令和 5年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後																
<p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="280 1122 395 1294"> 本部員 (略) 〃 (略) </td> <td data-bbox="395 1122 790 1294"> (略) <u>消防長</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1294 395 1467"> 幹事 (略) 〃 </td> <td data-bbox="395 1294 790 1467"> (略) 健康福祉局生活福祉部保護課長 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1467 395 1556"> 〃 (略) </td> <td data-bbox="395 1467 790 1556"> <u>健康福祉局生活福祉部主幹 (厚生院に係る総合調整)</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1556 395 1684"> 〃 (略) </td> <td data-bbox="395 1556 790 1684"> 緑政土木局<u>企画経理課長</u> </td> </tr> </table>	本部員 (略) 〃 (略)	(略) <u>消防長</u>	幹事 (略) 〃	(略) 健康福祉局生活福祉部保護課長	〃 (略)	<u>健康福祉局生活福祉部主幹 (厚生院に係る総合調整)</u>	〃 (略)	緑政土木局 <u>企画経理課長</u>	<p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="858 1122 973 1294"> 本部員 (略) 〃 (略) </td> <td data-bbox="973 1122 1367 1294"> (略) <u>消防局長</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 1294 973 1467"> 幹事 (略) 〃 </td> <td data-bbox="973 1294 1367 1467"> (略) 健康福祉局生活福祉部保護課長 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 1467 973 1556"> (略) </td> <td data-bbox="973 1467 1367 1556"> (略) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 1556 973 1684"> 〃 (略) </td> <td data-bbox="973 1556 1367 1684"> 緑政土木局<u>主幹（企画）</u> </td> </tr> </table>	本部員 (略) 〃 (略)	(略) <u>消防局長</u>	幹事 (略) 〃	(略) 健康福祉局生活福祉部保護課長	(略)	(略)	〃 (略)	緑政土木局 <u>主幹（企画）</u>
本部員 (略) 〃 (略)	(略) <u>消防長</u>																
幹事 (略) 〃	(略) 健康福祉局生活福祉部保護課長																
〃 (略)	<u>健康福祉局生活福祉部主幹 (厚生院に係る総合調整)</u>																
〃 (略)	緑政土木局 <u>企画経理課長</u>																
本部員 (略) 〃 (略)	(略) <u>消防局長</u>																
幹事 (略) 〃	(略) 健康福祉局生活福祉部保護課長																
(略)	(略)																
〃 (略)	緑政土木局 <u>主幹（企画）</u>																

附 則

この達は、令和 5年 4月 1日から施行する。

名古屋市達第 3号

庁 中 一 般
精神保健福祉センター

名古屋市自殺対策推進本部規程（平成19年名古屋市達第47号）の一部を次のように改正する。

令和 5年 3月27日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後								
<p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="280 1122 395 1294"> 本部員 (略) 〃 (略) </td> <td data-bbox="395 1122 788 1294"> (略) <u>消防長</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 1294 395 1637"> 幹事 (略) 〃 (略) </td> <td data-bbox="395 1294 788 1637"> (略) 教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援室長 教育委員会事務局新しい学校づくり推進部主幹（教育相談体制） </td> </tr> </table>	本部員 (略) 〃 (略)	(略) <u>消防長</u>	幹事 (略) 〃 (略)	(略) 教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援室長 教育委員会事務局新しい学校づくり推進部主幹（教育相談体制）	<p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="858 1122 973 1294"> 本部員 (略) 〃 (略) </td> <td data-bbox="973 1122 1366 1294"> (略) <u>消防局長</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 1294 973 1637"> 幹事 (略) 〃 (略) </td> <td data-bbox="973 1294 1366 1637"> (略) 教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援室長 <u>教育委員会事務局新しい学校づくり推進部主幹（教育相談体制）</u> </td> </tr> </table>	本部員 (略) 〃 (略)	(略) <u>消防局長</u>	幹事 (略) 〃 (略)	(略) 教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援室長 <u>教育委員会事務局新しい学校づくり推進部主幹（教育相談体制）</u>
本部員 (略) 〃 (略)	(略) <u>消防長</u>								
幹事 (略) 〃 (略)	(略) 教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援室長 教育委員会事務局新しい学校づくり推進部主幹（教育相談体制）								
本部員 (略) 〃 (略)	(略) <u>消防局長</u>								
幹事 (略) 〃 (略)	(略) 教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援室長 <u>教育委員会事務局新しい学校づくり推進部主幹（教育相談体制）</u>								

附 則

この達は、令和 5年 4月 1日から施行する。

名古屋市達第 4 号

庁 中 一 般
各 公 所

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>第 1 条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>防災危機管理局 （略） 危機対策室 （略） 主 査（情報・啓発） （1）～（6）（略） （略） 地域防災室 地域防災係 （1）～（4）（略）</p> <p>（5）（略） （略） 総 務 局 総 務 課 庶 務 係 （1）～（6）（略） （7）<u>他局室部課公所係</u>の主管に属しない</p>	<p>第 1 条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>防災危機管理局 （略） 危機対策室 （略） 主 査（情報・啓発）<u>（2）</u> （1）～（6）（略） （略） 地域防災室 地域防災係 （1）～（4）（略） <u>（5）災害救助地区本部の運営に関するこ</u> <u>と。</u> <u>（6）</u>（略） （略） 総 務 局 総 務 課 庶 務 係 （1）～（6）（略） （7）<u>局内他部課室公所係</u>の主管に属しな</p>

こと。

(略)

行 政 部

(略)

デジタル改革推進課

デジタル改革推進係

(1) (略)

(2) デジタルトランスフォーメーション
の推進に関すること。

(3)～(6) (略)

主 査 (デジタルトランスフ
ォーメーションの推
進) (3)

(1) 局長の指定するデジタルトランスフ
ォーメーションの推進に関すること。

(2) (略)

(略)

職 員 部

人 事 課

調 査 係

(1) 人事制度の調査研究に関すること
(給与課の主管に属するものを除
く。)。

(2)・(3) (略)

(4) 中高年職員の能力開発に関すること
(人材育成・コンプライアンス推進室
の主管に属するものを除く。)。

(5) (略)

主 査 (定年延長に係る任用
制度等)

(1) 職員の定年延長に係る任用制度等に
関すること。

主 査 (職員情報システムの
再構築・人事事務改
善)

(1)・(2) (略)

(略)

人 事 係

(略)

いこと。

(略)

行政DX推進部

(略)

デジタル改革推進課

デジタル改革推進係

(1) (略)

(2) DXの推進に関すること。

(3)～(6) (略)

主 査 (DXの推進) (6)

(1) 局長の指定するDXの推進に関する
こと。

(2) (略)

(略)

職 員 部

人 事 課

調 査 係

(1) 人事制度の調査研究に関すること。

(2)・(3) (略)

(4) 中高年職員の能力開発に関すること
(人材育成係の主管に属するものを除
く。)。

(5) (略)

主 査 (定年延長に係る調
整)

(1) 職員の定年延長に係る調整に関する
こと。

主 査 (職員情報システムの
再構築・人事事務改
善) (2)

(1)・(2) (略)

(略)

人 事 係

(略)

主 査（人事等）
(1)～(4) (略)

人材育成・コンプライアンス推進室
推 進 係

- (1) 人材育成の総合的な企画及び推進に
関すること。
- (2) 職員の研修その他の能力開発に関す
ること。
- (3)～(5) (略)
- (6) 職員の服務に関すること（人事課の
主管に属するものを除く。）。
- (7) 市民サービス改善及び業務改善に関
すること。
- (8)～(10) (略)

主 査（人材育成）

- (1) 局長の指定する人材育成の総合的な
企画及び推進に関すること。
- (2) 局長の指定する職員の研修その他の
能力開発に関すること。
- (3) 局長の指定する市民サービス改善及
び業務改善に関すること。

(略)

給 与 課

(略)

主 査（職員情報システムの
再構築・給与事務改
善）

- (1)・(2) (略)
- (略)

主 査（定年延長に係る給与
制度等）

- (1) 職員の定年延長に係る給与制度等に

主 査（人事等）
(1)～(4) (略)

主 査（人事制度等に係る特
命事項の処理）

- (1) 局長の指定する人事制度等に係る特
命事項の処理に関すること。
- 人材育成係
- (1) 人材育成の総合的な企画及び推進に
関すること。
- (2) 職員の研修その他の能力開発に関す
ること。
- (3) 市民サービス改善及び業務改善に関
すること。

コンプライアンス推進室

推 進 係

- (1)～(3) (略)
- (4) 職員の服務に関すること。

- (5)～(7) (略)

(略)

給 与 課

(略)

主 査（職員情報システムの
再構築・給与事務改
善）(2)

- (1)・(2) (略)
- (略)

関すること。

(略)

総合調整部

(略)

アジア・アジアパラ競技大会推進室
推進係

(略)

主 査 (事業調整)

(1)・(2) (略)

主 査 (アジア・アジアパラ
競技大会に係る連絡
調整) (11)

(1)・(2) (略)

(略)

市立大学部

市立大学室

主 査 (市立大学) (2)

(1)～(3) (略)

財 政 局

総 務 課

庶 務 係

(1)～(7) (略)

(8) 局内他部課室係の主管に属しないこ
と。

(略)

財 政 部

財 政 課

財政調査係

(1)～(3) (略)

(4) 部内他課室係の主管に属しないこ
と。

(略)

総合調整部

(略)

アジア・アジアパラ競技大会推進室
推進係

(略)

主 査 (事業調整)

(1) アジア・アジアパラ競技大会の開催
都市業務に関すること。

(2)・(3) (略)

主 査 (アジア・アジアパラ
競技大会に係る連絡
調整) (14)

(1)・(2) (略)

主 査 (アジア・アジアパラ
競技大会の推進に係
る特命事項の処理)

(1) 局長の指定するアジア・アジアパラ
競技大会の推進に係る特命事項の処理
に関すること。

(略)

市立大学部

市立大学室

主 査 (市立大学) (2)

(1)～(3) (略)

主 査 (市立大学に係る特命
事項の処理)

(1) 市立大学に係る特命事項の処理に関
すること。

財 政 局

総 務 課

庶 務 係

(1)～(7) (略)

(8) 局内他部課公所係の主管に属しないこ
と。

(略)

財 政 部

財 政 課

財政調査係

(1)～(3) (略)

(4) 部内他課係の主管に属しないこと。

(略)

資 金 課
資 金 係

(1)～(4) (略)

(5)・(6) (略)

(7) 歳入の確保に係る特命事項の処理に
関すること。

(8) (略)

(略)

資産経営戦略室
総 括 係

(1) 公有財産の総合調整及びアセットマ
ネジメントの推進（他係の主管に属す
るものを除く。）に関すること。

(2) (略)

(3)～(8) (略)

(9) 公有財産台帳の整備に関すること。

(10) 公有財産の総合評価に関するこ
と。

(11) 固定資産台帳の整備に係る連絡調
整に関すること。

(12)・(13) (略)

(14) 土地開発公社に関すること。

(15) 他係の主管に属しないこと。

主 査 (用地)

(1)～(6) (略)

(7) 公有財産台帳の整備に関すること。

(8) 固定資産台帳の整備に係る連絡調整
に関すること。

(9) 土地開発公社に関すること。

(略)

資 金 課
資 金 係

(1)～(4) (略)

(5) 歳入の確保に係る特命事項の処理に
関すること。

(6)・(7) (略)

(8) (略)

(略)

財産管理課
財産管理係

(1) 公有財産の総括に関すること。

(2) 公有財産台帳の整備に関すること。

(3) 公有財産の総合評価に関すること。

(4) 固定資産台帳の整備に係る連絡調整
に関すること。

(5) (略)

(6) 市有地の売払い及び貸付けに係る入
札事務に関すること。

(7)～(12) (略)

(13)・(14) (略)

主 査 (用地)

(1) 公有財産台帳の整備に関すること。

(2) 固定資産台帳の整備に係る連絡調整
に関すること。

(3) 市有地の売払い及び貸付けに係る入
札事務に関すること。

(4)～(9) (略)

(10) 局長の指定する資産経営の推進に関すること。

再編整備事業推進係

(1) アセットマネジメントの推進に係る企画及び総合調整に関すること。

(2) アセットマネジメントの推進に係る技術上の調査及び指導に関すること。

(3) 市設建築物再編整備事業の推進に関すること。

(4) 局長の指定する資産経営の推進に関すること。

主 査（資産経営に係る企画調整）(2)

(1) アセットマネジメントの推進に係る企画及び総合調整に関すること。

(2) 局長の指定する資産経営の推進に関すること。

主 査（再編整備事業推進）

(1) 市設建築物再編整備事業の推進に関すること。

(2) アセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理に関すること。

(3) 局長の指定する資産経営の推進に関すること。

活用促進係

(1) 公有財産管理事務の企画及び指導並びに改善に関すること。

(2) 公有財産の調査に関すること。

(3) 市有地の売払い及び貸付けに係る企画及び調整に関すること。

(4) 公有財産の活用における民間事業者等との連携に係る調整に関すること。

(5) 保有資産の有効活用に係る企画及び調整に関すること。

(6) 公有財産運用協議会に関すること。

(7) 局長の指定する資産経営の推進に関すること。

資産経営課

資産経営係

(1) アセットマネジメントの推進に係る企画及び総合調整に関すること。

(2) アセットマネジメントの推進に係る技術上の調査及び指導に関すること。

(略)

税 務 部

税 制 課

税 務 係

(1)～(10) (略)

(11) 子育て世帯への臨時特別給付に係る調整に関すること。

(12) 子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る調整に関すること。

(13) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に係る調整に関すること。

(14) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給に係る調整に関すること。

(15) (略)

主 査 (子育て世帯への臨時特別給付等に係る調整)

(1) 子育て世帯への臨時特別給付に係る

(3) 市設建築物再編整備事業の推進に関すること。

(4) 公有財産事務に係る指導及び改善に関すること。

(5) 局長の指定する資産経営の推進に関すること。

(6) 他係の主管に属しないこと。

主 査 (資産経営) (3)

(1) アセットマネジメントの推進に係る企画及び総合調整に関すること。

(2) 市設建築物再編整備事業の推進に関すること。

(3) 局長の指定する資産経営の推進に関すること。

資産活用係

(1) 保有資産の有効活用に係る企画及び調整に関すること。

(2) 公有財産の活用における民間事業者等との連携に係る調整に関すること。

(3) 公有財産の調査に関すること。

(4) 公有財産運用協議会に関すること。

(5) 局長の指定する資産経営の推進に関すること。

(略)

税 務 部

税 制 課

税 務 係

(1)～(10) (略)

(11) (略)

調整に関すること。

(2) 子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る調整に関すること。

主 査（住民税非課税世帯等
に対する臨時特別給
付金の支給に係る調
整）(3)

(1) 住民税非課税世帯等に対する臨時特
別給付金の支給に係る調整に関するこ
と。

(2) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急
支援給付金の支給に係る調整に関する
こと。

(略)

税務システム推進課

(略)

主 査（市税事務所移転・事
務改善）

(1) 市税事務所の移転整備に係る企画及
び調整に関すること。

(2) 税務事務（税務事務のデジタル化の
推進及び税務窓口に係るものを除
く。）の改善に係る企画及び調整に関
すること。

(略)

市民税課

市民税係

(1)～(3) (略)

(略)

スポーツ市民局

(略)

地域振興部

(略)

地域振興課

(略)

地域コミュニティ係

(略)

主 査（空家等対策の推進に

(略)

税務システム推進課

(略)

(略)

市民税課

市民税係

(1)～(3) (略)

主 査（個人市民税に係る制
度改正等）

(1) 個人の市民税の制度改正に係るシス
テム改修等の企画及び調整に関するこ
と。

(略)

スポーツ市民局

(略)

地域振興部

(略)

地域振興課

(略)

地域コミュニティ係

(略)

主 査（空家等対策の推進に

係る企画調整)

(1)・(2) (略)

住 民 課

(略)

主 査 (住民記録システム再構築)

(1)・(2) (略)

(略)

スポーツ推進部

(略)

スポーツ戦略室
スポーツ戦略係

(略)

主 査 (スポーツプロモーションの推進)

(1) (略)

(略)

経 済 局

(略)

産業労働部

産業企画課

(略)

主 査 (新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等) (5)

(1) (略)

(略)

商業・流通部

(略)

市場流通室
市場流通係

(1)～(6) (略)

(7) 中央卸売市場のあり方の検討に関する
こと。

(略)

係る企画調整)

(1)・(2) (略)

主 査 (コミュニティセンターの改修)

(1) コミュニティセンターの改修に関する
こと。

住 民 課

(略)

主 査 (住民記録システム再構築)

(1)・(2) (略)

(3) 局長の指定するシステムの標準化に
関すること。

(略)

スポーツ推進部

(略)

スポーツ戦略室
スポーツ戦略係

(略)

主 査 (スポーツプロモーションの推進)

(1) (略)

主 査 (スポーツ環境整備)

(1) スポーツ環境の整備に関する
こと。

(略)

経 済 局

(略)

産業労働部

産業企画課

(略)

主 査 (新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援等) (2)

(1) (略)

(略)

商業・流通部

(略)

市場流通室
市場流通係

(1)～(6) (略)

(7) 中央卸売市場の整備の推進に関する
こと。

(略)

主 査（市場のあり方検討）

(1) 中央卸売市場のあり方の検討に関すること。

イノベーション推進部
次世代産業振興課
(略)
産業技術支援係

(1)～(5) (略)

スタートアップ支援室
(略)
主 査（スタートアップ支援に係る特命事項の処理）

(1) (略)
(略)

観光文化交流局
(略)
観光交流部
(略)

M I C E 推進室
(略)

主 査（国際展示場）(2)
(1) (略)
(略)

環 境 局
(略)
環境企画部
環境企画課
環境企画係

(1)～(5) (略)

(6) 環境審議会及び地域環境審議会に関すること。

(7) 環境保全に係る国際的な連携に関すること。

主 査（市場整備推進）

(1) 局長の指定する中央卸売市場の整備の推進に関すること。

イノベーション推進部
次世代産業振興課
(略)
産業技術支援係

(1) 水素エネルギーに係る企画及び調整に関すること。

(2)～(6) (略)

主 査（水素エネルギーに係る企画調整）

(1) 水素エネルギーに係る企画及び調整に関すること。

スタートアップ支援室
(略)
主 査（スタートアップ支援に係る特命事項の処理）(2)

(1) (略)
(略)

観光文化交流局
(略)
観光交流部
(略)

M I C E 推進室
(略)

主 査（国際展示場）
(1) (略)
(略)

環 境 局
(略)
環境企画部
環境企画課
環境企画係

(1)～(5) (略)

(6) 環境保全に係る国際的な連携に関すること。

(7) 環境審議会及び地域環境審議会に関すること。

(8)～(10) (略)
(略)

施策推進係

(1)・(2) (略)

(3)～(7) (略)
(略)

主 査 (生物多様性に係る連
携推進)

(1) 生物多様性の主流化の推進に関する
こと。

(2) 生物多様性に係る国内外の地方公共
団体等との連携の推進に関すること。

(3) 外来生物の対策に係る企画及び調整
に関すること。

脱炭素社会推進課

脱炭素社会推進係

(1)～(5) (略)

(6) (略)

主 査 (再生可能エネルギ
ー)

(1)・(2) (略)

(8)～(10) (略)
(略)

施策推進係

(1)・(2) (略)

(3) 生物多様性に係る施策の企画及び総
合調整に関すること。

(4) 生物多様性なごや戦略実行計画の推
進に関すること。

(5)～(9) (略)
(略)

主 査 (生物多様性に係る企
画調整)

(1) 生物多様性に係る施策の企画及び総
合調整に関すること。

(2) 生物多様性なごや戦略実行計画の推
進に関すること。

(3) 生物多様性の主流化の推進に関する
こと。

(4) 生物多様性に係る国内外の地方公共
団体等との連携の推進に関すること。

(5) 外来生物の対策に係る企画及び調整
に関すること。

脱炭素社会推進課

脱炭素社会推進係

(1)～(5) (略)

(6) 地域脱炭素施策の推進に関するこ
と。

(7) (略)

主 査 (再生可能エネルギ
ー)

(1)・(2) (略)

主 査 (地域脱炭素施策の推
進)

(1) 地域脱炭素施策の推進に関するこ
と。

(略)
ごみ減量部
減量推進室

(略)
主 査 (プラスチック資源循環の推進)

- (1) (略)
(2) 総合的なプラスチック対策の指針策定等に関すること。

資源化推進室

(略)
主 査 (事業所排出指導)

- (1)・(2) (略)
(3) 食品ロスの削減に関すること。

(略)
施設部

(略)
工場課

(略)
主 査 (建設計画)

- (1) (略)

(略)
健康福祉局

(略)
監査課
調査係

- (1) (略)
(2) 厚生統計調査及び局所管事業の調査統計に関すること。

- (3)～(11) (略)

(略)
ごみ減量部
減量推進室

(略)
主 査 (プラスチック資源循環の推進)

- (1) (略)

資源化推進室

(略)
主 査 (食品ロス削減の推進・事業所排出指導)

- (1) 食品ロスの削減に関すること。
(2)・(3) (略)

(略)
施設部

(略)
工場課

(略)
主 査 (建設計画)

- (1) (略)
主 査 (猪子石工場大規模改修)

- (1) 猪子石工場の処理施設に係る大規模改修に関すること。

(略)
健康福祉局

(略)
監査課
調査係

- (1) (略)
(2) 厚生統計調査 (人口動態統計及び保健統計を除く。) 及び局所管事業の調査統計に関すること。

- (3)～(11) (略)
主 査 (システム標準化等)

- (1) 福祉総合情報システムの標準化に関すること (生活保護システム及び児童福祉システムに係る調整事務を除く。)

- (2) 福祉総合情報システムの運用及び管

(略)

高齢福祉部

(略)

地域ケア推進課

地域福祉係

(1)～(3) (略)

(4) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事

(5) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事

(6)～(10) (略)

主 査 (包括的支援の推進に係る企画調整)

(1)・(2) (略)

主 査 (住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等) (3)

(1) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事

(2) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事

(略)

介護保険課

(略)

主 査 (厚生院に係る連絡調整)

理に関する事 (生活保護システム及び児童福祉システムに係る調整事務を除く。)

主 査 (システム標準化等に係る調整) (2)

(1) 福祉総合情報システムの標準化に伴う生活保護システム及び児童福祉システムに係る調整に関する事

(2) 福祉総合情報システムの運用及び管理に伴う生活保護システム及び児童福祉システムに係る調整に関する事

主 査 (DXの推進に係る調整)

(1) DXの推進に係る調整に関する事

(略)

高齢福祉部

(略)

地域ケア推進課

地域福祉係

(1)～(3) (略)

(4) ひきこもり等の支援に関する事

(5)～(9) (略)

主 査 (包括的支援の推進に係る企画調整)

(1)・(2) (略)

主 査 (ひきこもり等支援)

(1) ひきこもり等の支援に関する事

(略)

介護保険課

(略)

主 査 (厚生院に係る連絡調整)

(1) 厚生院に係る連絡調整に関すること
(保護課の主管に属するものを除く。)

認定係

(1)～(4) (略)

保険料係

(1)～(4) (略)

(略)

指導係

(1)～(8) (略)

(略)

主 査 (給付適正化の推進)

(1)～(4) (略)

障害福祉部

障害企画課

企画係

(1)～(17) (略)

(略)

主 査 (総合リハビリテーションセンターのあり方検討)

(1) 総合リハビリテーションセンターの

(1) 厚生院に係る連絡調整に関すること
(保護課及び医療連携推進室の主管に属するものを除く。)

認定係

(1)～(4) (略)

(5) 介護保険システムに係る調整 (要介護認定に係るものに限る。) に関する
こと。

保険料係

(1)～(4) (略)

(5) 介護保険システムに係る調整 (他係の主管に属するものを除く。) に関する
こと。

主 査 (システム標準化等)

(1) 介護保険システムの標準化に関する
こと。

(2) 局長の指定する介護保険システムに係る企画及び連絡調整に関する
こと。

(略)

指導係

(1)～(8) (略)

(9) 介護保険システムに係る調整 (介護保険の保険給付に係るものに限る。) に関する
こと。

(略)

主 査 (給付適正化の推進)

(1)～(4) (略)

(5) 介護保険システムに係る調整 (介護保険の保険給付に係るものに限る。) に関する
こと。

障害福祉部

障害企画課

企画係

(1)～(17) (略)

主 査 (障害福祉業務に係る
DXの推進等)

(1) 障害福祉業務に係るDXの推進等に
関すること。

(略)

主 査 (総合リハビリテーションセンターに係る企画調整) (2)

(1) 総合リハビリテーションセンターに

あり方の検討に関すること。

(略)

生活福祉部
保 護 課
事 務 係

(1)～(5) (略)

(6) (略)

主 査 (厚生院に係る総合調整)

(1) 厚生院に係る総合調整に関する
こと。

(略)

主 査 (援護事業に係る連絡
調整)

(1) (略)

保 護 係

(1)～(4) (略)

(略)

主 査 (診療内容審査)

(1) 診療内容の審査に関する
こと。

保険年金課

(略)

主 査 (保険年金システム再
構築等) (2)

(1)・(2) (略)

係る企画及び調整に関すること。

(略)

生活福祉部
保 護 課
事 務 係

(1)～(5) (略)

(6) 生活保護システムの標準化に関する
こと。

(7) DXの推進 (保護課の主管に属する
ものに限る。)に関する
こと。

(8) (略)

主 査 (厚生院に係る特命事
項の処理)

(1) 厚生院に係る特命事項の処理に関
すること。

(略)

主 査 (援護事業に係る連絡
調整)

(1) (略)

主 査 (システム標準化等に
係る調整)

(1) 生活保護システムの標準化に係る調
整に関する
こと。

(2) 生活保護システムの標準化に伴う福
祉総合情報システムに係る調整に関
すること。

主 査 (システム標準化等)

(1) 生活保護システムの標準化に関する
こと。

(2) DXの推進 (保護課の主管に属する
ものに限る。)に関する
こと。

保 護 係

(1)～(4) (略)

(5) 生活保護世帯から大学等へ進学した
学生への応援金の支給に関する
こと。

(略)

保険年金課

(略)

主 査 (保険年金システム再
構築等) (3)

(1)・(2) (略)

(略)

医療福祉課

(略)

主 査 (後期高齢者医療・福祉医療費システムに係る調整)

(1) (略)

(略)

健康部

保健医療課

地域医療係

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(略)

健康増進課

(略)

精神保健係

(1)・(2) (略)

(3) (略)

主 査 (いのちの支援)

(1) (略)

医療連携推進室

(略)

主 査 (医療関係施設に係る特命事項の処理) (5)

(1) (略)

主 査 (緑市民病院に係る調整)

(1) 緑市民病院に係る調整に関すること。

(略)

医療福祉課

(略)

主 査 (後期高齢者医療・福祉医療費システムに係る調整) (2)

(1) (略)

(略)

健康部

保健医療課

地域医療係

(1)～(6) (略)

(7) 局長の指定する厚生統計調査 (人口動態統計及び保健統計に限る。)に係る企画及び調整に関すること。

(8) (略)

(略)

健康増進課

(略)

精神保健係

(1)・(2) (略)

(3) ひきこもり支援に係る連絡調整に関すること (地域ケア推進課の主管に属するものを除く。)

(4) (略)

主 査 (いのちの支援)

(1) (略)

主 査 (ひきこもり支援に係る連絡調整)

(1) ひきこもり支援に係る連絡調整に関すること (地域ケア推進課の主管に属するものを除く。)

医療連携推進室

(略)

主 査 (医療関係施設に係る特命事項の処理) (4)

(1) (略)

主 査 (医療連携に係る特命事項の処理)

(略)

新型コロナウイルス感染症対策部

(略)

新型コロナウイルス感染症対策室
企画係

(1) (略)

(2) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援に関すること。

(3) (略)

主 査 (新型コロナウイルス感染症対策に係る企画調整) (2)

(1) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に係る企画及び調整に関すること。

主 査 (新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援)

(3)

(1) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援に関すること。

推進係

(1) (略)

(2) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設に関すること。

主 査 (新型コロナウイルス感染症対策の推進)

(7)

(1) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策の推進に関すること。

主 査 (新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設)

(1) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設に関すること。

(2) その他局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関すること。

(1) 医療連携に係る特命事項の処理に関すること。

(略)

新型コロナウイルス感染症対策部

(略)

新型コロナウイルス感染症対策室
企画係

(1) (略)

(2) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に係る調査に関すること。

(3) (略)

推進係

(1) (略)

(略)

主 査 (新型コロナウイルス
ワクチンに係る調
整) (12)

(1) (略)

子ども青少年局
総務課

(略)

管理係

(1)・(2) (略)

企画経理課

企画係

(1)～(9) (略)

主 査 (情報統計)

(1)～(3) (略)

(略)

保育部

(略)

保育運営課

保育運営係

(1) (略)

(2) 市立の保育所の改修等に関するこ
と。

(3) 市立の保育所の民間移管に関するこ
と。

主 査 (新型コロナウイルス
感染症対策) (13)

(1) 局長の指定する新型コロナウイルス
感染症対策に関するこ
と。

(略)

主 査 (新型コロナウイルス
ワクチンに係る調
整) (7)

(1) (略)

子ども青少年局
総務課

(略)

管理係

(1)・(2) (略)

(3) 局長の指定する業務の改善に関する
こと。

主 査 (業務改善)

(1) 局長の指定する業務の改善に関する
こと。

企画経理課

企画係

(1)～(9) (略)

主 査 (次世代育成支援)

(1) 次世代育成支援に係る計画の総括に
関すること。

(2) 局長の指定する局内重要事項の企
画、調査及び総合調整に関するこ
と。

主 査 (情報統計)

(1)～(3) (略)

主 査 (DXの推進に係る調
整)

(1) DXの推進に係る調整に関するこ
と。

(略)

保育部

(略)

保育運営課

保育運営係

(1) (略)

(2) 市立の保育所の民間移管に関するこ
と。

(3) 市立の保育所の改修等に関するこ
と。

(4) 障害児保育指導委員会に関すること
(保育企画室の主管に属するものを除く。)

(5) (略)

主 査 (保育所のリニューアル改修等)

(1) 市立の保育所のリニューアル改修等に関すること。

主 査 (保育所の民間移管)
(2)

(1) (略)

(略)

保育指導係

(1) 特定教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）及び特定地域型保育事業者の指導監査及び認可外保育施設等の指導監督に関すること。

(2)～(4) (略)

主 査 (指導監査等)

(1) 局長の指定する特定教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）及び特定地域型保育事業者の指導監査及び認可外保育施設等の指導監督に関すること。

子ども未来企画部

(4) 障害児保育指導委員会に関すること。

(5) 医療的ケア児の支援に関すること。

(6) (略)

主 査 (医療的ケア児の支援)

(1) 医療的ケア児の支援に関すること。

(2) 局長の指定する市立の保育所の運営に関すること。

主 査 (保育事業に係る業務改善)

(1) 保育事業に係る業務改善に関すること。

(2) 特定教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）及び特定地域型保育事業者の指導監査並びに認可外保育施設等の指導監督に係る業務改善に関すること。

主 査 (保育所の民間移管)
(2)

(1) (略)

主 査 (保育所の改修等)

(1) 局長の指定する市立の保育所の改修等に関すること。

(略)

保育指導係

(1) 特定教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）及び特定地域型保育事業者の指導監査並びに認可外保育施設等の指導監督に関すること。

(2)～(4) (略)

主 査 (指導監査等)

(1) 局長の指定する特定教育・保育施設（市立の特定教育・保育施設を除く。）及び特定地域型保育事業者の指導監査並びに認可外保育施設等の指導監督に関すること。

子ども未来企画部

子ども未来企画室

子ども未来企画係

(1)～(3) (略)

(4) 子育て世帯への臨時特別給付に関する
こと。

(5) 子育て世帯生活支援特別給付金に
関すること。

(6)～(8) (略)

(9) (略)

(略)

主 査 (子ども等の支援の推
進に係る特命事項の
処理)

(1) (略)

主 査 (子育て世帯への臨時
特別給付等)

(1) 子育て世帯への臨時特別給付に
関すること。

(2) 子育て世帯生活支援特別給付金に
関すること。

(略)

放課後事業推進室

(略)

主 査 (放課後事業に係る企
画調整)

(1) (略)

(2) (略)

主 査 (放課後事業に係る待
機児童対策)

(1) 局長の指定する放課後事業に係る待

子ども未来企画室

子ども未来企画係

(1)～(3) (略)

(4)～(6) (略)

(7) 児童福祉システムの標準化に
関すること。

(8) (略)

(略)

主 査 (子ども等の支援の推
進に係る特命事項の
処理)

(1) (略)

主 査 (児童福祉システム標
準化に係る調整)

(1) 児童福祉システムの標準化に係る調
整に関すること。

主 査 (児童福祉システム標
準化)

(1) 児童福祉システムの標準化に
関すること。

(略)

放課後事業推進室

(略)

主 査 (放課後事業に係る企
画調整) (3)

(1) (略)

(2) 局長の指定する放課後事業に係る待
機児童対策に関すること。

(3) トワイライトルームに関する
こと。

(4) (略)

機児童対策に関すること。

(2) トワイライトルームに関すること。

住宅都市局

(略)

都市計画部

(略)

交通事業推進室

(略)

主 査 (ガイドウェイバス次
期車両更新等)

(1) (略)

主 査 (新たな路面公共交通
システムの導入調
整)

(1) (略)

営 繕 部

(略)

営 繕 課

建築第一係

建築第二係

建築第三係

(1)・(2) (略)

(3) 東部医療センターの整備に関するこ
と (建築第一係に限る。)

(4)~(7) (略)

土 木 係

(略)

主 査 (病院整備)

(1) 東部医療センターの整備に関するこ
と。

(略)

主 査 (民間活力による施設
整備の推進) (2)

(1) (略)

主 査 (国際展示場整備に係
る調整) (3)

(1) (略)

(略)

建築指導部

(略)

開発指導課

(略)

宅地規制係

住宅都市局

(略)

都市計画部

(略)

交通事業推進室

(略)

主 査 (ガイドウェイバス次
期車両更新等) (2)

(1) (略)

主 査 (新たな路面公共交通
システムの導入調
整) (2)

(1) (略)

営 繕 部

(略)

営 繕 課

建築第一係

建築第二係

建築第三係

(1)・(2) (略)

(3)~(6) (略)

土 木 係

(略)

(略)

主 査 (民間活力による施設
整備の推進) (3)

(1) (略)

主 査 (国際展示場整備に係
る調整) (2)

(1) (略)

(略)

建築指導部

(略)

開発指導課

(略)

宅地規制係

(1) 宅地造成等の規制に関すること。

(略)

都市整備部

まちづくり企画課

(略)

主 査 (金山まちづくり)

(1) (略)

(略)

主 査 (金山まちづくりに係
る連絡調整)

(1) (略)

名港開発振興課

(略)

主 査 (金城ふ頭開発) (6)

(1) (略)

耐震化支援室

(略)

推 進 係

(1) (略)

(2) 宅地等の耐震対策の推進に関するこ
と。

(3) 地域における耐震対策に係る活動に
対する支援に関すること。

支 援 係

(1) 民間住宅に係る耐震診断及び耐震改
修に関すること。

(2) 耐震診断義務付け対象建築物等に係
る耐震診断及び耐震改修に関するこ
と。

(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法
律による認定に関すること。

市街地整備課

(略)

主 査 (茶屋新田等)

(1) 茶屋新田土地区画整理事業等の指導
監督及び工事の調整に関すること。

(2) 土地区画整理組合に対する資金の貸
付けその他の土地区画整理事業の助成
に関すること。

(1) 宅地造成等の規制等に関すること。

主 査 (盛土等の規制)

(1) 局長の指定する宅地造成等の規制等
に関すること。

(略)

都市整備部

まちづくり企画課

(略)

主 査 (金山まちづくり)

(2)

(1) (略)

(略)

主 査 (金山まちづくりに係
る連絡調整) (2)

(1) (略)

名港開発振興課

(略)

主 査 (金城ふ頭開発) (5)

(1) (略)

耐震化支援室

(略)

建築物耐震係

(1) (略)

(2) 非木造住宅に係る耐震化の推進に関
すること。

(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法
律による認定に関すること。

木造住宅耐震係

(1) 木造住宅に係る耐震化の推進に関す
ること。

(2) 民間ブロック塀等撤去助成に関する
こと。

(3) 地域における耐震対策に係る活動に
対する支援に関すること。

市街地整備課

(略)

(3) 土地区画整理事業等による施設の維持管理に関すること。

主 査（補償調整等）

(1)～(5) (略)

(略)

主 査（事業推進）

(1) 志段味地区における局長の指定する事業の推進に関すること。

主 査（志段味）(2)

(1)・(2) (略)

(略)

緑政土木局

(略)

企画経理課

企 画 係

(1)・(2) (略)

(3) 局事務事業に係る情報化施策の企画及び推進に関すること。

(4)～(11) (略)

(略)

主 査（道路等の危機管理・水防）

(1) (略)

(2) 局事務事業に係る情報化施策の企画及び推進に関すること。

(3) (略)

(略)

技術指導課

(略)

技術管理係

(1)・(2) (略)

(略)

主 査（補償調整等）

(1)～(5) (略)

(6) 土地区画整理事業等による施設の維持管理に関すること。

(略)

主 査（志段味総合整備）

(1)・(2) (略)

主 査（中志段味事業推進）
(2)

(1) 中志段味地区における事業の推進に関すること。

(略)

緑政土木局

(略)

企画経理課

企 画 係

(1)・(2) (略)

(3)～(10) (略)

(略)

主 査（道路等の危機管理・水防）

(1) (略)

(2) (略)

(略)

技術指導課

(略)

技術管理係

(1)・(2) (略)

(3) 局所管事業に係る情報化施策の企画及び推進に関すること。

主 査（情報化施策推進）

(1) 局所管事業に係る情報化施策の企画及び推進に関すること。

(略)

都市農業課

農政係

- (1)・(2) (略)
(3) 都市農業の振興に関すること。
(4)～(7) (略)
(8) 人・農地プラン及び農地の利用の集積に関すること。
(9) 農業センターに関すること。
(10) 農畜産業に関する事項のうち、他係及び農業センターの主管に属しないこと。

主 査 (都市農業支援)

- (1) 局長の指定する都市農業の振興に関すること。
(2) 人・農地プラン及び農地の利用の集積に関すること。
(略)

生産振興係

- (1)～(12) (略)

- (13)・(14) (略)

主 査 (ふれあい農業等)

- (1)～(3) (略)

緑地部

都市農業課

農政係

- (1)・(2) (略)
(3)～(6) (略)
(7) 地域計画及び農地の利用の集積に関すること。
(8) その他農畜産業に関すること。
(9) 他係の主管に属しないこと。

(略)

生産振興係

- (1) 都市農業の振興に関すること。
(2)～(13) (略)
(14) 畜産技術の研究及び指導に関すること。
(15) 家畜の生産奨励及び生産指導に関すること。
(16) 家畜(愛玩用動物を除く。)の防疫に関すること。
(17) 農業センターに関すること。
(18)・(19) (略)

主 査 (都市農業支援)

- (1) 局長の指定する都市農業の振興に関すること。
(2) 農業センターに関すること。
主 査 (ふれあい農業等)
(1)～(3) (略)

主 査 (畜産指導・家畜防疫)

- (1) 畜産技術の研究及び指導に関すること。
(2) 家畜の生産奨励及び生産指導に関すること。
(3) 家畜(愛玩用動物を除く。)の防疫に関すること。

緑地部

<p>(略)</p> <p>緑地事業課</p> <p>事業推進係</p> <p><u>(1) 課の事務事業に係る事務手続に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 公園及び緑地に係る都市計画事業の</u> <u>認可申請に関すること。</u></p> <p><u>(4)～(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 他係の主管に属しないこと。</u></p> <p>(略)</p> <p>緑地計画係</p> <p><u>(1) 緑のまちづくり施策に係る企画、調</u> <u>査及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) 緑の基本計画に関すること。</u></p> <p><u>(3) 緑の審議会に関すること。</u></p> <p><u>(4) 東山動植物園の再生に係る連絡調整</u> <u>に関すること。</u></p>	<p>(略)</p> <p>緑地事業課</p> <p>緑地計画係</p> <p><u>(1) 緑のまちづくり施策に係る企画、調</u> <u>査及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) 緑の基本計画に関すること。</u></p> <p><u>(3) 公園及び緑地に係る都市計画事業の</u> <u>認可申請に関すること。</u></p> <p><u>(4) 東山動植物園の再生に係る連絡調整</u> <u>に関すること。</u></p> <p><u>(5) 緑の審議会に関すること。</u></p> <p><u>(6) 他係の主管に属しないこと。</u></p> <p>事業推進係</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2)～(5) (略)</u></p> <p>(略)</p>
--	---

附 則

- 1 この達は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市農業センター処務規程（昭和40年名古屋市達第5号）は、廃止する。
- 3 名古屋市公報発行事務取扱規程（昭和27年名古屋市達第18号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
(発行所及び発行人)	(発行所及び発行人)

第2条 市公報は、名古屋市において発行し、編集並びに発行人は総務局行政部法制課長（以下「法制課長」という。）とする。	第2条 市公報は、名古屋市において発行し、編集並びに発行人は総務局行政DX推進部法制課長（以下「法制課長」という。）とする。
--	--

4 名古屋市国際化推進会議規程（昭和62年名古屋市達第29号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後																																
別表	別表																																
<table border="1"> <tr> <td>委員</td> <td>会計室長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td><u>消防長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幹事</td> <td>会計室出納課長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>監査事務局<u>監査第一課長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	委員	会計室長	(略)		〃	<u>消防長</u>	(略)		幹事	会計室出納課長	(略)		〃	監査事務局 <u>監査第一課長</u>	(略)		<table border="1"> <tr> <td>委員</td> <td>会計室長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td><u>消防局長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幹事</td> <td>会計室出納課長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>監査事務局<u>監査管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	委員	会計室長	(略)		〃	<u>消防局長</u>	(略)		幹事	会計室出納課長	(略)		〃	監査事務局 <u>監査管理課長</u>	(略)	
委員	会計室長																																
(略)																																	
〃	<u>消防長</u>																																
(略)																																	
幹事	会計室出納課長																																
(略)																																	
〃	監査事務局 <u>監査第一課長</u>																																
(略)																																	
委員	会計室長																																
(略)																																	
〃	<u>消防局長</u>																																
(略)																																	
幹事	会計室出納課長																																
(略)																																	
〃	監査事務局 <u>監査管理課長</u>																																
(略)																																	

5 名古屋市人権施策推進会議規程（平成10年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後																																								
別表	別表																																								
<table border="1"> <tr> <td>委員</td> <td>会計室長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td><u>消防長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幹事</td> <td>会計室出納課長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>総務局職員部<u>人材育成・コンプライアンス推進室長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>監査事務局<u>監査第一課長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	委員	会計室長	(略)		〃	<u>消防長</u>	(略)		幹事	会計室出納課長	(略)		〃	総務局職員部 <u>人材育成・コンプライアンス推進室長</u>	(略)		〃	監査事務局 <u>監査第一課長</u>	(略)		<table border="1"> <tr> <td>委員</td> <td>会計室長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td><u>消防局長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>幹事</td> <td>会計室出納課長</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>総務局職員部<u>主幹（人材確保・育成）</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>監査事務局<u>監査管理課長</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	委員	会計室長	(略)		〃	<u>消防局長</u>	(略)		幹事	会計室出納課長	(略)		〃	総務局職員部 <u>主幹（人材確保・育成）</u>	(略)		〃	監査事務局 <u>監査管理課長</u>	(略)	
委員	会計室長																																								
(略)																																									
〃	<u>消防長</u>																																								
(略)																																									
幹事	会計室出納課長																																								
(略)																																									
〃	総務局職員部 <u>人材育成・コンプライアンス推進室長</u>																																								
(略)																																									
〃	監査事務局 <u>監査第一課長</u>																																								
(略)																																									
委員	会計室長																																								
(略)																																									
〃	<u>消防局長</u>																																								
(略)																																									
幹事	会計室出納課長																																								
(略)																																									
〃	総務局職員部 <u>主幹（人材確保・育成）</u>																																								
(略)																																									
〃	監査事務局 <u>監査管理課長</u>																																								
(略)																																									

6 名古屋市契約事務審議会規程（昭和52年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
別表 1 (略) <u>消防長</u> (略)	別表 1 (略) <u>消防局長</u> (略)
別表 3 (略) 総務局行政部法制課長 (略) 監査事務局監査第一課長 (略)	別表 3 (略) 総務局行政DX推進部法制課長 (略) 監査事務局監査管理課長 (略)
別表 4 (略) 総務局行政部法制課法規係長 (略) 監査事務局監査第一課庶務係長 (略)	別表 4 (略) 総務局行政DX推進部法制課法規係長 (略) 監査事務局監査管理課庶務係長 (略)

7 名古屋市環境首都づくり推進会議規程（平成20年名古屋市達第29号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
別表 (略) <u>消防長</u> (略)	別表 (略) <u>消防局長</u> (略)

8 東山動植物園再生推進会議規程（平成17年名古屋市達第36号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
別表 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (略) <u>消防長</u> (略) </div>	別表 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (略) <u>消防局長</u> (略) </div>

9 名古屋市雨水流出抑制推進会議規程（昭和62年名古屋市達第4号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後																												
別表（第3条、第6条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">委員</td> <td style="padding: 2px;">防災危機管理局長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">”</td> <td style="padding: 2px;"><u>消防長</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">幹事</td> <td style="padding: 2px;">防災危機管理局危機管理企画室長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">”</td> <td style="padding: 2px;">教育委員会事務局総務部<u>教育環境計画室長</u></td> </tr> </table> </div>	委員	防災危機管理局長	(略)		”	<u>消防長</u>	(略)		幹事	防災危機管理局危機管理企画室長	(略)		”	教育委員会事務局総務部 <u>教育環境計画室長</u>	別表（第3条、第6条関係） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">委員</td> <td style="padding: 2px;">防災危機管理局長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">”</td> <td style="padding: 2px;"><u>消防局長</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">幹事</td> <td style="padding: 2px;">防災危機管理局危機管理企画室長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">”</td> <td style="padding: 2px;">教育委員会事務局総務部<u>教育環境整備課長</u></td> </tr> </table> </div>	委員	防災危機管理局長	(略)		”	<u>消防局長</u>	(略)		幹事	防災危機管理局危機管理企画室長	(略)		”	教育委員会事務局総務部 <u>教育環境整備課長</u>
委員	防災危機管理局長																												
(略)																													
”	<u>消防長</u>																												
(略)																													
幹事	防災危機管理局危機管理企画室長																												
(略)																													
”	教育委員会事務局総務部 <u>教育環境計画室長</u>																												
委員	防災危機管理局長																												
(略)																													
”	<u>消防局長</u>																												
(略)																													
幹事	防災危機管理局危機管理企画室長																												
(略)																													
”	教育委員会事務局総務部 <u>教育環境整備課長</u>																												

10 名古屋市市政資料館処務規程（平成元年名古屋市達第43号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第1条 名古屋市市政資料館（以下「資料館」という。）は、総務局行政部に属し、名古屋市市政資料館条例（平成元年名古屋市条例第17号）第2条に規定する事業（以下「事業」という。）の実施に関する事務をつかさどる。 2 (略) 第4条 副館長は、毎月の館務の処理状況を翌月の10日までに、 <u>行政部長</u> に報告し	第1条 名古屋市市政資料館（以下「資料館」という。）は、総務局行政DX推進部に属し、名古屋市市政資料館条例（平成元年名古屋市条例第17号）第2条に規定する事業（以下「事業」という。）の実施に関する事務をつかさどる。 2 (略) 第4条 副館長は、毎月の館務の処理状況を翌月の10日までに、 <u>行政DX推進部長</u>

なければならない。

に報告しなければならない。

11 名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市達第20号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 書庫主管課 総務局行政部法制課（以下「法制課」という。）並びに公所等及び区役所の書庫を管理する課をいう。</p> <p>(6)～(12) (略)</p> <p>（行政文書の管理体制）</p> <p>第10条 行政文書の管理に関する事務は総務局長が統括するものとし、総務局<u>行政部</u>法制課長（以下「法制課長」という。）はこれを補佐するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 書庫主管課 総務局行政DX推進部法制課（以下「法制課」という。）並びに公所等及び区役所の書庫を管理する課をいう。</p> <p>(6)～(12) (略)</p> <p>（行政文書の管理体制）</p> <p>第10条 行政文書の管理に関する事務は総務局長が統括するものとし、総務局<u>行政DX推進部</u>法制課長（以下「法制課長」という。）はこれを補佐するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

12 名古屋市役所防火防災管理規程（平成22年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前			改正後		
別表第3			別表第3		
階	職		階	職	
	(略)	西庁舎		(略)	西庁舎
(略)			(略)		
9階	(略)	上下水道局計画部 下水道計画課 <u>計画</u> <u>第一係長</u>	9階	(略)	上下水道局計画部 下水道計画課 <u>基本</u> <u>計画係長</u>

(略)		
12階	(略)	総務局行政部デジタル改革推進課デジタル改革推進係長
(略)		

(略)		
12階	(略)	総務局行政DX推進部デジタル改革推進課デジタル改革推進係長
(略)		

区 役 所

区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 区役所に次の組織を置く。 (略) 保健福祉センター (略) 健康安全課（千種区、中村区、中区及び南区を除く。） 主 幹(1)（<u>東区、西区、熱田区、港区、名東区及び天白区</u>に限る。） (略) ② (略)</p> <p>第2条 課及び室の分掌事務並びに主幹の分担事項は、次のとおりとする。 区 政 部 (略) 企画経理室 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>第1条 区役所に次の組織を置く。 (略) 保健福祉センター (略) 健康安全課（千種区、中村区、中区及び南区を除く。） 主 幹(1)（<u>東区及び西区</u>に限る。） (略) ② (略)</p> <p>第2条 課及び室の分掌事務並びに主幹の分担事項は、次のとおりとする。 区 政 部 (略) 企画経理室 (1)～(6) (略) <u>(7) 地域住民等と連携した主として区の特性に応じたまちづくりに係る企画及び調整に関すること（中村区に限る。）。</u> <u>(8) 広報に関すること（中村区に限る。）。</u> (9) (略)</p>

<p>(略)</p> <p>地域力推進室</p> <p>(1) 地域住民等と連携した地域の活力の向上に資する取組みの推進に関すること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 広報、広聴及び市民相談に関すること。</p> <p>(6)～(18) (略)</p> <p>(略)</p> <p>保健福祉センター</p> <p>(略)</p> <p>健康安全課</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p><u>主 幹 (健康安全に係る特命事項の処理)</u></p> <p><u>(1) 区長の指定する動物の愛護その他健康及び安全の確保に関する施策に係る特命事項の処理に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>第3条 特別又は緊急の必要があるときは、<u>前条の規定にかかわらず</u>事務を処理させることがある。</p>	<p>(略)</p> <p>地域力推進室</p> <p>(1) 地域住民等と連携した地域の活力の向上に資する取組みの推進に関すること <u>(中村区にあつては、企画経理室の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 広報、広聴及び市民相談に関すること <u>(中村区にあつては、広報に関するものを除く。)</u>。</p> <p>(6)～(18) (略)</p> <p>(略)</p> <p>保健福祉センター</p> <p>(略)</p> <p>健康安全課</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p><u>主 幹 (医務総括)</u></p> <p><u>(1) 区長の指定する医務の総括に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>課又は室の分掌事務に的確かつ柔軟に対応するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、区長が指定する課又は室に、同項の規定に基づく規程に定める係の分掌事務又は主査の分担事項によらないで、当該課又は室の分掌事務を行わせることができる。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>第3条 特別又は緊急の必要があるときは、<u>前条第1項の規定にかかわらず</u>事務を処理させることがある。</p>
---	--

附 則

- 1 この達は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市広報広聴事務取扱規程（平成12年名古屋市達第54号）の一部を次

のように改正する。

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(広報幹事) 第7条 (略) 2 広報幹事は、<u>市</u>にあつては局室の広報事務担当課長の職にある者を、<u>区</u>にあつては地域力推進室長の職にある者をもつて充てる。 3 (略)</p>	<p>(広報幹事) 第7条 (略) 2 広報幹事は、<u>局区室</u>の広報事務を担当する課(これに相当する組織を含む。)の<u>長</u>の職にある者をもつて充てる。 3 (略)</p>

区 役 所

区役所課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>第 1 条 区役所の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>区 政 部 （略） 企画経理室 主 査（企画経理） （1）～（7） （略）</p> <p>地域力推進室 （略） 主 査（安心・安全で快適なまちづくりの企画） （千種区、東区、西区、<u>熱田区、中川区</u>及び南区に限る。） （1）～（7） （略）</p>	<p>第 1 条 区役所の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>区 政 部 （略） 企画経理室 主 査（企画経理） （1）～（7） （略） <u>主 査（区の特性に応じたまちづくりに係る企画調整）（中村区に限る。）</u></p> <p><u>（1）地域住民等と連携した主として区の特性に応じたまちづくりに係る企画及び調整に関すること。</u></p> <p><u>（2）広報に関すること。</u></p> <p>地域力推進室 （略） 主 査（安心・安全で快適なまちづくりの企画） （千種区、東区、西区及び南区に限る。） （1）～（7） （略）</p>

	主	査（区の特性に応じた地域の活力向上）（北区、 <u>中村区</u> 、港区、守山区及び天白区に限る。）
(1)～(4)	(略)	
	主	査（地域の魅力の向上・発信）（昭和区、瑞穂区、 <u>緑区</u> 及び名東区に限る。）
(1)～(4)	(略)	
		保健福祉センター 福祉部 民生子ども課
	(略)	
		保護第一係（中村区に限る。）
(1)		指定区域内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止（ <u>住居のない者に係るものを除く。</u> ）に関する
		こと。
(2)		指定区域内の要保護者の更生指導（ <u>住居のない者に係るものを除く。</u> ）に関する
		こと。
(3)	(略)	
	(略)	
		保護第二係（中村区に限る。）
(1)		係所管区域（中村区のうち、保護第一係の所管区域以外の区域をいう。以下保護第二係の項において同じ。）内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止（ <u>住居のない者に係るものを除く。</u> ）に関する
		こと。
(2)		係所管区域内の要保護者の更生指導に関する（ <u>住居のない者に係るものを除く。</u> ）。
		保護援護係（中村区に限る。）
(1)		<u>中村区内の住居のない者に係る</u> 生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する
		こと。

	主	査（区の特性に応じた地域の活力向上）（北区、 <u>中川区</u> 、港区、守山区及び天白区に限る。）
(1)～(4)	(略)	
	主	査（地域の魅力の向上・発信）（昭和区、瑞穂区、 <u>熱田区</u> 、 <u>緑区</u> 及び名東区に限る。）
(1)～(4)	(略)	
		保健福祉センター 福祉部 民生子ども課
	(略)	
		保護第一係（中村区に限る。）
(1)		指定区域内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する
		こと。
(2)		指定区域内の要保護者の更生指導に関する
		こと。
(3)	(略)	
	(略)	
		保護第二係（中村区に限る。）
(1)		係所管区域（中村区のうち、保護第一係及び <u>保護第三係</u> の所管区域以外の区域をいう。以下保護第二係の項において同じ。）内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する
		こと。
(2)		係所管区域内の要保護者の更生指導に関する
		こと。
		保護第三係（中村区に限る。）
(1)		<u>係所管区域</u> （中村区のうち、保護第一係及び <u>保護第二係</u> の所管区域以外の区域をいう。以下保護第三係の項において同じ。）内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する
		こと。

<p>(2) <u>中村区内の要保護者（住居のない者に限る。）</u>の更生指導に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) <u>中村区内の住居のない者に係る相談及び援護に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>福 祉 課</p> <p>(略)</p> <p>主 査 (<u>地域包括ケア推進</u>)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(略)</p> <p>保健予防課</p> <p>(略)</p> <p>主 査 (医務) (<u>東区、西区、熱田区、港区、名東区及び天白区を除く。</u>)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(略)</p> <p>主 査 (<u>地域包括ケア推進</u>)</p> <p>(1) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>ること。</p> <p>(2) <u>係所管区域内の要保護者の更生指導に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>福 祉 課</p> <p>(略)</p> <p>主 査 (<u>包括的支援等の推進</u>)</p> <p>(1) <u>包括的支援の推進に関すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>保健予防課</p> <p>(略)</p> <p>主 査 (医務) (<u>東区及び西区を除く。</u>)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(略)</p> <p>主 査 (<u>包括的支援等の推進</u>)</p> <p>(1) <u>包括的支援の推進に関すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市達第7号

総務局
東京事務所

名古屋市東京事務所処務規程（昭和33年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条 事務所に次の組織を置く。 主 幹 <u>(2)</u> 主 査 <u>(5)</u> 2 主幹及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 主 幹（調査） (1)・(2)（略） （略） 主 査（調査） <u>(4)</u> (1)～(3)（略）	第3条 事務所に次の組織を置く。 主 幹 <u>(3)</u> 主 査 <u>(6)</u> 2 主幹及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 主 幹（調査） <u>(2)</u> (1)・(2)（略） （略） 主 査（調査） <u>(5)</u> (1)～(3)（略）

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

財 政 局
市 税 事 務 所

名古屋市市税事務所処務規程（平成22年名古屋市達第14号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>第 3 条 事務所に次の組織を置く。 (略) 徴 収 課 (略) 主 査(1) (略) <u>主 査(2)</u> 軽自動車税係（金山の事務所に限る。）</p>	<p>第 3 条 事務所に次の組織を置く。 (略) 徴 収 課 (略) 主 査(2) (略) 軽自動車税係（金山の事務所に限る。） <u>主 査(1)</u> <u>主 幹(1)</u> <u>主 査(3)</u> 市外滞納整理課（本陣の事務所に限る。） <u>納 税 係</u> <u>主 査(1)</u> 徴 収 係 <u>主 幹(1)</u> <u>主 査(1)</u></p>
<p>(略) 市 民 税 課 (略)</p>	<p>(略) 市 民 税 課 (略)</p>

個人市民税第二係

主 査(1)

(略)

出張所

納 税 係

主 査(1)

主 幹(1)

徴 収 係

主 査(2) (栄及び金山の事務所に限る。)

主 査(1) (本陣の事務所に限る。)

2 課に課長、室に室長、出張所に出張所長、係に係長を置く。

3 課長、室長及び出張所長は、所長を補佐するとともに、その命を受けて所務を掌理する。

4・5 (略)

第4条 前条第1項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。

管 理 課

管 理 係

(1)～(3) (略)

(4) 事務所 (区役所及び区役所支所の税務窓口を含む。) 及び出張所の運営に係る企画及び連絡調整に関すること。

(5)～(9) (略)

(10) 事務所 (出張所、区役所及び区役所支所の税務窓口を含む。) 内の文書に関すること。

(11)～(13) (略)

(14) 出張所、区役所及び区役所支所との連絡調整に関すること。

(15) (略)

主 査 (窓口改善)

(1)・(2) (略)

(3) 事務所 (区役所及び区役所支所の税務窓口を含む。) 及び出張所の運営に係る企画及び連絡調整に関すること。

(4)～(7) (略)

(8) 出張所、区役所及び区役所支所との連絡調整に関すること。

個人市民税第二係

個人市民税第三係

(略)

2 課に課長、室に室長、係に係長を置く。

3 課長及び室長は、所長を補佐するとともに、その命を受けて所務を掌理する。

4・5 (略)

第4条 前条第1項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。

管 理 課

管 理 係

(1)～(3) (略)

(4) 事務所 (区役所及び区役所支所の税務窓口を含む。) の運営に係る企画及び連絡調整に関すること。

(5)～(9) (略)

(10) 事務所 (区役所及び区役所支所の税務窓口を含む。) 内の文書に関すること。

(11)～(13) (略)

(14) 区役所及び区役所支所との連絡調整に関すること。

(15) (略)

主 査 (窓口改善)

(1)・(2) (略)

(3) 事務所 (区役所及び区役所支所の税務窓口を含む。) の運営に係る企画及び連絡調整に関すること。

(4)～(7) (略)

(8) 区役所及び区役所支所との連絡調整に関すること。

主 査（税務窓口）（8）（栄の
事務所に限る。）

(1) 区役所及び区役所支所の税務窓口において行う税務に関する証明（住宅用家屋証明を除く。）の発行その他の窓口事務に関すること。

(2)・(3) (略)
(略)

徴 収 課
納 税 係

(1) 市税に係る徴収金（徴収係及び軽自動車税係、特別滞納整理室並びに出張所の主管に属するものを除く。次号及び第5号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2) (略)

(3) 徴収の嘱託及び受託に関すること（出張所の主管に属するものを除く。）。

(4) 市税に係る徴収金（軽自動車税係及び出張所の主管に属するものを除く。）に係る督促状に関すること。

(5)～(7) (略)

主 査（納税）

(1) 市税に係る徴収金（徴収係及び軽自動車税係、特別滞納整理室並びに出張所の主管に属するものを除く。次号及び第5号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2) (略)

(3) 徴収の嘱託及び受託に関すること（出張所の主管に属するものを除く。）。

(4) 市税に係る徴収金（軽自動車税係及び出張所の主管に属するものを除く。）に係る督促状に関すること。

主 査（税務窓口）（8）（栄の
事務所に限る。）

(1) 区役所及び区役所支所の税務窓口において行う税務に関する証明（住宅用家屋証明（名東区役所の税務窓口にあつては、建築後使用されたことのある住宅用家屋に係るものを除く。）を除く。）の発行その他の窓口事務に関すること。

(2)・(3) (略)
(略)

徴 収 課
納 税 係

(1) 市税に係る徴収金（徴収係及び軽自動車税係、市外滞納整理課並びに特別滞納整理室の主管に属するものを除く。次号及び第5号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2) (略)

(3) 徴収の嘱託及び受託に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。

(4) 市税に係る徴収金（軽自動車税係及び市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）に係る督促状に関すること。

(5)～(7) (略)

主 査（納税）(2)

(1) 市税に係る徴収金（徴収係及び軽自動車税係、市外滞納整理課並びに特別滞納整理室の主管に属するものを除く。次号及び第5号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2) (略)

(3) 徴収の嘱託及び受託に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。

(4) 市税に係る徴収金（軽自動車税係及び市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）に係る督促状に関すること。

(5)・(6) (略)

徴収係

- (1) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。第4号及び第5号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること（出張所の主管に属するものを除く。）。
- (2) 差押財産の換価に関すること（特別滞納整理室及び出張所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金（軽自動車税係、特別滞納整理室及び出張所の主管に属するものを除く。）の管理に関すること。
- (4) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。
- (5) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること（出張所の主管に属するものを除く。）。

(6) (略)

主 査（徴収）(2)

- (1) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。第3号及び第4号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること（出張所の主管に属するものを除く。）。
- (2) 差押財産の換価に関すること（特別滞納整理室及び出張所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。
- (4) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること（出張所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

軽自動車税係

- (1) 軽自動車税（種別割に限る。第3号から第9号までにおいて同じ。）の調

(5)・(6) (略)

徴収係

- (1) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。第4号及び第5号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 差押財産の換価に関すること（市外滞納整理課及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。）。
- (3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金（軽自動車税係、市外滞納整理課及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。）の管理に関すること。
- (4) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。

(6) (略)

軽自動車税係

- (1) 軽自動車税（種別割に限る。以下徴収課の項において同じ。）の調査及び

査及び賦課に関すること。
(2)～(9) (略)

賦課に関すること。

(2)～(9) (略)

主 査 (軽自動車税)

- (1) 軽自動車税に係る徴収金の納税相談及び滞納整理に関すること。
- (2) 軽自動車税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。
- (3) 軽自動車税に係る徴収金に係る督促状に関すること。
- (4) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った軽自動車税に係る徴収金の管理に関すること。
- (5) 軽自動車税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること。
- (6) 税務窓口において行う軽自動車税に関する相談その他の窓口事務に関すること。
- (7) その他軽自動車税に関すること。

主 幹 (徴収)

- (1) 市税に係る徴収金 (所長の指定するものに限る。第4号及び第5号において同じ。) の納税相談及び滞納整理に関すること (市外滞納整理課の主管に属するものを除く。)
- (2) 差押財産の換価に関すること (市外滞納整理課及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。)
- (3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金 (軽自動車税係、市外滞納整理課及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。) の管理に関すること。
- (4) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること (市外滞納整理課の主管に属するものを除く。)
- (5) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること (市外滞納整理課の主管に属するものを除く。)
- (6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

主 査 (徴収) (3)

- (1) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。第4号及び第5号において同じ。）の納税相談及び滞納整理に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 差押財産の換価に関すること（市外滞納整理課及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。）。
- (3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金（軽自動車税係、市外滞納整理課及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。）の管理に関すること。
- (4) 市税に係る徴収金の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 市税に係る徴収金に係る滞納処分に関する罰則に関すること（市外滞納整理課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。
- 市外滞納整理課
- 納 税 係
- (1) 市外の区域内に住所又は所在地を有する者に係る市税に係る徴収金（軽自動車税係及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。以下市外滞納整理課の項において「市税に係る徴収金」という。）の納税相談及び滞納整理に関すること（徴収係の主管に属するものを除く。）。
- (2) 市税に係る徴収金（徴収係の主管に属するものを除く。）の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。
- (3) 市税に係る徴収金の徴収の嘱託及び受託に関すること。
- (4) 市税に係る徴収金に係る督促状に関すること。
- (5) 市税に係る徴収金（徴収係の主管に属するものを除く。）に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

(7) 他係の主管に属しないこと。

主 査 (納税)

(1) 市税に係る徴収金の納税相談及び滞納整理に関すること (徴収係の主管に属するものを除く。)

(2) 市税に係る徴収金 (徴収係の主管に属するものを除く。) の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

(3) 市税に係る徴収金の徴収の嘱託及び受託に関すること。

(4) 市税に係る徴収金に係る督促状に関すること。

(5) 市税に係る徴収金 (徴収係の主管に属するものを除く。) に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

徴 収 係

(1) 市税に係る徴収金 (所長の指定するものに限る。) の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。

(3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関すること。

(4) 市税に係る徴収金 (所長の指定するものに限る。) の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

(5) 市税に係る徴収金 (所長の指定するものに限る。) に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

主 幹 (徴収)

(1) 市税に係る徴収金 (所長の指定するものに限る。) の納税相談及び滞納整理に関すること。

(2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の

特別滞納整理室
(略)
主 査 (特別滞納整理)
(1)～(3) (略)

(4)～(6) (略)
市民税課
個人市民税第一係

換価に関すること。
(3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行
った市税に係る徴収金の管理に関する
こと。
(4) 市税に係る徴収金（所長の指定する
ものに限る。）の納付又は納入の受託
に係る有価証券の再委託に関するこ
と。
(5) 市税に係る徴収金（所長の指定する
ものに限る。）に係る滞納処分に関す
る罰則に関すること。
(6) 税務窓口において行う納税相談その
他の窓口事務に関すること。

主 査 (徴収)
(1) 市税に係る徴収金（所長の指定する
ものに限る。）の納税相談及び滞納整
理に関すること。
(2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の
換価に関すること。
(3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を
行った市税に係る徴収金の管理に関す
ること。
(4) 市税に係る徴収金（所長の指定する
ものに限る。）の納付又は納入の受託
に係る有価証券の再委託に関するこ
と。
(5) 市税に係る徴収金（所長の指定する
ものに限る。）に係る滞納処分に関す
る罰則に関すること。
(6) 税務窓口において行う納税相談その
他の窓口事務に関すること。

特別滞納整理室
(略)
主 査 (特別滞納整理)
(1)～(3) (略)
(4) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を
行った市税に係る徴収金の管理に関す
ること。
(5)～(7) (略)
市民税課
個人市民税第一係
個人市民税第二係
個人市民税第三係

(1) (略)

(2) 個人の市民税及び県民税の犯則事件の調査に関すること（前号に規定する者に係るものに限る。）。

(3)・(4) (略)

(5) 他係の主管に属しないこと。

個人市民税第二係

(1) 個人の市民税及び県民税の調査及び賦課（給与からの特別徴収の方法によって徴収するものを除く。）に関すること（個人市民税第一係の主管に属するものを除く。）。

(2) 個人の市民税及び県民税の犯則事件の調査に関すること（個人市民税第一係の主管に属するものを除く。）。

(3) 税務窓口において行う個人の市民税及び県民税に関する相談その他の窓口事務に関すること。

(4) その他個人の市民税及び県民税に関すること（個人市民税第一係の主管に属するものを除く。）。

主 査（個人市民税に係る企画調整）

(1) 個人の市民税及び県民税の調査及び賦課（給与からの特別徴収の方法によって徴収するものを除く。）に関すること（所長の指定する区域内に賦課期日現在の住所を有する者に係るものに限る。）。

(2) 個人の市民税及び県民税の調査及び賦課のための関係機関との連携協力に係る企画及び調整に関すること。

(3) 個人の市民税及び県民税の犯則事件の調査に関すること（第1号に規定する者に係るものに限る。）。

(4) 税務窓口において行う個人の市民税及び県民税に関する相談その他の窓口事務に関すること。

(5) 個人の市民税及び県民税の申告等の

(1) (略)

(2) 個人の市民税及び県民税の調査及び賦課のための関係機関との連携協力に係る企画及び調整に関すること。

(3) 個人の市民税及び県民税の犯則事件の調査に関すること（第1号に規定する者に係るものに限る。）。

(4)・(5) (略)

(6) 他係の主管に属しないこと（個人市民税第一係に限る。）。

あり方の検討に関すること。

(6) その他個人の市民税及び県民税に関すること（第1号に規定する者に係るものに限る。）。

(略)

(略)

出張所

納税係

(1) 公印の管守に関すること。

(2) 税務監の指定する区域内に住所又は所在地を有する者に係る市税に係る徴収金（軽自動車税係及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。）（次号から第6号までにおいて「市税に係る徴収金」という。）の納税相談及び滞納整理に関すること（徴収係の主管に属するものを除く。）。

(3) 市税に係る徴収金（徴収係の主管に属するものを除く。）の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

(4) 市税に係る徴収金の徴収の嘱託及び受託に関すること。

(5) 市税に係る徴収金に係る督促状に関すること。

(6) 市税に係る徴収金（徴収係の主管に属するものを除く。）に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(7) 税務に関する証明（住宅用家屋証明（上社の出張所にあつては、建築後使用されたことのある住宅用家屋に係るものを除く。）を除く。）の発行その他の窓口事務に関すること。

(8) 市税に係る徴収金の収納に関すること。

(9) 他係の主管に属しないこと。

主査（納税）

(1) 税務監の指定する区域内に住所又は所在地を有する者に係る市税に係る徴収金（軽自動車税係及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。）（次号から第5号までにおいて「市税に係る徴収金」という。）の納税相談及び滞納整理に関すること（徴収係の主管

に属するものを除く。)。

(2) 市税に係る徴収金（徴収係の主管に属するものを除く。）の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

(3) 市税に係る徴収金の徴収の嘱託及び受託に関すること。

(4) 市税に係る徴収金に係る督促状に関すること。

(5) 市税に係る徴収金（徴収係の主管に属するものを除く。）に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(6) 税務に関する証明（住宅用家屋証明（上社の出張所にあつては、建築後使用されたことのある住宅用家屋に係るものを除く。）を除く。）の発行その他の窓口事務に関すること。

(7) 市税に係る徴収金の収納に関すること。

主 幹（徴収）

(1) 税務監の指定する区域内に住所又は所在地を有する者に係る市税に係る徴収金（軽自動車税係及び特別滞納整理室の主管に属するものを除く。）（以下「市税に係る徴収金」という。）の納税相談及び滞納整理に関すること（所長の指定するものに限る。）。

(2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。

(3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関すること。

(4) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。）の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

(5) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。）に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

徴 収 係

(1) 市税に係る徴収金の納税相談及び滞

納整理に関すること（所長の指定するものに限る。）。

(2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。

(3) 滞納処分を停止し、又は欠損処分を行った市税に係る徴収金の管理に関すること。

(4) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。）の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

(5) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。）に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(6) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

主 査（徴収）(2)

(1) 市税に係る徴収金の納税相談及び滞納整理に関すること（所長の指定するものに限る。）。

(2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。

(3) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。）の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

(4) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。）に係る滞納処分に関する罰則に関すること。

(5) 税務窓口において行う納税相談その他の窓口事務に関すること。

主 査（徴収）

(1) 市税に係る徴収金の納税相談及び滞納整理に関すること（所長の指定するものに限る。）。

(2) 市税に係る徴収金に係る差押財産の換価に関すること。

(3) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。）の納付又は納入の受託に係る有価証券の再委託に関すること。

(4) 市税に係る徴収金（所長の指定するものに限る。）に係る滞納処分に関する

<u>る罰則に関すること。</u> (5) <u>税務窓口において行う納税相談その</u> <u>他の窓口事務に関すること。</u>
--

附 則

- 1 この達は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市税務職員表彰規程（昭和26年名古屋市達第16号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 税務関係諸団体 次の団体をいう。 ア～エ (略) オ 名古屋市市税事務所処務規程（平成22年名古屋市達第14号）第3条に規定する管理課、徴収課、特別滞納整理室、市民税課、法人課税課、固定資産税課、 <u>固定資産評価室及び出張所</u> カ 名古屋市市税事務所処務規程第3条に規定する管理課、徴収課、特別滞納整理室、市民税課、法人課税課、固定資産税課、 <u>固定資産評価室及び出張所</u> の各係	第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 税務関係諸団体 次の団体をいう。 ア～エ (略) オ 名古屋市市税事務所処務規程（平成22年名古屋市達第14号）第3条に規定する管理課、徴収課、 <u>市外滞納整理課</u> 、特別滞納整理室、市民税課、法人課税課、固定資産税課及び固定資産評価室 カ 名古屋市市税事務所処務規程第3条に規定する管理課、徴収課、 <u>市外滞納整理課</u> 、特別滞納整理室、市民税課、法人課税課、固定資産税課及 <u>び固定資産評価室</u> の各係

観光文化交流局
名古屋城総合事務所

名古屋城総合事務所処務規程（昭和34年名古屋市達第15号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第3条 総合事務所の所務を処理するため、次の組織を置く。</p> <p>管理活用課 企画運営係 主 査(1)</p> <p>(略)</p> <p>保存整備室 保存整備係 主 査(2)</p> <p>(略)</p> <p>名古屋城調査研究センター (略) 主 査(2)</p> <p>2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>管理活用課 企画運営係 (略) 主 査(誘客・活用)</p> <p>(1)～(5) (略)</p>	<p>第3条 総合事務所の所務を処理するため、次の組織を置く。</p> <p>管理活用課 企画運営係 主 査(2)</p> <p>(略)</p> <p>保存整備室 保存整備係 主 査(2) <u>主 幹(1)</u></p> <p>(略)</p> <p>名古屋城調査研究センター (略) 主 査(3)</p> <p>2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>管理活用課 企画運営係 (略) 主 査(誘客・活用)</p> <p>(1)～(5) (略) <u>主 査(観覧環境の充実)</u></p>

<p>(略) 保存整備室 保存整備係</p> <p>(略) 主 査 (事業調整・建造物)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(略) 名古屋城調査研究センター 調査研究係</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(略)</p>	<p><u>(1) 名古屋城の観覧環境の充実に 関すること。</u></p> <p>(略) 保存整備室 保存整備係</p> <p>(略) 主 査 (事業調整・建造物)</p> <p>(1)・(2) (略) <u>主 査 (金シャチ横丁第二期 整備)</u></p> <p><u>(1) 金シャチ横丁の整備に 関すること。</u></p> <p>(略) 名古屋城調査研究センター 調査研究係</p> <p>(1)～(7) (略) <u>主 査 (考古学的調査・研究)</u></p> <p><u>(1) 名古屋城に係る考古学的 調査及び研究に 関すること。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる事項に係る 関係機関との 連絡及び協力に 関すること。</u></p> <p>(略)</p>
---	--

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市達第10号

経 済 局
 中央卸売市場本場
 中央卸売市場北部市場

名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程（昭和38年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第3条 名古屋市中心卸売市場本場に次の組織を置く。 管 理 課 (略) 施 設 係 (略) 2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管 理 課 (略) 施 設 係 (1)～(4) (略)	第3条 名古屋市中心卸売市場本場に次の組織を置く。 管 理 課 (略) 施 設 係 <u>主 幹(1)</u> <u>主 査(1)</u> (略) 2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管 理 課 (略) 施 設 係 (1)～(4) (略) <u>主 幹(本場整備)</u> <u>(1) 中央卸売市場本場の整備に関するこ</u> <u>と。</u> <u>主 査(本場整備)</u> <u>(1) 中央卸売市場本場の整備に関するこ</u> <u>と。</u> (略)

<p>第4条 名古屋市中央卸売市場北部市場に 次の組織を置く。</p> <p>管 理 課 (略) 施 設 係</p> <p>(略)</p> <p>2 前項の組織の分掌事務又は分担事項 は、次のとおりとする。</p> <p>管 理 課 (略) 施 設 係 (1)～(4) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第4条 名古屋市中央卸売市場北部市場に 次の組織を置く。</p> <p>管 理 課 (略) 施 設 係</p> <p><u>主 幹(1)</u> <u>主 査(1)</u> (略)</p> <p>2 前項の組織の分掌事務又は分担事項 は、次のとおりとする。</p> <p>管 理 課 (略) 施 設 係 (1)～(4) (略)</p> <p><u>主 幹(北部市場整備)</u> <u>(1) 中央卸売市場北部市場の整備に關す ること。</u></p> <p><u>主 査(北部市場整備)</u> <u>(1) 中央卸売市場北部市場の整備に關す ること。</u> (略)</p>
---	--

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市達第11号

環 境 局
猪 子 石 工 場

名古屋市環境局工場処務規程（昭和45年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第3条 工場に業務を処理するため次の組織を置く。 （略） <u>運転第四係（猪子石工場に限る。）</u>	第3条 工場に業務を処理するため次の組織を置く。 （略）
2 係の分掌事務は、次のとおりとする。 （略） <u>運転第四係</u> （略）	2 係の分掌事務は、次のとおりとする。 （略） （略）
3・4 （略）	3・4 （略）

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

健康福祉局
保健所

名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第3条 保健所に次の補助組織を置く。</p> <p><u>医療企画調整官</u></p> <p>健康部 保健医療課 (略)</p> <p>地域保健係 主 幹(1)</p> <p>(略)</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策部 (略)</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策室 (略)</p> <p><u>主 査(2)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>主 査(7)</u></p> <p>(略)</p> <p>主 幹<u>(6)</u></p> <p><u>主 幹(2)</u></p> <p>主 査<u>(3)</u></p> <p><u>主 幹(1)</u></p> <p><u>主 査(1)</u></p>	<p>第3条 保健所に次の補助組織を置く。</p> <p>健康部 保健医療課 (略)</p> <p>地域保健係 主 幹(1)</p> <p><u>参 事(1)</u></p> <p>(略)</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策部 (略)</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策室 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>主 幹<u>(9)</u></p> <p>主 査<u>(13)</u></p>

(略)

主 幹(7)
主 査(12)

(略)

保健センター

(略)

健康安全課（千種、中村、中及び南
の保健センターを除
く。）

(略)

主 幹(1)（東、西、熱田、
港、名東及び天白
の保健センターに
限る。）

保健予防課

保健感染症係

主 査(3)（東、西、熱田、
港、名東及び天
白の保健センタ
ーを除く。）

主 査(2)（東、西、熱田、
港、名東及び天
白の保健センタ
ーに限る。）

第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分
担事項は、次のとおりとする。

医療企画調整官

健康部

保健医療課

地域医療係

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(略)

主 幹（医務指導）

(1)～(4) (略)

(略)

主 幹(5)
主 査(7)

(略)

保健センター

副 所 長

(略)

健康安全課（千種、中村、中及び南
の保健センターを除
く。）

(略)

主 幹(1)（東、西、熱田、
港、名東及び天白
の保健センターに
限る。）

保健予防課

保健感染症係

主 査(3)（東及び西の保健
センターを除
く。）

主 査(2)（東及び西の保健
センターに限
る。）

第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分
担事項は、次のとおりとする。

健康部

保健医療課

地域医療係

(1)～(6) (略)

(7) 厚生統計調査（人口動態統計及び保
健統計に限る。）に係る企画及び調整
に関すること。

(8) (略)

(略)

主 幹（医務指導）

(1)～(4) (略)

参 事（健康危機管理対応力強化
に係る総合調整）

(1) 健康危機管理対応力の強化に係る総
合調整に関すること。

(略)

新型コロナウイルス感染症対策部

(略)

新型コロナウイルス感染症対策室
企 画 係

(1) (略)

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援に関すること。

(3) (略)

主 査 (新型コロナウイルス感染症対策に係る企画調整) (2)

(1) 保健所長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に係る企画及び調整に関すること。

推 進 係

(1) (略)

(2) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設に関すること。

主 査 (新型コロナウイルス感染症対策の推進) (7)

(1) 保健所長の指定する新型コロナウイルス感染症対策の推進に関すること。

(略)

主 幹 (新型コロナウイルス感染症対策) (6)

(1) (略)

主 幹 (新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援) (2)

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援に関すること。

主 査 (新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援) (3)

(1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援に関すること。

主 幹 (新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設)

(1) 新型コロナウイルス感染症の軽症者

(略)

新型コロナウイルス感染症対策部

(略)

新型コロナウイルス感染症対策室
企 画 係

(1) (略)

(2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る調査に関すること。

(3) (略)

推 進 係

(1) (略)

(略)

主 幹 (新型コロナウイルス感染症対策) (9)

(1) (略)

等宿泊療養施設に関すること。

(2) その他保健所長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関すること。

主 査（新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設）

(1) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設に関すること。

(2) その他保健所長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関すること。

(略)

主 幹（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）(7)

(1) (略)

主 査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）(12)

(1) (略)

(略)

保健センター

(略)

健康安全課

(略)

主 幹（健康安全に係る特命事項の処理）

(1) 保健所長の指定する食品衛生その他健康及び安全の確保に関する施策に係る特命事項の処理に関すること。

保健予防課

(略)

主 査（医務）（東、西、熱田、港、名東及び天白の保健センターを除く。）

(1) (略)

(略)

2～4 (略)

5 医療企画調整官は、上司の命を受けて

主 査（新型コロナウイルス感染症対策）(13)

(1) 保健所長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に関すること。

(略)

主 幹（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）(5)

(1) (略)

主 査（新型コロナウイルスワクチンに係る調整）(7)

(1) (略)

(略)

保健センター

副 所 長

(略)

健康安全課

(略)

保健予防課

(略)

主 査（医務）（東及び西の保健センターを除く。）

(1) (略)

(略)

2～4 (略)

<p><u>市民の健康に関する重要事項に係る企画及び調整を行い、その事項に関して所管の課長その他の職員を指揮監督する。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7～11 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>医療企画調整官は、健康福祉局医療企画調整官の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>4 <u>保健センター所長は、区役所保健福祉センター所長の職にある者（その者が職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第1号）別表第1職種区分表に掲げる医事職の職にある者でない場合にあつては、区役所保健福祉センター健康安全課長の職にある者）をもって充てる。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 前条に規定する職（新型コロナウイルス感染症対策監、<u>医療企画調整官</u>、保健センター所長及び感染症対策・調査センター所長を除く。）及びその補助組織には、健康福祉局健康部、新型コロナウイルス感染症対策部及び衛生研究所、子ども青少年局子育て支援部並びに区役所保健福祉センターにおいて同一の名称の職にある者及びその補助組織をもって充てる。</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 <u>保健センター副所長は、保健センター所長を補佐するとともに、その命を受けて所属事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p>7～11 (略)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>保健センター所長は、区役所保健福祉センター所長の職にある者（その者が職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第1号）別表第1職種区分表に掲げる医事職の職にある者でない場合にあつては、区役所保健福祉センター主幹（医務総括）の職にある者）をもって充てる。</u></p> <p>4 <u>保健センター副所長は、区役所保健福祉センター保健管理課長又は健康安全課長の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 前条に規定する職（新型コロナウイルス感染症対策監、保健センター所長、<u>保健センター副所長</u>及び感染症対策・調査センター所長を除く。）及びその補助組織には、健康福祉局健康部、新型コロナウイルス感染症対策部及び衛生研究所、子ども青少年局子育て支援部並びに区役所保健福祉センターにおいて同一の名称の職にある者及びその補助組織をもって充てる。</p>
---	--

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

健康福祉局
厚生院

名古屋市厚生院処務規程（昭和28年名古屋市達第29号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第3条 厚生院に院務を処理するため、次の組織を置く。</p> <p><u>管 理 部</u></p> <p>管 理 課</p> <p>(略)</p> <p>主 幹(1)</p> <p>主 査<u>(2)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>大学病院化推進室</u></p> <p>主 査<u>(1)</u></p> <p><u>附 属 病 院</u></p> <p><u>第一診療科</u></p> <p><u>第二診療科</u></p> <p><u>第三診療科</u></p> <p><u>第四診療科</u></p> <p><u>リハビリテーション科</u></p> <p><u>検 査 科</u></p> <p><u>薬 剤 科</u></p> <p><u>看 護 部</u></p> <p>2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第3条 厚生院に院務を処理するため、次の組織を置く。</p> <p>管 理 課</p> <p>(略)</p> <p>主 幹(1)</p> <p>主 査<u>(1)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>診 療 科</u></p> <p>2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。</p>

管 理 部

管 理 課

管 理 係

- (1) (略)
- (2) 人事に関すること (大学病院化推進室の主管に属するものを除く。)。
- (3) 経理に関すること (大学病院化推進室の主管に属するものを除く。)。
- (4) 物品 (食品材料を除く。) の購入、検収及び管理に関すること (大学病院化推進室の主管に属するものを除く。)。
- (5) 施設の管理 (他室係附属病院の主管に属するものを除く。) 並びに施設の営繕及び取締りに関すること。
- (6)・(7) (略)
- (8) 救護施設及び特別養護老人ホームの入退所事務に関すること。
- (9) 入所者 (救護施設及び特別養護老人ホームに限る。) の生活相談及び生活指導に関すること。
- (10) 入所者 (救護施設及び特別養護老人ホームに限る。) の措置費、介護報酬等の請求手続に関すること。
- (11) (略)
- (12) 医療保護施設を退所し、特別養護老人ホームへ入所する者の退所に係る相談、調整及び退所事務に関すること。
- (13) その他入所者 (救護施設及び特別養護老人ホームに限る。) に関すること (介護係の主管に属するものを除く。)
- (14)~(19) (略)
- (20) 厚生院に係る企画及び調整に関すること。
- (21) 他室係附属病院の主管に属しないこと。
主 査 (施設管理等)
- (1) 経理に関すること (大学病院化推進室の主管に属するものを除く。)。
- (2) 物品 (食品材料を除く。) の購入、検収及び管理に関すること (大学病院

管 理 課

管 理 係

- (1) (略)
- (2) 人事に関すること。
- (3) 経理に関すること。
- (4) 物品 (食品材料を除く。) の購入、検収及び管理に関すること。
- (5) 施設の管理、営繕及び取締りに関すること。
- (6)・(7) (略)
- (8) 入退所事務に関すること。
- (9) 入所者の生活相談及び生活指導に関すること。
- (10) 入所者の措置費、介護報酬等の請求手続に関すること。
- (11) (略)
- (12) その他入所者に関すること (介護係の主管に属するものを除く。)
- (13)~(18) (略)
- (19) 厚生院に係る調整に関すること。
- (20) 介護係の主管に属しないこと。
主 査 (施設管理等)
- (1) 経理に関すること。
- (2) 物品 (食品材料を除く。) の購入、検収及び管理に関すること。

化推進室の主管に属するものを除く。)。

- (3) 施設の管理(他室係附属病院の主管に属するものを除く。)並びに施設の営繕及び取締りに関すること。

主 査 (福祉)

- (1) (略)
- (2) 救護施設及び特別養護老人ホームの入退所事務に関すること。
- (3) 入所者(救護施設及び特別養護老人ホームに限る。)の生活相談及び生活指導に関すること。
- (4) 入所者(救護施設及び特別養護老人ホームに限る。)の措置費、介護報酬等の請求手続に関すること。
- (5) (略)
- (6) 医療保護施設を退所し、特別養護老人ホームへ入所する者の退所に係る相談、調整及び退所事務に関すること。

(略)

主 幹 (厚生院に係る企画調整)

- (1) 厚生院に係る企画及び調整に関すること。

主 査 (厚生院に係る企画調整) (2)

- (1) 厚生院に係る企画及び調整に関すること。

介 護 係

- (1) 入所者(救護施設及び特別養護老人ホームに限る。)の療養上の世話及び診療の介助に関すること。
- (2) 局長が指定する居室に入所する入所者(救護施設及び特別養護老人ホームに限る。)の介護に関すること。

主 査 (介護) (3)

- (1) 局長が指定する居室に入所する入所者(救護施設及び特別養護老人ホームに限る。)の療養上の世話及び診療の介助に関すること。

- (3) 施設の管理、営繕及び取締りに関すること。

主 査 (福祉)

- (1) (略)
- (2) 入退所事務に関すること。
- (3) 入所者の生活相談及び生活指導に関すること。
- (4) 入所者の措置費、介護報酬等の請求手続に関すること。
- (5) (略)
- (6) その他入所者に関すること(介護係の主管に属するものを除く。)。

(略)

主 幹 (厚生院に係る調整)

- (1) 厚生院に係る調整に関すること。

主 査 (厚生院に係る調整)

- (1) 厚生院に係る調整に関すること。

介 護 係

- (1) 入所者の療養上の世話、機能回復及び診療の介助に関すること。
- (2) 局長が指定する居室に入所する入所者の介護に関すること。

主 査 (介護) (3)

- (1) 局長が指定する居室に入所する入所者の療養上の世話、機能回復及び診療の介助に関すること。

(2) 局長が指定する居室に入所する入所者（救護施設及び特別養護老人ホームに限る。）の介護に関すること。

大学病院化推進室

主 査（大学病院化に係る調整）

(1) 医療保護施設の公立大学法人名古屋市立大学医学部附属病院化の推進に関すること。

(2) 医療保護施設の入退所等に係る相談及び調整に関すること。

(3) 医療保護施設の入退所事務に関すること。

(4) 入所者（医療保護施設に限る。）の生活相談及び生活指導に関すること。

(5) 医療保護施設の診療報酬、介護報酬等に係る請求事務に関すること。

(6) その他入所者（医療保護施設に限る。）に関すること。

(7) 医療保護施設の庶務及び経理に関すること。

附属病院

第一診療科

第二診療科

第三診療科

第四診療科

(1) 入所者の診療（第一診療科にあっては内科、眼科及び耳鼻咽喉科に係る診療、第二診療科にあっては内科、泌尿器科、婦人科及び放射線科に係る診療、第三診療科にあっては内科、整形外科及び皮膚科に係る診療、第四診療科にあっては内科、脳神経内科、外科、精神科及び歯科に係る診療）に関すること。

(2) 医学（予防医学を含む。）の研究に関すること。

(3) 医学的検査及び保健指導に関すること。

(2) 局長が指定する居室に入所する入所者の介護に関すること。

診療科

(1) 入所者の診療及び健康管理に関すること。

(2) 前号の診療用及び検査用の機械器具の整備保管に関すること。

と。

(4) 市長が指定する社会福祉施設の入所者等の診療及び健康管理に関すること。

(5) 前各号の診療用及び検査用の機械器具の整備保管に関すること。

リハビリテーション科

(1) 水治療及び電気治療に関すること。

(2) 一般動作の機能回復に関すること。

(3) その他リハビリテーションに関すること。

(4) 前各号の治療等に必要の機械器具の整備保管に関すること。

検査科

(1) 生化学、血液、細菌、血清等の検査に関すること。

(2) 生理検査及び病理検査に関すること。

(3) エックス線診断に係る透視及び撮影並びに超音波診断に係る画像処理に関すること。

(4) 前各号の検査等に必要の機械器具の整備保管に関すること。

薬剤科

(1) 調剤及び製剤に関すること。

(2) 薬品等の化学検査及び研究に関すること。

(3) 薬品の検収及び出納保管に関すること。

(4) 薬剤に関する機械器具の整備保管及び薬剤室の管理に関すること。

(5) その他薬務に関すること。

看護部

(1) 患者の療養上の世話及び診療の介助に関すること。

(2) 診療機械器具の整備保管並びに診療室、手術室、病室及び中央材料室の管理に関すること。

第4条 (略)

2 管理部に部長、課に課長、室に室長、係に係長、附属病院に附属病院長及び副病院長を置く。

3 各診療科、リハビリテーション科及び

第4条 (略)

2 課に課長、係に係長、診療科に部長を置く。

<p><u>薬剤科に部長及び副部長を置く。</u></p> <p><u>4 検査科に部長、技師長及び検査係長を置く。</u></p> <p><u>5 看護部に看護部長、副看護部長及び看護師長を置く。</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 第2項から第5項までに規定する者は、上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>8～10 (略)</u></p>	<p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 第2項に規定する者は、上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>5～7 (略)</u></p>
--	--

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

子ども青少年局
児童福祉センター

名古屋市児童福祉センター処務規程（昭和46年名古屋市達第17号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第3条 センターに次の組織を置く。</p> <p>管理課 (略) 主 幹<u>(5)</u> (略) 中央療育センター 診療相談係 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>管理課 (略) 主 幹（診療支援）<u>(5)</u> (1) (略) (略) 中央療育センター 診療相談係 (1)～(5) (略)</p>	<p>第3条 センターに次の組織を置く。</p> <p>管理課 (略) 主 幹<u>(4)</u> (略) 中央療育センター 診療相談係 <u>主 査(1)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>管理課 (略) 主 幹（診療支援）<u>(4)</u> (1) (略) (略) 中央療育センター 診療相談係 (1)～(5) (略) <u>(6) 地域療育センターに係る総合的な調査、統計及び企画に関すること。</u></p>

<p>(略)</p>	<p><u>(7) 地域療育センター間の連携の推進に関すること。</u> <u>主 査 (地域療育センターに係る企画調整)</u> <u>(1) 地域療育センターに係る総合的な調査、統計及び企画に関すること。</u> <u>(2) 地域療育センター間の連携の推進に関すること。</u> (略)</p>
------------	--

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

子ども青少年局
保 育 園

名古屋市児童福祉施設処務規程（昭和24年名古屋市達第21号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>第3条 莊長等は、上司（保育園（内山保育園、星ヶ丘保育園、東保育園、北保育園、上飯田保育園、上名古屋保育園、荒輪井保育園、中保育園、白金保育園、軍水保育園、高蔵保育園、正色保育園、中島保育園、港保育園、宝保育園、守山保育園、大森保育園、鳴子保育園、牧野池保育園、島田第一保育園及び平針原保育園の園長を除く。）の園長の服務については、主管課長を含む。）の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p>	<p>第3条 莊長等は、上司（保育園（内山保育園、星ヶ丘保育園、東保育園、北保育園、上飯田保育園、上名古屋保育園、荒輪井保育園、中保育園、白金保育園、軍水保育園、高蔵保育園、正色保育園、中島保育園、港保育園、宝保育園、守山保育園、大森保育園、鳴子保育園、牧野池保育園、<u>藤里保育園</u>、島田第一保育園及び平針原保育園の園長を除く。）の園長の服務については、主管課長を含む。）の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>第4条の2 保育園に保育係長（内山保育園及び高蔵保育園に限る。）及び主査（保育所等に係る企画調整）（星ヶ丘保育園、東保育園、北保育園、上飯田保育園、上名古屋保育園、荒輪井保育園、中保育園、白金保育園、軍水保育園、高蔵保育園、中島保育園、港保育園、宝保育園、守山保育園、大森保育園、鳴子保育園、牧野池保育園、島田第一保育園及び</p>	<p>第4条の2 保育園に保育係長（内山保育園及び高蔵保育園に限る。）及び主査（保育所等に係る企画調整）（<u>内山保育園</u>、<u>星ヶ丘保育園</u>、東保育園、北保育園、上飯田保育園、上名古屋保育園、荒輪井保育園、中保育園、白金保育園、軍水保育園、高蔵保育園、<u>正色保育園</u>、中島保育園、港保育園、宝保育園、守山保育園、大森保育園、鳴子保育園、牧野池</p>

平針原保育園に限る。)を置く。 2・3 (略)	保育園、 <u>藤里保育園</u> 、島田第一保育園及び平針原保育園に限る。)を置く。 2・3 (略)
----------------------------	--

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

子ども青少年局
地域療育センター

名古屋市地域療育センター処務規程（平成5年名古屋市達第31号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<u>名古屋市地域療育センター処務規程</u>	<u>名古屋市西部地域療育センター処務規程</u>
<u>第1条 この規程において地域療育センター（以下「センター」という。）とは、次に掲げるものをいう。</u> <u>(1) 名古屋市西部地域療育センター</u> <u>(2) 名古屋市北部地域療育センター</u>	<u>第1条 名古屋市西部地域療育センター（以下「センター」という。）は、子ども青少年局子育て支援部に属し、名古屋市地域療育センター条例（平成5年名古屋市条例第14号）第3条に規定する事業の実施に関する事務をつかさどる。</u>
<u>2 センターは、子ども青少年局子育て支援部に属し、名古屋市地域療育センター条例（平成5年名古屋市条例第14号）第3条に規定する事業の実施に関する事務をつかさどる。</u>	

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年度における公所の分掌事務の特例に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

次の各号に掲げる公所を所管する局の局長は、当該公所（課制のある公所にあつては、課。以下同じ。）の分掌事務に的確かつ柔軟に対応するため必要があるときは、当該各号に定める規定にかかわらず、これらに定める係の分掌事務又は主査の分担事項によらないで、当該公所にその分掌事務を行わせることができる。

- (1) 名古屋市東京事務所 名古屋市東京事務所処務規程（昭和33年名古屋市達第2号）第3条第2項
- (2) 名古屋市収納管理・特別徴収事務センター 名古屋市収納管理・特別徴収事務センター処務規程（平成22年名古屋市達第13号）第4条第1項
- (3) 名古屋市市税事務所 名古屋市市税事務所処務規程（平成22年名古屋市達第14号）第4条
- (4) 名古屋城総合事務所 名古屋城総合事務所処務規程（昭和34年名古屋市達第15号）第3条第2項
- (5) 名古屋市中央卸売市場本場 名古屋市中央卸売市場に属する市場処務規程（昭和38年名古屋市達第2号）第3条第2項
- (6) 名古屋市中央卸売市場北部市場 名古屋市中央卸売市場に属する市場処務規程第4条第2項
- (7) 名古屋市中央卸売市場南部市場 名古屋市中央卸売市場に属する市場処務規程第5条第3項

- (8) 名古屋市環境科学調査センター 名古屋市環境科学調査センター処務規程（昭和46年名古屋市達第8号）第5条
- (9) 名古屋市環境事業所 名古屋市環境事業所処務規程（昭和23年名古屋市達第20号）第4条第2項
- (10) 名古屋市処分場 名古屋市処分場処務規程（昭和47年名古屋市達第35号）第3条第2項
- (11) 名古屋市環境局工場 名古屋市環境局工場処務規程（昭和45年名古屋市達第3号）第3条第2項
- (12) 名古屋市児童福祉センター（中央児童相談所を除く。） 名古屋市児童福祉センター処務規程（昭和46年名古屋市達第17号）第3条第3項
- (13) ひばり荘 名古屋市児童福祉施設処務規程（昭和24年名古屋市達第21号）第4条第2項
- (14) あげぼの学園 名古屋市児童福祉施設処務規程第5条第2項
- (15) 名古屋市西部地域療育センター 名古屋市西部地域療育センター処務規程（平成5年名古屋市達第31号）第3条第2項
- (16) 名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所 名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所処務規程（昭和56年名古屋市達第53号）第2条第2項
- (17) 名古屋市緑都市整備事務所 名古屋市緑都市整備事務所処務規程（昭和63年名古屋市達第27号）第2条第2項
- (18) 名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所 名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所処務規程（平成5年名古屋市達第35号）第2条第2項

附 則

- 1 この達は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この達は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（副市長等の共通代決権限事項）</p> <p>第5条 副市長の市長の事務の補助執行に関する共通代決権限事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>消防長</u>の行う職員（係長に限る。）の任免に係る承認に関すること。</p> <p>(5)～(13) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>（<u>消防長</u>等の代決権限事項）</p> <p>第11条 別表第1 中局長、監、部長及び課長の共通代決権限事項は、<u>消防長</u>、上下水道局長及び交通局長が行う市長の事務の補助執行について準用する。</p> <p>2 <u>消防長</u>は、前項に規定するもののほか、第5条第2項の表中局長の代決権限事項及び別表第3に掲げる事項について代決することができる。</p> <p>3 <u>消防長</u>、上下水道局長及び交通局長は、市長の承認を得て、前2項の規定による代決権限事項の一部を、その属する部長、課長その他の職員に代決させることができる。</p>	<p>（副市長等の共通代決権限事項）</p> <p>第5条 副市長の市長の事務の補助執行に関する共通代決権限事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>消防局長</u>の行う職員（係長に限る。）の任免に係る承認に関すること。</p> <p>(5)～(13) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>（<u>消防局長</u>等の代決権限事項）</p> <p>第11条 別表第1 中局長、監、部長及び課長の共通代決権限事項は、<u>消防局長</u>、上下水道局長及び交通局長が行う市長の事務の補助執行について準用する。</p> <p>2 <u>消防局長</u>は、前項に規定するもののほか、第5条第2項の表中局長の代決権限事項及び別表第3に掲げる事項について代決することができる。</p> <p>3 <u>消防局長</u>、上下水道局長及び交通局長は、市長の承認を得て、前2項の規定による代決権限事項の一部を、その属する部長、課長その他の職員に代決させることができる。</p>

(教育次長の代決権限事項)

第13条 地方自治法第180条の2の規定に基づき、教育委員会事務局教育次長(以下「教育次長」という。)は、市長の権限に属する事務のうち次に掲げる事項を補助執行するものとする。

(1)～(9) (略)

2～4 (略)

(選挙管理委員会事務局長等の代決権限事項)

第14条 地方自治法第180条の2の規定に基づき、選挙管理委員会事務局長及び人事委員会事務局長(以下本条において「事務局長」という。)は、市長の権限に属する事務のうち所属の予算の執行及び物品の管理に関する事項を補助執行するものとする。

2・3 (略)

(監査事務局長の代決権限事項)

第14条の2 地方自治法第180条の2の規定に基づき、監査事務局長は、市長の権限に属する事務のうち次の各号に掲げる事項を補助執行するものとする。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

4 監査事務局長は、市長の承認を得て、前2項の規定による代決権限事項の一部を、その属する次長、課長又は室長に代決させることができる。

(農業委員会事務局の課長の代決権限事項)

第15条 地方自治法第180条の2の規定に基づき、次表の左欄に掲げる農業委員会

(教育次長の代決権限事項)

第13条 地方自治法第180条の2の規定に基づき、教育委員会事務局教育次長(以下「教育次長」という。)は、市長の権限に属する事務のうち次に掲げる事項を補助執行するものとする。

(1)～(9) (略)

(10) 教育委員会がした処分についての審査請求(地方自治法に規定するものに限る。以下同じ。)に関する事

2～4 (略)

(選挙管理委員会事務局長等の代決権限事項)

第14条 地方自治法第180条の2の規定に基づき、選挙管理委員会事務局長及び人事委員会事務局長(以下この条において「事務局長」という。)は、市長の権限に属する事務のうち次に掲げる事項を補助執行するものとする。

(1) 所属の予算の執行に関する事

事(2) 所属の物品の管理に関する事

事(3) 選挙管理委員会又は人事委員会
がした処分についての審査請求に関する
事

2・3 (略)

(監査事務局長の代決権限事項)

第14条の2 地方自治法第180条の2の規定に基づき、監査事務局長は、市長の権限に属する事務のうち次に掲げる事項を補助執行するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 監査委員がした処分についての審査
請求に関する事

2・3 (略)

4 監査事務局長は、市長の承認を得て、前2項の規定による代決権限事項の一部を、その属する次長、課長その他の職員に代決させることができる。

(農業委員会事務局次長の代決権限事項)

第15条 地方自治法第180条の2の規定に基づき、農業委員会事務局長は、農政事

事務局の課長（以下「農業委員会の地区農政課長」という。）は、同表右欄に掲げる区の区域に係る農政事務のうち市長の権限に属する事項を補助執行するものとする。

東部・緑農政課長	千種区、昭和区、瑞穂区、南区、緑区、名東区及び天白区
西部・守山農政課長	東区、北区、西区、中村区、中区及び守山区
中川農政課長	熱田区及び中川区
港農政課長	港区

2 別表第1中課長の代決権限事項のうち人事・服務関係の表第15号、第23号から第26号まで及び第28号、財務関係の表第44号及び第49号から第51号まで並びに事業執行関係の表第1号、第3号から第5号まで、第7号、第8号、第15号、第17号、第20号及び第21号に掲げる事項については、農業委員会の地区農政課長の行う市長の事務の補助執行について準用する。

3 (略)

務のうち市長の権限に属する事項を補助執行するものとする。

2 別表第1中部長の代決権限事項のうち事業執行関係の表第6号に掲げる事項は農業委員会事務局次長の市長の事務の補助執行について、別表第1中課長の代決権限事項のうち人事・服務関係の表第15号、第23号から第26号まで及び第28号、財務関係の表第44号及び第49号から第51号まで並びに事業執行関係の表第1号、第3号から第5号まで、第7号、第8号、第15号、第17号、第20号及び第21号に掲げる事項は農業委員会事務局の課長（農政課長を除く。以下「農業委員会の地区農政課長」という。）の市長の事務の補助執行について準用する。

3 (略)

別表第1事業執行関係の表第4号中「消去・」を削る。

別表第2健康福祉局主管部長の項中第29号及び第30号を削り、同局主管課長の項第59号中

「

(4) 法第44条の5による厚生労働大臣への報告に関すること。

(5) 法第51条、第52条及び第56条の規定による厚生労働大臣に対する通報及び報告に関すること。

を

」

「

- (4) 法第44条の3第6項（第50条の2第4項において準用する場合を含む。）による市町村長への協力の要請に関すること。
- (5) 法第44条の3の2第4項及び第50条の3第4項による厚生労働大臣及び都道府県知事への報告に関すること。
- (6) 法第44条の6による厚生労働大臣への報告に関すること。
- (7) 法第51条、第52条及び第56条の規定による厚生労働大臣に対する通報及び報告に関すること。

に改め、同項中第67号か

ら第69号までを削る。

別表第3中「消防長」を「消防局長」に改める。

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市達第19号

庁 中 一 般
区 役 所

区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

別表第1事業執行関係の表第3号中「消去・」を削る。

別表第4保健センター所長の項第50号中「第8項」を「第10項」に改め、同項第54号中「第26条の3」の次に「（第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第55号中「第44条の3及び第50条の2」を「第44条の3第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第50条の2第1項、第2項及び第4項」に改め、同項第56号中「第44条の7」を「第44条の11」に改め、同項第61号中「第6条第1項」の次に「から第3項までの規定」を加える。

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

公所長以下代決規程（昭和40年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前			改 正 後		
（用語の定義） 第3条 この規程において、公所とは、次の表に掲げるものをいう。			（用語の定義） 第3条 この規程において、公所とは、次の表に掲げるものをいう。		
局名	公所名		局名	公所名	
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
子ども 青少年 局	西部児童相談 所、東部児童 相談所、ひば り荘、玉野川 学園、あけぼ の学園、西部 地域療育セン ター、 <u>北部地 域療育センタ</u>	（略）	子ども 青少年 局	西部児童相談 所、東部児童 相談所、ひば り荘、玉野川 学園、あけぼ の学園、西部 地域療育セン ター、 <u>保育園</u>	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
緑政土 木局	土木事務所、 ポンプ施設管 理事務所、 <u>農 業センター</u>	（略）	緑政土 木局	土木事務所、 ポンプ施設管 理事務所	（略）
2・3	（略）		2・3	（略）	
別表第1			別表第1		

公所長共通 代決権限事 項	特例	
	代決権限事 項	特例の適用 のある公所 長
(略)	(略)	(略)
28 軽易な 行政文書 の公開並 びに保有 個人情報 の開示、 訂正及び 消去・利 用停止の 請求に対 する決定 に関する こと。	19 重要な 行政文書 の公開並 びに保有 個人情報 の開示、 訂正及び 消去・利 用停止の 請求に対 する決定 に関する こと。	(略)
(略)	(略)	(略)

公所長共通 代決権限事 項	特例	
	代決権限事 項	特例の適用 のある公所 長
(略)	(略)	(略)
28 軽易な 行政文書 の公開並 びに保有 個人情報 の開示、 訂正及び 利用停止 の請求に 対する決 定に關す ること。	19 重要な 行政文書 の公開並 びに保有 個人情報 の開示、 訂正及び 利用停止 の請求に 対する決 定に關す ること。	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第 2

(略)	(略)	(略)
健康福 祉局	(略) 厚生院長	(略) 1 (略) 2 1件3,000万 円以下の病院用 医療品の買入れ の決定に関する こと。
子ども 青少年 局	(略) ひばり 荘、玉野 川学園、 あけぼの 学園、西 部地域療 育センタ ー、北部 地域療育 センター 及び保育 園の長	(略) (略) (略)
(略)	(略)	(略)

別表第 2

(略)	(略)	(略)
健康福 祉局	(略) 厚生院長	(略) 1 (略)
子ども 青少年 局	(略) ひばり 荘、玉野 川学園、 あけぼの 学園、西 部地域療 育センタ ー及び保 育園の長	(略) (略) (略)
(略)	(略)	(略)

緑政土木局	(略) 農業センター及び 東山総合公園の長	(略) 1 高価なものの 評価額が 600 万 円以下の動物又は 植物の交換並び に動物又は植物 の処分の決定 に関すること。
	東山総合公園長	1～5 (略)

緑政土木局	(略)	(略)
	東山総合公園長	1 高価なものの 評価額が 600 万 円以下の動物又は 植物の交換並び に動物又は植物 の処分の決定 に関すること。 2～6 (略)

別表第 3

財政局	市税事務所 の課長、室長 及び出張 所長	(略)
	市税事務所 の管理課長 及び出張 所長	(略)
	市税事務所 の管理課長、 市民税課長 及び固定 資産税課長	(略)
	(略) 市税事務所 の徴収課長、 特別滞納 整理室長、 出張所長 及び主幹	(略) (略)

別表第 3

財政局	市税事務所 の課長 及び室長	(略)
	市税事務所 管理課長	(略)
	市税事務所 の管理課長、 市民税課 長、法人 課税課長 及び固定 資産税課 長	(略)
	(略) 市税事務所 の徴収課長、 市外滞納 整理課長、 特別滞納 整理室長	(略) (略)

(徴収)			及び主幹	
市税事務所 の徴収 課長及び <u>出張所長</u>	(略)		(徴収)	(略)
市税事務所 の市民 税課長及 び固定資 産税課長	(略)		<u>市外滞納 整理課長</u>	(略)
(略)	(略)		市税事務所 の市民 税課長、 <u>法人課税 課長</u> 及び 固定資産 税課長	(略)
			(略)	(略)

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市達第21号

庁 中 一 般
 区 役 所
 各 公 所

職員の勤務時間の特例等に関する規程（昭和49年名古屋市達第8号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（休憩時間の時限）</p> <p>第3条 職員（次項から第4項までに規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、<u>別表第3</u>（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>別表第4</u>）に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、<u>同表</u>に定める休憩時間の時限とする。</p> <p>2 所属長は、職員（次項及び第4項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限について、始まり及び終わりの時刻について職員の<u>申出</u>を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の<u>申出</u>を経て、午前11時30分から午後2時までの間において連続して60分（<u>規則第1条第3項後段の規定の適用を受ける職員</u></p>	<p>（休憩時間の時限）</p> <p>第3条 職員（次項から第4項までに規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、<u>正午から午後1時まで</u>（<u>規則第1条第3項ただし書の規定の適用を受ける職員</u>（以下「<u>特定職員</u>」という。）に<u>あつては別表第3</u>に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ<u>同表</u>に定める休憩時間の時限、<u>定年前再任用短時間勤務職員にあっては別表第4</u>に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ<u>同表</u>に定める休憩時間の時限）とする。</p> <p>2 所属長は、職員（次項及び第4項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限について、始まり及び終わりの時刻について職員の<u>申告</u>を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の<u>申告</u>を経て、午前11時30分から午後2時までの間において連続して60分（<u>特定職員</u>にあっては、45分）となる休憩時間の時</p>

<p>にあつては、45分) となる休憩時間の時 限とすることができる。ただし、当該時 限の始まりは、毎時 0 分、15分、30分又 は45分とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>限とすることができる。ただし、当該時 限の始まりは、毎時 0 分、15分、30分又 は45分とする。</p> <p>3・4 (略)</p>
---	--

別表第1 健康福祉局厚生院の項中「介護係長、」を「介護係長及び」に改
め、「及び看護師長」を削り、

「	C	午前 8 時45分から	45	を	C	午前 8 時45分から	45	に改
		午後 5 時15分まで				午後 5 時15分まで		
					D	午後 5 時から	90	
						翌日の午前10時ま で		」

「 め、	附属病 院に勤 務する 看護師	A	午前 9 時から 午後 5 時30分まで	45	4 週間を 通じて 8 日	を削
		B	午前11時30分から 午後 8 時まで	45		
		C	午後 4 時45分から 翌日の午前 1 時15 分まで	45		
		D	午前 1 時から午前 9 時30分まで	45		
		E	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	60		
		F	午前11時15分から 午後 8 時まで	60		
		G	午後 4 時30分から 翌日の午前 1 時15	60		

		分まで			
	H	午前 0 時45分から 午前 9 時30分まで	60		
	I	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	45		

り、同表子ども青少年局児童福祉センターの項、同表子ども青少年局西部児童相談所の項及び同表子ども青少年局東部児童相談所の項中

	G	午前 8 時45分から 午後 0 時 5 分まで			
	H	午後 0 時40分から 午後 9 時まで	45		
	I	午後 0 時40分から 午後 9 時15分まで	60		

を

G	午前 8 時45分から 午後 0 時 5 分まで	
---	-----------------------------	--

を

	H	午後 0 時40分から 午後 9 時まで	45		
	I	午後 0 時40分から 午後 9 時15分まで	60		

に改

め、同表緑政土木局農業センターの項を削る。

別表第 2 環境局大江破碎工場の項中

廃棄物 処理手 数料の 徴収業 務に従 事する 者	A	午前 8 時30分から 午後 3 時15分まで	45	日曜日及 び土曜日	
	B	午前 9 時30分から 午後 4 時15分まで	45		
ごみの 受入又 は搬出	A	午前 8 時30分から 午後 3 時15分まで	45	日曜日及 び土曜日	
	B	午前 9 時30分から	45		

を

関係業務に従事する者		午後 4 時15分まで			
------------	--	-------------	--	--	--

」

「

その他の職員	A	午前 8 時30分から 午後 3 時15分まで	45	日曜日及び土曜日	
	B	午前 9 時30分から 午後 4 時15分まで	45		

に改め、同

」

表健康福祉局厚生院の項中「特別養護老人ホームにおける業務」の次に「（施設棟 4 階における業務を除く。）」を加え、同表健康福祉局八事霊園・斎場管理事務所の項中

「

斎場の受付業務に従事する者	A	午前 9 時から 午後 3 時45分まで	45	4 週間を通じて 8 日	
---------------	---	-------------------------	----	--------------	--

を

」

「

技士	A	午前 7 時30分から 午後 3 時45分まで	45	4 週間を通じて12 日	
	B	午前 7 時45分から 午後 4 時まで	45		
	C	午前 7 時30分から 午後 4 時まで	60		
斎場の	A	午前 9 時から	45	4 週間を	

に改め、同

受付業務に従事する者		午後 3 時45分まで		通じて 8 日	
------------	--	-------------	--	---------	--

」

表子ども青少年局の項中

「

西部児童相談所	全職員	A	午後 4 時45分から翌日の午前 9 時15分まで	90	4 週間を 通じて12 日	
---------	-----	---	---------------------------	----	---------------------	--

を

」

「

児童福祉センター	中央児童相談所相談課における児童の一時保護業務に従事する者	A	午前 6 時45分から午後 1 時45分まで	60	4 週間を 通じて 8 日	
		B	午前 8 時45分から午後 3 時45分まで	60		
		C	午後 2 時15分から午後 9 時15分まで	60		
西部児童相談所	児童の一時保護業務に従事する者	A	午前 6 時45分から午後 1 時45分まで	60	4 週間を 通じて 8 日	
		B	午前 8 時45分から午後 3 時45分まで	60		
		C	午後 2 時15分から午後 9 時15分まで	60		
	児童の	A	午後 4 時45分から	90	4 週間を	

	一時保護業務 (夜間業務に限る。) に従事する者		翌日の午前9時15分まで		通じて12日	
東部児童相談所	児童の一時保護業務に従事する者	A	午前6時45分から 午後1時45分まで	60	4週間を 通じて8日	
		B	午前8時45分から 午後3時45分まで	60		
		C	午後2時15分から 午後9時15分まで	60		

」

に、

「

玉野川学園	全職員	A	午前8時15分から 午後3時15分まで	60	日曜日及び土曜日	
-------	-----	---	------------------------	----	----------	--

を

」

「

玉野川学園	全職員	A	午前8時15分から 午後3時15分まで	60	日曜日及び土曜日	
あけぼの学園	雑役に従事する者	A	午前9時から 午後4時まで	60	4週間を 通じて8日	
		B	午前9時30分から 午後4時30分まで	60		
		C	午前10時30分から 午後5時30分まで	60		

に

」

改め、同表緑政土木局農業センターの項を削り、同表区役所市民課の項中

45	4 週間を 通じて 8 日	を	45	日曜日及 び 4 週間 を通じて 4 日	に改め、同表区役所の項中
45					
45					
45					

健康安 全課（ 北区及 び中川 区に限 る。）	清掃作 業に従 事する 者	A	午前 7 時30分から 午後 2 時30分まで	60	日曜日及 び土曜日	を
--	------------------------	---	----------------------------	----	--------------	---

健康安 全課（ 北区に 限 る。）	清掃作 業に従 事する 者	A	午前 7 時30分から 午後 2 時30分まで	60	日曜日及 び土曜日	に
		B	午前 8 時から 午後 3 時まで	60		
健康安 全課（ 中川区 に限 る）	清掃作 業に従 事する 者	A	午前 7 時30分から 午後 2 時30分まで	60	日曜日及 び土曜日	

る。)						
-----	--	--	--	--	--	--

」

改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3

勤務時間の割振り	休憩時間の時限
午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	正午から 午後 0 時45分まで
午前 9 時から 午後 5 時30分まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで
午前 7 時15分から 午後 3 時45分まで	正午から 午後 0 時45分まで
午前 7 時45分から 午後 4 時15分まで	
午前 8 時15分から 午後 4 時45分まで	
午前 9 時30分から 午後 6 時まで	午後 0 時15分から 午後 1 時まで
午前10時から 午後 6 時30分まで	
午前10時30分から 午後 7 時まで	

別表第 4 中勤務区分の欄を削る。

附 則

この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市達第22号

庁 中 一 般
 区 役 所
 各 公 所

職名及び補職名規程（昭和49年名古屋市達第13号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、職員（名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）第1条第2号に掲げる職員並びに市長の事務部局に勤務する臨時的に任用される職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。附則第2項を除き、以下同じ。）の職を表示する名称として、職名及び補職名を定めるものとする。</p> <p>（職名）</p> <p>第2条 職員の職名は、事務職員、技術職員、臨時的任用職員及び<u>再任用短時間勤務職員</u>とする。</p> <p>（補職名）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 局付理事、区付理事、室付理事、参事、<u>医療企画調整官</u>、局付参事、区付参事、室付参事、主幹、局付主幹、区付主幹、室付主幹、主査、局付主査、区付主</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、職員（名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）第1条第2号に掲げる職員並びに市長の事務部局に勤務する臨時的に任用される職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4</u>第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。附則第2項を除き、以下同じ。）の職を表示する名称として、職名及び補職名を定めるものとする。</p> <p>（職名）</p> <p>第2条 職員の職名は、事務職員、技術職員、臨時的任用職員及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>とする。</p> <p>（補職名）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 局付理事、区付理事、室付理事、参事、局付参事、区付参事、室付参事、主幹、局付主幹、区付主幹、室付主幹、主査、局付主査、区付主査又は室付主査に</p>

<p>査又は室付主査に補せられた職員の補職名は、その所属する局、区、室、部、課又は公所の名を冠した職の名称とする。</p> <p>3 前2項に規定する者以外の職員の補職名は、事務職員、技術職員、臨時的任用職員及び再任用短時間勤務職員の別に別表の職務欄に掲げる職務のうち、その者が上司の命を受けて行う職務に対応する同表の名称欄に掲げる名称に、その所属する局又は区（局、区に属しない室を含む。）の名を冠したものとする。</p>	<p>補せられた職員の補職名は、その所属する局、区、室、部、課又は公所の名を冠した職の名称とする。</p> <p>3 前2項に規定する者以外の職員の補職名は、事務職員、技術職員、臨時的任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員の別に別表の職務欄に掲げる職務のうち、その者が上司の命を受けて行う職務に対応する同表の名称欄に掲げる名称に、その所属する局又は区（局、区に属しない室を含む。）の名を冠したものとする。</p>
---	--

別表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この達は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第8項又は第9項の規定により採用された職員については、この達による改正後の職名及び補職名規程第2条、第3条第3項及び別表の規定にかかわらず、これらの規定の適用については、なお従前の例による。

名古屋市会達第 1 号

名古屋市会における名古屋市個人情報保護条例の施行に関する規程を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

名古屋市会議長 岩 本 たかひろ

名古屋市会における名古屋市個人情報保護条例の施行に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、名古屋市個人情報保護条例（令和 4 年名古屋市条例第 56 号）第 69 条の規定に基づき、名古屋市会における個人情報の適正な取扱いその他事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の適正な取扱いその他事務処理)

第 2 条 名古屋市会における個人情報の適正な取扱いその他事務処理については、別に定めるもののほか、市長の事務部局の例による。

附 則

この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市会達第 2 号

市会事務局職員の休憩時間の時限に関する規程（平成 5 年名古屋市会達第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

名古屋市会議長 岩 本 たかひろ

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（休憩時間の時限）</p> <p>第 2 条 職員（次項及び第 3 項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は正午から午後 1 時までとする。</p>	<p>（休憩時間の時限）</p> <p>第 2 条 職員（次項及び第 3 項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、<u>正午から午後 1 時まで（職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和 26 年名古屋市人事委員会規則第 11 号）第 1 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける職員（以下「特定職員」という。）にあっては別表に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ同表に定める休憩時間の時限）</u>とする。</p>
<p>2 <u>職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和 26 年名古屋市人事委員会規則第 11 号）第 1 条第 3 項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、別表に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。</u></p>	<p>2 <u>事務局長は、職員の休憩時間の時限について、始まり及び終わりの時刻について職員の申告を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、午前 11 時 30 分から午後 2 時までの間において連続して 60 分（特定職員にあっては、45 分）となる休憩時間の時限とすることができる。ただし、当該時限の始まりは、毎時 0 分、15 分、30 分又は 45 分とする。</u></p>
<p>3 <u>再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）の休憩時間の時限は、事務局長が定める。</u></p>	<p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）の休憩時間の時限は、事務局長が定める。</u></p>

別表

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間の時限
A	午前7時45分から午後4時15分まで	正午から午後0時45分まで
B	午前8時15分から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで
C	午前8時45分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで
D	午前9時から午後5時30分まで	午後0時15分から午後1時まで
E	午前9時30分から午後6時まで	午後0時15分から午後1時まで
F	午前10時から午後6時30分まで	午後0時15分から午後1時まで
G	午前7時45分から午後4時30分まで	正午から午後1時まで
H	午前8時15分から午後5時まで	正午から午後1時まで
I	午前9時15分から午後6時まで	正午から午後1時まで
J	午前9時45分から午後6時30分まで	正午から午後1時まで

別表

勤務時間の割振り	休憩時間の時限
午前8時45分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで
午前9時から午後5時30分まで	午後0時15分から午後1時まで
午前7時15分から午後3時45分まで	正午から午後0時45分まで
午前7時45分から午後4時15分まで	
午前8時15分から午後4時45分まで	
午前9時30分から午後6時まで	午後0時15分から午後1時まで
午前10時から午後6時30分まで	
午前10時30分から午後7時まで	

附 則

(施行期日)

- この達は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第8項又は第9項の規定により採用された職員は、この達によ

る改正後の市会事務局職員の休憩時間の時限に関する規程第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

名古屋市会達第 3 号

市会事務局事務局長以下代決規程（平成12年名古屋市会達第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

名古屋市会議長 岩 本 たかひろ

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前				改 正 後			
別表第 1				別表第 1			
	事務局長	次長	課長共通		事務局長	次長	課長共通
(略)				(略)			
21		重要な 行政文書 の公開並 びに保有 個人情報 の開示、 訂正及び <u>消去・利 用停止</u> の 請求に対 する決定 に関する こと。	軽易な 行政文書 の公開並 びに保有 個人情報 の開示、 訂正及び <u>消去・利 用停止</u> の 請求に対 する決定 に関する こと。	21		重要な 行政文書 の公開並 びに保有 個人情報 の開示、 訂正及び 利用停止 の請求に 対する決 定に關す ること。	軽易な 行政文書 の公開並 びに保有 個人情報 の開示、 訂正及び 利用停止 の請求に 対する決 定に關す ること。
(略)				(略)			

附 則

この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市会達第 4 号

市会事務局情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市会達第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 31 日

名古屋市会議長 岩 本 たかひろ

「第 3 章 電子情報の保護対策

目次中 第 1 節 人的情報保護対策（第46条・第47条）を削る。
第 2 節 物理的情報保護対策（第48条―第54条）
第 3 節 技術的情報保護対策（第55条―第59条）」

第 9 条第 2 項中「名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第 9 条に規定する個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 3 項に規定する要配慮個人情報」に改める。

第31条中「（以下「保管文書」という。）」を削る。

第37条第 1 項第 5 号中「消去・」を削り、「名古屋市個人情報保護条例第23条各項、第36条第 1 項若しくは第 2 項又は第44条第 1 項若しくは第 2 項の決定」を「名古屋市個人情報保護条例（令和 4 年名古屋市条例第56号）第36条各項の決定又は名古屋市個人情報保護条例第49条第 1 項及び第 2 項若しくは第57条第 1 項及び第 2 項の決定（名古屋市個人情報保護条例第48条及び第56条において準用する名古屋市個人情報保護条例第35条の規定により拒否した場合の決定を含む。）」に改める。

第39条第 6 項中「受託業者等」を「当該廃棄の委託を受けた者」に改める。

第 3 章を削る。

附 則

- 1 この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際現にこの達による改正前の市会事務局情報あんしん条例

施行規程第37条第1項第5号に該当している行政文書の保存期間の延長については、なお従前の例による。

名古屋市選挙管理委員会告示第4号

名古屋市議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定に基づき、令和5年4月9日執行の名古屋市議会議員一般選挙の選挙長及び選挙長職務代理者を次のとおり選任した。

令和5年3月31日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西尾 たか子

名古屋市選挙管理委員会事務局

選挙区	選挙長		選挙長職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
千種区	名古屋市千種区	宗本 憲英	名古屋市千種区	大崎 幸夫
東区	名古屋市東区	高木 道久	名古屋市東区	中野 幸夫
北区	名古屋市北区	高津 明人	名古屋市北区	小林いく子
西区	名古屋市西区	寺崎 敏博	名古屋市西区	佐藤 文枝
中村区	名古屋市中村区	高村 八郎	名古屋市中村区	河村眞利子
中区	名古屋市中区	桑山 欣士	名古屋市中区	野瀬 武敬
昭和区	名古屋市昭和区	赤井 久夫	名古屋市昭和区	丹羽 宏之
瑞穂区	名古屋市瑞穂区	山口 修	名古屋市瑞穂区	石毛恵美枝
熱田区	名古屋市熱田区	鳥居 智	名古屋市熱田区	小林 秀美
中川区	名古屋市中川区	竹尾 朋子	名古屋市中川区	山田 秀男
港区	名古屋市港区	後藤 良樹	名古屋市港区	熊澤 由行
南区	名古屋市南区	山田 忠志	名古屋市南区	渡邊 賢次
守山区	名古屋市守山区	山岡 重藏	名古屋市守山区	長澤 清春
緑区	名古屋市緑区	別所 眞三	名古屋市緑区	福島 康高
名東区	名古屋市名東区	大平みさ江	名古屋市名東区	平林 拓也
天白区	名古屋市天白区	黒宮 孝二	名古屋市天白区	日沖 勉

名古屋市選挙管理委員会告示第5号

名古屋市議会議員一般選挙における選挙長の事務を処理する場所
について

令和5年4月9日執行の名古屋市議会議員一般選挙における選挙長の事務を
処理する場所を次のとおり定めた。

令和5年3月31日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西尾 たか子

名古屋市選挙管理委員会事務局

選挙区	所在地	事務を処理する場所
千種区	(令和5年3月31日午前8時30分～午後5時) 名古屋市千種区星が丘山手121番地 (上記以外の日時) 名古屋市千種区星が丘山手103番地	千種スポーツセンター 名古屋市千種区役所
東区	名古屋市東区筒井一丁目7番74号	名古屋市東区役所
北区	名古屋市北区清水四丁目17番1号	名古屋市北区役所
西区	名古屋市西区花の木二丁目18番1号	名古屋市西区役所
中村区	名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1	名古屋市中村区役所
中区	名古屋市中区栄四丁目1番8号	名古屋市中区役所
昭和区	名古屋市昭和区阿由知通3丁目19番地	名古屋市昭和区役所
瑞穂区	名古屋市瑞穂区瑞穂通3丁目32番地	名古屋市瑞穂区役所
熱田区	名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号	名古屋市熱田区役所
中川区	名古屋市中川区高畑一丁目223番地	名古屋市中川区役所
港区	名古屋市港区港明一丁目12番20号	名古屋市港区役所
南区	名古屋市南区前浜通3丁目10番地	名古屋市南区役所
守山区	名古屋市守山区小幡一丁目3番1号	名古屋市守山区役所
緑区	名古屋市緑区青山二丁目15番地	名古屋市緑区役所
名東区	名古屋市名東区上社二丁目50番地	名古屋市名東区役所
天白区	名古屋市天白区島田二丁目201番地	名古屋市天白区役所

名古屋市選挙管理委員会告示第6号

名古屋市議会議員一般選挙における開票事務と選挙会事務とを併せて行うことについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定に基づき、令和5年4月9日執行の名古屋市議会議員一般選挙における開票事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和5年3月31日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西尾 たか子

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第7号

名古屋市議会議員一般選挙における選挙会を開催する場所及び日時について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第77条第1項の規定に基づき、令和5年4月9日執行の名古屋市議会議員一般選挙における選挙会を開催する場所及び日時を次のとおり定めた。

令和5年3月31日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西 尾 たか子

名古屋市選挙管理委員会事務局

選挙区	場 所	日 時
千種区	名古屋市千種区振甫町3丁目34番地 千種生涯学習センター	令和5年4月9日 午後9時15分
東 区	名古屋市東区筒井一丁目7番74号 名古屋市東区役所	令和5年4月9日 午後9時15分
北 区	名古屋市北区清水四丁目17番1号 名古屋市北区役所	令和5年4月9日 午後9時15分
西 区	名古屋市西区花の木二丁目18番1号 名古屋市西区役所	令和5年4月9日 午後9時15分
中村区	名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 名古屋市中村区役所	令和5年4月9日 午後9時15分
中 区	名古屋市中区栄四丁目1番8号 名古屋市中区役所	令和5年4月9日 午後9時15分
昭和区	名古屋市昭和区阿由知通3丁目19番地 名古屋市昭和区役所	令和5年4月9日 午後9時15分
瑞穂区	名古屋市瑞穂区瑞穂通3丁目32番地 名古屋市瑞穂区役所	令和5年4月9日 午後9時15分
熱田区	名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号 名古屋市熱田区役所	令和5年4月9日 午後9時15分
中川区	名古屋市中川区高畑一丁目223番地 名古屋市中川区役所	令和5年4月9日 午後9時15分
港 区	名古屋市港区港明一丁目12番20号 名古屋市港区役所	令和5年4月9日 午後9時15分
南 区	名古屋市南区前浜通3丁目10番地 名古屋市南区役所	令和5年4月9日 午後9時15分
守山区	名古屋市守山区小幡一丁目3番1号 名古屋市守山区役所	令和5年4月9日 午後9時15分
緑 区	名古屋市緑区青山二丁目15番地 名古屋市緑区役所	令和5年4月9日 午後9時15分
名東区	名古屋市名東区上社二丁目50番地 名古屋市名東区役所	令和5年4月9日 午後9時15分
天白区	名古屋市天白区島田二丁目201番地 名古屋市天白区役所	令和5年4月9日 午後9時15分

名古屋市選挙管理委員会告示第8号

名古屋市議会議員一般選挙における選挙公報掲載文の掲載順序決定のくじを行う日時及び場所について

名古屋市議会議員選挙公報発行規程（昭和58年名古屋市選挙管理委員会規程第2号）第7条の規定に基づき、令和5年4月9日執行の名古屋市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり指定した。

令和5年3月31日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西尾 たか子

1 くじを行う日時

令和5年3月31日 午後5時30分

2 くじを行う場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所 東庁舎5階 選挙管理委員会委員室

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第9号

名古屋市議会議員一般選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定に基づき、令和5年4月9日執行の名古屋市議会議員一般選挙において選挙運動に関し支出することができる金額の制限額は、候補者1人につき次のとおりである。

令和5年3月31日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西尾 たか子

選挙区	制限額	選挙区	制限額
千種区	7,603,400 円	熱田区	7,797,000 円
東区	7,062,600 円	中川区	8,160,800 円
北区	7,744,200 円	港区	7,977,800 円
西区	8,299,900 円	南区	7,819,300 円
中村区	7,938,900 円	守山区	7,958,800 円
中区	7,519,400 円	緑区	7,974,100 円
昭和区	7,264,800 円	名東区	7,581,400 円
瑞穂区	7,412,600 円	天白区	7,589,000 円

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市選挙管理委員会告示第10号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種の直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和5年3月31日

名古屋市選挙管理委員会委員長 西尾 たか子

- 1 地方自治法第74条第1項（条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求）、同法第75条第1項（市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求）及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項（合併協議会設置の請求）に規定する数

37,769 人

- 2 地方自治法第76条第1項（市の議会の解散の請求）、同法第81条第1項（市長の解職の請求）及び同法第86条第1項（副市長、選挙管理委員又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求）に規定する数

336,054 人

- 3 地方自治法第80条第1項（市の議会の議員の解職の請求）及び同法第86条

第1項（区の選挙管理委員の解職の請求）に規定する数

区名	規定する数	区名	規定する数
千種区	43,662人	熱田区	18,331人
東区	22,568人	中川区	59,878人
北区	45,237人	港区	38,280人
西区	41,162人	南区	36,861人
中村区	37,932人	守山区	47,637人
中区	25,634人	緑区	66,932人
昭和区	28,633人	名東区	43,415人
瑞穂区	29,820人	天白区	43,501人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する数

314,739人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市監査委員規程第1号

名古屋市監査事務局規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月27日

名古屋市監査委員	西川ひさし
同	山田昌弘
同	山本正雄
同	小川令持

名古屋市監査事務局規程の一部を改正する規程

名古屋市監査事務局規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>（組織）</p> <p>第2条 局に次の組織を置く。</p> <p><u>監査第一課</u></p> <p>庶務係</p> <p><u>監査係</u></p> <p><u>監査第二課</u></p> <p>監査第一係</p> <p>監査第二係</p> <p><u>特別監査室</u></p> <p><u>主査(3)</u></p> <p>工事監査室</p> <p>（略）</p> <p>（職務）</p> <p>第4条 （略）</p>	<p>（組織）</p> <p>第2条 局に次の組織を置く。</p> <p><u>監査管理課</u></p> <p>庶務係</p> <p><u>監査企画係</u></p> <p><u>主査(2)</u></p> <p><u>主幹(1)</u></p> <p><u>事務監査課</u></p> <p>監査第一係</p> <p>監査第二係</p> <p><u>主査(1)</u></p> <p>工事監査室</p> <p>（略）</p> <p>（職務）</p> <p>第4条 （略）</p>

<p>2～3 (略)</p> <p>4 主査は、上司の命を受けて分担事項を処理する。 (代理)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 事務局長及び次長ともに事故があるときは、<u>主管課長又は主管室長</u>がその職務を代理する。 (事務分掌)</p> <p>第6条 課室及び係の事務分掌並びに主査の分担事項は、別表のとおりとする。</p> <p>別表 <u>監査第一課</u></p> <p>庶務係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 監査の総括事務に関すること。</u></p> <p><u>(6)～(7) (略)</u></p> <p><u>監査係</u></p> <p><u>(1) 防災危機管理局、上下水道局、交通局及び消防局の分掌する事務事業(所管に係る区役所の事務事業に関するものを含む。)の監査に関すること。</u></p> <p><u>(2) 一般会計の決算審査(事務局長の指定するものに限る。)に関すること。</u></p> <p><u>(3) 公営企業会計の決算審査に関すること。</u></p> <p><u>(4) 企業管理者の権限に属する現金に係る例月出納検査に関すること。</u></p> <p><u>(5) 資金不足比率審査(公営企業会計に係るものに限る。)に関すること。</u></p>	<p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>主幹及び主査</u>は、上司の命を受けて分担事項を処理する。 (代理)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 事務局長及び次長ともに事故があるときは、<u>主管の課長、室長又は主幹</u>がその職務を代理する。 (事務分掌)</p> <p>第6条 課室及び係の事務分掌並びに<u>主幹及び主査</u>の分担事項は、別表のとおりとする。</p> <p>別表 <u>監査管理課</u></p> <p>庶務係</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)～(6) (略)</u></p> <p><u>監査企画係</u></p> <p><u>(1) 監査計画及び監査の総括事務に関すること。</u></p> <p><u>(2) 住民監査請求に基づく監査に関すること。</u></p> <p><u>(3) 公営企業会計に係る事務事業の監査に関すること。</u></p> <p><u>(4) 公営企業会計の決算審査に関すること。</u></p>
---	--

<p>監査第二課 監査第一係</p>	<p>(5) <u>例月出納検査（公営企業会計に係るものに限る。）に関すること。</u> (6) <u>財政援助団体等監査に関すること。</u> (7) <u>特定のテーマを定めて実施する監査に関すること。</u> (8) <u>外部監査に関すること。</u> (9) <u>実査当日に通知して実施する監査に関すること。</u> (10) <u>健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関すること。</u> (11) <u>内部統制評価報告書審査に関すること。</u> <u>主査（公営企業監査等）</u> (1) <u>公営企業会計に係る事務事業の監査に関すること。</u> (2) <u>公営企業会計の決算審査に関すること。</u> (3) <u>例月出納検査（公営企業会計に係るものに限る。）に関すること。</u> (4) <u>財政援助団体等監査に関すること。</u> (5) <u>特定のテーマを定めて実施する監査に関すること。</u> (6) <u>健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関すること。</u> <u>主査（外部監査等）</u> (1) <u>外部監査に関すること。</u> (2) <u>実査当日に通知して実施する監査に関すること。</u> (3) <u>内部統制評価報告書審査に関すること。</u> <u>主幹（特別監査等）</u> (1) <u>住民監査請求に基づく監査に関すること。</u> (2) <u>財政援助団体等監査に関すること。</u> (3) <u>外部監査に関すること。</u> (4) <u>実査当日に通知して実施する監査に関すること。</u> (5) <u>健全化判断比率審査及び資金不足比率審査に関すること。</u> (6) <u>内部統制評価報告書審査に関すること。</u> 事務監査課 監査第一係</p>
------------------------	---

<p>(1) <u>会計室、市長室、総務局、財政局、スポーツ市民局、経済局、観光文化交流局、環境局、市会事務局、教育委員会事務局その他の行政委員会等事務局（農業委員会事務局を除く。）の分掌する事務事業（所管に係る区役所の事務事業に関するものを含む。）の監査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>一般会計及び特別会計の決算審査（事務局長の指定するものに限る。）に関すること。</u></p> <p>(3) <u>市会計管理者の権限に属する現金に係る例月出納検査（事務局長の指定するものに限る。）に関すること。</u></p> <p>(4) <u>基金運用状況審査に関すること。</u></p> <p>(5) <u>健全化判断比率審査に関すること。</u></p> <p>(6) <u>資金不足比率審査（公営企業会計に係るものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(7) <u>内部統制評価報告書審査に関すること。</u></p> <p>(8) <u>他係の主管に属しないこと。</u></p> <p><u>監査第二係</u></p> <p>(1) <u>健康福祉局、子ども青少年局、住宅都市局、緑政土木局及び農業委員会事務局の分掌する事務事業（所管に係る区役所の事務事業に関するものを含む。）の監査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>一般会計及び特別会計の決算審査（事務局長の指定するものに限る。）に関すること。</u></p> <p>(3) <u>市会計管理者の権限に属する現金に係る例月出納検査（事務局長の指定するものに限る。）に関すること。</u></p> <p><u>特別監査室</u> <u>主査（特別監査）</u></p>	<p><u>監査第二係</u></p> <p>(1) <u>一般会計及び特別会計に係る事務事業の監査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>一般会計及び特別会計の決算審査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>基金運用状況審査に関すること。</u></p> <p>(4) <u>例月出納検査（公営企業会計に係るものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(5) <u>他係の主管に属しないこと（監査第一係に限る。）。</u></p> <p><u>主査（事務監査）</u></p> <p>(1) <u>事務局長の指定する一般会計及び特別会計に係る事務事業の監査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>事務局長の指定する一般会計及び特別会計の決算審査に関すること。</u></p>
--	--

<p>(1) <u>区役所の分掌する事務事業の監査</u> (事務局長の指定するものに限る。) <u>に関すること。</u></p> <p>(2) <u>区会計管理者の権限に属する現金</u> <u>に係る例月出納検査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>財政援助団体等監査に関するこ</u> <u>と。</u></p> <p>(4) <u>住民監査請求に基づく監査に関す</u> <u>ること。</u></p> <p>(5) <u>外部監査に関すること。</u></p> <p>(6) <u>実査当日に通知して実施する監査</u> <u>に関すること。</u></p> <p>(7) <u>特定のテーマを定めて実施する監</u> <u>査に関すること。</u></p> <p>工事監査室 (略)</p>	<p>工事監査室 (略)</p>
---	----------------------

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市監査委員規程第2号

事務局長以下代決規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月27日

名古屋市監査委員	西川ひさし
同	山田昌弘
同	山本正雄
同	小川令持

事務局長以下代決規程の一部を改正する規程

事務局長以下代決規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、名古屋市監査事務局規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第1号）第3条に規定する事務局長、次長、課長（室長を含む。以下同じ。）及び係長（主査を含む。次条において同じ。）の代決権限を定めるものとする。</p> <p>（事務局長代決権限事項）</p> <p>第2条 事務局長の代決権限事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>事務局長及び次長の往復2日の旅行命令</u>（海外旅行に係るものを除く。）に関する事</p> <p>(9) <u>事務局長及び次長の日帰りの旅行命令並びに在勤地及び附近地の出張命令</u>に関する事</p> <p>(10) <u>事務局長及び次長の正規の勤務時</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、名古屋市監査事務局規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第1号）第3条に規定する事務局長、次長、課長（室長<u>及び主幹</u>を含む。以下同じ。）及び係長（主査を含む。次条において同じ。）の代決権限を定めるものとする。</p> <p>（事務局長代決権限事項）</p> <p>第2条 事務局長の代決権限事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>事務局長の往復2日の旅行命令</u>（海外旅行に係るものを除く。）に関する事</p> <p>(9) <u>事務局長の日帰りの旅行命令並びに在勤地及び附近地の出張命令</u>に関する事</p> <p>(10) <u>事務局長の正規の勤務時間外の勤</u></p>

<p>間外の勤務命令及び週休日の振替命令に関すること。</p> <p>(11) <u>事務局長及び次長の休暇</u>（介護休暇を除く。以下同じ。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。</p> <p>(12) 所属員の自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇並びに<u>事務局長及び次長の部分休業の承認</u>に関すること。</p> <p>(12)の2 <u>局長の職員の勤務時間及び休暇</u>に関する条例第5条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第1条第3項若しくは第4項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関すること。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) <u>次長及び課長に関する身分証明に関すること。</u></p> <p>(15)～(16) (略)</p> <p>(17) 重要な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関すること。</p> <p>(18) (略)</p> <p>(次長代決権限事項)</p> <p>第2条の2 次長の代決権限事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所属員の往復<u>2</u>日以上の旅命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>(2) <u>課長の日帰りの旅行命令並びに在勤地及び附近地の出張命令</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>課長の正規の勤務時間外の勤務命令及び週休日の振替命令</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>課長の休暇及び職務に専念する義務の免除承認</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>課長の部分休業の承認</u>に関すること。</p>	<p>務命令及び週休日の振替命令に関すること。</p> <p>(11) <u>事務局長の休暇</u>（介護休暇を除く。以下同じ。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。</p> <p>(12) 所属員の自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇並びに<u>事務局長の部分休業の承認</u>に関すること。</p> <p>(13) <u>事務局長の職員の勤務時間及び休暇</u>に関する条例第5条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第1条第3項若しくは第4項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関すること。</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15)～(16) (略)</p> <p>(17) 重要な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に関すること。</p> <p>(18) (略)</p> <p>(次長代決権限事項)</p> <p>第2条の2 次長の代決権限事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所属員の往復<u>3</u>日以上の旅命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>(2) <u>次長及び所属員の往復2日の旅行命令</u>（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>(3) <u>次長及び課長の日帰りの旅行命令並びに在勤地及び附近地の出張命令</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>次長及び課長の正規の勤務時間外の勤務命令及び週休日の振替命令</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>次長及び課長の休暇及び職務に専念する義務の免除承認</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>次長及び課長の部分休業の承認</u>に関すること。</p>
--	--

<p>(5)の2 (略)</p> <p><u>(6) 比較的重要な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関すること。</u></p> <p>(7) 予算の執行及び物品の管理に関する事務並びに外部監査に関する事務については、副市長以下代決規程別表第1中、部長の欄に掲げる事項に関すること。</p> <p>(7)の2～(8) (略) (課長共通代決権限事項)</p> <p>第3条 課長の代決権限事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(3)の2～(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 所属員に関する身分証明に関すること。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 軽易な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関すること。</p> <p>(10) (略) (監査第一課長代決権限事項)</p> <p>第4条 <u>監査第一課長</u>の代決権限事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 名古屋市契約事務委任規則の規定に基づく事務局長の権限に関する事務については、別表中<u>監査第一課長</u>の欄に掲げる事項に関すること。 (係長共通代決権限事項)</p> <p>第5条 係長の代決権限事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>すること。</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(8) 予算の執行及び物品の管理に関する事務、<u>外部監査に関する事務並びに監査委員がした処分についての審査請求に関する事務</u>については、副市長以下代決規程別表第1中、部長の欄に掲げる事項に関すること。</p> <p><u>(9)～(10) (略)</u> (課長共通代決権限事項)</p> <p>第3条 課長の代決権限事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)～(5) (略)</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) 軽易な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に関すること。</p> <p>(10) (略) (監査管理課長代決権限事項)</p> <p>第4条 <u>監査管理課長</u>の代決権限事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 職員に関する身分証明に関すること。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) 名古屋市契約事務委任規則の規定に基づく事務局長の権限に関する事務については、別表中監査管理課長の欄に掲げる事項に関すること。</u> (係長共通代決権限事項)</p> <p>第5条 係長の代決権限事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 課又は室に所属する一般職員の在勤地及び付近地の出張命令に関すること(当該課又は室に所属する主査に限る。)</u>。</p>
---	--

別表			別表		
	次長	監査第一課長		次長	監査管理課長
(略)			(略)		

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市監査委員規程第3号

名古屋市監査委員公印規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月27日

名古屋市監査委員	西川ひさし
同	山田昌弘
同	山本正雄
同	小川令持

名古屋市監査委員公印規程の一部を改正する規程

名古屋市監査委員公印規程（昭和40年名古屋市監査委員規程第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前				改正後			
別表				別表			
名称	(略)	形式	管守者	名称	(略)	形式	管守者
(略)				(略)			
<u>監査第一課長</u> 印	(略)	名古屋市 監査事務局 監査第二課	<u>監査第一課長</u>	<u>監査管理課長</u> 印	(略)	名古屋市 監査事務局 監査管理課	<u>監査管理課長</u>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市監査委員規程第4号

名古屋市監査事務局職員の職名及び補職名規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月27日

名古屋市監査委員	西川ひさし
同	山田昌弘
同	山本正雄
同	小川令持

名古屋市監査事務局職員の職名及び補職名規程の一部を改正する規程

名古屋市監査事務局職員の職名及び補職名規程（昭和49年名古屋市監査委員規程第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
(補職名) 第3条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 前2項に規定する者以外の書記の補職名は、その者の職務に応じ、局の名を冠した次の名称とする。	(補職名) 第3条 (略) 2 (略) <u>3 主幹に補せられた書記の補職名は、監査事務局主幹とする。</u> 4 (略) 5 前3項に規定する者以外の書記の補職名は、その者の職務に応じ、局の名を冠した次の名称とする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市監査委員規程第5号

名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和5年3月27日

名古屋市監査委員	西川ひさし
同	山田昌弘
同	山本正雄
同	小川令持

名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程の一部を改正する規程

名古屋市監査事務局情報の保護及び管理に関する規程（平成16年名古屋市監査委員規程第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
目次 第1章（略） 第2章（略） 第1節～第2節（略） <u>第3章 電子情報の保護対策</u> <u>第1節 人的情報保護対策（第51条・第52条）</u> <u>第2節 物理的情報保護対策（第53条―第59条）</u> <u>第3節 技術的情報保護対策（第60条―第64条）</u> 附則 （行政文書の閲覧区分） 第9条（略）	目次 第1章（略） 第2章（略） 第1節～第2節（略） 附則 （行政文書の閲覧区分） 第9条（略）

2 文書管理システム（規則第2条第6号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）により行政文書を作成する場合は、閲覧区分の設定を行わなければならない。この場合において、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第9条に規定する個人情報又は秘密とすべき情報を含む行政文書の閲覧区分は、係内又は回議者のみとしなければならない。

（行政文書の管理体制）

第10条 行政文書の管理に関する事務は事務局長が統括するものとし、監査第一課長はこれを補佐するものとする。

（帳簿の備置き）

第12条 監査第一課に次の各号に掲げる帳簿を置く。

(1)・(2) (略)

2 (略)

（事務局に到達した文書の收受及び配布）

第14条 事務局に到達した文書は、監査第一課において、開封し、文書の余白に收受日付印（第4号様式。以下「收受印」という。）を押し、收受の記録を必要とするものについては、文書整理簿に登載した上、所管の課に配布する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文書は、それぞれ当該各号に定める手続により処理しなければならない。

(1) 親展文書 開封せず、封筒に收受印を押し、そのまま受信人に配布する。受信人は、開封の結果、その文書が親展文書の扱いをする必要がないときには、監査第一課へ送付する。

(2)～(4) (略)

3 (略)

（課における文書の收受）

第15条 前条の規定により配布された文書は、課の庶務を担当する係において、次の各号に定める手続により処理しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 文書管理システム（規則第2条第6号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。）により行政文書を作成する場合は、閲覧区分の設定を行わなければならない。この場合において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する要配慮個人情報又は秘密とすべき情報を含む行政文書の閲覧区分は、係内又は回議者のみとしなければならない。

（行政文書の管理体制）

第10条 行政文書の管理に関する事務は事務局長が統括するものとし、監査管理課長はこれを補佐するものとする。

（帳簿の備置き）

第12条 監査管理課に次の各号に掲げる帳簿を置く。

(1)・(2) (略)

2 (略)

（事務局に到達した文書の收受及び配布）

第14条 事務局に到達した文書は、監査管理課において、開封し、文書の余白に收受日付印（第4号様式。以下「收受印」という。）を押し、收受の記録を必要とするものについては、文書整理簿に登載した上、所管の課に配布する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文書は、それぞれ当該各号に定める手続により処理しなければならない。

(1) 親展文書 開封せず、封筒に收受印を押し、そのまま受信人に配布する。受信人は、開封の結果、その文書が親展文書の扱いをする必要がないときには、監査管理課へ送付する。

(2)～(4) (略)

3 (略)

（課における文書の收受）

第15条 前条の規定により配布された文書は、課の庶務を担当する係において、次の各号に定める手続により処理しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 他の課の所管に属するもの 監査第一課へ返送する。

2 課に直接到達した文書（電話若しくは口頭による照会、報告等の要領を記載した文書又はファクシミリにより送付された文書を含む。）は、監査第一課へ送付する。監査第一課における処理については、前条の規定を準用する。

3 （略）

（文書記号及び文書番号）

第21条 重要な行政文書に係る起案をする場合は、次の各号に定める年度、記号及び番号を文書管理システムにより取得する。

(1) 監査第一課所管の文書 「年度」監一第 号（「年度」の部分には元号方式による年度を記入する。以下この条において同じ。）

(2) 監査第二課所管の文書 「年度」監二第 号

(3) 特別監査室所管の文書 「年度」監特第 号

(4) （略）

2～ 4 （略）

（文書番号等の記入）

第27条 行政文書を浄書するに当たっては、次の各号に掲げる手続により文書番号等を記入するものとする。

(1) 監査報告書及び検査報告書並びに監査公表文及び外部監査公表文並びに監査委員告示 監査第一課において監査報告等番号簿に登載した上、暦年による一連の番号を取得し、施行文書に記入する。

(2) （略）

（行政文書の保管）

第32条 前年度及び現年度の完結文書、未完結文書並びに常用文書（以下「保管文書」という。）は、所管課において保管しなければならない。

（保存文書の引継ぎ）

第33条 前々年度に完結した行政文書（電磁的記録（条例第2条第4号に規定する

(3) 他の課の所管に属するもの 監査管理課へ返送する。

2 課に直接到達した文書（電話若しくは口頭による照会、報告等の要領を記載した文書又はファクシミリにより送付された文書を含む。）は、監査管理課へ送付する。監査管理課における処理については、前条の規定を準用する。

3 （略）

（文書記号及び文書番号）

第21条 重要な行政文書に係る起案をする場合は、次の各号に定める年度、記号及び番号を文書管理システムにより取得する。

(1) 監査管理課所管の文書 「年度」監監第 号（「年度」の部分には元号方式による年度を記入する。以下この条において同じ。）

(2) 事務監査課所管の文書 「年度」監事第 号

(3) （略）

2～ 4 （略）

（文書番号等の記入）

第27条 行政文書を浄書するに当たっては、次の各号に掲げる手続により文書番号等を記入するものとする。

(1) 監査報告書及び検査報告書並びに監査公表文及び外部監査公表文並びに監査委員告示 監査管理課において監査報告等番号簿に登載した上、暦年による一連の番号を取得し、施行文書に記入する。

(2) （略）

（行政文書の保管）

第32条 前年度及び現年度の完結文書、未完結文書並びに常用文書は、所管課において保管しなければならない。

（保存文書の引継ぎ）

第33条 前々年度に完結した行政文書（電磁的記録（条例第2条第4号に規定する

電磁的記録をいう。以下同じ。)を除く。)は、所管課において引継予定・結果表を作成し、監査第一課への引継ぎの決定を行うものとする。ただし、所管課長が、所管課において利用する必要があると認める行政文書は、原課保存期間(所管課において保存する期間をいう。以下同じ。)の設定の決定を行うことができる。

2 原課保存期間の経過した行政文書は、所管課において引継予定・結果表を作成し、監査第一課への引継ぎの決定を行うものとする。ただし、所管課長が引き続き所管課において利用する必要があると認めるものは、原課保存期間の延長の決定を行うことができる。

3 (略)

4 監査第一課に行政文書を引き継ぐ場合は、文書保存箱に収納し、保存箱ラベルを添付して引き継がなければならない。
(行政文書の移管)

第35条 (略)

2 前項の規定により移管を受けた課の長は、速やかに行政文書の分類基準表及び簿冊管理簿を修正するとともに、監査第一課長に報告しなければならない。

(行政文書の保護)

第36条 (略)

2 所管課長は、行政文書を滅失したときは、速やかに監査第一課長に報告しなくてはならない。

第37条の2 職員は、職務遂行上の必要があつて、第33条の規定により監査第一課に引継ぎを行った行政文書の閲覧又は貸出しを受けようとするときは、監査第一課長が定めるところにより、監査第一課長にその旨を申し出なければならない。この場合において、当該行政文書が他の課が所管するものであるときは、所管課長の承認を受けた行政文書閲覧・貸出申請書の写しを監査第一課長に提出しなければならない。

2 前項の閲覧又は貸出しについては、前

電磁的記録をいう。以下同じ。)を除く。)は、所管課において引継予定・結果表を作成し、監査管理課への引継ぎの決定を行うものとする。ただし、所管課長が、所管課において利用する必要があると認める行政文書は、原課保存期間(所管課において保存する期間をいう。以下同じ。)の設定の決定を行うことができる。

2 原課保存期間の経過した行政文書は、所管課において引継予定・結果表を作成し、監査管理課への引継ぎの決定を行うものとする。ただし、所管課長が引き続き所管課において利用する必要があると認めるものは、原課保存期間の延長の決定を行うことができる。

3 (略)

4 監査管理課に行政文書を引き継ぐ場合は、文書保存箱に収納し、保存箱ラベルを添付して引き継がなければならない。
(行政文書の移管)

第35条 (略)

2 前項の規定により移管を受けた課の長は、速やかに行政文書の分類基準表及び簿冊管理簿を修正するとともに、監査管理課長に報告しなければならない。

(行政文書の保護)

第36条 (略)

2 所管課長は、行政文書を滅失したときは、速やかに監査管理課長に報告しなくてはならない。

第37条の2 職員は、職務遂行上の必要があつて、第33条の規定により監査管理課に引継ぎを行った行政文書の閲覧又は貸出しを受けようとするときは、監査管理課長が定めるところにより、監査管理課長にその旨を申し出なければならない。この場合において、当該行政文書が他の課が所管するものであるときは、所管課長の承認を受けた行政文書閲覧・貸出申請書の写しを監査管理課長に提出しなければならない。

2 前項の閲覧又は貸出しについては、前

条第3項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条3項中「所管課長」とあるのは「監査第一課長」と、「前項の規定による申請」とあるのは「次条第1項の規定による申出」と、「承認を与える」とあるのは「行政文書を閲覧に供し、又は貸し出す」と、「条件を付する」とあるのは「指示をする」と、同条第4項ただし書中「所管課長」とあるのは「監査第一課長（当該行政文書が他の課が所管するものである場合にあっては、所管課長）」と、同条第6項中「所管課長」とあるのは「監査第一課長（当該行政文書が他の課が所管するものである場合にあっては、監査第一課長及び所管課長）」と読み替えるものとする。

（保存期間の延長）

第38条 所管課長は、次の各号に掲げる行政文書については、第7条第2項の規定にかかわらず、保存期間の満了する日後においても、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、その保存期間を延長しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当する行政文書が他の号にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、その保存期間を延長するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 開示請求、訂正請求又は消去・利用停止請求があったもの 名古屋市個人情報保護条例第23条各項、第36条第1項若しくは第2項又は第44条第1項若しくは第2項の決定の日の翌日から起算して1年間

2 (略)

第39条 (略)

2 前項に規定する場合において、所管課

条第3項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条3項中「所管課長」とあるのは「監査管理課長」と、「前項の規定による申請」とあるのは「次条第1項の規定による申出」と、「承認を与える」とあるのは「行政文書を閲覧に供し、又は貸し出す」と、「条件を付する」とあるのは「指示をする」と、同条第4項ただし書中「所管課長」とあるのは「監査管理課長（当該行政文書が他の課が所管するものである場合にあっては、所管課長）」と、同条第6項中「所管課長」とあるのは「監査管理課長（当該行政文書が他の課が所管するものである場合にあっては、監査管理課長及び所管課長）」と読み替えるものとする。

（保存期間の延長）

第38条 所管課長は、次の各号に掲げる行政文書については、第7条第2項の規定にかかわらず、保存期間の満了する日後においても、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、その保存期間を延長しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当する行政文書が他の号にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、その保存期間を延長するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求があったもの 個人情報保護法第82条各項の決定又は個人情報保護法第93条各項若しくは第101条各項の決定（名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号）第7条第2項において準用する個人情報保護法第81条の規定により拒否した場合の決定を含む。）の日の翌日から起算して1年間

2 (略)

第39条 (略)

2 前項に規定する場合において、所管課

長は、延長後の保存期間が完結日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を超えて延長しようとするときは、あらかじめ監査第一課長の承認を受けなければならない。

(廃棄)

第40条 (略)

- 2 前項の規定により、廃棄の決定を行った所管課長は、文書管理システムにその旨を登録するとともに監査第一課長に報告しなくてはならない。
- 3 監査第一課長は、第1項の規定により所管課長が廃棄を決定した行政文書の目録を資料館の長(規則第2条第11号に規定する資料館の長をいう。以下同じ。)に送付するものとする。
- 4 資料館の長は、第1項の規定により廃棄の決定が行われた行政文書のうち、資料館(規則第2条第10号に規定する資料館をいう。以下同じ。)における歴史的資料として必要であると認めたものの資料館への引渡しを監査第一課長を通じて、所管課長に申し出ることができる。
- 5 前項の規定による引渡しの申出があったときは、次の各号に定める手続により処理しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) その他の保存文書 所管課長が、情報システムに保存されている行政文書にあつては情報システム管理者と、書庫に引継ぎ保存されている行政文書にあつては監査第一課長とそれぞれ協議して、当該行政文書に資料館引渡文書目録を添えて、資料館へ引き渡す。
- 6 前3項の規定により資料館へ引き渡した場合を除き、監査第一課長(原課保存文書にあつては、所管課長)は、第1項の規定により廃棄を決定した行政文書その内容に応じ、溶解、裁断若しくは焼却又は電子計算機からの消去等復元不可能な方法によって、確実に廃棄しなければならない。

長は、延長後の保存期間が完結日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して30年を超えて延長しようとするときは、あらかじめ監査管理課長の承認を受けなければならない。

(廃棄)

第40条 (略)

- 2 前項の規定により、廃棄の決定を行った所管課長は、文書管理システムにその旨を登録するとともに監査管理課長に報告しなくてはならない。
- 3 監査管理課長は、第1項の規定により所管課長が廃棄を決定した行政文書の目録を資料館の長(規則第2条第11号に規定する資料館の長をいう。以下同じ。)に送付するものとする。
- 4 資料館の長は、第1項の規定により廃棄の決定が行われた行政文書のうち、資料館(規則第2条第10号に規定する資料館をいう。以下同じ。)における歴史的資料として必要であると認めたものの資料館への引渡しを監査管理課長を通じて、所管課長に申し出ることができる。
- 5 前項の規定による引渡しの申出があったときは、次の各号に定める手続により処理しなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) その他の保存文書 所管課長が、情報システムに保存されている行政文書にあつては情報システム管理者と、書庫に引継ぎ保存されている行政文書にあつては監査管理課長とそれぞれ協議して、当該行政文書に資料館引渡文書目録を添えて、資料館へ引き渡す。
- 6 前3項の規定により資料館へ引き渡した場合を除き、監査管理課長(原課保存文書にあつては、所管課長)は、第1項の規定により廃棄を決定した行政文書その内容に応じ、溶解、裁断若しくは焼却又は電子計算機からの消去等復元不可能な方法によって、確実に廃棄しなければならない。この場合において、監査管理課長が行政文書の廃棄を本市以外の者

7 (略)

(保存期間満了前における廃棄)

第41条 所管課長は、行政文書の保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別な理由がある場合は、監査第一課長の承認を受けて、当該行政文書を廃棄することができる。この場合において、所管課長は、廃棄する行政文書の名称、特別の理由及び廃棄する年月日等を記載した記録を作成しなければならない。

2 (略)

(他の情報システムによる電子決裁)

第41条の2 第19条、第20条、第22条及び第24条の規定にかかわらず、他の情報システム（行政文書の起案、決裁等の事務の処理を行う機能を持つものに限る。）による電子決裁等の方法は、情報システム管理者が別に定めるものとする。この場合において、当該情報システム管理者は、あらかじめ監査第一課長に協議するものとする。

第3章 電子情報の保護対策

第1節 人的情報保護対策

(許可の基準)

第45条 課の長は、次に掲げる場合に限り、規則第35条第4号ただし書の許可をするものとする。

(1) 職員がスケジュール管理、メモ等の用途に使用するため、個人の所有する電子計算機を使用する場合

(2) 職員が専ら外部の情報を閲覧するため、個人の所有する電子計算機、通信機器及び通信回線を使用する場合

(3) 前2号に定めるもののほか、やむを得ない事情があると認める場合

2 課の長は、職員が前項第1号又は第3号の規定により同項の許可を受けて個人の所有する電子計算機を使用する場合において、必要不可欠な機密情報に限り、情報の保護及び管理に十分な配慮をした

に委託するときは、証明書等により当該廃棄の委託を受けた者が確実に廃棄したことを確認するものとする。

7 (略)

(保存期間満了前における廃棄)

第41条 所管課長は、行政文書の保存期間が満了する前に廃棄しなければならない特別な理由がある場合は、監査管理課長の承認を受けて、当該行政文書を廃棄することができる。この場合において、所管課長は、廃棄する行政文書の名称、特別の理由及び廃棄する年月日等を記載した記録を作成しなければならない。

2 (略)

(他の情報システムによる電子決裁)

第41条の2 第19条、第20条、第22条及び第24条の規定にかかわらず、他の情報システム（行政文書の起案、決裁等の事務の処理を行う機能を持つものに限る。）による電子決裁等の方法は、情報システム管理者が別に定めるものとする。この場合において、当該情報システム管理者は、あらかじめ監査管理課長に協議するものとする。

上で、規則第35条第5号ただし書の許可をするものとする。

(電子情報の保護及び管理に関する研修)

第46条 事務局長は、次の各号に掲げる研修のうち必要と認められるものを実施しなければならない。

(1) 職員に、電子情報の保護及び管理に関する一般的な知識を習得させるための研修

(2) 管理職員に、電子情報の保護及び管理に関し、職員を適切に指揮監督するために必要な知識を習得させるための研修

第2節 物理的情報保護対策

(一般電子計算機の管理)

第47条 所管課長は、職員が使用する一般電子計算機（条例第16条第1項に規定する主要な電子計算機以外の電子計算機をいう。以下この条において同じ。）を、盗難、盗聴、盗み見等を防止するために、適切に管理しなければならない。

2 所管課長は、一般電子計算機のハードウェアの増設若しくは交換又はソフトウェアの導入若しくは削除を行う場合は、電子情報の漏えい、滅失又はき損を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 所管課長は、許可を受けていない者が、一般電子計算機を操作することができないようにしなければならない。

(通信機器の管理)

第48条 所管課長は、ネットワーク管理者及び情報システム管理者が管理する通信機器に電子計算機又は通信機器を接続するときは、当該ネットワーク管理者及び情報システム管理者の許可を受けなければならない。

2 所管課長は、ネットワーク管理者及び情報システム管理者が管理する通信機器に電子計算機又は通信機器を接続するときは、当該ネットワーク及び情報システムに障害を与えないようにしなければならない。

3 所管課長は、主要な通信機器を除く通信機器を設置するときは、許可を受けることなく当該通信機器に電子計算機又は通信機器が接続されないよう監視又は点検しなければならない。

4 職員は、本市の所管する通信機器について、電子情報の漏えい、滅失又はき損を発見した場合は、直ちに当該通信機器を所管するネットワーク管理者、情報システム管理者又は所管課長に連絡しなければならない。ただし、当該通信機器を所管する者が不明な場合は、緊急の措置として副統括管理者（規則第37条第1項に規定する副統括管理者をいう。以下同じ。）に連絡するものとする。

（通信回線の管理）

第49条 所管課長は、ネットワーク管理者及び情報システム管理者の所管する通信回線以外の通信回線を所管する。

2 所管課長は、所管する通信回線について電子情報の漏えい、滅失又はき損を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 職員は、本市の所管する通信回線について、電子情報の漏えい、滅失又はき損を発見した場合は、直ちに当該通信回線を所管するネットワーク管理者、情報システム管理者又は所管課長に連絡しなければならない。ただし、当該通信回線を所管する者が不明な場合は、緊急の措置として副統括管理者へ連絡するものとする。

（記録媒体の管理）

第50条 所管課長は、記録媒体（電子計算機又は通信機器に内蔵されるものを含む。次項から第5項までにおいて同じ。）の盗難等による情報の漏えい、滅失又はき損毀損を防止するために、施錠した保管庫に保管する等の必要な措置を講じなければならない。

2 所管課長は、職員が機密情報を記録した記録媒体を外部に持ち出す場合は、情報の漏えい、滅失又はき損毀損を防止す

るために、施錠したかばんにより持ち運ぶ等の必要な措置を講じなければならない。

3 所管課長は、機密情報が記録された電子計算機等（規則第34条に規定する電子計算機等をいう。以下同じ。）を本市以外の者に委託して修理するときは、当該情報を別に保存した上で、当該記録媒体に記録された電子情報を復元不可能な方法により消去して、受託業者等に渡さなければならない。ただし、故障等により当該情報を消去できない場合は、この限りでない。

4 所管課長は、記録媒体を廃棄し、又は賃借している記録媒体を返却するときは、当該記録媒体に記録された電子情報を復元不可能な方法により消去しなければならない。

5 第1項から第4項までに定めるもののほか、所管課長は、別に定めるところにより、記録媒体（持ち運んで使用するものに限る。）を適切に管理しなければならない。

第3節 技術的情報保護対策

（情報システムの開発又は導入）

第51条 情報システムを開発又は導入（以下「開発等」という。）しようとする者は、情報システムの開発等における事故及び不正行為を防止するため、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 監督者

(2) 作業者及び作業範囲

(3) ソースコード（規則第46条第1項第1号に規定するソースコードをいう。）の提出義務

(4) 作業記録の提出義務

(5) 電子情報の保護対策上問題となるソフトウェアの使用の禁止に関する事項

2 情報システムを開発等しようとする者は、情報システムの開発等における事故及び不正行為を防止するため、次の各号に掲げる行為を実施しなければならない。

(1) 事故及び不正行為に係る危険性の分

析及び対応

- (2) 擬似環境等による動作確認
- (3) 電子情報の利用制限
- (4) 仕様書等の作成及びその変更履歴の記録の作成
- (5) 前号に定める仕様書等及びその変更履歴の適切な保管
- (6) 開発者等の利用者権限を識別認証符号の業務終了後の抹消

3 情報システムを開発等しようとする者は、情報システムが利用するネットワーク及び当該ネットワーク上で稼動している既存の情報システムに支障が出ないように、関係するネットワーク管理者及び情報システム管理者と協議し、十分な試験を行うとともに、当該試験に使用した情報及び資料を一定の期間適切に保管しなければならない。

4 情報システム管理者は、情報システムを構成する電子計算機等若しくはソフトウェアを変更又は更新するときは、情報システムに悪影響を及ぼさないことを確認しなければならない。

(ネットワークの構築)

第52条 ネットワークの構築については、前条の規定を準用する。

附 則

- 4 資料館の長は、昭和61年4月1日以前に完結した行政文書（その完結日の属する年度の翌年度から起算して30年以上が経過したものに限る。）のうち、資料館における歴史的資料として必要であると認めたものの資料館への引き渡しを監査第一課長を通じて所管課長に申し出ることができる。この場合において、資料館へ引き渡された行政文書の管理については、資料館の長が別に定める。
- 5 前項の申し出があった場合は、所管課長は監査第一課長の承認を受けて、当該行政文書の廃棄を決定し、資料館へ引き渡すものとする。

附 則

- 4 資料館の長は、昭和61年4月1日以前に完結した行政文書（その完結日の属する年度の翌年度から起算して30年以上が経過したものに限る。）のうち、資料館における歴史的資料として必要であると認めたものの資料館への引き渡しを監査管理課長を通じて所管課長に申し出ることができる。この場合において、資料館へ引き渡された行政文書の管理については、資料館の長が別に定める。
- 5 前項の申し出があった場合は、所管課長は監査管理課長の承認を受けて、当該行政文書の廃棄を決定し、資料館へ引き渡すものとする。

別表第1 行政文書分類表

第1分類	第2分類	第3分類	第4分類
共 通	市長部局の例による。		
監査事務局	第2分類は、原則として課相当の名称とし、事務局長が定める。	第3分類は、原則として係相当の名称とし、所管課長と <u>監査第一課長</u> が協議して定める。	第4分類は、係の分掌事務又は個別事業等の名称とし、所管課長が <u>監査第一課長</u> と協議して定める。

別表第1 行政文書分類表

第1分類	第2分類	第3分類	第4分類
共 通	市長部局の例による。		
監査事務局	第2分類は、原則として課相当の名称とし、事務局長が定める。	第3分類は、原則として係相当の名称とし、所管課長と <u>監査管理課長</u> が協議して定める。	第4分類は、係の分掌事務又は個別事業等の名称とし、所管課長が <u>監査管理課長</u> と協議して定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

名古屋市教育委員会規則第1号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条総務部の項中「教育環境計画室
学校整備課」を「教育環境整備課
学校施設課」に改め、同条
指導部の項中「指導室」を「指導室
学校DX推進課」に改める。

第3条総務部教育環境計画室の項及び学校整備課の項を次のように改める。

教育環境整備課

- (1) 学校教育における子どもの学習環境及び施設のあり方に係る総合的な計画の立案に関すること（他の部課室の主管に属することを除く。）。
- (2) 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。
- (3) 学校教育に関する施設の建設、保全及び改築の計画及び実施に関すること。

- (4) 学校の設置及び廃止の事務手続に関すること。
- (5) 小学校及び中学校の通学区域の設定、廃止及び変更に関すること。
- (6) 用地（借地を除く。）の取得に係る総合調整に関すること。
- (7) 教育施設に関するアセットマネジメントに関すること（他の部の主管に属することを除く。）。
- (8) 教育資産の有効活用に関すること。
- (9) 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。
- (10) 子どもいきいき学校づくり推進審議会に関すること。

学校施設課

- (1) 教育財産及び普通財産の総括管理に関すること。
- (2) 学校用地の管理に関すること。
- (3) 学校施設の管理及び維持修繕に関すること。
- (4) 学校施設の環境整備に関すること（他の課の主管に属することを除く。）。

第3条新しい学校づくり推進部新しい学校づくり推進室の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 子ども適応相談センターに関すること。

第3条指導部指導室の項第5号中「、野外教育センター及び子ども適応相談センター」を「及び野外教育センター」に改める。

第3条指導部指導室の項の次に次のように加える。

学校DX推進課

- (1) 学校における情報化施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 学校における情報化の専門的及び技術的な調査研究に関すること（他の部室の主管に属することを除く。）。
- (3) 学校における情報化の推進に必要な情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 情報教育等に関する研修の企画に関すること（他の室の主管に属することを除く。）。
- (5) 情報教育ネットワークの運用管理に関すること。

第9条第5項の表総務部の項中

子どもいき いき学校づ くり	1 学校教育に関する施設の配置、統合 及び廃止に係る計画及び調整に関する こと。 2 小規模校対策その他学校規模の適正 化の推進に関すること。 3 子どもいきいき学校づくり推進審議 会に関すること。	3
教育施設に 関するアセ ットマネジ メントの推 進に係る特 命事項の処 理	1 教育施設に関するアセットマネジメ ントの推進に係る特命事項の処理に関 すること。 2 教育資産の有効活用に関すること。	1

を

子どもいき いき学校づ くり	1 学校教育に関する施設の配置、統合 及び廃止に係る計画及び調整に関する こと。 2 小規模校対策その他学校規模の適正 化の推進に関すること。 3 子どもいきいき学校づくり推進審議 会に関すること。	4
橘小学校等 複合化整備 事業の推進	1 橘小学校等複合化整備事業の推進に 関すること。	1

に改め、同表

給食調理場の環境整備の推進	1 給食調理場の環境整備の推進に関すること。	1
---------------	------------------------	---

教務部の項中

「

教職員定数・給与等	1 教職員定数・配置に関する教育施策の企画及び調整に関すること。 2 教職員の給与その他の勤務条件に係る連絡調整に関すること。 3 教職員の組織する職員団体に関すること。	1
-----------	---	---

を

「

人事・服务等	1 教育長の指定する教職員の人事に関すること。 2 教職員のサービス及び内部統制に関すること。 3 教職員に関する人事・サービス制度の調査研究に関すること。 4 教職員の組織する職員団体に関すること。 5 学校事務（学事課の主管に属することを除く。）の改革推進に関すること。	1
定数・給与等	1 教職員の定数・配置に関する教育施策の企画及び調整に関すること。 2 教職員の給与その他の勤務条件に関すること（新しい学校づくり推進部の	1

に改め、同表

	主管に属することを除く。) 3 教職員に関する定数・給与制度の調査研究に関すること。	
--	---	--

指導部の項中

「

高等学校・幼稚園教育	1 高等学校教育及び幼稚園教育の指導に関すること。	1	を
	2 高等学校教育及び幼稚園教育に係る連絡調整及びその他の特命事項の処理に関すること。		

「

キャリア教育	1 キャリア教育の推進に関すること。	1	に、
高等学校・幼稚園教育	1 高等学校教育及び幼稚園教育の指導に関すること。 2 高等学校教育及び幼稚園教育に係る連絡調整及びその他の特命事項の処理に関すること。	1	

「

生徒指導に係る特命事項の処理	1 生徒指導に係る特命事項の処理に関すること。	1	を
----------------	-------------------------	---	---

「

生徒指導に係る特命事項の処理	1 生徒指導に係る特命事項の処理に関するすること。	1
給食調理場の環境改善	1 給食調理場の環境改善に係る企画及び調整に関するすること。	1

に改める。

」

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

名古屋市教育委員会規則第2号

名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則

名古屋市子ども適応相談センター処務規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「指導部」を「新しい学校づくり推進部」に改める。

第2条第3項中「教育相談部長」を「事務係長」に改める。

第3条の見出しを「（組織）」に改め、同条第1項中「部を」を「組織を」に、「教育相談部」を「事務係教育相談部」に改め、同条第2項中「部の」を「部及び係の」に改め、同項教育相談部の項の前に次のように加える。

事務係

- (1) 文書の收受及び発送並びに公印の管守に関すること。
- (2) 人事、給与及び予算決算の手續並びに物品の購入及び検収その他の会計事務に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) 部の主管に属しないこと。

第3条第2項教育相談部の項第4号を削る。

第4条の見出しを「(部長等)」に改め、同条第1項中「部長」の次に「、係に係長」を加え、同条第2項中「部長」の次に「及び係長」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(公所と称する規則の一部改正)

2 公所と称する規則(昭和52年名古屋市教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

「野外教育センター
子ども適応相談センター」を「子ども適応相談センター
野外教育センター」に改める。

名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 27 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 3 号

名古屋市学校事務センター規則の一部を改正する規則

名古屋市学校事務センター規則（平成29年名古屋市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項事務支援係の項の次に次のように加える。

主査（学校事務改善に係る企画調整）

- (1) 学校事務改善に係る総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 名古屋市立の小学校及び中学校間における学校事務の連携に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 学校事務に係る指導、支援及び助言の調整に関すること。

別表第 1 主査（学校事務改善）の項中「主査（学校事務改善）」を「主査（学校事務改善に係る企画調整）及び主査（学校事務改善）」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市図書館館則及び名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

名古屋市教育委員会規則第4号

名古屋市図書館館則及び名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則

(名古屋市図書館館則の一部改正)

第1条 名古屋市図書館館則(昭和26年名古屋市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び志段味図書館」を削り、「副館長」の次に「、東図書館、守山図書館、志段味図書館及び名東図書館にあつては千種図書館長」を加え、「及び徳重図書館」を「、徳重図書館及び天白図書館」に改める。

第8条第4号中「館長(」の次に「東図書館、」を、「富田図書館」の次に「、守山図書館」を加え、「及び徳重図書館」を「、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館(以下「東図書館等」という。)」に改める。

第27条第1号キ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第30条第1項中「東図書館、中村図書館、富田図書館、守山図書館、志段味図書館、緑図書館、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館(以下「東図

書館等」という。)」を「東図書館等」に改める。

(名古屋市図書館処務規則の一部改正)

第2条 名古屋市図書館処務規則(昭和39年名古屋市教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「分館(」の次に「東図書館、」を、「富田図書館」の次に「、守山図書館」を加え、「及び徳重図書館」を「、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館」に改める。

第3条第2項庶務系の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、同項整理課収集整理系の項第1号中「資料」を「図書館資料(以下「資料」という。)」に改める。

第4条第2項中「かかわらず」の次に「、東図書館、守山図書館、志段味図書館及び名東図書館の資料の選択、収集、弁償及び廃棄に関することは千種図書館奉仕係において」を加え、「及び徳重図書館」を「、徳重図書館及び天白図書館」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(公所と称する規則の一部改正)

2 公所と称する規則(昭和52年名古屋市教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

「図書館分館(」の次に「東図書館、」を、「富田図書館」の次に「、守山図書館」を加え、「及び徳重図書館」を「、徳重図書館、名東図書館及び天白図書館」に改める。

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

名古屋市教育委員会規則第5号

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則

名古屋市教育センター処務規則（昭和56年名古屋市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「学校情報化支援部
事務係」を削り、同条第2項研修部の項第1号
中「、学校情報化支援部」を削り、同項研究調査部の項第1号及び第2号中「
学校情報化支援部及び」を削り、同部の項中第5号を削り、第6号を第5号と
し、同項学校情報化支援部の項を削る。

別表第1中

「

教員免許状 更新講習の 企画、運営 及び指導に 関する主任 の業務に従 事する者	A	1日について午前9時30分 から午後4時30分までの間 において6時間とする。	1日について1時間と する。	4週間を通じて 8日とする。
	B	1日について午前8時15分 から午後4時45分までの間 において7時間30分とする。		
		1日について午前9時から正		

	C	午までの間において3時間とする。		
教員免許状更新講習の企画、運営及び指導に関する業務に従事する者	A	1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。
	B	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間30分とする。		
	C	1日について午前9時から正午までの間において3時間とする。		

を

「

教職員研修コンテンツの作成、整備、運営及び研修補助に関する業務に従事する者	A	1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時30分から午後3時30分までの間において6時間とする。		

に改め、

「

情報教育の推進に関する事項の検討、情報収集、調査研究、指導及び助言に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。		

を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

名古屋市教育委員会規則第6号

名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会公印規則（昭和45年名古屋市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表市立学校の長印の項形式の欄中

名古屋市立
（何）小学校
（中学校、高等学校、
養護学校、幼稚園）長

を

名古屋市立
（何）小学校
（中学校、高等学校、
特別支援学校、
幼稚園）長

に改め、同表市立学校の長の職務代理者印の項形式の欄

中 「 名 古 屋 市 立
（ 何 ） 小 学 校
（ 中 学 校、 高 等 学 校、
養 護 学 校 ） 長
職 務 代 理 者 」

を 「 名 古 屋 市 立
（ 何 ） 小 学 校
（ 中 学 校、 高 等 学 校、
特 別 支 援 学 校 ） 長
職 務 代 理 者 」

に 改 め る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

名古屋市教育委員会規則第7号

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立高等学校学則（平成11年名古屋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋市立緑高等学校の項中「960人」を「1,000人」に改め、同表名古屋市立山田高等学校の項中「840人」を「880人」に改め、同表名古屋市立西陵高等学校の項中「640人」を「680人」に改め、同表名古屋市立名古屋商業高等学校の項中

「		「																		
	<table border="1"><tr><td>商業</td><td>320人</td></tr><tr><td>オフィスビジネス</td><td>160人</td></tr><tr><td>情報処理</td><td>160人</td></tr><tr><td>ITビジネス</td><td>80人</td></tr></table>	商業	320人	オフィスビジネス	160人	情報処理	160人	ITビジネス	80人	を	<table border="1"><tr><td>商業</td><td>160人</td></tr><tr><td>オフィスビジネス</td><td>320人</td></tr><tr><td>情報処理</td><td>80人</td></tr><tr><td>ITビジネス</td><td>160人</td></tr></table>	商業	160人	オフィスビジネス	320人	情報処理	80人	ITビジネス	160人	に改
商業	320人																			
オフィスビジネス	160人																			
情報処理	160人																			
ITビジネス	80人																			
商業	160人																			
オフィスビジネス	320人																			
情報処理	80人																			
ITビジネス	160人																			
	」		」																	

め、同表名古屋市立若宮商業高等学校の項中「240人」を「120人」に、「80

人」を「40人」に、「160人」を「320人」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

名古屋市教育委員会規則第8号

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立特別支援学校学則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「名古屋市立西養護学校」を「名古屋市立西特別支援学校」に、「名古屋市立南養護学校」を「名古屋市立南特別支援学校」に、「名古屋市立天白養護学校」を「名古屋市立天白特別支援学校」に、「名古屋市立守山養護学校」を「名古屋市立守山特別支援学校」に改める。

別表名古屋市立西養護学校の項中「名古屋市立西養護学校」を「名古屋市立西特別支援学校」に、「166人」を「161人」に改め、同表名古屋市立南養護学校の項中「名古屋市立南養護学校」を「名古屋市立南特別支援学校」に、「289人」を「297人」に改め、同表名古屋市立天白養護学校の項中「名古屋市立天白養護学校」を「名古屋市立天白特別支援学校」に、「102人」を「118人」に改め、同表名古屋市立守山養護学校の項中「名古屋市立守山養護学校」を「名古屋市立守山特別支援学校」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

()部受付番号第 号									
<p>入 学 願</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 名古屋市立 特別支援学校長</p> <p style="text-align: center;">保護者等 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>下記の子どもを 部第 学年に入学させたいのでお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>									
(ふりがな) 氏 名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">生年 月日</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日生</td> </tr> </table>	生年 月日	年 月 日生						
生年 月日	年 月 日生								
住 所									
在学学校(園) 又は出身校 (園)									
就学義務の 猶予又は免除の 有無	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">有 ・ 無</td> <td style="padding: 5px;"> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(猶予)</td> <td style="text-align: center;">(受けている。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(免除)</td> <td style="text-align: center;">(受けたことがある。)</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	有 ・ 無	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(猶予)</td> <td style="text-align: center;">(受けている。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(免除)</td> <td style="text-align: center;">(受けたことがある。)</td> </tr> </table>	年 月 日から	年 月 日まで	(猶予)	(受けている。)	(免除)	(受けたことがある。)
有 ・ 無	<table style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(猶予)</td> <td style="text-align: center;">(受けている。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(免除)</td> <td style="text-align: center;">(受けたことがある。)</td> </tr> </table>	年 月 日から	年 月 日まで	(猶予)	(受けている。)	(免除)	(受けたことがある。)		
年 月 日から	年 月 日まで								
(猶予)	(受けている。)								
(免除)	(受けたことがある。)								
訪問教育の 希望の有無	有 ・ 無								

注1 太線の枠内に必要事項を記入してください。

2 住所の欄は、保護者等と子どもの住所が同じである場合には記入する必要はありません。

3 就学義務の猶予又は免除及び訪問教育の希望の有無の欄は、該当するものを○で囲んでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 27 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 9 号

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則

名古屋市立幼稚園園則（平成14年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 8 条中「始め」の次に「（満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある幼児にあつては、園長が指定する日）」を加える。

第 20 条中「別表第 2」の次に「（名古屋市立第一幼稚園及び名古屋市立第三幼稚園にあつては、別表第 3。次条において同じ。）」を加える。

別表第 1 中

「

名古屋市立第三幼稚園	160 人	6
------------	-------	---

を

」

「

名古屋市立第三幼稚園	160人	7	に、
------------	------	---	----

」

「

名古屋市立桶狭間幼稚園	160人	6	を
-------------	------	---	---

」

「

名古屋市立桶狭間幼稚園	85人	3	に、
-------------	-----	---	----

」

「

名古屋市立おりべ幼稚園	85人	3	を
名古屋市立比良西幼稚園	30人	1	

」

「

名古屋市立おりべ幼稚園	85人	3	に改
-------------	-----	---	----

」

める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第20条、第21条関係）

預かり時間		利用料（日額）
教育課程に係る教育時間の終了後又は第6条各号に規定する休業日に行う場合	3時間まで	250円
	6時間まで	500円
	8時間まで	700円
	11時間まで	900円
その他の場合	教育課程に係る教育時間の開始前まで	100円

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市博物館処務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 27 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第10号

名古屋市博物館処務規則等の一部を改正する規則

(名古屋市博物館処務規則の一部改正)

第 1 条 名古屋市博物館処務規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項総務課庶務係の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の 1 号を加える。

(11) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。

第 3 条第 2 項学芸課学芸係の項中第 8 号を第10号とし、同項第 7 号中「連絡」を「連携」に改め、同号を同項第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(9) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関すること。

第 3 条第 2 項学芸課学芸係の項中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号

までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 博物館資料に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。

(名古屋市美術館処務規則の一部改正)

第2条 名古屋市美術館処務規則(昭和63年名古屋市教育委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項総務課庶務係の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 学芸員その他の美術館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。

第3条第2項学芸課学芸係の項中第9号を第11号とし、同項第8号中「連絡」を「連携」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進に関すること。

第3条第2項学芸課学芸係の項中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 美術品等に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。

(名古屋市科学館処務規則の一部改正)

第3条 名古屋市科学館処務規則(昭和55年名古屋市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3条中 「主査(1) 主幹(1)」 を 「主査(1) 主査(1)」 に改める。

第4条総務課庶務係の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 学芸員その他の科学館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。

第4条中

「(1) 科学館の魅力向上の推進に関すること。」を

「(1) 科学館の魅力向上の推進に関すること。」

主 査（科学館の魅力向上） に改め、

（1）科学館の魅力向上の推進に関すること。」

同条学芸課学芸係の項第1号中「除く。」の次に「次号において同じ。」を加え、同項中第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

（7）地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動（他の係の主管に属するものを除く。）の推進に関すること。

第4条学芸課学芸係の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「普及」を「普及啓発」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）科学に関する展示品に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。

第4条中

「（1）科学知識の普及及び指導に関すること。」を

「（1）科学知識の普及啓発及び指導に関すること。」に改め、

同条学芸課天文係の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「普及」を「普及啓発」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）天文に関する展示品に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。

第4条学芸課天文係の項に次の1号を加える。

（7）地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動（天文に関するものに限る。）の推進に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

名古屋市教育委員会規則第11号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（平成27年名古屋市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条」を「第22条」に改める。

第2条中「第10条」を「第14条第1項」に改める。

第3条中「第11条第1項」を「第12条第1項」に、「公立博物館にあつては第2号様式とし、私立博物館にあつては第3号様式」を「第2号様式」に改める。

第4条中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「博物館登録事項等変更届出書（第4号様式）」を「博物館登録事項変更届出書（第3号様式）」に改める。

第5条中「第15条第1項」を「第20条第1項」に、「第5号様式」を「第4号様式」に改める。

第6条中「次の各号」を「次」に改め、同条第1号中「第10条」を「第11条」

に改め、同条第 2 号中「第13条第 2 項」を「第15条第 2 項」に改め、同条第 3 号中「第14条第 1 項」を「第19条第 1 項」に改め、同条第 4 号中「第15条第 2 項」を「第20条第 2 項」に改める。

第 1 号様式から第 4 号様式までを次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

博物館登録原簿

登録事項 登 録	設置者の名称及び住所	博物館の名称及び所在地
登 録 年 月 日 第 号		
変 更 登 録 (年 月 日)		
変 更 登 録 (年 月 日)		
備 考		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 2 号様式（第 3 条関係）

博 物 館 登 録 申 請 書

年 月 日

（宛先）名古屋市教育委員会

設置者 住 所

名 称

代表者氏名

博物館法第12条の規定により、下記のとおり博物館の登録を申請します。

記

1 博物館の名称

2 博物館の所在地

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 3 号様式（第 4 条関係）

博物館登録事項変更届出書

年 月 日

（宛先）名古屋市教育委員会

設置者 住 所

名 称

代表者氏名

博物館法第15条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録記号番号
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 変更事項
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 5 変更年月日
- 6 変更理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 4 号様式（第 5 条関係）

博 物 館 廃 止 届 出 書

年 月 日

（宛先）名古屋市教育委員会

設置者 住 所

名 称

代表者氏名

博物館法第20条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録記号番号
- 2 博物館の名称
- 3 博物館の所在地
- 4 廃止年月日
- 5 廃止の理由
- 6 廃止後の処置

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

第5号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の博物館の登録に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の博物館の登録に関する規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている博物館登録原簿は、新規則の規定に基づいて作成されたものとみなす。

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

名古屋市教育委員会教育長 坪田 知 広

名古屋市教育委員会規則第12号

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市博物館条例施行規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項名古屋市蓬左文庫の項中第8号を第11号とし、同項第7号中「連絡」を「連携」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（条例第2条第10号の文化観光をいう。以下同じ。）その他の活動の推進

第3条第2項名古屋市蓬左文庫の項中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 学芸員その他の文庫の事業に従事する人材の養成及び研修

第3条第2項名古屋市蓬左文庫の項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 文庫資料に係る電磁的記録（条例第2条第1号の電磁的記録をいう。以

下同じ。)の作成及び公開

第3条第2項名古屋市秀吉清正記念館の項中第8号を第11号とし、同項第7号中「連絡」を「連携」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進

第3条第2項名古屋市秀吉清正記念館の項中第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 学芸員その他の記念館の事業に従事する人材の養成及び研修

第3条第2項名古屋市秀吉清正記念館の項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 記念館資料に係る電磁的記録の作成及び公開

第8条第1項第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第13号

名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会会議規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 表彰に関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 27 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第14号

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則

(名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部改正)

第 1 条 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則（平成23年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第 4 項を次のように改める。

4 職員（次項及び第 6 項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、正午から午後 1 時まで（規則第 1 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける職員（以下「特定職員」という。）にあつては別表第 3 に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ同表に定める休憩時間の時限、定年前再任用短時間

勤務職員にあっては別表第4に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ同表に定める休憩時間の時限)とする。

第2条第5項中「申出」を「申告」に、「規則第1条第3項後段の規定の適用を受ける職員」を「特定職員」に改める。

別表第2中

「

新しい学校づくり推進部新しい学校づくり推進室に所属する職員のうち、児童生徒の支援体制の調査研究に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。		
	C	1日について午後1時30分から午後7時30分までの間において6時間とする。		
	D	1日について午後2時から午後9時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	

」

を

「

新しい学校づくり推進部新しい学校づくり推進室に所属する職員のうち、学校教育の指導に係る企画及び調整、新たな教育制度の調査研究、安全安心な居場所づくり並びに児童生徒の支援体制の調査研究に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。		
	C	1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。		
新しい学校づくり推進部新しい学	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。

校づくり推進室に所属する職員のうち、夜間中学校に関する業務に従事する者	B	1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。	
	C	1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。	
	D	1日について午後1時30分から午後7時30分までの間において6時間とする。	
	E	1日について午後2時から午後9時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。

に改め、同表指導部指導室に所属する職員のうち、初期日本語集中教室における指導及び企画に関する業務に従事する者の項の次に次のように加える。

指導部学校DX推進課に所属する職員のうち、学校教育の情報化推進に係る企画に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。		

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3（第2条第4項関係）

勤務時間の割振り	休憩時間の時限
午前8時45分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで
午前9時から午後5時30分まで	午後0時15分から午後1時まで
午前7時15分から午後3時45分まで	正午から午後0時45分まで
午前7時45分から午後4時15分まで	
午前8時15分から午後4時45分まで	
午前9時30分から午後6時まで	午後0時15分から午後1時まで
午前10時から午後6時30分まで	
午前10時30分から午後7時まで	

別表第4（第2条第4項関係）

勤務時間の割振り	休憩時間の時限
午前8時45分から午後3時45分まで	正午から午後1時まで

午前 8 時45分から午後 3 時30分まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 9 時から午後 3 時45分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
午前 7 時45分から午後 2 時45分まで	正午から午後 1 時まで
午前 8 時15分から午後 3 時15分まで	正午から午後 1 時まで
午前 9 時15分から午後 4 時15分まで	正午から午後 1 時まで
午前 9 時45分から午後 4 時45分まで	正午から午後 1 時まで
午前 7 時45分から午後 2 時30分まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 8 時15分から午後 3 時まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 9 時30分から午後 4 時15分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
午前10時から午後 4 時45分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで

(名古屋市野外教育センター処務規則の一部改正)

第 2 条 名古屋市野外教育センター処務規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

(名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部改正)

第 3 条 名古屋市子ども適応相談センター処務規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項中「再任用短時間勤務職員（」を削り、「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改め、「をいう。以下同じ。）」を削り、同条第 3 項を次のように改める。

3 職員（次項及び第 5 項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、正午から午後 1 時まで（規則第 1 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける職員（以下「特定職員」という。）にあつては、別表第 2 に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限）とする。

第 4 条の 2 第 4 項中「申出」を「申告」に、「規則第 1 条第 3 項後段の規定の適用を受ける職員」を「特定職員」に改める。

別表第 1 に備考として次のように加える。

備考

児童生徒及び保護者に対する教育相談及び集団適応指導に関する業務に従事する者が宿泊を伴う業務に従事する場合における勤務時間の割振り、休憩

時間及び週休日は、この表にかかわらず、各職員について所長が定める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 (第 4 条の 2 第 3 項関係)

勤務時間の割振り	休憩時間の時限
午前 8 時45分から午後 5 時15分まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 9 時から午後 5 時30分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
午前 7 時15分から午後 3 時45分まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 7 時45分から午後 4 時15分まで	
午前 8 時15分から午後 4 時45分まで	
午前 9 時30分から午後 6 時まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
午前10時から午後 6 時30分まで	
午前10時30分から午後 7 時まで	

(名古屋市学校事務センター規則の一部改正)

第 4 条 名古屋市学校事務センター規則 (平成29年名古屋市教育委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

(上汐田教育集会所処務規則の一部改正)

第 5 条 上汐田教育集会所処務規則 (平成30年名古屋市教育委員会規則第 7 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

(名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部改正)

第 6 条 名古屋市見晴台考古資料館処務規則 (昭和54年名古屋市教育委員会規則第17号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

(名古屋市図書館処務規則の一部改正)

第 7 条 名古屋市図書館処務規則 (昭和39年名古屋市教育委員会規則第13号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第28条の 5 第 1 項」を「第22条の 4 第 1 項」に改める。

(名古屋市博物館処務規則の一部改正)

第 8 条 名古屋市博物館処務規則 (昭和52年名古屋市教育委員会規則第20号)

の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(名古屋市美術館処務規則の一部改正)

第9条 名古屋市美術館処務規則(昭和63年名古屋市教育委員会規則第24号)

の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(名古屋市科学館処務規則の一部改正)

第10条 名古屋市科学館処務規則(昭和55年名古屋市教育委員会規則第4号)

の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(名古屋市教育センター処務規則の一部改正)

第11条 名古屋市教育センター処務規則(昭和56年名古屋市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 職員(次項及び第5項に規定する職員を除く。)の休憩時間の時限は、正午から午後1時まで(規則第1条第3項ただし書の規定の適用を受ける職員(以下「特定職員」という。)にあっては別表第2に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ同表に定める休憩時間の時限、定年前再任用短時間勤務職員にあっては別表第3に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ同表に定める休憩時間の時限)とする。

第3条の2第4項中「申出」を「申告」に、「規則第1条第3項後段の規定の適用を受ける職員」を「特定職員」に改める。

別表第1中

「

センター (分館を除く。)における管理運営に関する業務に従事する者(主たる業務が	A	1日について午前8時15分から午後1時15分までの間において5時間とする。		4週間を通じて8日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後1時45分までの間において5時間とする。		
	C	1日について午前11時15分から午後5時15分までの間において1時間とす	1日について1時間とす	

施設の警守 である者に 限る。)		て5時間とする。	る。
	D	1日について午後1時から午後6時までの間において5時間とする。	
	E	1日について午後3時15分から午後8時15分までの間において5時間とする。	
	F	1日について午後4時15分から午後9時15分までの間において5時間とする。	
	G	1日について午前6時から午後2時30分までの間において7時間30分とする。	1日について1時間とする。
	H	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間30分とする。	
	I	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間30分とする。	
	J	1日について午前9時30分から午後6時までの間において7時間30分とする。	
	K	1日について午前11時45分から午後8時15分までの間において7時間30分とする。	
	L	1日について午後0時45分から午後9時15分までの間において7時間30分とする。	
	M	1日について午後1時から午後9時30分までの間において7時間30分とする。	
	N	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	

を

「

センター (分館を除く。)における管理運営に関する業務に従事する者(主たる業務が施設の警守である者に限る。)	A	1日について午前8時15分から午後1時15分までの間において5時間とする。	4週間を通じて8日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後1時45分までの間において5時間とする。	
	C	1日について午後0時15分から午後5時15分までの間において5時間とする。	
	D	1日について午後0時30分から午後5時30分までの間において5時間とする。	
		1日について午後1時から午	

E	後 6 時までの間において 5 時間とする。	
F	1 日について午後 3 時15分から午後 8 時15分までの間において 5 時間とする。	
G	1 日について午後 4 時15分から午後 9 時15分までの間において 5 時間とする。	
H	1 日について午前 6 時から午後 2 時30分までの間において 7 時間30分とする。	1 日について 1 時間とする。
I	1 日について午前 8 時15分から午後 4 時45分までの間において 7 時間30分とする。	
J	1 日について午前 8 時45分から午後 5 時15分までの間において 7 時間30分とする。	
K	1 日について午前 9 時30分から午後 6 時までの間において 7 時間30分とする。	
L	1 日について午前11時45分から午後 8 時15分までの間において 7 時間30分とする。	
M	1 日について午後 0 時45分から午後 9 時15分までの間において 7 時間30分とする。	
N	1 日について午後 1 時から午後 9 時30分までの間において 7 時間30分とする。	
O	1 日について午前 8 時45分から午後 3 時45分までの間において 6 時間とする。	

に改める。

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2 (第 3 条の 2 第 3 項関係)

勤務時間の割振り	休憩時間の時限
午前 8 時45分から午後 5 時15分まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 9 時から午後 5 時30分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
午前 7 時15分から午後 3 時45分まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 7 時45分から午後 4 時15分まで	
午前 8 時15分から午後 4 時45分まで	
午前 9 時30分から午後 6 時まで	
午前10時から午後 6 時30分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで

午前10時30分から午後 7 時まで

別表第 3 (第 3 条の 2 第 3 項関係)

勤務時間の割振り	休憩時間の時限
午前 8 時45分から午後 3 時45分まで	正午から午後 1 時まで
午前 8 時45分から午後 3 時30分まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 9 時から午後 3 時45分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
午前 7 時45分から午後 2 時45分まで	正午から午後 1 時まで
午前 8 時15分から午後 3 時15分まで	正午から午後 1 時まで
午前 9 時15分から午後 4 時15分まで	正午から午後 1 時まで
午前 9 時45分から午後 4 時45分まで	正午から午後 1 時まで
午前 7 時45分から午後 2 時30分まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 8 時15分から午後 3 時まで	正午から午後 0 時45分まで
午前 9 時30分から午後 4 時15分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
午前10時から午後 4 時45分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第40号）附則第 8 項又は第 9 項の規定により採用された職員は、この規則による改正後の次に掲げる規定に規定する短時間勤務の職を占める者とみなす。
 - (1) 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則第 2 条第 1 項
 - (2) 名古屋市野外教育センター処務規則第 3 条第 1 項
 - (3) 名古屋市子ども適応相談センター処務規則第 4 条の 2 第 1 項
 - (4) 名古屋市学校事務センター規則第 5 条第 1 項
 - (5) 上汐田教育集会所処務規則第 3 条第 1 項
 - (6) 名古屋市見晴台考古資料館処務規則第 3 条第 1 項
 - (7) 名古屋市図書館処務規則第 6 条第 1 項

- (8) 名古屋市博物館処務規則第 6 条第 1 項
- (9) 名古屋市美術館処務規則第 5 条第 1 項
- (10) 名古屋市科学館処務規則第 6 条第 1 項
- (11) 名古屋市教育センター処務規則第 3 条の 2 第 1 項

名古屋市美術館条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

名古屋市教育委員会規則第15号

名古屋市美術館条例施行規則等の一部を改正する規則

(名古屋市美術館条例施行規則の一部改正)

第1条 名古屋市美術館条例施行規則(昭和63年名古屋市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(名古屋市科学館条例施行規則の一部改正)

第2条 名古屋市科学館条例施行規則(昭和55年名古屋市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(名古屋市生涯学習センター条例施行規則の一部改正)

第3条 名古屋市生涯学習センター条例施行規則(平成12年名古屋市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号キ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

(名古屋市女性会館条例施行規則の一部改正)

第4条 名古屋市女性会館条例施行規則（昭和53年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第3号キ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則の一部改正）

第5条 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例施行規則（平成30年名古屋市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第7号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第6号

名古屋市立小学校の通学区域の変更について

名古屋市立宮前小学校及び名古屋市立六郷北小学校の通学区域の変更について次のように定め、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月27日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

次の区域を名古屋市立宮前小学校の通学区域から除き、名古屋市立六郷北小学校の通学区域に加える。

名古屋市北区上飯田東町1丁目65番、66番の1、66番の2、66番の3、67番の1、67番の2、68番の1、68番の2、68番の3、69番、70番、71番、72番の1、72番の2、72番の3、72番の4、74番の1、74番の2、74番の3、74番の4、75番、75番の1、76番、76番の1、77番の1、77番の2、77番の3、77番の4、77番の5、77番の6、77番の7、78番、79番、80番、80番の2、81番、81番の1、81番の2、81番の3、81番の4、81番の5、81番の6、82番、82番の2、83番の1、83番の2、83番の3、84番、85番、86番、86番の1、山田四丁目201番の各地番

教育委員会事務局総務部教育環境計画室

名古屋市教育委員会告示第7号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和5年3月29日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市女性会館	名古屋市守山区小幡南一丁目9番15号 有限会社アイ・ティー・オー 取締役 伊藤克恵

2 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課

名古屋市教育委員会告示第 8号

名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場の有料期間について

名古屋市志段味古墳群歴史の里条例（平成30年名古屋市条例第12号）第 3条第 2項ただし書の規定により、名古屋市志段味古墳群歴史の里の駐車場を使用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間として教育委員会が指定する期間は、次のとおりとします。

令和 5年 3月31日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

利用料金を納付しなければならない期間

令和 5年 5月 3日

名古屋市教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室

名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程（平成16年名教委訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月30日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p><u>第3章 電子情報の保護対策</u></p> <p><u>第1節 人的情報保護対策（第46条）</u></p> <p><u>第2節 物理的情報保護対策（第47条—第52条）</u></p> <p><u>第3節 技術的情報保護対策（第53条—第57条）</u></p> <p>附則</p> <p>（行政文書の閲覧区分）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 文書管理システム（規則第2条第6</p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章（略）</p> <p>第1節～第3節（略）</p> <p>附則</p> <p>（行政文書の閲覧区分）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 文書管理システム（規則第2条第6</p>

号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。)により行政文書を作成する場合は、閲覧区分の設定を行わなければならない。この場合において、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第9条に規定する個人情報又は秘密とすべき情報を含む行政文書の閲覧区分は、係内又は回議者のみとしなければならない。

(発送)

第32条 行政文書の発送は、次の各号に定める手続により行わなければならない。

(1) 郵便による発送 事務局の課にあつては総務局行政部法制課(以下「法制課」という。)に発送の手続を依頼し、公所にあつては当該公所において発送の手続を行う。

(2)～(6) (略)

2 (略)

(保存期間の延長)

第39条 所管課長は、次の各号に掲げる行政文書については、第7条第2項の規定にかかわらず、保存期間の満了する日後においても、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、その保存期間を延長しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当する行政文書が他の号に

号に規定する文書管理システムをいう。以下同じ。)により行政文書を作成する場合は、閲覧区分の設定を行わなければならない。この場合において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する要配慮個人情報又は秘密とすべき情報を含む行政文書の閲覧区分は、係内又は回議者のみとしなければならない。

(発送)

第32条 行政文書の発送は、次の各号に定める手続により行わなければならない。

(1) 郵便による発送 事務局の課にあつては総務局行政DX推進部法制課(以下「法制課」という。)に発送の手続を依頼し、公所にあつては当該公所において発送の手続を行う。

(2)～(6) (略)

2 (略)

(保存期間の延長)

第39条 所管課長は、次の各号に掲げる行政文書については、第7条第2項の規定にかかわらず、保存期間の満了する日後においても、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、その保存期間を延長しなければならない。この場合において、次の各号のいずれかに該当する行政文書が他の号に

も該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、その保存期間を延長するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 開示請求、訂正請求又は消去・利用停止請求があったもの 名古屋市個人情報保護条例第23条各項、第36条第1項若しくは第2項又は第44条第1項若しくは第2項の決定の日の翌日から起算して1年間

2 (略)

(廃棄)

第41条 (略)

2～4 (略)

5 前2項の規定により資料館へ引き渡した場合を除き、情報システム管理者又は所管課長は、第1項の規定により廃棄を決定した行政文書その内容に応じ、溶解、裁断若しくは焼却又は電子計算機からの消去等復元不可能な方法によって、確実に廃棄しなければならない。この場合において、情報システム管理者又は所管課長が行政文書の廃棄を本市以外の者に委託するときは、証明書等により受託業者等が確実に廃

も該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、その保存期間を延長するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求があったもの 個人情報保護法第82条各項の決定又は個人情報保護法第93条各項若しくは第101条各項の決定（名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号）第7条第2項において準用する個人情報保護法第81条の規定により拒否した場合の決定を含む。）の日の翌日から起算して1年間

2 (略)

(廃棄)

第41条 (略)

2～4 (略)

5 前2項の規定により資料館へ引き渡した場合を除き、情報システム管理者又は所管課長は、第1項の規定により廃棄を決定した行政文書その内容に応じ、溶解、裁断若しくは焼却又は電子計算機からの消去等復元不可能な方法によって、確実に廃棄しなければならない。この場合において、情報システム管理者又は所管課長が行政文書の廃棄を本市以外の者に委託するときは、証明書等により当該廃棄の委託を受け

棄したことを確認するものとする。

第3章 電子情報の保護対策

第1節 人的情報保護対策

(電子情報の保護及び管理に関する研修)

第46条 教育長は、次の各号に掲げる研修のうち必要と認められるものを実施するものとする。

(1) 職員に、電子情報の保護及び管理に関する一般的な知識を習得させるための研修

(2) 管理職員に、電子情報の保護及び管理に関し、職員を適切に指揮監督するために必要な知識を習得させるための研修

(3) ネットワーク又は情報システムの運用に携わる管理者及び担当者に、ネットワーク又は情報システムの開発、保守及び運用に必要な知識を習得させるための研修

第2節 物理的情報保護対策

(主要電子計算機等の設置及び管理)

第47条 情報システム管理者は、主要電子計算機等（条例第16条第1項に規定する主要電子計算機等をいう。以下同じ。）を設置するときは、盗難、災害等による情報の漏えい、滅失又はき損を防止するために、必要な措置を講じ

た者が確実に廃棄したことを確認するものとする。

なければならない。

2 情報システム管理者は、主要電子計算機等を設置するときは、停電した場合に主要電子計算機等が適切に停止するまで必要な電源を確保するために予備電源を備える等の適切な措置を講じなければならない。

3 情報システム管理者は、主要電子計算機等を設置するときは、落雷等の過電流等による影響を防ぐために過電流防止機器を設置する等の適切な措置を講じなければならない。

4 情報システム管理者は、許可を受けていない者が、主要電子計算機等を操作することができないようにしなければならない。

(一般電子計算機の管理)

第48条 情報システム管理者及び所管課長は、職員が使用する一般電子計算機(主要電子計算機等以外の電子計算機をいう。以下この条において同じ。)を、盗難等を防止するために、適切に管理しなければならない。

2 情報システム管理者及び所管課長は、一般電子計算機のハードウェアの増設若しくは交換又はソフトウェアの導入若しくは削除を行う場合は、電子情報の漏えい、滅失又はき損を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 情報システム管理者及び所管課長は、許可を受けていない者が、一般電子計算機を操作することができないようにしなければならない。

(通信機器の管理)

第49条 ネットワーク管理者（規則第37条第1項に規定するネットワーク管理者をいう。以下同じ。）及び情報システム管理者は、主要な通信機器を設置するときは、施錠可能な保管庫内に設置する等、電子情報の漏えい、滅失又はき損を防止するために適切な措置を講じなければならない。

2 情報システム管理者及び所管課長は、ネットワーク管理者及び他の情報システム管理者が管理する通信機器に電子計算機又は通信機器を接続するときは、当該ネットワーク管理者及び他の情報システム管理者の許可を受けなければならない。

3 情報システム管理者及び所管課長は、ネットワーク管理者及び他の情報システム管理者が管理する通信機器に電子計算機又は通信機器を接続するときは、当該ネットワーク及び他の情報システムに障害を与えないようにしなければならない。

4 情報システム管理者及び所管課長は、主要な通信機器を除く通信機器を設置するときは、許可を受けることなく当

該通信機器に電子計算機又は通信機器が接続されないよう監視又は点検しなければならない。

5 職員は、本市の所管する通信機器について、電子情報の漏えい、滅失又はき損を発見した場合は、直ちに当該通信機器を所管するネットワーク管理者、情報システム管理者又は所管課長に連絡しなければならない。ただし、当該通信機器を所管する者が不明な場合は、緊急の措置として総務部企画経理課長（以下「企画経理課長」という。）に連絡するものとする。

（通信回線の管理）

第50条 通信回線の所管区分は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) ネットワーク管理者 主要な通信機器間の通信回線

(2) 情報システム管理者 その所管する電子計算機又は通信機器をネットワーク管理者の所管する通信機器に接続する通信回線及びネットワークを利用することなく、その所管する電子計算機又は通信機器間を接続する通信回線

(3) 所管課長 前2号に掲げる通信回線以外のもの

2 ネットワーク管理者、情報システム管理者及び所管課長は、所管する通信

回線について電子情報の漏えい、滅失又はき損を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 職員は、本市の所管する通信回線について、電子情報の漏えい、滅失又はき損を発見した場合は、直ちに当該通信回線を所管するネットワーク管理者、情報システム管理者又は所管課長に連絡しなければならない。ただし、当該通信回線を所管する者が不明な場合は、緊急の措置として企画経理課長へ連絡するものとする。

(記録媒体の管理)

第51条 情報システム管理者及び所管課長は、記録媒体の盗難等による情報の漏えい、滅失又はき損を防止するために、施錠した保管庫に保管する等の必要な措置を講じなければならない。

2 情報システム管理者及び所管課長は、職員が機密情報を記録した記録媒体を外部に持ち出す場合は、情報の漏えい、滅失又はき損を防止するために、施錠したかばんにより持ち運ぶ等の必要な措置を講じなければならない。

3 情報システム管理者及び所管課長は、機密情報が記録された電子計算機等を本市以外の者に委託して修理するときは、当該情報を別に保存した上で、当該記録媒体に記録された電子情報を復元不可能な方法により消去して、受託

業者等に渡さなければならない。ただし、故障等により当該情報を消去できない場合は、この限りでない。

4 情報システム管理者及び所管課長は、記録媒体を廃棄し、又は賃借している記録媒体を返却するときは、当該記録媒体に記録された電子情報を復元不可能な方法により消去しなければならない。この場合において、情報システム管理者及び所管課長が当該電子情報の消去を本市以外の者に委託するときは、証明書等により受託業者等が復元不可能な方法によって消去したことを確認するものとする。

(電子計算機等の外部施設への設置)

第52条 ネットワーク管理者及び情報システム管理者は、受託業者等の施設その他の外部の施設に主要電子計算機等を設置しようとするときは、教育長の許可を受けなければならない。この場合において、第47条の規定に準じた措置を講じなければならない。

2 ネットワーク管理者及び情報システム管理者は、受託業者等の施設その他の外部の施設に電子計算機等（主要電子計算機等を除く。）を設置しようとするときは、第48条及び第49条の規定に準じた措置を講じなければならない。

3 前2項の場合において、ネットワーク管理者及び情報システム管理者は、

講じさせる措置の内容を当該設置に係る契約書に明記するとともに、契約書の写しを添付して企画経理課長に報告しなければならない。

4 ネットワーク管理者及び情報システム管理者は、定期的に、外部の施設に設置された電子計算機等の電子情報の保護対策の状況を調査するとともに、その結果を企画経理課長に報告しなければならない。

5 前項の規定による調査の結果、電子情報の保護対策にぜい弱性が認められた場合、企画経理課長は、速やかにぜい弱性を解消するための措置を講じさせなければならない。

第3節 技術的情報保護対策

(情報システムの開発、導入又は変更)

第53条 情報システムを開発、導入又は変更（以下「開発等」という。）しようとする者は、情報システムの開発等における事故及び不正行為を防止するため、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 監督者

(2) 作業者及び作業範囲

(3) ソースコード（規則第46条第1項第1号に規定するソースコードをいう。）の提出義務

(4) 作業記録の提出義務

(5) 電子情報の保護対策上問題となる
ソフトウェアの使用の禁止に関する
事項

2 情報システムを開発等しようとする
者は、情報システムの開発等における
事故及び不正行為を防止するため、次
の各号に掲げる行為を実施しなければ
ならない。

(1) 事故及び不正行為に係る危険性の
分析及び対応

(2) 擬似環境等による動作確認

(3) 電子情報の利用制限

(4) 仕様書等の作成及びその変更履歴
の記録の作成

(5) 前号に定める仕様書等及びその変
更履歴の適切な保管

(6) 開発者等の利用者権限を識別認証
符号の業務終了後の抹消

3 情報システムを開発等しようとする
者は、情報システムが利用するネット
ワーク及び当該ネットワーク上で稼動
している既存の情報システムに支障が
出ないように、関係するネットワーク管
理者及び情報システム管理者と協議し、
十分な試験を行うとともに、当該試験
に使用した情報及び資料を一定の期間
適切に保管しなければならない。

4 情報システム管理者は、情報システ
ムを構成する電子計算機等若しくはソ

ソフトウェアを変更又は更新するときは、
情報システムに悪影響を及ぼさないこ
とを確認しなければならない。

(情報システムの保守及び運用)

第54条 情報システム管理者は、情報シ
ステムの保守及び運用に当たっては、
電子情報の保護対策の実施のため作業
者及び作業範囲を定めるとともに、次
の各号に掲げる行為をしなければならない。

(1) 電子情報の利用制限

(2) 作業指示書等及び作業実績記録の
作成

(3) 前号に定める作業指示書等及び作
業実績記録の適切な保管

2 情報システム管理者は、情報システ
ムの利用者及びその権限を適切に決定
するとともに、その登録、変更及び抹
消を適切に行わなければならない。

3 情報システム管理者は、情報システ
ムの保守又は運用作業に当たっては、
2名以上の作業者で行わせるよう努め
るとともに、これらを指揮監督しなけ
ればならない。

4 情報システム管理者は、情報システ
ムに障害が発生した場合は、障害原因
の究明並びに再発防止策の立案及び実
施に努め、当該障害及びその対応策に
関する記録を保存するとともに、企画

経理課長に報告しなければならない。

5 情報システム管理者は、情報システムで取り扱う電子情報を定期的にバックアップしなければならない。

6 情報システム管理者は、電子計算機等及びソフトウェアの不具合に関する情報を継続的に収集し、電子情報の保護対策上悪影響を及ぼす不具合を発見した場合は、速やかに是正しなければならない。

(インターネットを利用する情報システムの開発、保守及び運用の特例)

第55条 情報システム管理者は、インターネットを利用する情報システムが、機密情報の収集又は蓄積を行う場合には、機密性を保持するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 暗号化の技術を利用する等インターネット上での情報の漏えい又は改ざんを防止する措置

(2) ファイアウォールによる通信制御を行う等のインターネットを通じたアクセスにより収集又は蓄積した情報の漏えい又は改ざんを防止する措置

2 情報システム管理者は、インターネットを利用して情報の収集、蓄積又は提供を行うための情報システムを運用する場合は、インターネット上に表示

している情報の改ざんを防止するために、適切な保護措置を講じなければならない。

3 情報システム管理者は、インターネットを利用して情報の収集、蓄積又は提供を行うための情報システムを外部委託により開発、保守及び運用する場合は、前2項の規定に準じた措置を、当該受託業者等に義務付けるよう契約を締結するとともに、当該措置の実施状況を定期的に調査しなければならない。

(ネットワークの構築又は変更)

第56条 ネットワークの構築又は変更については、第53条の規定を準用する。

(ネットワークの保守及び運用)

第57条 ネットワークの保守及び運用については、第54条の規定を準用する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市教育委員会情報あんしん条例施行規程第39条第1項第5号に該当している行政文書の保存期間の延長については、なお従前の例による。

名教委訓令第2号

各 学 校

名古屋市立学校文書管理規程（平成12年名教委訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月30日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（発送）</p> <p>第20条 文書の発送は、次の各号に定める手続によらなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）交換所による送達 教育委員会事務局総務部総務課（以下「総務課」という。）、<u>総務局行政部法制課</u>その他市の機関に設置されている交換所において、所定の方法に従い行う。</p> <p>（3）（略）</p> <p>（学校文書の分類及び保存期間）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（発送）</p> <p>第20条 文書の発送は、次の各号に定める手続によらなければならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）交換所による送達 教育委員会事務局総務部総務課（以下「総務課」という。）、<u>総務局行政DX推進部法制課</u>その他市の機関に設置されている交換所において、所定の方法に従い行う。</p> <p>（3）（略）</p> <p>（学校文書の分類及び保存期間）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学校文書については、保存期間が経過する日後においても、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する学校文書が他の号にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存する。

(1)～(4) (略)

(5) 開示請求、訂正請求又は消去・利用停止請求があったもの 名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第23条各項、第36条第1項若しくは第2項又は第44条第1項若しくは第2項の決定の日の翌日から起算して1年間

(廃棄)

第29条 (略)

2 校長は、前項の規定により廃棄を決定した学校文書その内容に応じ、溶解、裁断又は焼却等の方法によって確実に廃棄しなければならない。この場

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学校文書については、保存期間が経過する日後においても、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当する学校文書が他の号にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存する。

(1)～(4) (略)

(5) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求があったもの 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第82条各項の決定又は個人情報保護法第93条各項若しくは第101条各項の決定（名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号）第7条第2項において準用する個人情報保護法第81条の規定により拒否した場合の決定を含む。）の日の翌日から起算して1年間

(廃棄)

第29条 (略)

2 校長は、前項の規定により廃棄を決定した学校文書その内容に応じ、溶解、裁断又は焼却等の方法によって確実に廃棄しなければならない。この場

合において、校長が学校文書の廃棄を本市以外の者に委託するときは、証明書等により受託業者等が確実に廃棄したことを確認するものとする。

3・4 (略)

合において、校長が学校文書の廃棄を本市以外の者に委託するときは、証明書等により当該廃棄の委託を受けた者が確実に廃棄したことを確認するものとする。

3・4 (略)

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市立学校文書管理規程第26条第4項第5号に該当している学校文書の保存期間の延長については、なお従前の例による。

名教委訓令第 3 号

事 務 局
各 公 所

名古屋市教育委員会職員証規程（平成16年名教委訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 30 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
<p>（職員の定義）</p> <p>第 2 条 この規程において「職員」とは、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>（1）非常勤の職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）<u>第 28 条の 5 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>（2）（略）</p>	<p>（職員の定義）</p> <p>第 2 条 この規程において「職員」とは、次に掲げる職員以外の職員とする。</p> <p>（1）非常勤の職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）<u>第 22 条の 4 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>（2）（略）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第 40 号）附則第 8 項又は第 9 項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の名古屋市教育委員会職員証規程第 2 条第 1 号に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

名教委訓令第4号

各 学 校

名古屋市立学校に勤務する職員の勤務時間の特例等に関する規程（平成14年名教委訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月30日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

別表第1中

「

幼稚園	教育職員	1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間45分とする。
-----	------	---------------------------------------

」

を

「

幼稚園	延長預かり保育実施の幼稚園	教育職員	A	1日について午前8時30分から午後5時までの間において7時間45分とする。
			B	1日について午前7時30分から午後4時までの間において7時間45分とする。
			C	1日について午前10時から午後6時30分までの間において7時間45分とする。

その他の 幼稚園	教育職員	1日について午前8時30分から 午後5時までの間において7時間 45分とする。
-------------	------	---

」

に改める。

別表第2 小学校、中学校及び特別支援学校の項中

「

教諭等	A	1日について午前8 時15分から午後4時30 分までの間において7 時間30分とする。	日曜日及 び土曜日並 びに月曜日 から金曜日 までのい ずれか2日と する。
	B	1日について午前8 時から午後4時15分ま での間において7時間 30分とする。	
	C	1日について午前8 時30分から午後4時45 分までの間において7 時間30分とする。	

を

」

「

教諭等	A	1日について午前8 時15分から午後4時30 分までの間において7 時間30分とする。	日曜日及 び土曜日並 びに月曜日 から金曜日 までのい ずれか2日と する。
	B	1日について午前8 時から午後4時15分ま での間において7時間 30分とする。	

C	1日について午前8時30分から午後4時45分までの間において7時間30分とする。	
D	1日について午前8時15分から午後4時30分までの間において7時間30分とする。	に改める。 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までのいずれか1日とする。
E	1日について午前8時から午後4時15分までの間において7時間30分とする。	
F	1日について午前8時30分から午後4時45分までの間において7時間30分とする。	

」

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第8項又は第9項の規定により採用された職員は、この規程による改正後の名古屋市立学校に勤務する職員の勤務時間の特例等に関する規程第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなす。

事 務 局
各 公 所

教育次長以下代決規程（平成12年名教委教訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月30日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

別表第1人事・服務関係の表第3号中「及び所属員（鶴舞中央図書館副館長にあつては課長及び公所の長を除き、博物館副館長にあつては蓬左文庫長を含む。）」を削り、同表第4号教育次長及び監の欄中「、監、博物館副館長、秀吉清正記念館長、美術館副館長、科学館副館長及び教育センター所長（以下この欄において「教育次長等」という。）」を「及び監」に改め、同号公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）の欄中「所属員」を「公所の長（副館長等に限る。）及び所属員」に改め、同表第8号教育次長及び監の欄中「教育次長等」を「教育次長及び監」に改め、同号公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）の欄中「所属員」を「公所の長（副館長等に限る。）及び所属員」に改め、同表第10号教育次長及び監の欄中「教育次長等」を「教育次長及び監」に改め、同号公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）の欄中「所属員」を「公所の長（副館長等に限る。）及び所属員」に改め、同表第11号教育次長及び監の欄中「教育次長等」を「教育次長及び監」に改め、同号公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）の欄中「所属員」を「公所の長（副館長等に限る。）及び所属員」に改め、同表第12号教育次長及び監の欄中「教育次長等」を「教育次長及び監」に改め、同号公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）の欄中「所属員」を「公所の長（副館長等に限る。）及び所属員」に改める。

別表第1 事業執行関係の表第2号中「総務局行政部法制課長」を「総務局行政DX推進部法制課長」に改め、同表第4号中「消去・」を削る。

別表第2 学校整備課長の項を次のように改める。

学校施設課長	1	一時の学校施設の目的外使用の許可に関する事。ただし、学校長及び幼稚園長の代決権限に属するものを除く。
	2	不動産登記の嘱託に関する事。

別表第2 学校保健課長の項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

1	非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免に関する事。ただし、総務課長に合議しなければならない。
---	--

別表第2 文化財保護室長の項第3号中「愛知県教育委員会事務処理特例条例（平成12年愛知県条例第18号）別表4の項、9の項及び10の項」を「愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）別表第3 4の項、7の項及び8の項」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程（昭和24年教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月30日

名古屋市教育委員会教育長 坪田知広

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>第1条 名古屋市教育委員会事務局の課及び室に次の係を置く。</p> <p>総務部 （略） <u>教育環境計画室</u> （略）</p> <p><u>学校整備課</u> （略） <u>整備係</u> （略）</p> <p>指導部 指導室 （略）</p> <p>（略）</p>	<p>第1条 名古屋市教育委員会事務局の課及び室に次の係を置く。</p> <p>総務部 （略） <u>教育環境整備課</u> （略） <u>学校整備係</u> <u>学校施設課</u> （略）</p> <p>（略）</p> <p>指導部 指導室 （略） <u>学校DX推進課</u> <u>事務係</u> （略）</p>
<p>第2条 係等の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>総務部 （略） <u>教育環境計画室</u> 計画係 （1）～（4） （略）</p>	<p>第2条 係等の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。</p> <p>総務部 （略） <u>教育環境整備課</u> 計画係 （1）～（4） （略）</p>

(5) 施設整備の総合的实施に関すること。

(6) (略)

(7) 教育施設に関するアセットマネジメントの推進に関すること（他の部課の主管に属するものを除く。）。

(8)～(10) (略)

主査（市立幼稚園のあり方検討）

(1) (略)

主査（子どもいきいき学校づくり）

(3)

(1)～(3) (略)

主査（教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理）

(1) 教育施設に関するアセットマネジメントの推進に係る特命事項の処理に関すること。

(2) 教育資産の有効活用に関すること。

学校整備課

(略)

整備係

(1) 学校施設の建設計画の実施に関すること。

(2) 学校施設の保全及び改築の計画及びその実施に関すること。

主査（学校施設リフレッシュプランの推進）

(1) 学校施設リフレッシュプランの推進

(5) (略)

(6) 教育施設に関するアセットマネジメントに関すること（他の部の主管に属することを除く。）。

(7)～(9) (略)

(10) 他の係の主管に属しないこと。

主査（市立幼稚園のあり方検討）

(1) (略)

学校整備係

(1) 学校教育に関する施設の建設、保全及び改築の計画及び実施に関すること。

主査（学校施設リフレッシュプランの推進）

(1) 学校施設リフレッシュプランの推進に関すること。

主査（子どもいきいき学校づくり）

(4)

(1)～(3) (略)

主査（橘小学校等複合化整備事業の推進）

(1) 橘小学校等複合化整備事業の推進に関すること。

主査（給食調理場の環境整備の推進）

(1) 給食調理場の環境整備の推進に関すること。

学校施設課

(略)

に関すること。

主査（学校施設のバリアフリー化の推進）

(1) 学校施設のバリアフリー化の推進に関すること。

営繕係

- (1) (略)
- (2) 学校施設の環境整備（保全及び改築の計画並びに建設計画に伴うことを除く。）に関すること。

主査（学校施設の環境整備の推進）

- (1) 学校施設の環境整備（保全及び改築の計画並びに建設計画に伴うことを除く。）に関すること。

主査（学校体育館の空調整備）

- (1) (略)

教務部

教職員課

管理第一係

- (1) (略)
- (2) 教職員の人事記録に関すること。
- (3) 教職員の服務規律に関すること。
- (4) 学校運営等に係る支援に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
- (5) 学校事務（他の課の主管に属することを除く。）の改革推進に関すること。
- (6) 教職員の服務及び学校事務の監察に関すること。
- (7) 教職員定数・配置に関する教育施策の企画・立案に関すること。
- (8) 教職員に関する制度の調査研究に関すること。
- (9) 教育職員免許法に関すること。
- (10) 業務士及び調理員の組織する職員団体にに関すること。
- (11) 学校事務センターに関すること（学事課の主管に属することを除く。）。
- (12) 他の課及び他の係の主管に属しな

営繕係

- (1) (略)
- (2) 学校施設の環境整備（他の課の主管に属することを除く。）に関すること。

主査（学校施設の環境整備の推進）

- (1) 学校施設の環境整備（他の課の主管に属することを除く。）に関すること。

主査（学校体育館の空調整備）

- (1) (略)

主査（学校施設のバリアフリー化の推進）

(1) 学校施設のバリアフリー化の推進に関すること。

教務部

教職員課

管理第一係

- (1) (略)
- (2) 業務士及び調理員の服務及び内部統制に関すること。
- (3) 業務士及び調理員の組織する職員団体にに関すること。
- (4) 教職員の人事記録に関すること。
- (5) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に関すること。
- (6) 教職員に関する人事・服務制度の調査研究に関すること。
- (7) 学校運営等に係る支援に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
- (8) 他の課及び他の係の主管に属しないこと。

いこと。

管理第二係

- (1) 教職員の給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第4条に規定するものをいう。）の決定に関すること。
- (2) 教職員の勤務条件の運用に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
- (3) 学校事務職員及び学校栄養職員の人事に関すること。
- (4) 学校事務職員の組織する職員団体に関すること。

主査（服務等）

- (1) 教職員の服務規律に関すること。
- (2) 学校運営等に係る支援に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。
- (3) 学校事務（他の課の主管に属することを除く。）の改革推進に関すること。
- (4) 教職員の服務及び学校事務の監察に関すること。
- (5) 教職員に関する制度の調査研究に関すること。
- (6) 学校事務センターに関すること（学事課の主管に属することを除く。）。

(略)

管理主事

- (1) 教職員（学校事務職員、学校栄養職員、業務士及び調理員を除く。第9号

管理第二係

- (1) 学校事務職員及び学校栄養職員の人事に関すること。
- (2) 学校事務職員及び学校栄養職員の服務及び内部統制に関すること。
- (3) 学校事務職員の組織する職員団体に関すること。
- (4) 教職員の定数・配置に関すること。
- (5) 教職員の給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第4条に規定するものをいう。）の決定及び勤務条件（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）に関すること。
- (6) 教職員に関する定数・給与制度の調査研究に関すること。
- (7) 学校事務（他の課の主管に属することを除く。）の改革推進に関すること。
- (8) 学校事務センターに関すること（学事課の主管に属することを除く。）。

主査（服務等）

- (1) 教職員の服務及び内部統制に関すること。
- (2) 教職員に関する人事・服務制度の調査研究に関すること。
- (3) 学校運営等に係る支援に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。

主査（学校事務の改革に係る連絡調整）

- (1) 学校事務（他の課の主管に属することを除く。）の改革推進に係る連絡調整に関すること。

(略)

管理主事

- (1) 教職員（学校事務職員、学校栄養職員、業務士及び調理員を除く。第2号

において同じ。)の選考及び人事に関すること。

- (2) 教職員の服務規律に関すること。
- (3) 学校運営等に係る支援に関すること
(新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。)
- (4) 学校事務(他の課の主管に属することを除く。)の改革推進に関すること。
- (5) 教職員の服務及び学校事務の監察に関すること。
- (6) 教職員定数・配置に関する教育施策の企画・立案に関すること。
- (7) 教職員に関する制度の調査研究に関すること。
- (8) 学校の組織編制に関すること。
- (9) 教職員の組織する職員団体に関すること。
- (10) 校(園)長会に関すること。
主査(教職員定数・給与等)

- (1) 教職員定数・配置に関する教育施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 教職員の給与その他の勤務条件に係る連絡調整に関すること。
- (3) 教職員の組織する職員団体に関すること。

(略)

新しい学校づくり推進部
新しい学校づくり推進室
学びの改革推進係

- (1)～(3) (略)

- (4) (略)

(略)

主査(学校における働き方改革)

- (1) (略)

子ども応援室
子ども応援係

- (1)・(2) (略)

第3号及び第7号において同じ。)の人事に関すること。

- (2) 教職員の服務及び内部統制に関すること。
- (3) 教職員の組織する職員団体に関すること。
- (4) 学校運営等に係る支援に関すること
(新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。)
- (5) 学校の組織編制に関すること。
- (6) 教育職員免許法に関すること。
- (7) 教職員の定数・配置に関すること。
- (8) 教職員に関する制度の調査研究に関すること。
- (9) 校(園)長会に関すること。

(略)

新しい学校づくり推進部
新しい学校づくり推進室
学びの改革推進係

- (1)～(3) (略)

- (4) 子ども適応相談センターに関すること。

- (5) 夜間中学校に関すること。

- (6) (略)

(略)

主査(学校における働き方改革)

- (1) (略)

主査(夜間中学校)

- (1) 夜間中学校に関すること。

子ども応援室
子ども応援係

- (1)・(2) (略)

- (3) 子ども応援委員会制度に係る関係機

(3)～(5) (略)

(略)

指導主事

(1) (略)

(2)・(3) (略)

指導部

指導室

(略)

事務係

(1)～(9) (略)

(10) 教育センター、野外教育センター及び子ども適応相談センターに関する
こと。

(11)・(12) (略)

(略)

主査 (学校教育に係る企画調整)

(1) (略)

(略)

学校保健課

保健体育係

関及び団体との連携の推進に関するこ
と。

(4)～(6) (略)

(略)

指導主事

(1) (略)

(2) 子ども応援委員会制度に係る関係機
関及び団体との連携に関すること。

(3)・(4) (略)

指導部

指導室

(略)

事務係

(1)～(9) (略)

(10) 教育センター及び野外教育センタ
ーに関すること。

(11)・(12) (略)

(略)

主査 (学校教育に係る企画調整・キ
ャリア教育)

(1) (略)

(2) キャリア教育の推進に関すること。

(略)

学校DX推進課

事務係

(1) 学校における情報化施策の総合的な
企画及び推進に関すること。

(2) 学校における情報化の専門的及び技
術的な調査研究に関すること (他の部
室の主管に属することを除く。)

(3) 学校における情報化の推進に必要な
情報の収集及び提供に関すること。

(4) 情報教育等に関する研修の企画に関
すること (他の室の主管に属するこ
とを除く。)

(5) 情報教育ネットワークの運用管理に
関すること。

主査 (学校情報化に係る企画調整)

(1) 学校情報化に係る企画及び連絡調整
に関すること。

学校保健課

保健体育係

<p>(略)</p> <p><u>主査（学校における新型コロナウイルス感染症対策等）</u></p> <p>(1) <u>学校における新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）対策に係る連絡調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る物品に関すること。</u></p> <p>小学校給食係</p> <p>(略)</p> <p><u>主査（給食調理場に係る特命事項の処理）</u></p> <p>(1) <u>給食調理機器の導入に係る企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>小学校給食係</p> <p>(略)</p> <p><u>主査（給食調理場の環境改善）</u></p> <p>(1) <u>給食調理場の環境改善に係る企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(略)</p>
--	---

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

名古屋市人事委員会委員長 市 橋 克 哉

名古屋市人事委員会規則第10号

名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

名古屋市人事委員会が公平委員会の事務を委託された地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表名古屋競輪組合の項中「管理課長」を「経営企画課長」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市人事委員会達第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

名古屋市人事委員会委員長 市 橋 克 哉

「第3章 電子情報の保護対策

目次中	第1節 人的情報保護対策（第47条・第48条）	を削る。
	第2節 物理的情報保護対策（第49条—第55条）	
	第3節 技術的情報保護対策（第56条—第60条）」	

第9条第2項中「名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第9条に規定する個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する要配慮個人情報」に改める。

第33条中「（以下「保管文書」という。）」を削る。

第39条第1項第5号中「消去・」を削り、「名古屋市個人情報保護条例第23条各項、第36条第1項若しくは第2項又は第44条第1項若しくは第2項の決定」を「個人情報保護法第82条各項の決定又は個人情報保護法第93条各項若しくは第101条各項の決定（名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号）第7条第2項において準用する個人情報保護法第81条の規定により拒否した場合の決定を含む。）」に改める。

第41条第6項中「受託業者等」を「当該廃棄の委託を受けた者」に改める。

第3章を削る。

附 則

- 1 この達は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際現にこの達による改正前の名古屋市人事委員会情報あんしん条例施行規程第39条第1項第5号に該当している行政文書の保存期間の延長については、なお従前の例による。

名古屋市人事委員会達第2号

人事委員会事務局

事務局長以下代決規程（昭和47年名古屋市人事委員会達第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

名古屋市人事委員会委員長 市橋克哉

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、事務局長、次長、課長及び係長の代決事項を定めることとする。</p> <p>（事務局長代決事項）</p> <p>第2条 事務局長の代決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 重要な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関すること。</p> <p>(19)～(23) (略)</p> <p>2 副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）第14条の規定に基づき、事務局長は、<u>予算の執行及び物品の管理に関する事務のうち、同規程別表第1中、局長及び監の欄に掲げる事項を代決するものとする。</u></p> <p>（課長共通代決事項）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、事務局長、次長、課長及び係長<u>（主査を含む。以下「係長」という。）</u>の代決事項を定めることとする。</p> <p>（事務局長代決事項）</p> <p>第2条 事務局長の代決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 重要な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に関すること。</p> <p>(19)～(23) (略)</p> <p>2 副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）第14条の規定に基づき、事務局長は、<u>市長の権限に属する事務のうち、次に掲げる事項を代決するものとする。</u></p> <p><u>(1) 予算の執行に関すること。</u></p> <p><u>(2) 物品の管理に関すること。</u></p> <p><u>(3) 人事委員会がした処分についての審査請求に関すること。</u></p> <p>（課長共通代決事項）</p>

<p>第3条 課長の共通代決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 軽易な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び消去・利用停止の請求に対する決定に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>第3条 課長の共通代決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 軽易な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>
---	--

別表を次のように改める。

別表

代決区分	事務局長	次長	課長共通	係長共通
代決事項				
任免に関すること。	所属員 (係長以上を除く。)	—	—	—
給与に関すること。	事務局長 所属員	—	—	—
分限及び懲戒に関すること。	所属員 (係長以上を除く。)	—	—	—
配置に関すること。	所属員 (係長以上を除く。)	—	—	—
研修実施計画に関すること。	事務局長 所属員	—	—	—
週休日の振替命令に関すること。	事務局長	次長 課長	所属員	—
休暇（介護休暇を除く。）の承認に関すること。	事務局長	次長 課長	所属員	—

職務に専念する義務の免除の承認に関する事。	事務局長	次長 課長	所属員	—
正規の勤務時間外の勤務命令に関する事。	事務局長	次長 課長	所属員	—
往復3日以上の旅命令（海外旅行に係るものを除く。）に関する事。	次長	所属員	—	—
往復2日の旅命令（海外旅行に係るものを除く。）に関する事。	事務局長	次長 所属員	—	—
日帰りの旅命令に関する事。	事務局長	次長 課長	所属員	—
在勤地及び附近地の出張命令に関する事。	事務局長	次長 課長	係長	所属員
営利企業への従事等の許可及び非常勤の消防団員との兼職の承認に関する事。	所属員 （次長を除く。）	—	—	—
自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業、介護休暇の承認に関する事。	所属員	—	—	—
部分休業の承認に関する事。	事務局長	次長 課長	所属員	—
身分証明に関する事。	—	—	職員 （審査課長）	—

附 則

この達は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市人事委員会達第3号

人事委員会事務局

事務局職員の勤務時間の特例等に関する規程（平成23年名古屋市人事委員会達第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月29日

名古屋市人事委員会委員長 市橋克哉

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
<p>（休憩時間の時限）</p> <p>第3条 職員（次項及び第3項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、別表に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。</p> <p>2 事務局長は、職員（次項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限について、始まり及び終わりの時刻について職員の申出を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申出を経て、午前11時30分から午後2時までの間において連続して60分（規則第1条第3項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、45分）となる休憩時間の時限とすることができる。ただし、当該時限の始まりは、毎時0分、15分、30分又は45分とする。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（休憩時間の時限）</p> <p>第3条 職員（次項及び第3項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、<u>正午から午後1時まで（規則第1条第3項ただし書の規定の適用を受ける職員（以下「特定職員」という。）にあっては別表に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。</u></p> <p>2 事務局長は、職員（次項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限について、始まり及び終わりの時刻について職員の申告を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申告を経て、午前11時30分から午後2時までの間において連続して60分（<u>特定職員にあっては、45分</u>）となる休憩時間の時限とすることができる。ただし、当該時限の始まりは、毎時0分、15分、30分又は45分とする。</p> <p>3 （略）</p>

別表を次のように改める。

別表

勤務時間の割振り	休憩時間の時限
午前 8 時 45 分から 午後 5 時 15 分まで	正午から午後 0 時 45 分まで
午前 9 時から午後 5 時 30 分まで	午後 0 時 15 分から 午後 1 時まで
午前 7 時 15 分から 午後 3 時 45 分まで	正午から午後 0 時 45 分まで
午前 7 時 45 分から 午後 4 時 15 分まで	
午前 8 時 15 分から 午後 4 時 45 分まで	
午前 9 時 30 分から 午後 6 時まで	午後 0 時 15 分から 午後 1 時まで
午前 10 時から午後 6 時 30 分まで	
午前 10 時 30 分か ら午後 7 時まで	

附 則

この達は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市消防局告示第 5号

火災予防実施規程の一部改正について

火災予防実施規程（昭和37年名古屋市消防局告示第 3号）の一部を次のように改正し、令和 5年 4月 1日から施行する。

令和 5年 3月29日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

本則中「消防長」を「消防局長」に改める。

第 1条中「次の各号」を「次」に改める。

第 1条の 2第 1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1号中「随時」を「必要に応じて」に改め、同項中第 3号を削り、第 4号を第 3号とする。

別記第 2中「（あて先）」を「（宛先）」に、「名古屋市消防長」を「名古屋市消防局長」に改める。

別記第 2の 2及び別記第 2の 3中「名古屋市消防長」を「名古屋市消防局長」に改める。

名古屋市消防局予防部予防課

名古屋市上下水道局管理規程第12号

名古屋市上下水道局職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第23号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

第3条第6項中「申出」を「申告」に、「区分6」を「区分8」に改め、同項第1号中「ある子」の次に「（配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び日常生活において対等な立場で継続的な共同生活を営む関係にあると局長が認める者等をいう。以下同じ。）の子を含む。以下この項及び第9条の2において同じ。）」を加え、同項第3号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削り、同条第7項中「別表第2」の次に「と、「区分8」とあるのは「区分6」」を加える。

第5条第3項中「申出」を「申告」に改める。

第9条の2第2項及び第3項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条第8項及び第9項中「命じてはならない」を「させてはならない」に改める。

第15条第2項中「前項第4号」を「前項第1号、第4号及び第6号」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間
1	午前7時15分から午後3時45分まで	正午から午後0時45分まで
2	午前7時45分から午後4時15分まで	正午から午後0時45分まで
3	午前8時15分から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで
4	午前8時45分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで
5	午前9時から午後5時30分まで	午後0時15分から午後1時まで
6	午前9時30分から午後6時まで	午後0時15分から午後1時まで
7	午前10時から午後6時30分まで	午後0時15分から午後1時まで
8	午前10時30分から午後7時まで	午後0時15分から午後1時まで
9	午前7時15分から午後4時まで	正午から午後1時まで
10	午前7時45分から午後4時30分まで	正午から午後1時まで
11	午前8時15分から午後5時まで	正午から午後1時まで
12	午前9時15分から午後6時まで	正午から午後1時まで
13	午前9時45分から午後6時30分まで	正午から午後1時まで
14	午前10時15分から午後7時まで	正午から午後1時まで

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第13号

名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

第1条 名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）のうち、同法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第8号中「傷病の療養」の次に「（がん（公務又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年名古屋市条例第1号）に定める派遣職員の派遣先の機関、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年名古屋市条例第52号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「職員派遣された職員」という。）の派遣先の団体又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）の公益的法人等派遣条例第10条各号に掲げる特定法人（以下「職員派遣団体等」という。）における業務に起因するものを除く。次条第1項第3号ウにおいて同じ。）治療に係る通院等を含む。）」を加え、同条第9号の2中「ある子」の次に「（配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び日常生活において対等な立場で継続的な共同生活を営む関係にあると上下水道局長（以下「局長」という。）が認める者等をいう。以下同じ。）の子を含む。第10号の3及び

次条第1項第4号の2において同じ。)」を加え、同条第10号の3中「(事実上の婚姻関係にある者を含む。以下同じ。)」を「等」に改め、同条第11号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条第25号中「上下水道局長(以下「局長」という。)」を「局長」に改める。

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 前条第8号の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数又は時間

ア 公務傷病又は職員派遣団体等における業務上の傷病の療養の場合
局長が別に定める日数(時間単位で職務に専念する義務を免除されることが出来るものとし、1日の勤務時間の一部について職務に専念する義務を免除される場合にあっても1日とみなす。)

イ その他の傷病の療養の場合 引き続いて180日以内(臨時的に任用される職員については引き続いて90日以内)

ウ がん治療に係る通院等の場合 局長が別に定める時間

第3条第1項第3号の2を削り、同項第5号の3及び第6号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条第2項中「(再任用職員を除く。)」を削り、「とき」の次に「(前項第3号ウに掲げる場合に該当して職務に専念する義務を免除されたときを除く。)」を加え、同条第4項中「休暇をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第5項中「(勤務時間規程第11条に規定する休暇をいう。)」を削り、同条第6項を削る。

第4条後段を次のように改める。

この場合、局長は、必要があると認めるときは、職員にその理由を明らかにするに足りる書類の提出を求めることができる。

第2条 名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「(以下「職員派遣された職員」という。)」及び「(以下「退職派遣者」という。)」を削る。

第3条第1項第3号イ中「180日」を「90日」に、「臨時的に任用される職員」を「局長が別に定める職員にあつては引き続く90日を超えて必要と認められる日数、地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員」

に、「90日」を「180日」に改め、同条第2項中「1年」を「6月」に改め、「又は引き続き同一の傷病（公務（職員派遣団体等における業務を含む。）若しくは通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤（職員派遣された職員（公益的法人等派遣条例第2条第1項第2号の規定により派遣された者を除く。）及び退職派遣者にあつては、職員派遣団体等において就いていた業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤）をいう。）に起因する傷病又は結核性疾患を除く。）により地方公務員法第28条第2項第1号の規定に基づき休職し、当該休職から復職した日から6月以内」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし第2条及び附則第4項の規定は、令和6年4月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）に対する第1条の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程（以下「第1条改正後規程」という。）第2条並びに第3条第1項及び第2項の規定の適用については、第2条中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用短時間勤務職員」と、第3条第1項第3号イ中「90日以内）」とあるのは「90日以内、暫定再任用短時間勤務職員のうち1週間の勤務時間が30時間であり、1週間の勤務日数が4日である者については一の年度につき60日以内、1週間の勤務時間が22時間30分である者については一の年度につき45日以内、その他の暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項又は第6

条第1項若しくは第2項に規定する職員をいう。以下同じ。)については一の年度につき75日以内)」と、同条第2項中「職員が」とあるのは「職員(暫定再任用職員を除く。)が」とする。

3 第1条改正後規程第3条第4項の規定にかかわらず、暫定再任用職員については、第1条改正後規程第2条第8号の場合における職務に専念する義務の免除の日数には、週休日、休暇及び他の事由により職務に専念する義務を免除された日を含まないものとする。

4 令和6年3月31日現に第2条の規定による改正前の名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程(以下「改正前規程」という。)第2条第8号の規定により職務に専念する義務を免除され、引き続き一部施行日において第2条の規定による改正後の名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程(以下「第2条改正後規程」という。)第2条第8号の規定により職務に専念する義務を免除された職員に対する第2条改正後規程第3条第1項第3号及び同条第2項の規定の適用については、令和6年3月31日現に改正前規程第2条第8号の規定により職務に専念する義務を免除された期間(引き続き一部施行日において第2条改正後規程第2条第8号の規定により職務に専念する義務を免除された期間に限る。)及び当該期間の末日の翌日から第2条改正後規程第2条第8号の規定により職務に専念する義務を免除された期間中に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(名古屋市上下水道局安全衛生管理規程の一部改正)

5 名古屋市上下水道局安全衛生管理規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第38号)の一部を次のように改正する。

第38条第1項中「若しくは第3号の2」及び「若しくは第4号」を「ア若しくはイ」に改め、同条第2項中「第3条第1項第3号の2」を「第3条第1項第3号ア」に、「第23条第1項第4号」を「第23条第1項第3号ア」に改める。

名古屋市上下水道局管理規程第14号

名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第22条第5号中「傷病の療養」の次に「（がん（公務における業務に起因するものを除く。次条第1項第3号ウにおいて同じ。）治療に係る通院等を含む。）」を加え、同条第6号中「ある子」の次に「（配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び日常生活において対等な立場で継続的な共同生活を営む関係にあると局長が認める者等をいう。以下同じ。）の子を含む。第8号の2及び次条第1項第5号において同じ。）」を加え、同条第8号の2中「（事実上の婚姻関係にある者を含む。以下同じ。）」を「等」に改め、同条第8号の3中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第23条第1項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 前条第5号の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる

日数又は時間

ア 公務傷病の療養の場合 局長が別に定める日数（時間単位で職務に専念する義務を免除されることができるとし、1日の勤務時間の一部について職務に専念する義務を免除される場合にあっても1日とみなす。）

イ その他の傷病の療養の場合 6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者のうち1週間の勤務日数が5日（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあつては1年間の勤務日数が217日以上）である者については一の年度につき75日以内、1週間

の勤務日数が4日（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあっては1年間の勤務日数が169日以上216日以下）である者については一の年度につき60日以内、1週間の勤務日数が3日（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあっては1年間の勤務日数が121日以上168日以下）である者については一の年度につき45日以内、1週間の勤務日数が2日（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあっては1年間の勤務日数が73日以上120日以下）である者については一の年度につき30日以内、1週間の勤務日数が1日（週以外の期間によって勤務日数が定められている職員にあっては1年間の勤務日数が48日以上72日以下）である者については一の年度につき15日以内、その他の会計年度任用職員のうち一の年度の勤務日数が121日以上である者については一の年度につき45日以内、一の年度の勤務日数が73日以上120日以下である者については一の年度につき30日以内、一の年度の勤務日数が48日以上72日以下である者については一の年度につき15日以内

ウ がん治療に係る通院等の場合 局長が別に定める時間

(4) 削除

第23条第1項第7号の2及び第7号の3中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

別記様式第1及び別記様式第2を次のように改める。

勤務条件通知書

		年 月 日	
様		名古屋市上下水道局長	
職名	(会計年度)		
任用期間	(年 月 日～ 年 月 日, 又は被代替職員が復職するとき) ※ 任用の更新はありません。		
勤務場所			
従事すべき業務の内容			
勤務時間、休憩時間、超過勤務の有無に関する事項	週あたりの勤務時間	(時間 分)	
	勤務時間	(時 分～ 時 分)	
	休憩時間	(時 分～ 時 分 (分), 無)	
	超過勤務の有無	(有, 無)	
週休日・休日	週休日	(毎週 曜日, 週間を通じて 日)	
	休日	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(ただし、当該休日が週休日に当たるときは、別に定める日)	
年次休暇	付与時期	(任用されたとき, 任期が更新されたとき, 1月以上継続勤務したとき)	
	付与日数	(日, 任期及び週あたりの勤務時間による)	
	時間単位休暇	(年度内で5日分を上限として、1日を 時間に分割)	
	代日休暇	有	
	その他の休暇	有給	産前産後休暇、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、臨時休暇
		無給	介護休暇、無給休暇
※ 各休暇の利用・日数(時間)には、任用期間や週あたりの勤務時間等の要件があります。詳細は、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程(令和2年上下水道局管理規程第10号)			
休暇・職免等	職務に専念する義務の免除	有給	
		<ul style="list-style-type: none"> ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難の場合 ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険の回避の場合 ・風水震火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊若しくは浸水の場合 ・健康診断の結果に代える受診 ・公務外傷病の療養の場合 ・満12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話の場合 ・要介護者の介護その他の世話の場合 ・配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。以下同じ。)が出産する場合の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育 ・配偶者の分べんの看護 ・不妊治療に係る通院等 ・妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導又は健康診査の受診の場合 ・妊娠中の女性職員が通勤に関し医師等の指導を受けた場合の通勤の場合 ・妊娠中の女性職員が行う休養のための業務の一部休止の場合 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・選挙権その他公民としての権利の行使の場合 ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他の官公署への出頭の場合 ・その他局長が承認した場合 	
	無給	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳6月までの子の保育の場合 ・公務上傷病の療養の場合 ・要介護者の介護の場合 ・骨髄バンク事業への協力の場合 	
<p>※ 各職免の利用・日数（時間）には、任用期間や週あたりの勤務時間等の要件があります。詳細は、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年上下水道局管理規程第10号）</p>			
欠勤	無給	<p>通院欠勤</p> <p>※ 通院欠勤の承認・日数（時間）には、任用期間や週あたりの勤務時間等の要件があります。詳細は、名古屋市上下水道局通院欠勤の取扱いについて（平成26年4月1日局長通達）</p>	
給与（給料・手当）	給料	（月額，日額，時間給 円）	
	地域手当	（月額，日額，時間給 円）	
	通勤手当	通勤経路及び通勤方法による （※通勤経路及び通勤方法により、6か月定期券代の支給となる場合があります。）	
	特殊勤務手当	対象業務に従事した場合に1回60円～1,500円	
	夜勤手当の支給割合	100分の25	
	超過勤務手当の支給割合	週休日・休日	100分の135
		それ以外	100分の125（正規の勤務時間と合わせて7時間45分までは、100分の100）
		※ 午後10時～翌日の午前5時の間は、それぞれの割合に100分の25を加算	
	締切日	毎月末日	
	支給日	（当月17日。ただし、超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給日は、翌月17日，翌月17日） ※ 当該日が休日等であるときは、16日～19日。	
	支払方法	銀行振込	
	支払時の控除	（有（厚生会費，親睦会費，組合費），無）	
	昇給	無	
期末手当	（有（6月，12月），無）		
退職手当	（有，無）		
退職に関する事項	自己都合退職の手続き	退職する14日以上前に届け出ること	
	懲戒免職	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項による	
社会保険等	年金保険の適用	共済組合，厚生年金，無	
	健康保険の適用	共済組合，無	
	雇用保険の適用	（有，無）	

※ 以上のほかは、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の運用について（令和2年局長通達第17号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の運用について（令和2年局長通達第19号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の運用について（平成12年局長通達第36号）その他関係規程のとおりとする。

なお、勤務条件関係の条例等の改正が行われた場合は、改正後の条例等の勤務条件が適用される。

勤務条件確認書

		年 月 日	
様		名古屋市上下水道局長	
職名	(会計年度)		
任用期間	(年 月 日～ 年 月 日, 又は被代替職員が復職するとき) ※ 任用の更新はありません。		
勤務場所			
従事すべき業務の内容			
勤務時間、休憩時間、超過勤務の有無に関する事項	週あたりの勤務時間	(時間 分)	
	勤務時間	(時 分～ 時 分)	
	休憩時間	(時 分～ 時 分 (分), 無)	
	超過勤務の有無	(有, 無)	
週休日・休日	週休日	(毎週 曜日, 週間を通じて 日)	
	休日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（ただし、当該休日が週休日に当たるときは、別に定める日）	
休暇・職免等	年次休暇	付与時期	(任用されたとき, 任期が更新されたとき, 1月以上継続勤務したとき)
		付与日数	(日, 任期及び週あたりの勤務時間による)
		時間単位休暇	(年度内で5日分を上限として、1日を 時間に分割)
	代日休暇		有
	その他の休暇	有給	産前産後休暇、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、臨時休暇
		無給	介護休暇、無給休暇
	※ 各休暇の利用・日数（時間）には、任用期間や週あたりの勤務時間等の要件があります。詳細は、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年上下水道局管理規程第10号）		
職務に専念する義務の免除	有給	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難の場合 ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険の回避の場合 ・風水震災火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊若しくは浸水の場合 ・健康診断の結果に代える受診 ・公務外傷病の療養の場合 ・満12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話の場合 ・要介護者の介護その他の世話の場合 ・配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育 ・配偶者の分べんの看護 ・不妊治療に係る通院等 ・妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導又は健康診査の受診の場合 ・妊娠中の女性職員が通勤に関し医師等の指導を受けた場合の通勤の場合 ・妊娠中の女性職員が行う休養のための業務の一部休止の場合 	

		<ul style="list-style-type: none"> ・選挙権その他公民としての権利の行使の場合 ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他の官公署への出頭の場合 ・その他局長が承認した場合 	
	無給	<ul style="list-style-type: none"> ・満2歳6月までの子の保育の場合 ・公務上傷病の療養の場合 ・要介護者の介護の場合 ・骨髄バンク事業への協力の場合 	
※ 各職免の利用・日数（時間）には、任用期間や週あたりの勤務時間等の要件があります。詳細は、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年上下水道局管理規程第10号）			
欠勤	無給	通院欠勤 ※ 通院欠勤の承認・日数（時間）には、任用期間や週あたりの勤務時間等の要件があります。詳細は、名古屋市上下水道局通院欠勤の取扱いについて（平成26年4月1日局長通達）	
給与（給料・手当）	給料	（月額，日額，時間給 円）	
	地域手当	（月額，日額，時間給 円）	
	通勤手当	通勤経路及び通勤方法による （※通勤経路及び通勤方法により、6か月定期券代の支給となる場合があります。）	
	特殊勤務手当	対象業務に従事した場合に1回60円～1,500円	
	夜勤手当の支給割合	100分の25	
	超過勤務手当の支給割合	週休日・休日	100分の135
		それ以外	100分の125（正規の勤務時間と合わせて7時間45分までは、100分の100）
		※ 午後10時～翌日の午前5時の間は、それぞれの割合に100分の25を加算	
	締切日	毎月末日	
	支給日	（当月17日。ただし、超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給日は、翌月17日，翌月17日） ※ 当該日が休日等であるときは、16日～19日。	
	支払方法	銀行振込	
	支払時の控除	（有（厚生会費，親睦会費，組合費），無）	
	昇給	無	
期末手当	（有（6月，12月），無）		
退職手当	（有，無）		
退職に関する事項	自己都合退職の手続き	退職する14日以上前に届け出ること	
	懲戒免職	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項による	
社会保険等	年金保険の適用	共済組合，厚生年金，無	
	健康保険の適用	共済組合，無	
	雇用保険の適用	（有，無）	

※ 以上のほかは、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の運用について（令和2年局長通達第17号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の運用について（令和2年局長通達第19号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の運用について（平成12年局長通達第36号）その他関係規程のとおりとする。

なお、勤務条件関係の条例等の改正が行われた場合は、改正後の条例等の勤務条件が適用される。

上記勤務条件について確認しました。 年 月 日 署名（自署）
--

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の規定に基づいて作成されている用紙は、この規程による改正後の名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市上下水道局管理規程第15号

名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

附則第2項中「施行日から令和5年3月31日までの間における」を削り、「については、」の次に「当分の間、」を加え、「10分の19」を「10分の20」に、「1月当たりの加算額」を「1月当たり加算額」に、「1月当たりの加算額と基礎額に10分の20を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から1月当たりの加算額」を「基礎額に10分の19を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「特定1月当たり加算額」という。）と1月当たり加算額から特定1月当たり加算額」に、「合計額）」を「合計額」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第16号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

第44条第1項第6号中「職免規程第3条第2項」を「職免規程第3条第1項第3号ウに掲げる場合に該当して免除された日数（免除された時間について当該職員の1日当たりの正規の勤務時間（1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。）をもって1日と換算する。）及び同条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対するこの規程による改正後の名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程第44条第1項第5号の規定の適用については、同号中「又は第10号の2」とあるのは「、第8号又は第10号の2」と、「免除されたとき」とあるのは「免除されたとき（同条第8号の規定により職務に専念する義務を免除されたときにあつては、その免除された日数（時間単位で免除されたときは、当該職員の1日当たりの正規の勤務時間（1時間に満たない端数があるときは、1時間に切り上げる。）をもって1日と換算する。）が職免規程第3条第1項第3号イに定める日数を超えたときに限る。）」とする。

名古屋市上下水道局管理規程第17号

名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第13条中「第17条及び」を削る。

第15条第5項中「並びに職員の定年に達する日の属する年度」を削る。

附則第2条年齢別最低給料表中「186,600円」を「188,000円」に、「192,100円」を「193,500円」に改める。

附則第20条中「第11項」を「第10項」に改める。

別表第2初任給表ア企業職給料表(1)の表備考第3項中「者」を「職員」に改め、同表備考第4項を同表備考第6項とし、同表備考第3項の次に次の2項を加える。

- 4 職員の任用に関する規則第6条第1項第4号に規定する職務経験者採用試験により採用した職員（以下「職務経験者採用試験採用者」という。）の初任給は、2級21号給とする。
- 5 本表の適用を受ける職務経験者採用試験採用者に第5条の2の規定を適用する場合における試験又は職種欄の「初級」の区分の初任給は、2級3号給とする。

別表第7昇給号給数表中

「

3	2	1以下
---	---	-----

」を「

1	0	0
---	---	---

」に改め、同表

備考第2項中「3」とあるのは「4」を「1」とあるのは「2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程(以下「改正後規程」という。)第15条第5項の規定の適用については、当分の間、同項中「翌年度」とあるのは、「翌年度並びに職員の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年名古屋市条例第40号)附則第3項に規定する旧条例定年に達する日の属する年度」とする。
- 3 施行日の前日現に在職する職員のうち、改正後規程別表第2初任給表ア企業職給料表(1)の規定の適用を受けて新たに採用される職員との権衡を著しく失することとなるものについては、別に定めるところにより、その者の職務の級及び号給を調整することができる。
- 4 名古屋市上下水道局職員のサービスの宣誓の実施に関する規程等の一部を改正する規程(令和4年名古屋市上下水道局管理規程第27号)附則第6項の規定の適用を受ける職員に対する改正後規程別表第7の規定の適用については、同表特に良好の欄中「1」とあるのは「2」と、同表良好の欄中「0」とあるのは「1」と、同表備考第2項中「1」とあるのは「2」と、「2」とあるのは「3」とする。

(名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

- 5 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程(平成29年名古屋市上下水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「職員の定年に達する日(定年前早期退職者(職員退職手当条例(昭和31年名古屋市条例第20号)第6条の2の2に規定する者をいう。)の退職の日を含む。)の属する年度」を「名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程(平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号)第3条第6項の規定の適用を受ける者」に改める。

名古屋市交通局告示第7号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

平成23年名古屋市交通局告示第20号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、令和5年4月1日から次のように改正します。

令和5年3月31日

名古屋市交通局長 小林 史郎

表株式会社エスクリの項中「東京都港区西新橋二丁目14番1号興和西新橋ビルB棟」を「東京都中央区日本橋小網町6番1号」に改めます。

表株式会社グリーンズの項中「三重県四日市市鶉の森一丁目4番28号」を「三重県四日市市浜田町5番3号」に改めます。

表有限会社寿の項中「有限会社寿」を「有限会社壽」に改めます。

表株式会社ベストブライダルの項を削ります。

表有限会社星野観光の項の次に次のように加えます。

堀場産業株式会社 名古屋市中区栄一丁目8番33号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
-----------------------------	---

表株式会社日本旅行の項の次に次のように加えます。

株式会社阪急交通社 大阪府大阪市北区梅田二丁目5番25号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
---------------------------------	---

表株式会社WILLER株式会社の項中「WILLER株式会社」を「WILLER ACROSS株式会社」に改め、同項中「大阪府大阪市北区大淀中

一丁目1番88」を「東京都目黒区下目黒一丁目8番1号」に改めます。

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局管理規程第2号

名古屋市交通局事務分掌規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市交通局長 小林 史郎

「路線計画課

第2条中「路線計画係」を 路線計画係 に改める。

運行計画係」

第3条営業本部自動車部管理課路線計画係の項を削り、同課現業係の項の次に次のように加える。

路線計画課

路線計画係

- (1) 自動車路線の新設、変更及び廃止に関すること。
- (2) 自動車の運輸統計に関すること。
- (3) 課内他係に属しないこと。

運行計画係

- (1) 自動車路線のダイヤの設定に関すること。
- (2) 自動車の運行状況の資料収集に関すること。

第3条営業本部自動車部自動車施設課工事係の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第3条営業本部自動車部自動車運転課運転サービス係の項中第11号を第13号とし、第10号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (12) 運行総合情報システムに関すること。

第3条営業本部自動車部自動車運転課運転サービス係の項中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 乗客の接遇に関すること。

第3条営業本部自動車部自動車運転課指導係の項第9号を削る。

第4条の次に次の1条を加える。

(分掌事務の特例)

第4条の2 課(室を含む。以下この条において同じ。)の分掌事務に的確かつ柔軟に対応するため必要があるときは、第2条の規定にかかわらず、別に指定する課に、第3条に規定する係の分掌事務によらず、当該課の分掌事務を行わせることができる。

第14条の2の表名城線北部駅務区の部及び名城線南部駅務区の部を次のように改める。

名城線北部 駅務区	栄管区駅担 当	東別院、矢場町、栄、名城公園、黒川、志賀本 通、茶屋ヶ坂、自由ヶ丘
名城線南部 駅務区	金山管区駅 担当	金山、本山、名古屋大学、八事日赤、総合リハ ビリセンター、妙音通、堀田、熱田神宮伝馬 町、熱田神宮西、西高蔵、日比野、六番町、東 海通、港区役所、築地口

第14条の2の表桜通線駅務区の部を次のように改める。

桜通線 駅務区	今池管区駅 担当	国際センター、久屋大通、高岳、車道、今池、 吹上、御器所、瑞穂区役所、瑞穂運動場西、桜 本町、鶴里、鳴子北、相生山、神沢
------------	-------------	--

第17条第2項の表名城線運転区の部を次のように改める。

名城線 運転区	第2号線 第4号線 上飯田線	名古屋城、平安通、大曾根、ナゴヤドーム前矢 田、砂田橋、瑞穂運動場東、新瑞橋、名古屋 港、上飯田
------------	----------------------	--

第17条第2項の表桜通線運転区の部を次のように改める。

桜通線 運転区	第6号線	太閤通、桜山、野並、徳重
------------	------	--------------

附 則

(施行期日)

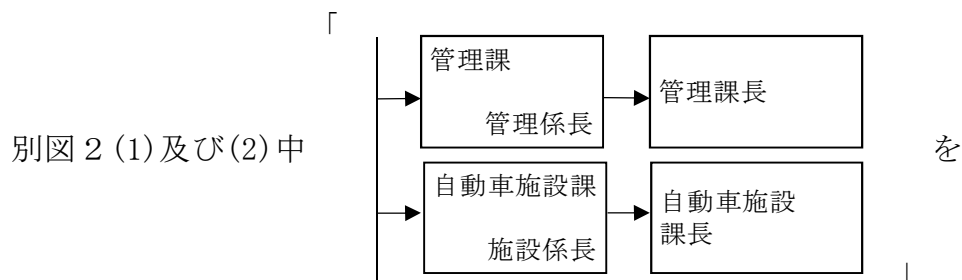
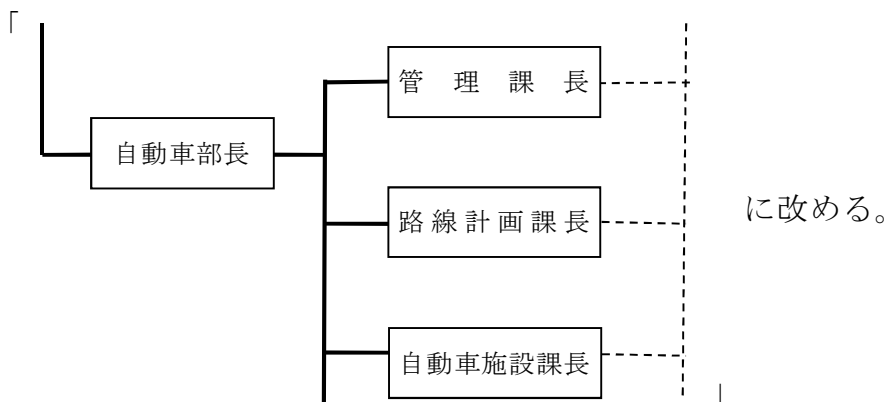
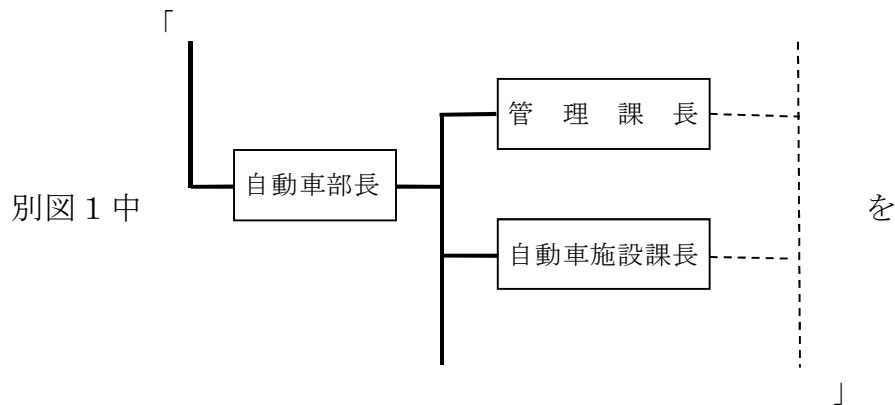
1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

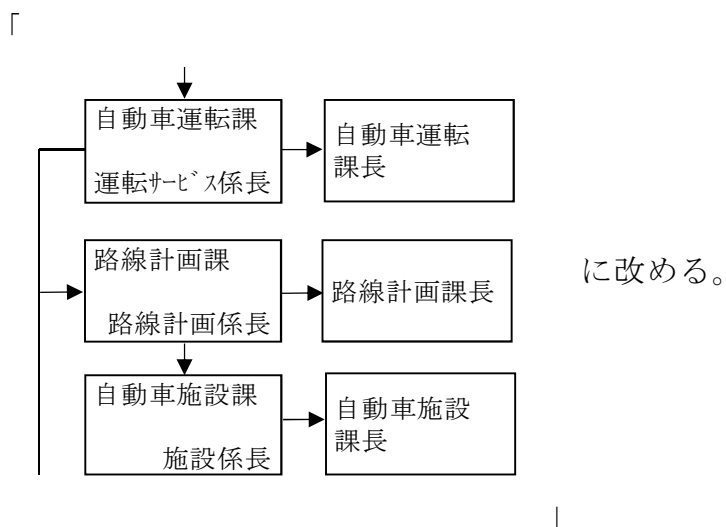
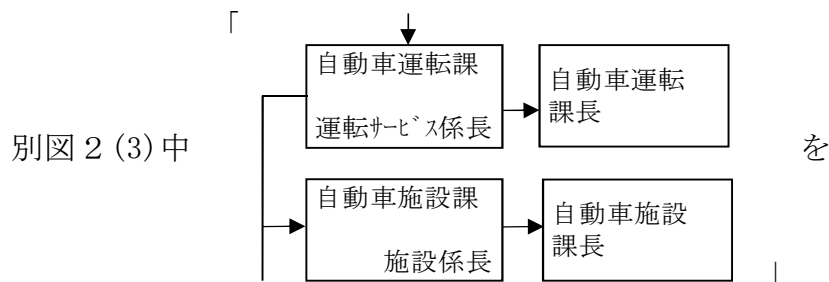
(自動車安全管理規程の一部改正)

2 自動車安全管理規程（平成18年名古屋市交通局管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「管理課長」の次に「、路線計画課長」を加え、第3号中「立案、運輸現業部門の人事調整及び運行状況の資料収集」を「立案及び運輸現業部門の人事調整」に改め、同項中第19号を第20号とし、第4号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 路線計画課長 自動車部長の指揮のもと、運行状況の資料収集に関する事項を統括する。





(事故総合対策検討委員会規程の一部改正)

- 3 事故総合対策検討委員会規程（昭和24年交通局達第68号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、安全監理部主幹（バス事業の安全監理に係る特命事項の処理）」を削り、「自動車部主幹（自動車運輸業務に関する総合調整）」を「路線計画課長」に改める。

名古屋市交通局管理規程第3号

交通局次長以下代決規程（昭和40年名古屋市交通局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市交通局長 小林史郎

別表第1中

「

			12 1件30万円未満の物品(物品出納職が別に定める物品を除く。)の買入に係る契約の締結(予定価格の決定を含む。)に関する事	
			12の2 1件30万円未満の印刷及び修繕の請負に係る契約の締結(予定価格の決定を含む。)に関する事	
			12の3 前2号の契約に係	を

<p>18の2 賃借料の年額又は総額が1,800万円以下の財産の貸付けの決定に関すること。</p>		<p>7の2 賃借料の年額又は総額が600万円以下の財産の貸付けの決定に関すること。(営業統括部長)</p>	<p>る契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること。ただし、金額の増額を伴う契約の変更にあつては、増額後の契約金額が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。</p>	<p>9の2 賃借料の年額又は総額が180万円以下の財産の貸付けの決定に関すること。(資産活用課長)</p>
---	--	--	---	--

」

「

18の2 契約
に係る入札
参加資格の
認定及び指
名停止措置
の決定に関
すること。

12 1件30万
円未満の物
品(物品出
納職が別に
定める物品
を除く。)の
買入れに係
る契約の締
結(予定価
格の決定を
含む。)に関
すること。

12の2 1件30
万円未満の
印刷及び修
繕の請負に
係る契約の
締結(予定
価格の決定
を含む。)に
関すること。

12の3 前2号
の契約に係
る契約の変
更及び解除
並びにこれ
らに伴う措
置に関する
こと。ただ
し、金額の

に、

<p>18の3 賃借料の年額又は総額が1,800万円以下の財産の貸付けの決定に関すること。</p>		<p>7の2 賃借料の年額又は総額が600万円以下の財産の貸付けの決定に関すること。(営業統括部長)</p>	<p>増額を伴う契約の変更にあっては、増額後の契約金額が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。</p>	<p>9の2 賃借料の年額又は総額が180万円以下の財産の貸付けの決定に関すること。(資産活用課長)</p>
---	--	--	--	--

「

				<p>15 臨時的任用職員及び会計年度任用職員の任用に関すること。(人事課長)</p>
--	--	--	--	---

を

」

			<p>15 臨時的任用職員及び会計年度任用職員の任用に関すること。(人事課長)</p> <p>15の2 職員の旧姓使用の承認等に関すること。(人事課長)</p>	に
--	--	--	--	---

改め、同表課長の欄第19号中「総務課へ引継ぎをした行政文書」を「総務課へ引継ぎをした地方公共団体等行政文書（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。）」に改め、「消去・」を削る。

別表第2第21号を第22号とし、第12号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 乗合自動車及び貸切自動車の運行途上における便所使用のための入場料金の支出に関すること。ただし、営業所長に限る。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第4号

名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市交通局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市交通局長 小林 史郎

「第3章 電子情報の保護対策

目次中 第1節 人的情報保護対策（第46条） を削る。
第2節 物理的情報保護対策（第47条—第53条）
第3節 技術的情報保護対策（第54条—第58条）」

第9条第2項中「名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）第9条に規定する個人情報」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する要配慮個人情報」に改める。

第14条第5項中「総務局行政部法制課」を「総務局行政DX推進部法制課」に改める。

第33条中「（以下「保管文書」という。）」を削る。

第39条第1項第5号中「消去・」を削り、「名古屋市個人情報保護条例第23条各項、第36条第1項若しくは第2項又は第44条第1項若しくは第2項の決定」を「個人情報保護法第82条各項の決定又は個人情報保護法第93条各項若しくは第101条各項の決定（名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号）第7条第2項において準用する個人情報保護法第81条の規定により拒否した場合の決定を含む。）」に改める。

第41条第6項中「受託業者等」を「当該廃棄の委託を受けた者」に改める。
第3章を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の名古屋市情報あんしん条例施行規程第39条第1項第5号に該当している行政文書の保存期間の延長については、なお従前の例による。

名古屋市交通局管理規程第5号

名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程等の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市交通局長 小林 史郎

(名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程の一部改正)

第1条 名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程(昭和49年名古屋市交通局管理規程第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第2条、第3条第6項及び別表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職務に専念する義務の免除基準に関する規程の一部改正)

第2条 職務に専念する義務の免除基準に関する規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)のうち、」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第8号を次のように改める。

(8) 傷病の療養(がん(公務又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年名古屋市条例第1号)第2条第1項の規定により派遣された職員の派遣先の機関、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年名古屋市条例第52号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「職員派遣された職員」という。)の派遣先の団体若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成

12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)の公益的法人等派遣条例第10条各号に掲げる特定法人(以下「職員派遣団体等」という。)における業務に起因するものを除く。以下同じ。)治療に係る通院等を含む。)次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数又は時間

ア 公務傷病又は職員派遣団体等における業務上の傷病の療養の場合別に定める日数(時間単位で職務に専念する義務を免除されることができるものとし、1日の勤務時間の一部について職務に専念する義務を免除される場合にあっても1日とみなす。)

イ その他の傷病の療養の場合 引き続いて180日以内(通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤(職員派遣された職員(公益的法人等派遣条例第2条第1項第2号の規定により派遣された者を除く。))及び退職派遣者にあつては、職員派遣団体等において就いていた業務に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第2項に規定する通勤)をいう。以下次条において同じ。)に起因する傷病の場合は、時間単位で職務に専念する義務を免除されることができるものとし、1日の勤務時間の一部について職務に専念する義務を免除される場合にあつても1日とみなす。)

ウ がん治療に係る通院等の場合 別に定める時間

第2条第9号「子の傷病の看護」を「子(配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))及び日常生活において対等な立場で継続的な共同生活を営む関係にあると別に定める者等をいう。以下同じ。))の子を含む。第9号の3において同じ。)の傷病の看護」に改め、同条第9号の3及び第10号中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第3条第1項中「(再任用職員を除く。))」を削り、「免除されたとき」の次に「(前条第8号ウに掲げる場合に該当して職務に専念する義務を免除されたときを除く。))」を加え、同条第5項を削る。

第3条 職務に専念する義務の免除基準に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第8号イ中「180日以内」を「90日以内（別に定める職員にあつては引き続き90日を超えて必要と認められる日数、地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員にあつては引き続き180日以内）」に改める。

第3条第1項中「1年」を「6月」に改め、「又は引き続き同一の傷病（公務（職員派遣団体等における業務を含む。）若しくは通勤に起因する傷病又は結核性疾患を除く。）により地方公務員法第28条第2項第1号の規定に基づき休職し、当該休職から復職した日から6月以内」を削る。

（勤務時間及び休暇に関する規程の一部改正）

第4条 勤務時間及び休暇に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第2項、第4条第3項並びに第15条第1項及び第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正）

第5条 勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程（昭和55年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「までの子」の次に「（配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び日常生活において対等な立場で継続的な共同生活を営む関係にあると別に定める者等をいう。以下同じ。）の子を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条第4項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条第9項及び第10項中「命じてはならない」を「させてはならない」に改める。

第6条第3項中「第16条第4号」を「第16条第1号、第4号及び第6号」に改める。

第6条の2第1項第1号から第3号までの規定中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 日常生活において対等な立場で継続的な共同生活を営む関係にあると

別に定める者等及びその者の父母

(出勤簿処理規程の一部改正)

第6条 出勤簿処理規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第26号中「及び第27号」を「及び第28号」に改める。

(名古屋市交通局職員就業規程の一部改正)

第7条 名古屋市交通局職員就業規程(平成17年名古屋市交通局管理規程第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(乗務員等組長規程の一部改正)

第8条 乗務員等組長規程(平成6年名古屋市交通局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第1条の表営業所の部中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、駅務区の部名城線北部の項中「5組」を「8組」に改め、同部名城線南部の項中「15組」を「11組」に改め、同部桜通線の項中「12組」を「11組」に改める。

(交通局被服規程の一部改正)

第9条 交通局被服規程(昭和46年名古屋市交通局管理規程第21号)の一部を次のように改める。

別表第3(1)運輸制服1種の項中「、電車研修係長、自動車研修係長」を削り、同表運輸制服2種の項中、「管理課」の次に「・路線計画課」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条及び附則第4項の規定は、令和6年4月1日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員(職員の定年等に関する条例の一部を改正する

条例（令和４年名古屋市条例第４０号。以下「改正条例」という。）附則第８項又は第９項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の職名及び補職名については、この規程による改正後の名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程第２条、第３条第６項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３ 改正条例附則第３項若しくは第４項又は第８項若しくは第９項の規定により採用された職員に対する第２条の規定による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規程第２条各号列記以外の部分及び第８号イ並びに第３条第１項及び第３項の規定の適用については、第２条各号列記以外の部分中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「改正条例附則第３項若しくは第４項又は第８項若しくは第９項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）のうち、短時間勤務の職を占める職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）」と、同条第８号イ中「引き続いて１８０日以内」とあるのは「暫定再任用短時間勤務職員のうち１週間の勤務日数が４日である者については１年度につき６０日以内、その他の暫定再任用職員については１年度につき７５日以内、その他の場合については引き続いて１８０日以内」と、第３条第１項中「職員」とあるのは「職員（暫定再任用職員を除く。）」と、同条第３項ただし書中「前条第８号の場合は週休日を含み」とあるのは「前条第８号の場合は週休日、休暇及び他の事由による職務に専念する義務の免除の日を含まず」とする。

４ 令和６年３月３１日現に第３条の規定による改正前の職務に専念する義務の免除基準に関する規程（以下「改正前規程」という。）第２条第８号の規定により職務に専念する義務を免除され、引き続き一部施行日において第３条の規定による改正後の職務に専念する義務の免除基準に関する規程（以下「改正後規程」という。）第２条第８号の規定により職務に専念する義務を免除された職員に対する改正後規程第２条第８号及び第３条第１項の規定の適用については、令和６年３月３１日現に改正前規程第２条第８号の規定により職務に専念する義務を免除された期間（引き続き一部施行日において改正後規程第２条第８号の規定により職務に専念する義務を免除された期間に限る。）及び当該期間の末日の翌日から改正後規程第２条第８号の規定によ

り職務に専念する義務を免除された期間中に限り、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、この規程による改正後の勤務時間及び休暇に関する規程第2条第1号、名古屋市交通局職員就業規程第1条及び乗務員等組長規程第1条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。
- 6 改正条例附則第5項（同条例附則第10項において準用する場合を含む。）に定める「当該任期の末日」とは、任用する日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までの間をいう。）の末日とする。
- 7 改正条例附則第6項（同条例附則第10項において準用する場合を含む。）に定める「当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績等が良好である場合」とは、改正条例附則第3項若しくは第4項又は第8項若しくは第9項の規定により採用された任用期間又は改正条例附則第5項（同条例附則第10項において準用する場合を含む。）の規定により更新された任用期間（以下「任用された期間」という。）における勤務成績が良好であり、かつ、名古屋市交通局労働安全衛生管理規程（昭和50年名古屋市交通局管理規程第3号）第31条に規定する健康診断の結果が良好である場合において、次の各号のいずれにも該当しない場合に限るものとする。ただし、第2号及び第3号の場合にあっては、傷病の状況から判断して、4月1日までに職務に復帰することが見込まれる場合又は一定期間の療養の後に確実に職務に復帰することが見込まれる場合はこの限りでない。
 - (1) 任用された期間の末日において、年齢が65歳に達している場合
 - (2) 任用の更新を行う前年度の3月に休職（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病の場合を除く。）している場合
 - (3) 任用された期間を通算して、職務に専念する義務の免除基準に関する規程（以下「職免規程」という。）第2条第8号の規定により勤務を免除（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病の場合を除く。以下この号において同じ。）された期間が75日（勤務時間を割り振らない日が4週を通じ12日と定められた職員にあっては、60日）を超えた場合。ただし、職免規程第2条第8号の規定により勤務を免除された後、1年を超えて再び同号の規定により勤務を免除されたときは、前後の

勤務を免除された期間を通算しない。

(4) 一定期間傷病の治療を行っても、治癒する見込みがない場合その他就労意欲が減退し、必要とされる職務遂行に耐えられない状態であると認められる場合

(5) 業務遂行能力が基本的水準に達しないと認められる場合

8 名古屋市交通局職員互助会の職員から引き続き採用される職員の身分取扱いの特例に関する規程（平成17年名古屋市交通局管理規程第15号）及び職員の再任用に関する条例施行規程（平成20年名古屋市交通局管理規程第6号）は、廃止する。

名古屋市交通局管理規程第6号

名古屋市交通局労働安全衛生管理規程（昭和50年名古屋市交通局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第4条第5項中「産業医」を「総括産業医及び産業医（以下単に「産業医」という。）」に改める。

第9条第2項中「に規定する事項を行う」を「の規定に従い、別に定める職務内容に従事する」に改める。

第9条第3項中「に規定する事項のうち、特に委嘱されたものを実施する」を「の規定に従い、別に定める職務内容に従事する」に改める。

「
別表第1中

名古屋大学管区駅	駅務区長	管区駅長
上前津管区駅	駅務区長	管区駅長
八事管区駅	駅務区長	管区駅長
今池管区駅	駅務区長	管区駅長
桜本町管区駅	駅務区長	管区駅長

を

「

上前津管区駅	駅務区長	管区駅長
八事管区駅	駅務区長	管区駅長
今池管区駅	駅務区長	管区駅長

に改める。
」

別表第2備考中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第8項又は第9項の規定により採用された職員をいう。）は、この規程による改正後の名古屋市交通局労働安全衛生管理規程別表第2備考に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

名古屋市交通局管理規程第7号

産業医及び衛生管理医師就業規程を次のように定める。

令和5年3月31日

名古屋市交通局長 小林 史郎

産業医及び衛生管理医師就業規程

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 委嘱（第2条）
- 第3章 職務内容（第3条）
- 第4章 給与及び旅費（第4条―第8条）
- 第5章 公務災害補償（第9条）
- 第6章 解嘱及び兼職（第10条・第11条）
- 第7章 雑則（第12条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）第14条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に掲げる職員のうち、名古屋市交通局労働安全衛生管理規程（昭和50年名古屋市交通局管理規程第3号。以下「安全衛生管理規程」という。）第4条に規定する総括産業医、産業医及び衛生管理医師（以下「産業医等」という。）の給与及びその支給方法その他就業に関して必要な事項を定めるものとする。

第2章 委嘱

第2条 総括産業医及び産業医は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第13条第2項に規定する要件を満たす者のうちから、交通局長が委嘱する。

2 衛生管理医師は、医師法（昭和23年法律第201号）第6条第1項の規定により医籍登録された者のうちから、交通局長が委嘱する。

第3章 職務内容

第3条 安全衛生管理規程第9条第2項及び第3項に規定する「別に定める職務内容」は、次の表のとおりとする。

職の区分	職務内容
総括産業医	(1) 産業医及び衛生管理医師の職務の総括 (2) 中央安全衛生委員会に出席すること。 (3) 職員採用身体検査及び動力車操縦者養成者選考試験身体検査等の実施並びにその結果に基づく判定に関すること。
産業医	(1) 安全衛生委員会に出席すること。 (2) 作業環境の維持管理に関すること。 (3) 作業の管理に関すること。 (4) 健康診断等の実施及びその結果に基づく職員の健康の保持のための措置に関すること。 (5) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に関すること。 (6) 衛生教育に関すること。 (7) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。 (8) 職場の巡視及びその結果必要となった職員の健康障害を防止するための措置に関すること。
衛生管理医師 (別に指定する産業医を含む。)	(1) 法第66条の8第1項に規定する面接指導及び法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための

	<p>措置に関すること。</p> <p>(2) 法第66条の10第1項に規定する心理的な負荷の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。</p> <p>(3) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康管理に必要な事項に関すること。</p>
--	---

第4章 給与及び旅費

(給与の種類)

第4条 産業医等の給与の種類は、給料とする。

(給料)

第5条 産業医等に支給する給料の額は、次の表のとおりとする。

職の区分	給料の額
総括産業医	1月あたり 117,000円
産業医	1時間あたり 21,400円
衛生管理医師	1時間あたり 21,400円

2 産業医及び衛生管理医師の給料の基礎となる時間数については、月の初めから末日までの期間に、安全衛生管理規程別表1事業場の欄に掲げる職場毎に従事した時間数(1時間未満の端数があるときは1時間に満たしめる。)を合計するものとする。

(給与の支払)

第6条 給与の計算期間は、月の初日から末日までとし、当該期間につき給与を支給する。

2 給与は、現金で支払うものとする。ただし、産業医等からの申出のあるときは、給与の全部又は一部を、口座振替の方法により支払うことができる。

3 前項ただし書に規定する給与の口座振替の取扱いについては、名古屋市交通局企業職員給与支給規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第1号。以下「給与規程」という。)第8条に規定する常勤職員の例による。

(給与の支給日)

第7条 給与の支給日は、給与規程第8条に規定する常勤職員の例による。

(旅費)

第8条 産業医等が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、産業医等の職が給与規程別表第1企業職給料表(1)の職務の級の7級に相当するものとして、名古屋市旅費条例(昭和25年名古屋市条例第32号)に定める方法に準じ算定する。

第5章 公務災害補償

第9条 産業医等の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年名古屋市条例第47号)の規定を適用する。

第6章 解嘱及び兼職

(解嘱)

第10条 交通局長は、産業医等が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、これを解嘱することができる。

- (1) 辞職を申し出たとき
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があるとき
- (3) その他交通局長が必要と認めたとき

(兼職)

第11条 産業医等が第3条第1項の表に規定する職を兼ねることを妨げない。

第7章 雑則

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第8号

会計年度任用職員就業規程（令和2年名古屋市交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市交通局長 小林 史郎

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 任用、任期及び再度の任用（第2条―第4条）
- 第3章 勤務時間、休憩時間及び休暇等（第5条―第21条）
- 第4章 給与及び旅費（第22条―第36条）
- 第5章 服務その他就業に関すること（第37条）
- 第6章 福利厚生及び労働災害補償（第38条―第40条）
- 第7章 雑則（第41条・第42条）

附則

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 電車清掃業務の監督等に関する業務に従事する職員（以下「電車清掃業務監督員」という。）

第2条第1項各号列記以外の部分中「駅務員」を「部分休業等対応員」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「庶務事務職員」を「電車清掃業務監督員、庶務事務職員」に改める。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 電車清掃業務監督員 1日6時間30分・1週間平均32時間30分

第6条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 電車清掃業務監督員 4週を通じ8日

第12条第1項第1号中「監視員」の次に「、電車清掃業務監督員」を加え、同項第2号中「駅務員及び」を削る。

附則第3項中「令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間（以下「特定期間」という。）における」を削り、「については、」の次に「当分の間、」を加え、「100分の190」を「100分の200」に、「1月当たりの加算額」を「1月当たり加算額」に、「1月当たりの加算額と基礎額に100分の200を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から1月当たりの加算額」を「基礎額に100分の190を乗じて得た額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において「特定1月当たり加算額」という。）と1月当たり加算額から特定1月当たり加算額」に改める。

別表第1中「駅務員、部分休業等対応員、整理員及び監視員」を「部分休業等対応員、整理員、監視員及び電車清掃業務監督員」に改め、同表備考中「駅務員、部分休業等対応員、整理員及び監視員」を「部分休業等対応員、整理員、監視員及び電車清掃業務監督員」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第9号

名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市交通局長 小林 史郎

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程の一部改正)

第1条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 企業職給料表(1)(別表第1)
- (2) 削除
- (3) 企業職給料表(3)(別表第3)
- (4) 企業職給料表(4)(別表第4)

第5条第6項中「2号給」を「0号給」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「その者に適用される給料表に掲げる定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とする。

第22条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第30条第2項、第35条第4項及び第36条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第39条第2項中「同規程」を「同号ウに掲げる場合に該当して免除された日数（免除された時間について当該職員の1日当たりの正規の勤務時間（1時間未満の端数があるときは、1時間とする。）をもって1日と換算する。）及び同規程」に改める。

附則第16項を削り、附則に次の8項を加える。

（給料月額の特例）

- 16 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第18項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項及び第3項並びに同条第5項、第6項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）とする。
- 17 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 職員の定年等に関する条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）が延長された同条例第6条第1項各号に規定する職を占める職員
 - (3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 18 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第20項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第16項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額

に、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

19 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

20 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第16項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第18項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

21 附則第18項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第16項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

22 附則第18項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第35条第6項(第36条第6項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第35条第6項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第18項、第20項又は第21項の規定による給料の額との合計額」とする。

23 附則第16項から前項までに定めるもののほか、附則第16項の規定による給料月額、附則第18項の規定による給料その他附則第16項から

前項までの規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1備考に次の1項を加える。

- 4 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
基準給料月額	174,900 円	212,800 円	239,200 円	257,200 円	270,100 円	295,800 円	334,400 円	365,200 円	414,100 円

別表第3備考を次のように改める。

備考 1 この給料表は、技術職員に適用する。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

(1) 補職名規程第3条第1項から第5項までに規定する補職名を冠する職員

(2) 技師、業務技師及び業務士の補職名を冠する職員

- 2 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
基準給料月額	180,100 円	202,200 円	222,700 円	243,100 円	263,500 円

別表第6を次のように改める。

別表第6 削除

別表第8級別基準職務表4企業職給料表(6)を削る。

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第2条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則に次の1項を加える。

(勤務1時間当たりの給与額の特例)

- 3 第12条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする」とあるのは、「とする。ただし、給与規程附則第16項の規定の適用を受ける職員にあっては同項の規定により算出した額とし、当該職員に給与規程附則第18項、第20項又は第21項の規定による給料が支給される場合は当該給料の額を含めるものとする」とする。

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正)

第3条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第16条第5項中「並びに職員の定年に達する日の属する年度」を削る。

第20条第1項中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に改める。

附則第7項の表中

「

29	186,600	186,700
30	192,100	189,200

を

」

「

29	188,800	188,000
30	193,500	190,100

に改める。

」

別表第2初任給表1企業職給料表(1)の備考に次の2項を加える。

4 任用規則第6条第1項第4号に規定する職務経験者採用試験により採用した職員(以下「職務経験者採用試験採用者」という。)の初任給は、2級21号給とする。

5 本表の適用を受ける職務経験者採用試験採用者に第5条の2の規定を適用する場合における試験又は職種欄の「初級」の区分の初任給は、2級3号給とする。

別表第7中

「

3	2	1以下
---	---	-----

を

1	0	0
---	---	---

に改め、同

」

」

表備考第2項中「「3」とあるのは「4」」を「「1」とあるのは「2」」に改める。

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第4条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「第2条第7号」を「第2条第1項第7号」に改める。

第22条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 初任給規程第16条第1項第1号に規定する昇給区分の判定に当たっては、勤務成績判定期間より前の勤務成績を考慮することができるものとする。

第24条第5項から第7項までを削る。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1

企 業 職 給 料 表 (1)	1 級	地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち、退職時においてその者の属する職務の級が1級であった職員
	2 級	1 1級の在級期間大学卒1年以上、短大卒3年以上、高校卒以下4年以上で勤務成績良好な職員 2 任用規則第6条第1項第4号に規定する職務経験者採用試験（以下単に「職務経験者採用試験」という。）により採用した職員 3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が2級であった職員
	3 級	1 係長昇任選考に合格し、勤務成績良好な職員 2 2級の在級期間8年以上で勤務成績良好な職員 3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が3級であった職員
	4 級	1 係長昇任選考合格後1年を経過し、勤務成績良好な職員 2 3級の在級期間5年以上で年齢38歳（大学卒にあつては39歳）以上の職員（在職期間が大学卒17年以上、短大卒18年以上、高校卒以下20年以上である者に限る。）のうち別に定める選考に合格したもの 3 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が4級であった職員又は副係長の職にあ

		った職員
	5 級	職務表 1 5 級の項第 2 号の副係長の職務とは、次のとおりとする。 年齢 4 0 歳以上で在職期間 1 7 年以上の者で別に定める選考に合格したもの又は係長昇任選考に合格し、副係長の職を命ぜられたもの
	6 級	1 局全般の庶務又は予算その他これらに類する総括的業務に従事する係長のうち特に局長が指定するもの 2 係長又はこれに相当する職の在職期間 7 年から 9 年まで又は年齢 5 6 歳以上の職員のうち別に定める選考に合格したものの
	7 級	別に指定する職の職務とは、次のとおりとする。 駅務区長、運転区長、営業所長、軌道事務所長、施設事務所長、工場長、電気事務所長、電気事務所副所長、主幹及び局付主幹
企 業 職 給 料 表 (3)	1 級	定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が 1 級であった職員
	2 級	職務表 3 2 級の項第 2 号の相当高度の経験を必要とする業務を行う 2 種運輸職員、3 種運輸職員又は技術職員の職務とは、次のとおりとする。 1 1 級の実勤務期間 8 年以上で勤務成績良好な 2 種運輸職員又は技術職員 2 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が 2 級であった職員
	3 級	職務表 3 3 級の項の高度の経験を必要とする業務を行う運輸職員又は技術職員の職務とは、次のとおりとする。 1 係長昇任選考に合格し、勤務成績良好な運輸職員又は技術職員 2 2 級の実勤務期間 1 0 年以上で勤務成績良好な別に定める

	<p>運輸職員又は技術職員</p> <p>3 2級の実勤務期間12年以上で勤務成績良好な別に定める運輸職員又は技術職員</p> <p>4 2級の実勤務期間14年以上で勤務成績良好な運輸職員（駅務業務に従事する者を除く。）又は技術職員</p> <p>5 2級の実勤務期間19年以上で勤務成績良好な別に定める運輸職員</p> <p>6 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が3級であった職員</p>
4 級	<p>1 係長昇任選考合格後1年を経過し、勤務成績良好な職員</p> <p>2 3級の在級期間5年以上（1種運輸職員として採用された者にあつては10年以上）で年齢38歳以上の別に定める職員（在職期間が20年以上である者に限る。）のうち別に定める選考に合格したもの</p> <p>3 3級の在級期間10年以上（1種運輸職員として採用された者にあつては15年以上）で年齢38歳以上の別に定める職員（在職期間が20年以上である者に限る。）のうち別に定める選考に合格したもの</p> <p>4 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が4級であった職員</p>
5 級	<p>職務表3 5級の項の技能長の職務とは、次のとおりとする。</p> <p>4級の在級期間5年以上で年齢40歳以上の別に定める職員（在職期間が17年以上である者に限る。）のうち別に定める選考に合格し、技能長の職を命ぜられたもの</p> <p>職務表3 5級の項の副係長の職務とは、次のとおりとする。</p> <p>年齢40歳以上で在職期間17年以上の者で別に定める選考に合格したもの又は係長昇任選考に合格し、副係長の職を命ぜられたもの</p>

別表第1備考第2項中「及び協力隊事業に参加する場合の派遣期間（派遣された月を派遣中とし、職務に復帰した月を派遣中でないものとする。）」を削り、同表備考第4項中「第2条第7号」を「第2条第1項第7号」に改め、同表備考第13項中「同項第4号に規定する職務経験者採用試験（以下単に「職務経験者採用試験」という。）」を「職務経験者採用試験」に改め、同表備考中第14項を削り、第15項を第14項とし、同表備考に次の2項を加える。

15 地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員の職務の級は、当該降任をする職の属する職の段階にある職員に適用する職務の級のうち、最上位のものとする。

16 本表の職務欄中相当年数在職を必要とする規定の当該年数の計算に当たっては、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間を通算しないものとする。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2

番号	事由	昇給の号給数	減じる号給数
1	承認欠勤の日数が勤務成績判定期間内に通算して40日を超え80日までのとき又は傷病職免が3回以上あり、その日数が通算して30日を超え40日までのとき	3	1
2	承認欠勤の日数が通算して80日を超え120日までのとき	2	2
3	承認欠勤の日数が通算して120日を超え160日までのとき	1	3
4	承認欠勤の日数が通算して160日を超えるとき	0	4
5	勤務成績が良好でないとき	3	1
6	不承認欠勤日数が1日あったとき	3	1
7	不承認欠勤日数が2日以上あったとき	2	2
8	懲戒処分による戒告のあったとき	3	1
9	懲戒処分による減給のあったとき	2	2
10	懲戒処分による停職のあったとき	1	3
11	人事評価の結果から勤務成績が良好でないことを示す事実が認められるとき（次号の事由に該当するときを除く。）	2	2
12	人事評価の結果から勤務成績が良好でないことを明白に示す事実が認められるとき	0	4

別表第2備考第1項中「左欄の号給数は」を「号給数は、」に改め、「、右欄の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に」を削り、同表備考第2項中「日の数及び別に定める日の数」を「日の数（1時間単位の免除の場合には、勤務しなかった時間8時間をもって1日と換算し、換算後に1日に満たない端数があるときは1日とする。）及び別に定める日の数」に改める。

（管理職手当支給規程の一部改正）

第5条 管理職手当支給規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第3条第2項中「前項各号」及び「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に対する前項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める額」とあるのは「当該各号に定める額（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、当該額に当該定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」と、同項第1号中「別表第2」とあるのは「別表第3」とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

2 給与規程附則第16項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項第1号及び第3項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号中「定める額」とあるのは「定める額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）」

と、同条第3項中「給料月額」とあるのは「給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）」とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3

区 分	額
1 種	95,000円
2 種	83,000円
3 種	73,000円
4 種	66,000円
5 種	61,000円
6 種	56,000円
7 種	50,000円

(住居手当規程の一部改正)

第6条 住居手当規程（昭和47年名古屋市交通局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第28条の4第1項の規定により採用された」を「第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める」に、「第2条第4号」を「第2条第1項第4号」に、「同条第5号」を「同項第5号」に、「同条第6号」を「同項第6号」に、「同条第7号」を「同項第7号」に改める。

(単身赴任手当規程の一部改正)

第7条 単身赴任手当規程（平成2年名古屋市交通局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号及び第7号中「第28条の4第1項」を「第22条の4第1項」に、「第2条第4号」を「第2条第1項第4号」に、「同条第5号」を「同項第5号」に、「同条第6号」を「同項第6号」に、「同条第7号」を「同項第7号」に改める。

(管理職員特別勤務手当規程の一部改正)

第8条 管理職員特別勤務手当規程（平成4年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「別表」を「別表第1又は別表第2」に、「同表」を「それぞれ該当する表の」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

2 給与規程附則第16項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項及び第2項の規定の適用については、当分の間、同条第1項及び第2項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）」とする。

別表に備考として次のように加える。

備考 この表は、別表第2の適用を受けない職員に適用する。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2

職 員	金 額	
	1項勤務	2項勤務
管理職手当規程別表第1に規定する区分が1種又は2種に属する職にある職員	9,000 円	4,500 円
管理職手当規程別表第1に規定する区分が3種から5種に属する職にある職員	7,500 円	3,800 円
管理職手当規程別表第1に規定する区分が6種に属する職にある職員	6,000 円	3,000 円

管理職手当規程別表第1に規定する 区分が7種に属する職にある職員	5,000 円	2,500 円
-------------------------------------	------------	------------

備考 この表は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員に適用する。

（期末手当及び奨励手当に関する規程の一部改正）

第9条 期末手当及び奨励手当に関する規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項第4号を次のように改める。

（4）削除

第15条の2第2項中「若しくは」を「又は」に改め、同項第1号中「前項第1号又は第4号の職員（以下この項において「特定職員」という。）」を「前項第1号の職員」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「特定職員」を「前項第1号の職員」に改め、同項第5号中「特定職員」を「前項第1号の職員」に改め、「、前項第4号の職員のうち職務の級5級にある者であって段階別職位表に掲げる係長段階の職にある者（前号に掲げる職員を除く。）」を削り、同項第6号を次のように改める。

（6）削除

第15条の3第1号中「第28条の4第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第3項若しくは第4項又は第8項若しくは第9項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）に対する第1条の規定による改正後の名古屋市交通局企業職員給与支給規程（以下「改正後給

与規程」という。)第4条、第5条第9項、第22条第2項、第30条第2項、第35条第4項、第36条第2項各号及び第39条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「とおり」とあるのは「もののほか、名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程(令和5年名古屋市交通局管理規程第9号)附則別表第1及び附則別表第2の給料表」と、同条第2項中「級別基準職務表(別表第7)」とあるのは「名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程附則別表第3」と、第5条第9項中「定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、その者に適用される給料表に掲げる定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年名古屋市条例第40号)附則第3項又は第4項の規定により採用された職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた額とし、同条例附則第8項又は第9項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該暫定再任用短時間勤務職員」と、第22条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用短時間勤務職員」と、第30条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第3項若しくは第4項又は第8項若しくは第9項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)」と、第35条第4項及び第36条第2項各号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」と、第39条第1項中「第9号の2の2」とあるのは「第8号若しくは第9号の2の2」と、「承認を受けて勤務しなかった場合」とあるのは「承認を受けて勤務しなかった場合(同条第8号の規定により職務に専念する義務の免除の承認を受けて勤務しなかった場合にあっては、その免除の承認を受けた日数(時間単位で免除された場合は、当該職員の1日当たりの正規の勤務時間(1時間未満の端数があるときは、1時間とする。)をもって1日と換算する。)が同号イに定める日数を超えたときに限る。)」とする。

- 3 暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第8項又は第9項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務

職員」という。)を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、前項、附則別表第1及び附則別表第2の規定にかかわらず、当分の間、これらの規定の適用により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合(附則別表第2の適用を受ける職員にあっては、括弧内の割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、改正後給与規程に規定する手当の額の算定の基礎となる給料月額及び1時間当たりの給与額の算定の基礎となる給料月額(改正後給与規程第39条の規定により減額する場合のその算定の基礎となるものを除く。)は、前項、附則別表第1及び附則別表第2の規定により定められる額とする。

- (1) 暫定再任用職員でその職務の級が9級であるもの 1,000分の295(1,000分の233)
 - (2) 暫定再任用職員でその職務の級が8級であるもの 1,000分の177(100分の11)
 - (3) 暫定再任用職員でその職務の級が7級であるもの 1,000分の112(1,000分の42)
- 4 施行日から令和10年3月31日までの間において、職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例による改正前の職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年に達する日の属する年度の末日までの間にある職員に対する改正後給与規程第5条第6項の規定の適用については、同項中「0号給」とあるのは、「1号給」とする。
- 5 第3条の規定による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程(以下「改正後初任給規程」という。)第16条第3項及び第4項の規定は、附則第4項の規定の適用を受ける職員の昇給について準用する。この場合において、改正後初任給規程第16条第3項中「前2項」とあるのは、「第5項」と読み替えるものとする。
- 6 改正後初任給規程第16条第5項の規定の適用については、当分の間、同項中「翌年度」とあるのは、「翌年度並びに職員の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年名古屋市条例第40号)附則第3項に規定する旧条例定年に達する日の属する年度」とする。

- 7 施行日の前日現に在職する職員のうち、改正後初任給規程別表第2初任給表1企業職給料表(1)の規定の適用を受けて新たに採用される職員との権衡を著しく失することとなるものについては、別に定めるところにより、その者の職務の級及び号給を調整することができる。
- 8 附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する改正後初任給規程別表第7の規定の適用については、同表特に良好の欄中「1」とあるのは「2」と、同表良好の欄中「0」とあるのは「1」と、同表備考第2項中「1」とあるのは「2」と、「2」とあるのは「3」とする。
- 9 附則第7項の規定の適用を受ける職員のうち、改正後初任給規程別表第2初任給表1企業職給料表(1)の規定の適用を受けて新たに採用される職員との均衡上、特に調整を必要とするものについては、別に定めるところにより、その者の昇格に必要とする所定の期間を調整することができる。
- 10 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程（以下「改正後初任給細目規程」という。）第3条の規定の適用については、同項中「給与規程別表第7」とあるのは「名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（令和5年名古屋市交通局管理規程第9号。以下「一部改正規程」という。）附則別表第3」と、「給与規程に定める」とあるのは「一部改正規程に定める」と、「別表第1」とあるのは「附則別表第4」とする。
- 11 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第3項に規定する旧条例定年に達する日の属する年度にある職員（定年前早期退職者（職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）第6条の2の2に規定する者をいう。）を含む。）の当該年度の昇給の号給数は、当分の間、第3条の規定による改正前の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（以下「改正前初任給規程」という。）第16条第1項から第4項までの規定による昇給の号給数に、その者の改正前初任給規程別表第7に定める昇給区分良好に対応する昇給の号給数（以下「特例号給数」という。）を加えて得た号給数とすることができる。この場合において、旧条例定年に達する日の属する年度の4月1日から昇給日の前日までの間に第4条の規定による改正前の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程別表第2第1号から第1

0号までに掲げるいずれかの事由に該当した職員にあっては、特例号給数から、同表の減じる号給数の欄に掲げるそれぞれの事由に応じた号給数（同表第8号から第10号までに掲げるいずれかの事由に2回以上該当するとき又は同表第1号から第4号までに掲げるいずれかの事由、第6号若しくは第7号に掲げるいずれかの事由若しくは第8号から第10号までに掲げる事由の2以上に該当するとき、その者の標準となる号給数から同表の減じる号給数の欄に掲げるそれぞれの事由に応じた号給数を合算した号給数）を減じて得た号給数を、特例号給数とする。ただし、当該特例号給数が0又は負となる場合は、特例号給数を加えないものとする。

1.2 改正後初任給細目規程第23条（同条第1項第2号の規定を除く。）の規定は、特例号給数を調整する場合に準用する。この場合において、改正後初任給細目規程第22条の2中「勤務成績判定期間」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第3項に規定する旧条例定年に達する日の属する年度の4月1日から昇給日の前日までの間」と、「12月」とあるのは「6月」と読み替えるものとする。

1.3 附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する改正後初任給細目規程別表第2の規定の適用については、同表昇給の号給数の欄中「3」とあるのは「0」と、「2」とあるのは「0」と、「1」とあるのは「0」と、同表減じる号給数の欄中「4」とあるのは「1」と、「3」とあるのは「1」と、「2」とあるのは「1」とする。

1.4 附則別表第1及び附則別表第2（以下「暫定再任用給料表」という。）の適用を受ける職員のうち、第5条の規定による改正後の管理職手当支給規程（以下「改正後管理職手当規程」という。）別表第1に掲げる職にある職員に支給する管理職手当の額は、改正後管理職手当規程第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、改正後管理職手当規程第2条第2項に規定する管理職手当の区分に応じ、附則別表第5の額欄に定める額（暫定再任用短時間勤務職員にあっては、当該額に当該暫定再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間を常時勤務を要する職員の正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た

額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 1 5 暫定再任用職員は、第6条の規定による改正後の住居手当規程第4条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。
- 1 6 暫定再任用職員に対する第7条の規定による改正後の単身赴任手当規程第5条第1号及び第7号の規定の適用については、同条第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）附則第3項若しくは第4項又は第8項若しくは第9項」と、同条第7号中「法第22条の4第1項」とあるのは「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第3項若しくは第4項又は第8項若しくは第9項」とする。
- 1 7 暫定再任用職員に対する第8条の規定による改正後の期末手当及び奨励手当に関する規程第15条の2第1項から第3項まで及び第15条の3の規定の適用については、第15条の2第1項中「次に掲げる職員」とあるのは「次に掲げる職員のほか、名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（令和5年名古屋市交通局管理規程第9号）附則別表第1又は附則別表第2の適用を受ける職員（以下「暫定再任用職員」という。）」と、同条第2項中「対応して、当該各号に定める割合（）」とあるのは「対応して、当該各号に定める割合（暫定再任用職員のうち、職務の級4級の括弧内の金額を適用する者については100分の6、）」と、「6級にある者」とあるのは「6級にある者又は暫定再任用職員のうち段階別職位表に掲げる係長段階の職にある職員」と、「については、」とあるのは「については」と、同項第1号から第4号までの規定中「前項第1号の職員」とあるのは「前項第1号の職員又は暫定再任用職員」と、同項第5号中「前項第1号の職員」とあるのは「前項第1号の職員又は暫定再任用職員」と、「職務の級5級にある者（前号に掲げる職員を除く。）」とあるのは「職務の級5級にある者（前号に掲げる職員を除く。）、暫定再任用職員のうち職務の級5級にある者であって段階別職位表に掲げる係長段階の職にある者（前号に掲げる職員を除く。）」と、同条第3項中「、第1項各号に掲げる職員」とあるのは「、第

1 項各号に掲げる職員及び暫定再任用職員」と、第15条の3第1号中「地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。））」とあり、及び同条第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

（暫定再任用給料表の括弧内金額の適用）

18 暫定再任用給料表の職務の級4級の括弧内の金額を適用するものは、高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任であって特に総括的又は指導的な業務を行うものとして別に定める職にある者とする。

19 暫定再任用給料表の職務の級7級の括弧内の金額を適用するものは、特に重要、複雑かつ困難であって重大な責任を伴う事務を処理する課の長の職及びこれに相当するものとして別に定める職にある者とする。

20 暫定再任用給料表の職務の級8級の括弧内の金額を適用するものは、内部部局の部の長の職及びこれに相当するものとして別に定める職にある者とする。

（名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部改正）

21 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

附則別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

附則別表第2

1 級	地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち、退職時においてその者の属する職務の級が1級であった職員
2 級	職務表3 2級の項第2号の相当高度の経験を必要とする業務を行う2種運輸職員、3種運輸職員又は技術職員の職務とは、次のとおりとする。 1 1級の実勤務期間5年以上で勤務成績良好な2種運輸職員、3種運輸職員又は技術職員 2 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が2級であった職員

3 級	<p>職務表 3 3 級の項の高度の経験を必要とする業務を行う運輸職員又は技術職員の職務とは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 係長昇任選考に合格し、勤務成績良好な運輸職員又は技術職員 2 平成 23 年 4 月 1 日において職務の級 1 級又は 2 級であるもののうち 2 級の実勤務期間 10 年以上で勤務成績良好な別に定める運輸職員又は技術職員 3 平成 23 年 4 月 1 日において職務の級 1 級又は 2 級であるもののうち 2 級の実勤務期間 12 年以上で勤務成績良好な別に定める運輸職員又は技術職員 4 2 級の実勤務期間 14 年以上で勤務成績良好な運輸職員（駅務業務に従事する者を除く。）又は技術職員 5 2 級の実勤務期間 19 年以上で勤務成績良好な別に定める運輸職員 6 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が 3 級であった職員
4 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 係長昇任選考合格後 1 年を経過し、勤務成績良好な職員 2 3 級の在級期間 5 年以上で年齢 38 歳以上の別に定める職員（在職期間が 20 年以上（1 種運輸職員として採用された者にあつては 19 年以上）である者に限る。）のうち別に定める選考に合格したもの 3 3 級の在級期間 10 年以上で年齢 38 歳以上の別に定める職員（在職期間が 20 年以上（1 種運輸職員として採用された者にあつては 19 年以上）である者に限る。）のうち別に定める選考に合格したもの 4 定年前再任用短時間勤務職員のうち、退職時においてその者の属する職務の級が 4 級であった職員
5 級	<p>職務表 3 5 級の項の技能長の職務とは、次のとおりとする。</p> <p>4 級の在級期間 8 年以上で年齢 40 歳以上の別に定める職員（在職期間が 17 年以上である者に限る。）のうち別に定める選考に合格し、技能長の職を命ぜられたもの</p>

職務表 3 5 級の項の副係長の職務とは、次のとおりとする。

年齢 40 歳以上で在職期間 17 年以上の者で別に定める選考に合格したもの又は係長昇任選考に合格し、副係長の職を命ぜられたもの

附則別表第 2 備考第 2 項中「及び協力隊事業に参加する場合の派遣期間（派遣された月を派遣中とし、職務に復帰した月を派遣中でないものとする。）」を削り、同表備考第 5 項中「第 2 条第 7 号」を「第 2 条第 1 項第 7 号」に改め、同表備考に次の 2 項を加える。

1 1 地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項に規定する他の職への降任をされた職員の職務の級は、当該降任をする職の属する職の段階にある職員に適用する職務の級のうち、最上位のものとする。

1 2 本表の職務欄中相当年数在職を必要とする規定の当該年数の計算に当たっては、定年前再任用短時間勤務職員として在職した期間を通算しないものとする。

（名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部改正）

2 2 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（平成 26 年名古屋市交通局管理規程第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削る。

附則別表を削る。

2 3 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（令和 2 年名古屋市交通局管理規程第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「及び同項第 2 号中」を「及び同条第 2 号中」に改める。

附則別表第1

職 務 の 級	給 料 月 額
1 級	円 1 3 7 , 9 0 0
2 級	1 7 2 , 2 0 0
3 級	2 1 2 , 8 0 0
4 級	2 4 1 , 6 0 0 (2 5 7 , 2 0 0)
5 級	2 6 3 , 5 0 0
6 級	2 7 0 , 7 0 0
7 級	2 7 7 , 9 0 0 (2 9 5 , 9 0 0)
8 級	3 2 6 , 3 0 0 (3 5 6 , 1 0 0)
9 級	4 0 2 , 9 0 0

- 備考 1 この表は、附則別表第2の適用を受けない暫定再任用職員に適用する。
- 2 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
- 3 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
- 4 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。

附則別表第2

職 務 の 級	給 料 月 額
1 級	円 131,100
2 級	163,700
3 級	199,700
4 級	230,200 (243,500)
5 級	250,600
6 級	257,400
7 級	264,100 (281,300)
8 級	310,100 (338,600)
9 級	382,900

- 備考 1 この表は、暫定再任用職員のうち被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第19条（同法附則第19条の2の規定により読み替える場合を含む。）に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間における職員に適用する。
- 2 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
- 3 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。
- 4 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、別に指定する職にあるものに適用する。

附則別表第3

- | |
|---|
| 1 級 |
| 1 定型的な業務を行う職員の職務 |
| 2 業務技師及び業務士の職務 |
| 2 級 |
| 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務 |
| 3 級 |
| 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務 |
| 4 級 |
| 主任の職務 |
| 5 級 |
| 1 係長、副長、管区駅長、副所長、首席助役、電気指令室長及び主査の職務 |
| 2 高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任の職務又は別に指定する職の職務 |
| 6 級 |
| 総括係長又はこれに相当するものとして別に指定する職の職務 |
| 7 級 |
| 課長（運転指令室長を含む。）又はこれに相当するものとして別に指定する職の職務 |
| 8 級 |
| 部長、参事及び局付参事の職務 |
| 9 級 |
| 次長、本部長及び局付理事の職務 |

附則別表第 4

4 級	別に定める者
6 級	別に指定する職の職務とは、企業職給料表(1) 6級の項第1号に定める職の職務とする。
7 級	別に指定する職の職務とは、企業職給料表(1) 7級の項に定める職の職務とする。

附則別表第 5

区 分	額
1 種	92,000円
2 種	82,000円
3 種	65,000円
4 種	59,000円
5 種	51,000円
6 種	47,000円
7 種	42,000円

名古屋市交通局管理規程第10号

ICカード乗車券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第25条第3項中「名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年3月28日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロス小幡OSプラザ

名古屋市守山区小幡南一丁目24番10号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
名古屋鉄道(株)	代表取締役 山本 亜土	名古屋市中村区名駅一丁目2番4号	変更なし	代表取締役 高崎 裕樹	変更なし

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	マルミ(株)	代表取締役 中川 春原	名古屋市東区東大曽根町22番7号	(株)ユニスマイル	代表取締役 白 成澤	東京都千代田区神田練堀町68番地1	令和4年4月1日
2	—	—	—	(株)ワッツ東日本販売	代表取締役 山野 博幸	東京都北区赤羽2丁目51番3号	平成25年12月1日

3	—	—	—	株らくだ	代表取締役 外村 英二	名古屋市千種区青柳町 5丁目18番 地	令和 3年 3月 1日
---	---	---	---	------	----------------	---------------------------	----------------------

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 3年 6月25日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1の小売業者については、名称、住所及び代表者変更のため
- (3) No. 2及びNo. 3の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 5年 3月 9日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 3月28日から同年 7月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 7月28日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年3月28日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
DCM元塩店・（仮称）平和堂元塩店
名古屋市南区元塩町4丁目20番地1

- 2 変更した事項

大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
DCMカーマ元塩店	DCM元塩店・（仮称）平和堂元塩店

- 3 変更の日

令和5年3月3日

- 4 変更した理由

店舗名称変更のため

- 5 届出の日

令和5年3月3日

- 6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 3月28日から同年 7月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 7月28日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年3月28日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
DCM元塩店・（仮称）平和堂元塩店
名古屋市南区元塩町4丁目20番地1

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場		収容台数	
変更前	変更後	変更前	変更後
建物東側平面駐車場	平面 駐車場①	184台	164台
建物屋階駐車場	屋上 駐車場②	218台	37台
計		402台	201台

駐車場の位置については、縦覧によります。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場		収容台数	
変更前	変更後	変更前	変更後
建物東側駐輪場	ホームセンター区画東側駐輪場①	90台	66台
—	スーパーマーケット区画東側駐輪場②	—	52台
計		90台	118台

駐輪場の位置については、縦覧によります。

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設		面積	
変更前	変更後	変更前	変更後
建物北側荷さばき施設	ホームセンター区画北側荷さばき施設①	580m ²	60.0m ²
—	スーパーマーケット区画南側荷さばき施設②	—	30.0m ²
計		580m ²	90.0m ²

荷さばき施設の位置については、縦覧によります。

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設		容量	
変更前	変更後	変更前	変更後
建物北側再利用対象物保管庫①	ホームセンター区画北側廃棄物等保管施設①	49.5m ³	55.1m ³
建物北側再利用対象物保管庫②		4.8m ³	
建物北側その他廃棄物保管庫		7.2m ³	
—	スーパーマーケット区画南側廃棄物等保管施設②	—	6.4m ³
計		61.5m ³	変更なし

廃棄物等の保管施設の位置については、縦覧によります。

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
DCM(株)	午前10時00分	変更なし	午後 8時00分	変更なし
(株)平和堂	—	午前 8時30分	—	午後 9時30分

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場		駐車可能時間帯	
変更前	変更後	変更前	変更後
建物東側平面駐車場	平面 駐車場①	午前 9時30分から 午後 8時30分まで	午前 8時00分から
建物屋階駐車場			午後10時00分まで
	屋上 駐車場②		

(7) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯

変更前	変更後	変更前	変更後
建物北側荷さばき施設	ホームセンター区画北側荷さばき施設①	午前 9時00分から 午後 7時00分まで	午前 6時00分から 午後10時00分まで
—	スーパーマーケット区画南側荷さばき施設②		

3 変更の日

(1) 2(1)から(4) までについては、令和 5年11月 5日

(2) 2(5)から(7) までについては、令和 5年 5月18日

4 変更しようとする理由

テナント入店に伴う、施設の配置及び運営方法に関する事項の変更のため

5 届出の日

令和 5年 3月 3日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

南区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 3月28日から同年 7月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 7月28日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年3月30日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

栄ビル

名古屋市中区栄三丁目 401番 ほか 8筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
栄ブラビーパーキング	7台	—	232台	—
ナディアパーク駐車場	34台	41台	440台	変更なし
その他駐車場	220台	変更なし	2,492台	変更なし
計	261台	変更なし	3,164台	2,932台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
栄ブラビーパーキング	午前 0時00分から 午後12時00分まで	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後

栄ブラビーパーキング	2箇所	—
その他駐車場	29箇所	変更なし
計	31箇所	29箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 5年 4月 1日

4 変更しようとする理由

契約駐車場の閉鎖のため

5 届出の日

令和 5年 3月24日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 3月30日から同年 7月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 7月31日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年3月30日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋三越栄店・ラシック

名古屋市中区栄三丁目 501番 ほか47筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
サカエブラビーパーキング	24台	—	232台	—
セントラルパーク	16台	21台	490台	570台
アートパーク東海	7台	20台	412台	512台
ナディアパーク	14台	20台	300台	420台
その他駐車場	1,004台	変更なし	4,706台	変更なし
計	1,065台	変更なし	6,140台	6,208台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
サカエブラビーパーキング	午前 0時00分から 午後12時00分まで	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
サカエブラビーパーキング	1箇所	—
その他駐車場	43箇所	変更なし
計	44箇所	43箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 5年 4月 1日

4 変更しようとする理由

契約駐車場の閉鎖のため

5 届出の日

令和 5年 3月22日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 3月30日から同年 7月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 7月31日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年3月30日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松坂屋・エンゼルビル・栄ガスビル
名古屋市中区栄三丁目1601番 ほか24筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
東宝(株)	代表取締役 島谷 能成	東京都千代田区有楽町一丁目2番1号	変更なし	代表取締役 松岡 宏泰	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	(株)TASA KI	代表取締役 田島 寿一	神戸市中央区港島中町六丁目3番地2	変更なし	変更なし	神戸市中央区港島中町七丁目3番地1	令和3年12月24日
2	(株)アトリエ パルファン ・香りのア トリエ	代表取締役 田代 英代	名古屋市昭和区長戸町三丁目39番地	変更なし	変更なし	名古屋市中区葵一丁目27番37号	令和元年10月1日

3	(株)スヴェンソン	代表取締役 兒玉 圭司	東京都港区 赤坂一丁目 9番13号	変更なし	変更なし	東京都港区 赤坂一丁目 12番32号	令和 4年 2月 14日
4	アクティブ ヒアリング (株)	代表取締役 前地 尊之	東京都墨田 区堤通 1丁 目19番 1号	ブルームヒ アリング(株)	変更なし	東京都港区 浜松町 2丁 目 7番 1号	別途 記載

3 変更の日

- (1) 設置者の代表者については、令和 4年 5月26日、住所については、平成 17年 4月 1日
- (2) No. 1からNo. 3までの小売業者については、2(2)で既述
- (3) No. 4の小売業者の名称については、平成27年 4月30日、住所については 令和 3年 1月22日

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者及び住所変更のため
- (2) No. 1からNo. 3までの小売業者については、住所変更のため
- (3) No. 4の小売業者については、名称及び住所変更のため

5 届出の日

令和 5年 3月15日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 3月30日から同年 7月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5 年 7 月 31 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和5年3月30日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松坂屋・エンゼルビル・栄ガスビル
名古屋市中区栄三丁目1601番 ほか24筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
アートパーク東海	3台	変更なし	560台	512台
ナディアパーク地下駐車場	93台	94台	440台	変更なし
サカエブラビーパーキング	1台	—	232台	—
その他駐車場	1,042台	変更なし	5,427台	5,427台
計	1,139台	変更なし	6,659台	6,379台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
サカエブラビーパーキング	午前0時00分から 午後12時00分まで	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
サカエブラビーパーキング	1箇所	—
その他駐車場	51箇所	変更なし
計	52箇所	51箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 5年 4月 1日

4 変更しようとする理由

一部契約駐車場の閉鎖のため

5 届出の日

令和 5年 3月15日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
 中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 3月30日から同年 7月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 7月31日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第6項の規定により次のとおり公告します。

令和5年3月30日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
米兵 2号店
名古屋市中区大須二丁目19番36号
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,495平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和4年5月1日
- 5 廃止する理由
店舗閉店のため

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 5年 3月28日懲戒処分に付した。

令和 5年 3月28日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

所属・補職 (階級)	処分の内容	処分理由
消防局・消防官 (消防士長)	停職 1月	地方公務員法第29条第 1項 第 1号及び第 3号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 5年 3月28日懲戒処分に付した。

令和 5年 3月28日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

所属・補職 (階級)	処分の内容	処分理由
消防局・消防官 (消防士長)	減給10分の 1 1月	地方公務員法第29条第 1 項 第 1 号、第 2号及び第 3 号